

駒澤大学大学院人文科学研究科 博士（歴史学）学位請求論文

日本古代の身分秩序

―表象としての馬・牛車―

古谷紋子

目次

序章	日本古代における身分秩序の概観	1
はじめに		1
一、古代中国・日本における身分標識の機能		2
二、本論の分析視角		8
第一部	路上における古代の身分秩序	
第一章	養老儀制令在路相遇条の検討	21
はじめに		21
一、儀制令にみられる下馬礼―親王・致敬・国司・避貴老―		23
二、『延喜式』の下馬礼・致敬礼、『西宮記』の致敬礼・車礼		37
三、弾正台・京職の下馬法		45
むすび		52
第二章	平安前期の牛車と官人統制	60
はじめに		60
一、嵯峨天皇の牛車政策		60

二、牛車の流行と貴族の邸宅	63
三、宇多天皇の牛車政策	66
四、宇多天皇と藤原基経・源融―腰輿宣旨―	71
むすび	74
第三章 車札からみた殿下乗合事件	84
はじめに	84
一、『平家物語』と『玉葉』の殿下乗合事件	86
二、平安中・後期の下馬札・車札	93
三、『枕草子』・『蜻蛉日記』の女車・下馬札・車札	108
むすび	118
第二部 官人秩序と非違の糺弾	
第四章 律令官人と乗馬―天武十三年閏四月丙戌詔の検討	129
はじめに	129
一、天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の検討	130
二、馬の普及と乗馬の風習、武装関連史料	138
むすび	145
第五章 天武朝における法秩序の形成と糺職	155
はじめに	155

一、法秩序の形成と藤原京遷都	156
二、検閲と巡察、糺職大夫と弾正台	164
むすび	172
第六章 弾正台の非違糺弾について	179
はじめに	179
一、巡察・糺職、令規定の弾正台の職掌	180
二、朝政や儀式における弾正台	188
むすび	200
第三部 内裏のなかの身分標識―童・女性・宿老―	
第七章 内裏のなかの「蔭孫」童	209
はじめに	209
一、元服同時叙爵	211
二、童殿上の小舎人、蔵人所の小舎人	215
三、名簿奉呈―内・院・女院―	220
四、童舞と十一世紀の童殿上	228
むすび	233
第八章 輦車宣旨・牛車宣旨・中重宣旨	243
はじめに	243

一、輦車宣旨対象者	244
二、牛車宣旨対象者	259
三、輦車宣旨と牛車宣旨の関係	269
四、中重輦車宣旨	281
むすび	289
第九章 輦車と平安貴族社会―親王・女性―	297
はじめに	297
一、輦車の規格と親王・女御・女官の輦車	298
二、天皇・皇太子のキサキ、摂関家の正妻、その他	308
三、輦車のゆくえ	321
むすび	324
付論 道鏡の「赤皮舄」	331
はじめに	331
一、礼服御覧と天皇の礼服	332
二、クツと衣服制	336
三、僧侶のクツ・仏事の王卿・道鏡の赤皮舄	340
四、国家財政の危機と大蔵省の綿	344
むすび	348

終章	身分表象としての馬・牛車のゆくえ	355
一、	本論のまとめ	355
二、	身分表象としての馬・牛車のゆくえ	364

序章 日本古代における身分秩序の概観

はじめに

本論は、日本古代の身分秩序について、表象としての馬・牛車から考察することを目的としている。一般的に、日本古代の身分秩序は、律令制的身分秩序としての王民・百官人・公民・品部・雑戸・賤民などの身分秩序と、律令国家以前に起源を持つ伝統的な姓（カバネ）の二通りの身分秩序があるとされている⁽¹⁾。律令体制の身分体系の特徴は、この二つの身分秩序を有することである。律令制的身分秩序は、大きく良民と賤民に分けることも出来る。王権のもとで姓（カバネ）は身分的従属を示すに過ぎなかったが、天武十三年（六八四）の八色姓の制定により、姓（カバネ）には高下尊卑の秩序が与えられている。族制的秩序としての姓（カバネ）は、やがて官人の身分標識としての位階獲得の手段となるのである。こうした姓（カバネ）や位階などの身分秩序は、ほかに冠や衣服・礼行為などのモノや行為による考察が可能である。筆者は、こうした可視的な表象物を素材として、日本古代の身分秩序を論じることを狙いとしている。なかでも乗用される馬・牛車と、それらに乗る官人同士が相遇した際の「礼」行為を主要な素材としたい。

日本古代の身分秩序を表象物から考察する手法として、参考とするのは武田佐知子の著書『古代国家の形成と衣服制―袴と貫頭衣―』（吉川弘文館、一九八四年）である。東アジアにおける衣服の機能について、武田佐知子は次のように述べる⁽²⁾。

位記の施行によって、可視的な身分標識は、より本質的なものとしての位置付けを失いはするが、決して消

滅することはなく、社会に対して身分を公示していく機能を担い続けるのではないだろうか。大宝令の位階制は、前述の如く位記を本質的身分標識としはしたが、もとより大宝衣服令はそれによって位階表示の機能を放棄したのではない。

大宝律令の施行にともない、律令官人には位記が与えられたが、衣服は社会全体に身分を公示し続ける機能を持ち続けるというのである。衣服に身分を公示する機能があるのであれば、衣服令の規定を含めて、髪型や服飾、舄、身分に伴なう馬・牛車などの乗り物と、乗り物を利用するうえでの儀礼行為―下馬礼・車礼―などを検討することは、身分標識の機能を考察するうえでは有効な手段といえるのではないだろうか。

一、古代中国・日本における身分標識の機能

1、古代中国の輿服制度

中国史研究において、天子を頂点とする礼制秩序である「礼」と、律令支配体制下の皇帝支配のための「法」という、二つの規範体系の相補的關係の解明が進められている。⁽³⁾ 中国の典制において、天監元（五〇二）年に編纂が開始された『天監律令』は、輿服制度全般、朝服制・祭服制・車制に重点が置かれたとする小林聡による指摘がある。⁽⁴⁾ 小林聡には礼制と関わる朝服制の研究もあるのだが、身分標識を示す車制に目を向ければ、六世紀にようやく典制にも及ぶことも指摘している。また唐代後半は路遇礼に関わる紛糾・騷擾事例がみられる。⁽⁵⁾ そうした事例がそれ以前にみられないのは、当該期の移動手段が馬車から騎馬に変化したことによるとみられる。

青銅器文化を持つ中国では、すでに殷時代から馬車が利用されている。⁽⁶⁾ 中国の馬車は、二つの車輪をもった車体に一本の轅をつけ、その両側に一對の馬を繋駕する方式である。殷周時代の車は大量に発見されており、殷墟では四十一基もの車馬坑が発見されている。⁽⁷⁾ 車馬埋葬はその遺構の規模、殉馬や車の数、車馬具の数や規格などから、社会的地位が表れたものであるという。また馬車の製作は木工・金工・皮革加工などの技術が必要とし、手工業の集大成といえる産物である。

中国の車制とは馬車を指し、馬車は先秦時代から社会的身分の象徴である。馬車は牛車へと移行し、唐代以降の士大夫は背の高い馬への騎乗もなくなり、車駕制度の重要性は廃れたとの見通しが立てられている。⁽⁸⁾ 『中国古代車馬の考古学的研究』の監訳を行なった岡村秀典は、中国の車駕制度の変遷について、つぎのように述べる。⁽⁹⁾ 中国における馬と馬車の出現は、殷後期のことであり、殷・西周時代には馬車は戦車、牛車は荷車として用いられ、東周・秦漢時代の馬車は多様化し、社会身分を表徴するようになる。後漢時代の戦争は馬車から騎馬に転換し、魏晋南北朝時代になると馬を馬具で飾るようになり、乗り物としては牛車に交替するという。

中国の車制に関連して、野田有紀子による唐鹵簿令の研究がある。⁽¹⁰⁾ 『周礼』に淵源を持つ王の儀礼別の車制について、北周では皇帝十二輅の制があり、隋はこれを改め皇帝五輅の制を施行している。これは「王の五輅」に安車・四望車を加えたもので、唐代の皇帝の車制と同じであったという。また南北朝期以降、皇帝は重要な儀式に向かう時には五輅すべてを備えており、これは皇帝が国家的儀礼すべてを主催する権限を有したことで、中国社会全体を統治する権力を握っていることを顕示する意図があったという。さらに皇帝の車制と皇太子・皇族・諸臣の車制が結び付けられ、中国社会では皇帝を含む同一の身分秩序体系であったことを指摘している。また野田有紀子は日本古代の車制との比較をしている。⁽¹¹⁾ 日本は鹵簿令を継受することはなかったが、令文は天皇鹵簿の規

定があり、中国鹵簿の影響は認められるとしている。そのうえで、中国では行幸目的による編成と規模の異なる大駕・法駕・小駕の鹵簿のランクであったのに対し、日本では目的地が京外、京中、宮内により区別されており、平安初期は大小もしくは大中小のランク付けであったとしている。そして、古代日本における車制と身分秩序との関係は、奈良時代は天皇・皇后・上皇は輿、そのほか皇族・貴族は騎馬が一般的であったことを述べている。また平安前期は皇族・貴族に牛車が普及し、上皇も牛車に乗るようになり、御輿は原則として天皇に限られることを述べている。また平安時代に諸皇族・貴族は身分や儀式に応じ、輦車、糸毛車・檳榔毛車に乗るようになるもの、天皇と諸皇族・貴族は同じ乗物に乗ることはなく、車制と身分秩序体系は同一の系統ではなかったことを明らかにしている。

2、古代日本における可視的な身分秩序

古代日本における身分標識は、推古朝の冠位十二階を端緒として、天武朝では公事のために朝服が設定され、律令法では礼服・朝服・制服などに分かれ、律令官人は、冠・袍・腰帶・袴・寫などの朝服をおもに着用することになったのである。朝服は宮門外で着用されることにより、あらためてその身分を公示する機能を発揮する。宅内で朝服を着用し宮門に到るように詔が出されたのは、持統朝のことである。それ以前とは異なり、公事の間だけでなく、宅内から朝服を着用する朝参が行なわれることになったのである。公事の間と、それだけに限らず、つぎの段階として朝服用者が宮門外を往来することで、朝服ははじめて身分標識としての機能を発揮するようになるのである。朝服は宮門の内側の同じ集団のなかでは階層性を表示し、宮門外では

朝服着用者の身分は他者と相対化されることにより、はじめてその身分はより明確になり、朝服着用者の身分集団としての官僚制が形成されることになるのである。

律令に規定される朝服は、律令官人の身分標識であると同時に、その身分集団の階層秩序を表す標識でもある。天武朝における袴導入はなかなか進まなかったとする指摘もあるが、その受容は意外にも早かったのではないだろうか。それは綺帯、すなわち腰帯、ベルトの存在である。養老衣服令5朝服条は、金銀装の腰帯と烏油の腰帯を規定している。前者は親王以下、五位以上の官人の着装する腰帯（ベルト）であり、烏油の腰帯は六位以下の官人が着装する腰帯である。考古学において腰帯具は、古代の官衙施設を特定する重要な要素とされており、全国各地から出土している⁽¹²⁾。田中広明によると、腰帯具は賜与の対象ではなかったが、その使用をめぐり、銅製帯金具（鈿帯（かたい））の禁止、雑石の使用開始、鈿帯の復活と再度の禁止などがある。腰帯は都城で作られたものを、地方においても国司が着装したものであり、雑石はおもに国司や郡司などの腰帯に装着された。それに対し、白玉や玳瑁、牛角などは使用者が限られたという⁽¹³⁾。腰帯は身分により種類は異なるが、朝服を着用する律令官人は必ず着装するものである。腰帯は中央・地方を問わず、官人層の着装するものであった。袴・袍・腰帯を含む朝服は、のちに多様化し、私服としての直衣や禁色・雑袍の勅許などが公に認められるようになる。また服色としての位色は、十一世紀初頭、黒色に統一されるようになる。朝服のほかにも身分を公示する服飾や身分的特権は、挿頭花（かざし）、禁色勅許、勅授帯剣、赤色袍などを挙げることが出来よう。そのほか免列宣旨、本座勅許、隨身兵仗、准三宮、輦車・牛車宣旨などを挙げることがができる。

以下、それぞれの身分標識の特徴を挙げることにする。

挿頭花について、永島朋子は次のような指摘を行なっている⁽¹⁴⁾。すなわち挿頭花は下賜品であり、九世紀中ごろ

成立の大臣大饗では、大臣・納言・参議という公卿層内部の細分化された編成原理を可視化する役割を有したことを指摘している。また石清水・賀茂臨時祭の藤・桜・山吹などの挿頭花の序列は、公卿・殿上人・諸大夫といった編成原理を可視的に表象する身分標識として機能したことも指摘している。挿頭花は大臣大饗・石清水臨時祭・賀茂臨時祭など、限られた空間や祭での身分標識であるといえる。

小川彰は、禁色は相当位以外の位色、特殊な位色のことであるとし、支子・黄丹・赤・青・深紫・深緋・深蘇芳の七色、有文の綾織物、窠に霰文の表袴などを指し、禁色勅許とは殿上人の一部や蔵人に服装の上で公卿待遇を与えるものであると指摘している。⁽¹⁵⁾ 家の成立による昇進形態の固定化が進むと、殿上人層内部に公卿昇進を約束されている者とそれ以外との身分標識が必要になり、そのため禁色勅許が必要であったという。また、公卿昇進可能者全員に禁色勅許があったわけではないことも指摘している。禁色は、殿上や殿上人内部の身分標識であるといえる。

勅授帯剣について、安田政彦の指摘は以下のようである。⁽¹⁶⁾ 桓武天皇（七三七―八〇六）の時期からみられる勅授帯剣は、本来は文官が儀式において帯剣する特権であり、十二世紀に大臣が帯剣する慣例が形成された。摂関家子弟や近衛大将辞任による勅授、納言以下の勅授の場合は摂関家とつながりの深い者、天皇との関係の深い者などへの勅授があり、後三条朝以降は院近臣を中心に勅授されるという。

赤色袍については、末松剛による研究がある。平安後期に天皇・上皇・摂関に限られた衣服であり、摂関家では内宴において天皇とともに着用し、行幸・御幸の天皇・上皇の非着用時に摂関家の赤色袍着用が確認できることを指摘している。⁽¹⁷⁾ また中世摂関家の服飾故実として、藤原忠実（一〇七八―一一六二）の頃に成立したとしている。赤色袍は天皇や上皇、中世摂関家の服飾であり、身分標識としては限定的である。

免列宣旨は、節会などに際し列立することなくただちに昇殿着座することのできる宣旨である。末松剛は、以下の指摘をしている。⁽¹⁸⁾ 元日節会などの諸節会において、その参加者の歴名を最後に確認して奏上する、内弁と称される役割は、おもに筆頭公卿が務めていた。免列宣旨は高齢者に出されることの多い宣旨であり、高齢の筆頭公卿に宣下された場合、ただちに昇殿できるばかりでなく、内弁の免除を意味するものであったという。免列宣旨とは節会に限定された宣旨といえる。

本座勅許は、官を辞した公卿に対して本来の座次を保証するものである。撰関を含めて太政官の議政官本官（太政大臣、左右内大臣、大・中納言、参議）を辞任した者、もしくは解任された者に対し、鳥羽院政期以降、貴族社会において公卿辞任後の座次を保証する制度として確立定着したことを、酒井宏司は述べている。⁽¹⁹⁾

隨身兵仗は、撰関や上皇に与えられた身边警護者のことであり、近衛府の官人や舍人、内舍人などを下賜されることを笹山晴生は述べている。⁽²⁰⁾

准三宮は、三宮（太皇太后・皇太后・皇后）に准じた待遇であり、藤原良房（八〇四―八七三）を初例として、撰関、皇族、僧侶などに与えられたことを、櫻山和民は述べている。⁽²¹⁾

輦車宣旨については、渡辺直彦、齋藤融などによる研究がある。⁽²²⁾ 輦車・牛車宣旨は、徒歩を原則とする内裏に、輦車あるいは牛車で出入りすることが出来る宣旨である。初めは女性に与えられた輦車宣旨は、その後、撰関、大臣、僧侶、親王にも範囲を広げて与えられている。藤原忠平（八八〇―九四九）を初例とした牛車宣旨も、その対象範囲は輦車宣旨と重なることがある。輦車宣旨の宣旨形式については、渡辺直彦による研究がある。出入りの範囲について齋藤融によって考察されている。

平安宮で行なわれた政務や儀式は次第に内裏へと場を移し、やがて内裏における儀式も行われなくなると、挿

頭花・勅授帶劍、免列宣旨などの儀式上の特権は機能しなくなる。こうした身分標識や身分的特権のうち、本座勅許・隨身兵仗・准三宮・牛車宣旨などは、中世以降にも宣下されており、身分秩序を考察するうえでは有効と考えられる。

二、本論の分析視角

筆者は、表象としての馬・牛車からみた身分秩序を考察するものである。その際の主な素材は、①官人間の儀礼行為、②馬、③牛車である。

①官人間の儀礼行為については、喜田新六の研究がある。⁽²³⁾喜田新六は、養老儀制令10在路相遇条は、上級者に対して下級者が下馬する場合と、馬を駐めて路辺に接立する場合との二分類があるとしている。そして、当該条文と条文に引用される古記や義解の解釈、八十一例などが引用する下馬礼の上級者とそれに対応する下級者の事例を列挙している。下馬礼の儀礼行為に関して、下馬と馬を駐めて路辺に接立する場合の二段階の下馬礼の存在を指摘した点は、評価できよう。しかし、上級者と下級者の身分について、位階や官職、親王や詔使、国司、国の百姓、凡人などを同列に掲げており、令の規定がどのような身分秩序を反映させた規定であったのか、わかりにくい。事例の典拠である古記・義解・八十一例・令集解諸説も、時系列に沿う検討ではなく、大宝律令の制定時期の実情を踏まえた考察や、その後の展開の考察は必要である。

②馬については、騎兵隊の存在による律令軍制の研究は数多くなされている。筆者の論点とはずれるためここでは省略する。そのほか馬に関わるものとして、小林行雄、藪田香融、直木孝次郎、近藤好和、高橋昌明などの

研究が挙げられる。小林行雄は、乗馬は五世紀前半に日本に広がったとする⁽²⁴⁾。直木孝次郎は、馬は四世紀末から五世紀前半のあいだに、馬飼部を管理する伴造氏族の分布から河内、倭（大和）を中心に、讃岐・播磨・筑紫・日向・甲斐などの広範囲に広がったとする⁽²⁵⁾。そして、壬申の乱の馬に関わる記述からは、大海人皇子の舍人や従者に限らず、中・下級官人は馬に乗ることが出来るものが多かったことを述べている。藪田香融は、壬申の乱における近江朝廷側の騎兵隊に注目し、令制軍団組織に騎兵隊の編成があり、外客の送迎や行幸の従駕、元日の陳列、五月五日の騎射などに活動をしたとする⁽²⁶⁾。

近藤好和は、馬体の研究による在来馬は、体高一三〇〜一三五cmの中型馬と、体高一一〇〜一二五cmの小型馬であり、馬具である手綱・銜・鞍橋・鐙を基本とする装具のうち、もつとも重要で最初に成立した馬具は手綱であるとしている⁽²⁷⁾。高橋昌明は、上流貴族は乗馬習慣を失うことはなかったことを述べている⁽²⁸⁾。そのほか、駄馬の利用や貢上馬などの考察もある⁽²⁹⁾。

乗馬の風習や馬の分布、馬体や馬具の研究がなされているのだが、馬からみた身分秩序を考察しようとする場合、武士のあり方から貴族の乗馬に言及する高橋昌明の視座は、注目に値する。乗馬の風習の考察はあるが、貴族の乗馬はこれまで考察の対象にされてこなかったからである。貴族や律令官人の乗馬への言及は、ほとんどなされなかったと言って良いほどで、奈良時代には騎馬が一般的であったと述べられてきたに過ぎない。

そこで乗馬の訓練や馬の所有などを含めて、律令官人が移動手段としての馬を獲得するのはいつごろか、という問題が生じる。律令官人の移動手段については、法制上は何も規定しないからである。

③牛車については、松本政春、加藤友康、佐多芳彦、野田有紀子、京楽真帆子の研究が挙げられる。松本政春は、軍国体制の終焉により牛車が盛行したとする⁽³⁰⁾。加藤友康は、牛車を乗用と荷車とに分けて考察し、乗用の牛

車は九世紀中頃に女性が、九世紀末に男性が乗用するようになったことを指摘している⁽³¹⁾。加藤友康の研究を受けて佐多芳彦は、牛車は平安貴族社会を、駕籠は近世封建社会を象徴する乗り物として捉え、それぞれの特性を述べ⁽³²⁾る。そして弘仁六年（八一五）の女性の牛車利用の認知と、寛平七年（八九五）の男性の乗車の追認、長保元年（九九九）の当該期の身分秩序である昇殿制による乗車資格について述べている。

野田有紀子は、行列を意味する鹵簿とその規定について、日本の律令は鹵簿令の継受がなかったことを指摘し、日本では天皇とそれ以外の諸皇族・貴族とでは、車制と身分秩序体系は同一の系統ではないことを明らかにしている⁽³³⁾。

京楽真帆子は、牛車を平安貴族文化の象徴と位置づけたうえで、都の貴族文化を考える分析視角として牛車のなかでも檳榔毛車を取り上げている⁽³⁴⁾。

ほかに牛車ではないものの、橋本義則は御輿を対象とした考察を行なっている。御輿の乗車資格を持つ皇后や上皇は牛車を移動手段とすることもあり、本論の内容と隣接する⁽³⁵⁾。また清水みきの研究は、古代輿の復原の考察であるが、『延喜式』に記される御輿・腰輿・腰車・牛車の素材について言及している⁽³⁶⁾。

これらの研究は、牛車の流行に注意が向けられるほか、牛車と身分秩序の問題、牛車を文化と位置づける視点などである。留意すべき点は、律令制における移動手段が天皇の許可を必要とするものとする視座に立ち返るとき、牛車は優れて身分を伴う政治的な乗り物であることが指摘出来る。牛車の流行や文化の問題として片付けることなく、それ以前とは異なる新たな移動手段としての牛車について、身分を伴う法制や政治の問題として捉え直す必要がある。

以上の点を踏まえて、第一部第一章から第三部第九章および付論を用意した。

第一部「路上における古代の身分秩序」とは、抽象的な表現であるが、路上の儀礼行為である下馬礼のことである。下馬礼の成立と、その展開過程としての致敬礼や車礼について、八世紀から十二世紀にかけての時期を対象として考察を行なうものである。また平安前期の牛車の乗車許可と禁制、それによる身分秩序の再構築の過程についても考察を加える。

第一章の「養老儀制令在路相遇条の検討」では、下馬礼の規定である養老儀制令10在路相遇条について考察を加える。当該条文の前後には致敬礼・拝礼などの用語を持つ条文があり、致敬とは律令や『延喜式』、『西宮記』にも登場する史料用語である。下馬礼は致敬の用語を含む儀礼行為とみられ、儀制令9元日条、11遇本国司条、僧尼令19遇三位已上条の諸条文に考察を加えて下馬礼について考察する。また、大宝令の法意により近い時期の解釈である古記や八十一例の下馬礼に考察を加える。それにより、大宝令の制定時期の下馬礼に迫ることが可能となると思われる、そのうえで奈良・平安時代の下馬礼について考察する。つぎに下馬礼に該当する『延喜式』の全五条の条文について考察し、令規定の下馬礼の展開過程を考察する。また『西宮記』は致敬礼・車礼についての記載があり、平安時代に乘られ始めた牛車の路上の儀礼行為について考察する。そして、下馬礼に関する特殊な事例として、弾正台と京職に限られる、『延喜式』の下馬法の規定について考察する。

第二章の「平安前期の牛車と官人統制」では、牛車政策について考察を加える。弘仁六年（八一五）に女性と子どもに限定して牛車の乗車が許されると、以後の貴族官人は乗車許可のないままに牛車に乗るようになる。そして貴族官人の移動手段は、乗馬と牛車とが並行して用いられることになるのである。この移動手段に禁制を加えることにより、身分秩序の再構築を図ろうとする宇多天皇の牛車政策を考察する。

第三章の「車礼からみた殿下乗合事件」では、『平家物語』の殿下乗合事件を素材として、車礼について考察

を加えている。殿下乗合事件とは、平資盛（清盛孫・重盛二男）が摂関家の松殿基房と遭遇し、松殿基房の隨身による恥辱行為を受けて報復したとするものである。実際の報復指示者である平重盛の報復理由は、車礼が発端にあることを、『玉葉』をはじめとする古記録や『枕草子』『蜻蛉日記』などの題材に考察を加える過程で明らかにする。『延慶本平家物語』には、洛中で馬に乗るほどの者が下馬しないとは何ごとかとの記述がある。こうした記述からは、馬や牛車による移動の慣行が当該期の身分秩序であることが判明する。

第二部「官人秩序と非違の糺弾」では、古代における身分標識の形成過程と、身分秩序を維持する目的のために設置されたと思われる官職について考察を加える。律令官人の身分標識は、衣服令に規定されるところの朝服があり、冠・位袍・腰帶・袴・寫などが朝服一式である。位階ごとに色が定められている位袍は、視覚的に官人秩序の維持機能を果たしたとみられる。また日本列島固有の下衣とは異なる袴の導入は、天武朝において奨励された政策の一つである。袴の奨励は、官人に移動手段としての乗馬の普及を目的としたと考えられる。また天武朝の官人化政策に伴う罰則は、日本列島固有の罪に伴う罰則とは異なることから、当該期に法秩序の形成も行なわれたとみなし、考察を加える。身分標識の違反行為は、官人秩序の維持を困難にさせるものである。その維持に必要な装置としての官職である弾正台とその前身官司について考察を加える。

第四章の「律令官人と乗馬―天武十三年閏四月丙戌詔の検討―」では、律令官人の移動手段を探る手がかりとして、天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔について考察する。律令官人は、駅伝馬の利用規定があることにより、駅馬を利用して京と地方とを往来している。そのことは、乗馬の訓練が律令官人に必要であることを示すと思われる。ところが律令は駅伝馬や下馬礼などの儀礼行為を規定するのみであり、律令官人の移動手段の位置づけは明らかではない。古代において乗馬を移動手段と位置づける選択がなされた時期について考察する。

第五章の「天武朝における法秩序の形成と糺職」では、法秩序の形成過程について考察する。天武朝の官人化政策の罰則は、身分秩序の維持目的で定められたが、その罰則は列島固有の罪とは本質を異にする。固有の罪から官人化政策のため罰則へと転換する過程を考察するとともに、同じく身分秩序の維持装置としての役割を担う弾正台の前身官司、糺職の成立と職掌について考察する。

第六章の「弾正台の非違糺弾について」では、前章で考察した結果を踏まえて、身分秩序を維持する装置としての令制弾正台の職掌について考察する。従来の中国御史台との比較検討に抛らず、律令、『延喜式』、儀式書などによって、大宝律令制定当初の弾正台の職掌について考察する。

第三部「内裏のなかの身分標識―童・女性・宿老―」では、平安時代の身分秩序を考察する手がかりとして、内裏に出入りする位階と官職を持たない童について考察する。律令法では官人出身法を定めており、こうした出身制度に対応するべく、渡来系氏族を母方に持つ桓武天皇は、氏族政策として改氏姓を行ない、渡来系氏族の身分を上昇させて平安貴族化を図っている。また藤原氏のなかでも光仁天皇を即位させた功績を足がかりに、藤原百川の子息緒嗣は舍人出身法とは異なり、六位を授けられている。蔵人所の成立以降は、舍人出身法は変容し、蔵人所を経る昇進するコースが成立している。つぎに内裏に出入りする天皇のキサキや天皇の子、政治を行なうために内裏に出入りする宿老の大臣について、輦車宣旨や牛車宣旨、中重輦車を手がかりとして考察し、あわせて輦車のゆくえについても考察する。

第七章の「内裏のなかの「蔭孫」童」では、律令制の出身法と位階獲得法が平安時代になどのように変質したのかについて考察する。上流貴族の子弟は、位階と官職を持たない童身分が昇殿する童殿上の制度が存在する。童は、天皇の許可を得て小舎人として内裏清涼殿の殿上の間に昇殿する。通過儀礼の元服と官位獲得過程とが一体

化した童殿上のプロセスについて考察する。

第八章の「輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車」では、内裏に出入りする際は徒歩であるが、それ以外の手段としての輦車宣旨について考察する。輦車は車の前後に付属する轅を人が牽引し、移動を可能にした車である。おもに内裏で利用された車である。初期には女官が許可され、のちに老宿の大臣を対象とするようになる。牛車で内裏に出入りすることが可能になると、撰関を中心に牛車宣旨が出現し、両宣旨を与えられた人物も現れる。また中重輦車は撰関のなかでも限られた人物に与えられた宣旨である。各宣旨の対象者、年齢、両宣旨を許可された場合の前後関係や出入り門などに考察する。

第九章の「輦車と平安貴族社会―親王・女性―」では、身分的特権である輦車宣旨について、前章では考察の対象に入れることが出来なかった親王と女性について考察する。そのうえで、内裏のなかに限り利用されてきた輦車の利用方法に分析を加え、平安貴族社会における輦車の消長について考察する。

最後に付論の「道鏡の「赤皮舄」」では、法皇道鏡のために作製されたと思われる赤皮舄について考察する。

本論の課題は、まず養老儀制令10在路相遇条の下馬礼規定や、下馬礼から派生する車礼を考察することにより、官人間の儀礼行為を通じた身分秩序を明らかにすることである。つぎに大宝・養老律令が鹵簿令を継受せず、中国における車制や行列体系を明示していなかったことから、律令官人の乗り物を含めた移動手段は明確なものではなかったことは指摘出来る。そのうえで養老公式令42給駅伝馬条条や養老儀制令10在路相遇条の規定からは、法制上、古代国家は馬を律令官人のための移動手段として選択していたことが判断できる。この選択が天武朝でなされたと考えられる点について明らかにし、あわせて身分秩序の違反行為を糺弾する目的をもって設置されたと考えられる弾正台やその前身官司について考察する。また平安初期になると、位階や官職などの身分秩序を持

たない童が内裏を出入りしており、この特権的な身分を持つ童について考察する。最後に移動手段としての位置づけを得た牛車は、輦車という移動手段も含めて、徒歩を原則とする内裏の出入りを可能にする輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車という宣旨となり、撰関などの身分的特権となる点にも考察する。

註

- (1) 石母田正「古代の身分秩序」『石母田正著作集』第四卷（岩波書店、一九八九年、初出は一九六三年）三六頁。
- (2) 武田佐知子「第二編 古代国家の形成と身分標識 序章」（『古代国家の形成と衣服制―袴と貫頭衣―』吉川弘文館、一九八四年）一八八頁。
- (3) 小林聡「泰始令制から天監令制へ」（『唐代史研究』八、二〇〇五年）二六頁。
- (4) 小林聡「梁の武帝による礼制改革の特質―天監年間における国家祭祀の改革を中心に―」（『集刊東洋学』九三、二〇〇五年）四二―五頁。
- (5) 小野達哉「唐代後半の路遇礼と官人の秩序」（『文化史学』六八、二〇一二年）七九―八八頁。
- (6) 林巳奈夫『漢代の文物』（京都大学人文科学研究所、一九七六年）二九七―三五七頁。
- (7) 袁行霈・嚴文明・張伝璽・楼宇烈『北京大学版中国の文明1』（古代文明の誕生と展開〈上〉）潮出版社、翻訳は角道亮介、二〇一六年）四三九頁―四四一頁。
- (8) 趙海洲『中国古代車馬の考古学的研究』（監訳岡村秀典、訳者石谷慎・菊地大樹、国書刊行会、二〇一四年）七頁。

- (9) 岡村秀典註(8)『中国古代車馬の考古学的研究』「監訳者後記」(前掲)二一五頁〜二一八頁。
- (10) 野田有紀子「日本古代の鹵簿と儀式」『史学雑誌』一〇七―八、一九九八年)三八〜九頁。
- (11) 野田有紀子註(10)「日本古代の鹵簿と儀式」(前掲)四四〜八頁。
- (12) 田中広明『地方の豪族と古代の官人―考古学が解く古代社会の権力構造』(柏書房、二〇〇三年)一六〜二二、四八〜六一頁。
- (13) 川尻秋生「白玉腰帶考―延暦十五年正月五日官符に関する一試論―」(『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九八九年)一三一頁。
- (14) 永島朋子「女性服制に関する一考察―衣服令頭部装飾を中心にして―」(『専修史学』二七、一九九五年)一〇九頁、同「奈良・平安期における挿頭花装飾の意味と機能―貴族と身分標識―」(『延喜式研究』一八、二〇〇二年)二三頁、および同「挿頭花と大嘗会―挿頭花の献上と下賜―」(『専修史学』四一、二〇〇六年)四〇〜一頁。
- (15) 小川彰「禁色勅許の装束について」(『後期摂関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)四一六〜七頁、同「古記録記事を通してみたる禁色勅許―平安後期殿上人層を中心として―」(『国史学』一二七、一九八五年)六二〜三頁。
- (16) 安田政彦「勅授帯剣について」(『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年)二四七〜八、二五六〜六一頁。
- (17) 末松剛「摂関家における服飾故実の成立と展開」(『平安宮廷の儀式文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は二〇〇〇年)一七六、一八六、一八八〜九七頁。

- (18) 末松剛「節会における内弁勤仕と御後祇候」(『平安宮廷の儀式文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は一九九六年) 七五〜八五頁。
- (19) 酒井宏司「本座勅許(本座宣旨)の成立」(『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年) 三七四〜八三頁。
- (20) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年) 二六二頁。
- (21) 檜山和民「准三宮について」(『書陵部紀要』三六、一九八四年) 一頁。
- (22) 渡辺直彦「蔵人方行事と輦車宣旨」(『増訂版 日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七八年) 五八八〜九頁、法政大学延喜式攷究会「延喜雜式の研究」(『延喜式研究』七号、一九九二年のうち、齋藤融執筆部分「一輦車条・乗車条―付・キサキについて―」四五〜六頁、および本論第三部第八章、第九章)。
- (23) 喜田新六「令制下における君臣上下の秩序維持策」(『令制下における君臣上下の秩序について』皇學館大學出版部、一九七二年) 四八〇頁。
- (24) 小林行雄「上代日本における乗馬の風習」(『古墳時代の研究』青木書店、一九六一年、初出は一九五一年) 二八二頁。
- (25) 直木孝次郎「馬と騎兵」(『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、一九六八年) 一九六〜二〇一頁。
- (26) 藪田香融「わが上代の騎兵隊」(『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年、初出は一九六二年) 一〇二〜五頁。
- (27) 近藤好和「日本馬は本当に貧弱か?―馬体の再検討―」(『牧の考古学』高志書院、二〇〇八年) 一二五〜

三四頁。

(28) 高橋昌明「武士を見なおす」(『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年) 三三頁。

(29) 吉川敏子「古代国家における馬の利用と牧の変遷」(『史林』七四―四、一九九一年) 二六―三四頁、大日方克己「八月駒牽―古代国家と貢馬の儀礼―」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年、初出は一九八七年) 一三九―四二頁。

(30) 松本政春「貴族官人の騎馬と乗車」(『奈良時代軍事制度の研究』塙書房、二〇〇三年、初出は一九九一年) 三四七頁。

(31) 加藤友康「日本古代の牛車と荷車」(『車』東京大学公開講座六八、東京大学出版会、一九九九年) 一九二―三頁。同「日本古代における交通・輸送と車」(『古代交通研究』一三、二〇〇三年) 六一―三頁。

(32) 佐多芳彦「車から駕籠へ―乗用者の意識変化―」(『古代交通研究』一三、二〇〇三年) 六七―八頁。

(33) 野田有紀子註(10)「日本古代の鹵簿と儀式」(前掲) 四七―八頁。

(34) 京楽真帆子「平安京における牛車文化」(仁木宏編『日本古代・中世都市論』吉川弘文館、二〇一六年) 八四頁。

(35) 橋本義則「古代御輿考―天皇・太上天皇・皇后の御輿―」(『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年) 四七―八頁。

(36) 清水みき「古代輿の復原―長岡京の部材進上木簡より―」(杉山信三先生米寿記念論集刊行会編および刊『平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集、一九九三年) 四六五―八頁。

第一部

路上における古代の身分秩序

第一章 養老儀制令在路相遇条の検討

はじめに

律令位階制は、官人秩序を維持する可視的な身分標識であり、臣下間においては序列を示すものである。その序列を示すために、朝儀に関わる儀礼行為が存在する。律令官人が朝儀に参列する際に行立する位置は、養老公式令55文武職事条において位階順、授位順、六位以下は年齢順と規定されており、官人秩序による序次は厳然としている。朝儀に限らず、宮門外では路上の儀礼行為も存在する。養老儀制令10在路相遇条は、路上において三位以下の官人が親王に遇した際に下馬する規定である。一般には下馬礼と称される儀礼行為である。下馬礼規定は親王への下馬礼のほかに、例えば四位が一位に拝するなど位階に基づく拝礼規定が儀制令9元日条にあり、この規定に下馬礼は准じたようである。下馬礼のほか、史料用語としては致敬礼という儀礼行為もある。下馬礼は、宮門外の空間においても、官人秩序を維持する装置として機能したとみられ、本論では馬に関わる路上の儀礼行為全般を下馬礼と称し、その儀礼行為について考察する。宮門外の空間とは、位階を持つ官人が集まる場を指すのであり、古代中国の都城制を取り入れた京、国府、そして官道など、あらゆる場所での路上を包み展開することになる。ミヤコとして藤原京は官人の集住する領域が計画され、政治に携わる官人が集住し、京内を多くの官人が行き来することが予想されたであろう。こうした官人の行き来に際し、官人秩序を維持するための儀礼行為が下馬礼である。下馬礼の指標となるものは基本的には位階であるから、その目安となる身分標識は、養老衣服令5朝服条に規定された朝服である。一位から大初位下の朝服の色を異にする

官人は、位袍を家内から着用して政務開始前に宮門前に参列しなければならなかった。朝服を着用する官人が京内を行き来するに際し、官人秩序を維持する装置として下馬礼は機能したと思われる。その本質は、政務執行の場以外の空間においても官人相互の秩序を安定化を狙ったものである。

下馬礼を扱った論文として、喜田新六の論考を挙げる⁽¹⁾ことが出来る。喜田新六は、養老儀制令10在路相遇条は、上級者に対して下級者が下馬する場合と、馬を駐めて路辺に接立する場合との二分類があるとしている。そして、当該条文と条文に引用される古記や義解の解釈、八十一例などが引用する下馬礼の上級者とそれに対応する下級者の事例を列挙している。下馬礼の儀礼行為に関して、下馬と馬を駐めて路辺に接立する場合の二段階の下馬礼の存在を指摘した点は、評価できよう。しかし、上級者と下級者の身分について、位階や官職、親王や詔使、国司、国の百姓、凡人などを同列に掲げており、令の規定がどのような身分秩序を反映させた規定であったのか、わかりにくい。事例の典拠である古記・義解・八十一例・令集解諸説も、時系列に沿った検討ではないため、大宝律令の制定時期の実情を踏まえた考察は必要である。地方支配の側面からは、国司と郡司との下馬礼を扱った、大隅清陽の研究がある。⁽²⁾大隅清陽は、国郡制下の地方において、郡司が国司に対し一方的に下馬することが定められていることを指摘している。地方支配の側面では完結しているかに見える下馬礼であるが、大宝律令の制定時期に、この規定を軸としてどのような疑義が生じたのか、検討する余地はあるであろう。地方に赴く使者や本貫地における位階を有する官人と、国郡司との儀礼行為が問題になっているからである。

下馬礼の考察に際し、本論ではまず、令の規定による下馬礼を抽出する作業を行なうことにする。周知の通り大宝律令は存在しないため、養老令の条文解釈として、大宝令制定時期に近い古記や八十一例に拠ることにする。古記は天平十年（七三八）頃の成立とされる大宝律令の注釈書であり、条文の語句の存否を含めて養老令条文と

の異同を知ることができる。八十一例は養老三年（七一九）をそれほど下らない時期の成立である。⁽³⁾ つぎに史料に散見する下馬礼について、抽出した令規定の下馬礼をもとに比較検討する。そして、『延喜式』における下馬礼の法制上の展開過程について考察し、かつまた下馬礼から派生したとみられる『西宮記』の車礼について考察する。さらに、弾正台と京職の官司間に限られる下馬礼について考察する。京職は九世紀半ばには馬上の職務を行なったことが知られるのであるが、弾正台による巡検が加えられることになり、下馬や勘当の方法をめぐり両官司の間で相論に発展している。個別官司の間に「下馬法」を定めること自体が特殊な事例であり、下馬礼の本質に関わる事柄であるため、考察の対象とする。

一、儀制令にみられる下馬礼―親王・致敬・国司・避貴老―

1、下馬礼と致敬礼

下馬礼とは、路上の儀礼行為を指す用語である。また致敬や致敬礼とは、養老儀制令9元日条や養老儀制令23内外官人条、『西宮記』（巻八、致敬礼）、『延喜式』（巻四十一・弾正）25致敬礼条などにみられる史料用語である。喜田新六は、『令集解』引用の古記・令爵・跡記、『令義解』の解釈を総合して、致敬とは公事により、やむを得ず、敬を致すことで、その場合として、授位、任官、奉勅使之輩、所在司拝賀之類が挙げられるのだとしている。⁽⁴⁾ そのうえで、授位、任官の場合とは、位を授けられ、あるいは任官した者が、直属上官に公式に挨拶することであり、奉勅使之輩とは、勅使を迎え、あるいはこれに遭遇した場合のこと、所在司拝賀之類とは、元日

に、地方諸国において、国司、郡司などが朝拝したのち、長官が賀を受けることだとしている。致敬礼の説明としては概ね妥当と思われるが、致敬礼は直属上官への公式の挨拶だけではないと思われる。致敬礼については、下馬礼の各条文を考察する過程において検討することにする。

以下、下馬礼について、養老令の各条文を考察することにする。各条文を掲示して養老令の条文について簡潔な解説を加えたうえで、古記や八十一例などを引用する場合には、条文に傍線を引き、引用部分を提示する。一つの条文につき、引用部分が複数の場合は番号を付すことにする。そして古記や八十一例など、大宝律令の制定時に近い時期の解釈を示し、制定時あるいは直近の時期における当該条文に、どのような解釈がなされたのか考察し、大宝令の制定時期に近い時期の下馬礼・致敬礼を抽出することにした。

養老儀制令10在路相遇条⁽⁵⁾

凡在⁽¹⁾路相遇者、三位以下遇⁽²⁾親王、皆下⁽³⁾馬、⁽⁴⁾以外准⁽³⁾拜礼、其不⁽⁴⁾下者、皆斂⁽⁴⁾馬側立、雖⁽⁴⁾不⁽⁴⁾下者、
陪從不⁽⁴⁾下、

とある。路上において三位以下の官人が親王に遭遇した場合は、みな馬から下りる規定である。下馬礼はまた、下馬と「斂⁽⁴⁾馬側立」という二通りの儀礼行為のあることがわかる。下馬礼を規定する条文だが、当条文に下馬礼の語句はなく、配列上は次の条文にあたる儀制令11遇本国司条に「下馬礼」の語句はみられる。以下の(1)から(4)には、古記と八十一例とが掲げられている。

(1) 「古記云、親王、謂有品無品皆是、不⁽⁴⁾限⁽⁴⁾年多少⁽⁴⁾也」(『新訂増補国史大系 令集解』七一四頁)

傍線部分(1)の古記では、下馬礼は親王の品位の有無や、年齢は問わないことを記している。品位制のほかに「年多少」と記すことによつて、年令も必要なことを示している。⁽⁶⁾

(2) 「古記云、問、以外准_二拜礼_一、未_レ知、諸王諸臣同不、答、一同無_レ別」(『新訂増補国史大系 令集解』七一四頁)

「但八十一例云、諸王五位遇_二一位_一不_レ下、六位遇_二五位諸王_一下馬耳、其於_二拜礼_一、諸王諸臣並同者」(『新訂増補国史大系 令集解』七一四頁)

傍線部分(2)には古記と八十一例を掲げる。古記は「未_レ知」と記し、諸王と諸臣の区別はないとしている。また八十一例には、諸王五位が一位に遇した際は下馬せず、六位官人が五位の諸王に遇した際は下馬するとの解釈を示している。拜礼は諸王・諸臣が同格であることも示している。虎尾俊哉は、10在路相遇条と9元日条とに諸王と諸臣との間の儀制上の身分差を明示した文言がないための規定であることを指摘している。⁽⁷⁾ 虎尾俊哉はまた、八十一例が律令の施行細則集および注釈書の色彩の濃いことを指摘している。早川庄八は、八十一例の逸文十条を検出する過程で、律令条文に盛り込めないものをこれに収め、一部は養老令の規定を先取りして収載した法令集であると指摘している。⁽⁸⁾

(3) 「古記云、其不_レ下者、謂一位二位遇_二親王_一、四位遇_二一位三位_一、三位遇_二一位二位_一之類也、皆斂_レ馬側立、謂止_二馬路_一立也、問、詔使六位以下、遇_二四位以上_一如何、答、合_レ下、凡人遇_二詔使_一亦不_レ下、問、馭使相遇者如何、答、准_二拜礼_一、唯急速馭使者不_レ下」(『新訂増補国史大系 令集解』七一五頁)

「八十一例云、馭使遇_下応_二致敬_一者上下馬、若急速者不_レ下」(『新訂増補国史大系 令集解』七一五頁)

傍線部分(3)には古記と八十一例を掲げる。古記は、下馬の必要のない事例として一位・二位官人が親王に遇した場合、四位官人が二位・三位官人に遇した場合、三位官人が一位・二位官人に遇した場合としている。また「斂_レ馬側立」とは、馬を停止させて路辺に立つことだとしている。つまり官人は下馬しない場合、

乗馬の状態で馬を止めて路上にとどまり、相手側が過ぎ去ることを待つのだと思われる。そのほか詔使六位以下の官人が四位以上に遇した場合は下馬、と記している。ただし凡人が詔使に遇した場合は下馬せず、馭使の相遇は拝礼に准じ、急速の馭の使者に対しては下馬としている。八十一例は、馭使が致敬すべき人物に相遇した場合は下馬、急速の場合は下馬しないとある。

(4) 「古記云、陪従、謂三車駕陪従也」(『新訂増補国史大系 令集解』七一五頁)

傍線部分(4)古記では、陪従とは行幸の際の陪従を指すとしている。この条文は親王に相遇した場合の規定であるにもかかわらず、陪従に言及している。ほかの条文規定を見渡すと、陪従を含む従者の規定はなく、いかにも唐突である。日本の律令の特色は、鹵簿令しておらず、そのことと関わるのかもしれない。⁽⁹⁾

以上、儀制令10在路相遇条は、親王と三位以下の官人の路上の儀礼行為を基本とすること、天皇(のちに三后・皇太子の行啓も含む)の行幸の陪従は下馬しないことを明らかにした条文である。また下馬礼は、馬から下りる以外の儀礼行為が存在した。「斂_レ馬側立」(馬をおさめて側らに立つ)とあり、乗馬したままで路上にとどまる行為と思われる。下馬礼は下馬と「斂_レ馬側立」という二通りの儀礼行為を有したことになる。

養老儀制令10在路相遇条の下馬礼を整理してみると、つぎのようになる。

- ① 親王 ↑ 官人(三位以下) 下馬
- ② 親王 ↑ 官人(二位以上) 下位者の馬は停止、上位者は通過

養老儀制令10在路相遇条は、下馬礼は拝礼行為に准じた行為とあり、拝礼行為とは条文配列上は前にある養老

儀制令9元日条のことと思われる。つぎに儀制令9元日条について検討する。

養老儀制令9元日条⁽¹⁰⁾

凡元日、不_レ得_レ拜_三親王以下_一、唯親戚、及家令以下、不_レ在_三禁限_一、⁽¹⁾若非_三元日_一有_レ応_三致敬_一者、四位拜_三位_一、⁽²⁾五位拜_三三位_一、六位拜_三四位_一、七位拜_三五位_一、⁽³⁾以外任随_三私礼_一、

元日における親王以下の者への拝礼行為を禁止した規定である。禁止の理由は、元日には天皇のみを拝礼する朝賀の儀式が行われたことによる⁽¹¹⁾。有品親王は家令を含む家政機関の設置（養老家令職員令）が認められており、そのため親戚や家令による親王への拝礼を可能にしている。「致敬」の必要がある場合として、四位は一位を、五位は三位に、六位は四位に、七位は五位に拝するとあり、それ以外は「私礼」としている。致敬に関連しては、当該条文は拝礼行為を「致敬」と記し、位階による儀礼行為のことを指している。

(1) 「古記云、敬、謂縁_三公事_一送礼也、奉勅使之輩是也」(『新訂増補国史大系 令集解』七一三頁)

傍線部分(1) 古記は、敬とは公事による送礼のことであるとし、奉勅使を例に挙げている。

(2) 神龜五年(七二八)格「神龜五年格云、非_三元日_一有_レ応_三致敬_一者、内八位、外七位、並拜_三外五位_一也、」

(『新訂増補国史大系 令集解』七一三頁)

傍線部分(2) は神龜五年(七二八)格がある。内八位と外・内八位、および外七位は、外五位に拝礼するとある。神龜五年(七二八)三月二十八日甲子条に「勅定外五位位祿蔭階等科」とあり、外五位と内五位との待遇差が設けられている。外五位は位祿・位田の半減、位分資人も五分の一に減らされ、子の蔭位も一等ないしは二等下げられるなどの格差が設けられている。神龜五年(七二八)格は内八位・外七位が外五位に拝礼すると定められており、外五位の五位身分の保証を目的としたものである。

(3) 「古記云、以外任随_二私礼_一、謂不_レ縁_二公事_一、私相礼拝也、仮令、四位拝_二四位_一耳」(『新訂増補国史大系 令集解』七一四頁)

傍線部分(3)の古記は、私礼とは公事ではない拝礼とする理解を示し、同位の四位が互いに拝礼することを例に挙げる。

以上のことから、下馬礼について養老儀制令9元日条にある致敬(≡位階による儀礼行為)を含めて理解するとすれば、つぎのようになる。⁽¹²⁾

③ 一位 ↑ 四位 ↑ 六位 下馬
三位 ↑ 五位 ↑ 七位 下馬 (致敬≡位階による下馬礼)

六位は四位に、四位は一位に、七位は五位に、五位は三位に相遇した場合の下馬を規定している。儀制令9元日条の(1)に引用される古記は、敬は公事による送礼と解釈している。そのことから致敬は位階による儀礼行為だけではなく、公事に関わる事柄を含むことがわかる。

致敬の儀礼行為の対象は、位階と公事である。これ以外にも致敬の語句を持つ条文がある。『令義解』の養老儀制令23内外官人条は、「凡内外官人、有_下侍_二其位蔭_一故違_中憲法_上者、六位以下、及勲七等以下、宜_レ聴_二量_レ情決_一、若長官无、聴_下次官応_二致敬_一者決_上、其諸司判官以上、及判事、弾正巡察、内舍人、大学諸博士、文学等、不_レ在_二決答之限_一とある。長官不在の場合は、次官が致敬による決答権を持つ規定である。諸司の判官以上や判事・弾正巡察・内舍人・大学諸博士・文学は決答の対象外とある。罪を犯した場合の贖いの慣行を排除して、

決答を明確にした規定である。⁽¹³⁾ 六位以下および勲七等以下とあるから、総じて令制六位以下の官人の決答規定である。そして、長官不在の決答権が次官にあるとし、かつまた致敬は致敬対象としての長官がその資質に欠ける場合は、次官以下は決答権を有するとした規定である。この場合の致敬は、公事によるものである。

『続日本紀』の養老五年（七二一）正月二日己酉条は、

制、諸司官人、於_二本司次官以上_一致敬、常所_二聽許_一、自_レ今以後、不_レ得_二更然_一、若違_二此旨_一、一人到_二卿門_一者、致人解官、同僚降_レ考、⁽¹⁴⁾

とあり、本司次官以上の致敬を禁止している。本司次官以上に対する諸司官人の致敬は、それまでは許されていたのである。このことから、致敬とは長官および次官に対する所属官人の儀礼行為を指すことになろう。

公事による下馬礼について図式化すると、つぎようになるう。

④ 長官・次官 ↑ 所属官司の官人（致敬_二公事による下馬礼_一）

儀制令23内外官人条からは、致敬の下馬礼を導くことが出来た。また致敬とは位階による拝礼行為であり、長官・次官に対する所属官人の儀礼行為を含むものと考えられる。致敬の語句は、養老儀制令11遇本国司条にも使用されている。

2、国司・郡司の下馬礼

養老儀制令10在路相遇条・9元日条によって、①から④の下馬礼・致敬礼を導き出すことが出来た。そのほかに、国司・郡司の下馬礼もある。

養老儀制令11遇本国司条⁽¹⁵⁾

凡郡司遇⁽¹⁾本国司⁽²⁾者、皆下⁽²⁾馬、唯五位、非⁽²⁾同位以上⁽³⁾者不⁽³⁾下、若⁽³⁾官人就⁽³⁾本国⁽³⁾見者、同位即下、若⁽⁴⁾忘⁽⁴⁾致敬⁽⁴⁾者、並准⁽⁴⁾下馬礼⁽⁴⁾、

とある。郡司が本国の国司に相遇した場合は下馬とある。五位は同位以上の位階を有する者でなければ、下馬の必要がないとあり、また官人が本国（本貫地）において同位の者に遇した場合は下馬とある。致敬は下馬礼に准じるとある。以下、古記および神龜五年（七二八）勅、八十一例について検討する。

（1）「古記云、本国司、謂目以上也、皆下馬、謂六位以下郡司、遇⁽¹⁾国司以上⁽²⁾即下馬也、問、郡司至⁽²⁾傍国⁽²⁾、遇⁽²⁾本国司⁽²⁾若為、答、只同、問、国医師国博士若為、答、朝廷補任者、入⁽²⁾史生之例⁽²⁾、取⁽²⁾当国傍国⁽²⁾者不⁽²⁾合、問、官人及郡司遇⁽²⁾他界内国司⁽²⁾若為、答、准⁽²⁾拜礼⁽²⁾耳、問、郡内官人遇⁽²⁾本郡司⁽²⁾若為、答、文称⁽²⁾本国⁽²⁾、故知、不⁽²⁾在⁽²⁾下之例⁽²⁾」（『新訂増補国史大系 令集解』七一五〜六頁）

神龜五年（七二八）三月二十六日勅「諸国郡司五位以上相⁽¹⁾逢⁽¹⁾当国主典以上⁽²⁾者、不⁽²⁾問⁽²⁾貴賤⁽²⁾、皆悉下馬、如有⁽²⁾官人於⁽²⁾本部⁽²⁾逢⁽²⁾国司⁽²⁾者、同位以下必須⁽²⁾下馬⁽²⁾、不⁽²⁾然者、相揖而過、其有⁽²⁾故犯⁽²⁾者、内外五位以上、録⁽²⁾名奏聞、六位以下、決杖六十、不⁽²⁾得⁽²⁾蔭贖⁽²⁾」（『新訂増補国史大系 令集解』七一五〜六頁）

傍線部分（1）は、古記および神龜五年（七二八）三月二十六日勅がある。古記は、国司の主典以上に相遇した場合は下馬とある。また六位以下の郡司が国司以上に遇した場合も下馬とある。古記は続けて、四つの問答を記しており、以下にその問答を掲げることにする。

一、郡司が傍国で本国の国司に遇した場合、下馬とする。

二、国医師と国博士の処遇は、『令義解』養老選叙令27国博士条によれば、国司が部内から選り太政官に申請して式部省が判補し、本国に適当な人物がいなければ傍国からも選べるとある。国博士・国医師は国司が部内から選ぶため、処遇は史生と同様としている。国博士・国医師は国司の範疇に入らないとする。

三、官人と郡司が他国の界内で国司に遇した場合、拝礼に準ずるとある。

四、郡内において官人が本国郡司に遇した場合は、下馬の事例には入らないとしている。

以上の四つの問答などをまとめると、神龜五年（七二八）勅は、五位以上の諸国郡司が当国の国司主典以上に遇した場合は下馬を命じたものといえる。また官人が本部において国司に遇した場合、下位の官人は必ず下馬か互いに「揖」して過ぎよと命じているのである。

大隅清陽が指摘するように、国郡制下の地方では、郡司が国司に対し一方的に下馬すると定められている⁽¹⁶⁾。律令施行後、諸国郡内や国内では国郡司をはじめとして、様々な官人が行き交うことになったのである。そのため、国司と郡司に限った規定では行路上の官人間の紛争を解決できず、神龜五年（七二八）勅が出されたのだと思われる。この勅では、「揖」して通過する儀礼行為の存在が注目される。それに伴う行為は不明だが、下馬せず「揖」して通過するのであれば、それ自体は下馬よりも軽い儀礼行為なのだと思われる。「揖」の儀礼行為と、①②の下馬礼との関係性は不明である。

(2) 「古記云、唯五位非_二同位以上_一、謂_レ仮令、郡司正五位上、国司従五位下即下馬、唯郡司外従五位下、国守正六位上即不_レ下、何者、上条五位拜_三三位_一、即不_レ称_三正従上下_一故、正五位上以下、従五位下以上、並為_二同位_一也、其国司初位以上、遇_三五位郡司_一、亦不_レ下」(『新訂増補国史大系 令集解』七一六〜七頁)

「八十一例云、国司史生遇五位郡司者、不_レ下馬、六位以下郡司遇史生者下_レ馬、」

傍線部分(2)は古記と八十一例がある。古記は、同位の五位について、正五位上の郡司が従五位下の国司に遇した場合、上位の位階を持つ郡司は下馬とある。しかし外従五位下の郡司が正六位上の国司に遇して下馬しない理由は、前条に五位が三位に拝礼とあり、位階に付帯する正・従・上・下を明記しないためとしている。初位以上の国司は五位の郡司に遇した場合、下馬しないとある。八十一例は、国司史生が五位の郡司に遇した場合、下馬しないとある。六位以下郡司が史生に遇した場合、下馬とある。

(3)「古記云、若官人就本国一見者、同位即下、謂假令、川内国人任_二京官_一、退_レ家遇_二国司_一者、同位下_レ馬、自_レ非_二同位以上_一不_レ下、若国司遇_二部下五位以上官人_一、亦不_レ下也、問、官人、未_レ知、分番長上同不、答、称_二国司_一者入_二史生_一、不_レ限_二位高下_一也、官人不_レ限_二貴賤_一、以_二位高下_一論、然則、散官職事並同、又案_二格文_一可_レ知、」(『新訂増補国史大系 令集解』七一七頁)

傍線部分(3)は、在国官人の処遇についての事例を提示し、河内国出身の官人が京官に任用され、河内国にある家に退いた時、国司に遇した場合は同位の官人が下馬するとしている。国司が部内において五位以上の官人に遇した場合は、下馬しないと記している。また官人は分番・長上官を、国司は史生をそれぞれ含むとし、位階の高下ではないとしている。さらに官人は散官や職事も含めて貴賤に限らず位階の高下によるとし、格文も知るべきだとしている。格文とは神龜五年(七二八)勅のことであろうか。

(4)「古記云、並准_二下馬礼_一、謂当條皆下馬、同位即下馬是、上條准_二拝礼_一者非也、」(『新訂増補国史大系 令集解』七一七頁)

傍線部分(4)は、下馬規定である当条文は同位の場合は下馬であり、養老儀制令10在路相遇条の拝礼行為に

基づく規定とは異なるとしている。同位の下馬とは国司・郡司の下馬礼を指し、国司の優位性を規定する。国司と郡司の関係は複雑多岐にわたるが、まとめると以下のようなになる。

⑤ 国司（含史生） ↑ 郡司（五位以上・六位以下）下馬

↑ 官人（下位者）下馬もしくは「揖」

3、その他の下馬礼

養老儀制令 22 行路条⁽¹⁷⁾

凡⁽¹⁾行路巷術、⁽²⁾賤避^レ貴、少避^レ老、輕避^レ重、

とある。この条文に引用される古記は、「行路巷術」の行路は道路を、巷術は「里内小道是」とあり、サトの小道を指すとし、すべて道路の別名としている。また「賤避貴」についての古記は、同位の諸臣は諸王を、白丁は官人を、賤民は良民を避けるなどとしており、下馬条（11 在路相遇条）とは意味は異なるとしている。この規定では、行路上、避けるべき対象を設けており、それは下馬礼とは異なるとしている。

ほかに僧尼の下馬礼もある。

養老僧尼令 19 遇三位已上条⁽¹⁸⁾

凡⁽¹⁾僧尼、於⁽²⁾道路⁽¹⁾遇⁽²⁾三位以上⁽¹⁾者隱、五位以上、斂⁽²⁾馬相揖而過、若⁽²⁾歩者隱、

僧尼が三位以上の官人に遇した場合隠れよとあり、また五位位上の官人に遭遇した場合は、馬は斂（おさ）め

て揖して過ぎ去るか、歩行の場合には隠れよと規定している。

(1) 「古記云、遇_二三位以上_一者隠、謂若不_レ堪_レ隱者、亦斂_レ馬側立、有_レ歩者亦同也」(『新訂増補国史大系 令集解』二三九頁)

傍線部分(1)は、もし隠れることが不可能の場合、馬は停止させよとあり、歩行も同様としている。

(2) 神龜五年(七二八)三月二十八日格「外五位若有_二歩行_一、僧尼急逢_二道路_一者、下_レ馬過去也」(『新訂増補国史大系 令集解』二三九〜四〇頁)

「古記云、無_レ別、但無_二一云之說_一、」(『新訂増補国史大系 令集解』二四〇頁)

傍線部分(2)は神龜五年(七二八)格および古記がある。外五位が歩行の際に僧尼に相遇した場合、僧尼は下馬して去れとある。古記は別なしと記すのみである。

当条文は唐令には見られず、日本独自のものである。⁽¹⁹⁾ 『日本書紀』天武八年(六七九)十月庚申条に「勅、制_三僧尼等威儀、及法服之色、并馬従者往_二来巷閭_一之状」とあり、僧尼の威儀、法服の色と馬・従者を伴なう巷閭の往来が定められている。そのことから僧尼下馬礼は、天武朝を淵源とすることが考えられる。それまでの僧尼は、馬や従者を伴うことが出来、乗馬も可能であったことが知られる。当該期の僧尼は、それ以前の歴史的経緯を踏まえると、形成過程にある官僚層よりも優位であったと思われる。しかしながら、天武朝を境としてその立場は逆転し、僧尼の立場は官人身分より下位に位置付けられることになったのである。僧尼の下馬礼について、図式化しておきたい。

⑥ 三位以上 ↑ 僧尼 隠

五位以上 ↑ 僧尼 馬は停止し「揖」、歩行は隠

以上、養老儀制令10在路相遇条からは①②を、養老儀制令9元日条では③④を、養老儀制令11遇本国司条からは⑤を、養老僧尼令19遇三位已上条からは⑥の下馬礼・致敬礼をそれぞれ導き出した。

4、史料にみられる下馬礼

前項の下馬礼・致敬礼①から⑥に照らして、奈良・平安時代の下馬礼についてみておきたい。

・天平十二年（七四〇）十月九日壬戌条―藤原広嗣

（前略）良久広嗣乗レ馬出来云、承ニ 勅使到来ニ、其 勅使者為レ誰、常人等答云、 勅使衛門督佐伯大夫、式部少輔安倍大夫、今在ニ此間ニ者、広嗣云、而今知ニ 勅使ニ、即下レ馬、兩段再拜申云、広嗣不ニ敢捍ニ朝命ニ、但請ニ朝廷乱人ニ一人ニ耳、（後略）⁽²⁰⁾

板櫃河西に布陣した乗馬の藤原広嗣は、勅使が佐伯常人と安倍虫麻呂と知り、下馬のうえで兩段再拜したとある。藤原広嗣は大宰少弐・従五位下の官位であり、佐伯常人・安倍虫麻呂はともに従五位下で、三人は同位である。同位の場合は、令の規定では下馬しないとあるものの、広嗣は勅使であることを理由に下馬している。藤原広嗣は、同位の佐伯常人と安倍虫麻呂に対し、勅使であることにより下馬、兩段再拜している。

・天平神護元年（七六五）十月十五日癸酉条―称徳天皇

過ニ檀山陵ニ、詔ニ陪従百官ニ、悉令ニ下馬ニ、儀衛卷ニ其旗幟ニ、（後略）⁽²¹⁾

称徳天皇が紀伊国に行幸した際、草壁皇子の檀山陵で陪従百官を下馬させている。行幸の陪従に下馬規定はないが、山陵通過のために陪従を下馬させている。天皇の陪従が、山陵を通過する際に下馬している。

・宝亀十年（七七九）四月二十一日辛卯条―外国使節入京

（前略）又新羅朝貢使王子泰廉入京之日、官使宣_レ命、賜以_三迎馬_一、客徒斂_レ轡、馬上答謝、但渤海国使、皆悉下馬、再拜舞踏、今領_三唐客_一、准_三據何例_一者、進退之礼、行列之次、具載_三別式_一、（後略）⁽²²⁾

新羅の朝貢使王子泰廉一行は轡をおさめて馬上答謝し、渤海国使は下馬のうえで再拜舞踏とある。通常の下馬礼とは異なる賓礼である。

・承和七年（八四〇）七月七日庚辰条―藤原三守

（前略）参朝之次、有_三一両学徒_一、遇_三諸塗_一、必下_レ馬而過_レ之、（後略）⁽²³⁾

九世紀半ば頃の官人である藤原三守は、馬で平安宮に参上したと思われる。そして、参内の際に学徒を見かければ、下馬したことが記されている。藤原三守の下馬礼は、学生に対するものである。

・貞観十六年（八七四）八月九日乙丑条―下道門繼

（前略）門繼有_三至性_一、篤信_三仏教_一、常着_三袈裟_一、誦_三法華経_一、行路遇_レ僧、必下_レ馬揖而過_レ之、（後略）⁽²⁴⁾

九世紀半ば頃の官人である下道門繼は、僧侶に遭遇すれば、必ず下馬したことを記している。下道門繼の下馬礼は、僧侶に対するものである。

僧侶に関わる下馬礼の話が『日本靈異記』にみえる⁽²⁵⁾。法師諦鏡は、従者八人を率いた宇遲王に相遇した。避け退く所がなかったために、笠を目深にかぶり路のほとりに立ったという。しかし、王は馬を留めると法師を打ち、法師は弟子とともに逃れたものの、王はなおも追い打ちしたという。僧が隠れようとした点は下馬礼⑥に合致す

るものの、僧尼下馬礼は王に対する規定ではない。三位以上、あるいは五位以上官人に対する規定である。

以上、史料に散見する下馬礼は、下馬礼・致敬礼①から⑥の規定通りの下馬礼ではなかったことがわかる。規定に沿った下馬礼・致敬礼は、六国史には残らなかったとみるべきであろうか。下馬礼の実態は、今の規定とは必ずしも合致しないものであった。しかしながら、路上の儀礼行為である下馬礼は、古代社会に広く浸透した様相をみてとることが出来るよう。

二、『延喜式』の下馬礼・致敬礼、『西宮記』の致敬礼・車礼

本節では、下馬礼・致敬礼①から⑥の法制上の展開過程についてみることにする。また『西宮記』は致敬礼とともに車礼が記されており、下馬礼・致敬礼と『西宮記』の車礼との差異について考察する。

1、『延喜式』における下馬礼・致敬礼の展開

本項では、致敬礼・下馬礼に関わる『延喜式』の各条文および弾例について個別に検討する。

25 致敬礼条『延喜式』（卷四十一、弾正）

凡致敬礼者、三位已下^一拜^二親王、大臣及一位^一、（参議已上唯拜^三親王・大臣^二）四位拜^三二位并三位参議已上^一、五位拜^三三位并四位参議^一、六位拜^三四位^一、七位拜^三五位^一、神祇官祐・史拜^三次官已上^一、太政官外記拜^三少納

言^一、左右史^レ弁、省、台、職、坊、使、寮、司判官、主典、諸衛府監、曹、尉、志、太宰監・典^二次官已上^一、助教、直講^二博士^一、東宮官人^レ傳、六位已下^二拜^三學士^一、国介^レ守、鎮守監・曹^二將軍^一、官人見^三本国守^一、官卑者^レ致敬、位同者^レ不^レ拜、若就^レ国見猶^レ拜、(諸司、諸国史生、及諸衛府府生已下^二宮舍人等、於^三判官已上^一、不^レ論^三位高卑^一皆^レ拜) 以外任^二隨^三私礼^一、不^レ拘^三此制^一、⁽²⁶⁾

当式文は、三位以下は親王・大臣・一位を、参議以上は親王・大臣を、四位は二位・三位参議以上を、五位は三位・四位参議を、六位は四位を、七位は五位を拜するとある。また神祇官祐・史は次官以上を、太政官外記は少納言を、左右史は弁を、省・台・職・坊・使・寮・司の判官・主典、諸衛府の監・曹・尉・志、大宰府の監・典は次官以上を、助教・直講は博士を、東宮官人は東宮傳を、六位以下は學士を、国司介は守を、鎮守府の監・曹は將軍を拜するとある。さらに官人が本国守を見たり、官が低い場合の同位は拜さずとあり、本国での拜礼を規定している。割注部分は諸司や諸国史生、諸衛府の府生以下、二宮(東宮・中宮)の舍人は、判官以上には位の高卑に抛らず拜礼としている。ほかは私礼であるとし、私礼は当該条文にも拘泥されないのだ、と書かれている。致敬とは、位階と公事に基づく拜礼行為であることは、前節で述べた通りである。

さて、当式文の成立時期が問題となるが、以下の史料に基づき、天長十年(八三三)以降であることが考えられる。当条文中に「四位拜^二一位并三位参議已上^一」の記述があり、四位は二位・三位参議以上に拜礼するとある。また『延喜式』(卷十八・式部上) 5 非執政二位条は、「凡非^三執政^一二位者、列^二中納言之下、三位参議之上^一、三位者列^二四位参議上^一」とあり、執政ではない二位の列次は中納言の下、三位参議の上とし、三位は四位参議の上としている。25 致敬礼条の二位・三位参議に関わる内容は、四位の拜礼対象である二位・三位参議は同列にあることを示している。また 5 非執政二位条は、執政ではない二位を三位参議の上とする。25 致敬礼条と 5 非執政

二位条の式文は、二位は三位参議の上位であることが、ある時点で決められたことを根拠としている。5 非執政二位条は、『政事要略』（卷六十九、糺弾雜事（致敬拝礼下馬））にも引用されており、「此条、不見弘仁式」、初載貞観式^一、今件非執政可謂非参議^二、大略注^レ左^一とあり、貞観式において初めて採用されたことが記されている。

『政事要略』は、

天長十年十一月十八日宣旨云、大輔從四位上朝野宿祢鹿取伝宣、右大臣宣、奉^レ勅、非参議二位之人宜^レ列中納言之下三位参議之上^一、其諸節祿法亦准^二三位参議^一、以為^二恒例^一、

式文所^レ称之非執政者、宣旨所^レ注之非参議也、何者、天長宣旨初立^二此法^一、撰^二貞観式^一之日、已入^二件文^一、綴^二延喜式^一之時、続^二無^二相改^一、即知^二参議執政文異義同^一矣、但^レ偷檢^二漢家本朝之成文^一、別注^二千左^一、粗叙^二其意^一、⁽²⁷⁾

とある。天長十年（八三三）十一月十八日の宣旨は、非参議二位を中納言の下三位参議の上に列することとし、節祿は三位参議と同じとする内容である。こうした宣旨が出された背景に、從二位紀百繼の存在がある。『公卿補任』天長十年（八三三）条は、紀百繼が宣旨と同じ日に從二位に叙位されていることがわかる。以後の恒例とされた非参議二位の列次とその待遇は、紀百繼を契機としているに相違ない。そして、非参議二位を三位参議と同格とする宣旨が出された後でなければ、この25致敬礼条は成立し得ないことになり、当式文が『貞観式』で採用され、『延喜式』に引き継がれたことになるのであろう。当式文と令規定の下馬礼・致敬礼との関係は、下馬礼・致敬礼の①②③④⑤を含むものであり、令規条文を一条にまとめ、致敬を明らかにする姿勢がみられる。

なお、致敬礼の事例として、『小右記』の寛仁二年（一〇一八）五月十四日乙亥条には、右馬寮長官と判官と

の間に起きた争論がある。右馬頭である輔公（氏不明）は、途中で右馬允為政（氏不明）に相逢ったが、為政は長官たる輔公に下馬の礼を取らなかつたというものである。『小右記』の記主である藤原実資は、致敬礼では必ず下馬するべきで、ましてや所属の長官に下馬しないと、はなはだ無礼であると記している。

27 路遇親王条 『延喜式』（卷四十一、弹正）

凡三位已下於_レ路遇_ニ親王_一者、下_レ馬而立、但大臣斂_レ馬側立₍₂₈₎、

当式文に「但大臣斂_レ馬側立」とある一文は、養老儀制令10在路相遇条では「不_レ下者、皆斂_レ馬側立」とある割注部分である。令の規定では下馬しない者を明確にしないが、式文では親王に遭遇する大臣は下馬しないとされている。当該条文は、法制上は下馬礼・致敬礼①②を発展させた条文である。

つぎの弾例も、親王に遇した場合の下馬礼について記している。

弾例云、凡相_ニ遇親王_一者、三位下_レ馬而立、四位已下跪坐、但大臣斂_レ馬側立、又条云、三位於_ニ宮中_一遇_ニ親王_一者、跪坐、但大臣不_レ得_ニ跪坐_一者、為_レ見_ニ古礼_一載_レ之、依_ニ式文_一可_レ行₍₂₉₎、

この弾例では、路上で親王に遇した場合、三位は下馬し、四位は跪く、大臣は「斂_レ馬側立」とある。また「条云」とあり、三位が親王に宮中で遇した場合は跪坐するが、大臣であれば跪坐はしないとある。これは「古礼」であるため、式文による儀礼行為を行なうべきであるとしている。弾例とは、旧弾例・延暦十一年（七九二）の新弾例・大同二年（八〇七）弾例の三種の弾例があり、勅により下賜されたもので、「凡」字を冠した条文構成であること、その内容は彈正台のみならず全官人に必要な礼の基準を示す、文字通り「弾」のための「例」であるとしている₍₃₀₎。また旧弾例の成立時期は明確にしえないが、他司の「例」同様、八世紀の比較的早い

段階まで遡る可能性があり、延暦十一年（七九二）の新弾例の施行により旧弾例は全面的に破棄され、新弾例は『弘仁式』の公布とともに法源としての地位を失ったことを指摘している。川尻秋生は虎尾俊哉の指摘をより深め、十五条からなる大同二年（八〇七）弾例は儀式の簡素化を目指したもので新弾例とは法的に併存し、弾例と『弘仁式』とは密接な関係にあり、条文の配列などは新弾例を踏まえて弘仁弾正式が編纂されたこと、弾例は『弘仁式』の施行とともにその効力を失ったことを指摘している⁽³¹⁾。堀部猛は、『弘仁式』施行以前は勅例と表記する場合があります、施行以後は弾例と表記するその違いから、勅例とある際は弾例を有効法として機能するための重要な要素であることを指摘している。弾例の本質的な性格は、官人の身分秩序や国家の礼秩序とその維持に関する条例集であり、天皇の意志に基づくものとして下されたものとして⁽³²⁾いる。この弾例は延暦十一年（七九二）の新弾例であり、親王と大臣との宮中・路上での儀礼行為が弾例において規定される時期があったということである。この条文は、法制上は下馬礼・致敬礼①②③に依拠しており、延喜式制下では古礼とされたものである。

28 下馬条『延喜式』（卷四十一、彈正）

凡四位已下逢三位、五位以下逢三位已上、六位已下逢四位已上、七位已下逢五位已上、皆下馬、余応致敬者、皆不_レ下、_レ其不_レ下者、_レ斂_レ馬側立_レ、_レ応_レ下者、_レ乗車及陪從不_レ下、_レ中宮、_レ東宮陪從准_レ此_レ⁽³³⁾。当該条文は、儀制令10在路相遇条の「以外准_レ拜礼」とある致敬位階による下馬礼を明文化したものである。「乗車」とあり、牛車に乗車した場合の車礼については後述する。また行幸の陪從は下馬の必要はないとするのは令規の通りだが、中宮・東宮の陪從が追加されている。下馬礼・致敬礼③を發展させた式文である。

29 無位孫王条『延喜式』（卷四十一、彈正）

凡無位孫王逢_三三位已上_二下_レ馬、六位已下逢_三無位孫王_二不_レ下、⁽³⁴⁾

無位孫王は、「五位に准ずる無位」の位置づけであることを虎尾達哉は指摘している。⁽³⁵⁾ こうした位置付けは、皇親二世を五位に准じた詔（『続日本紀』靈龜元年九月己卯条）や、王孫の服制を五位に准じた制（『続日本紀』養老四年五月辛酉条）などと同時期に行なわれたとしている。貞觀十二年（八七〇）に「又无位二世王遇_三三位_二下_レ馬、七位已下遇_三无位二世王_二不_レ下_レ馬」（『日本三代実録』貞觀十二年十二月二十五日条）とあり、既定の法制の一部修正が行なわれている。当該条文は無位孫王を対象とする点において、下馬礼・致敬礼①から⑥に該当しない。

36 巡檢日条『延喜式』（卷四十一、彈正）

凡巡檢之日、京職若承_三勘当_二者、依_三下馬法_二行之、其史生坊令、不_レ論_三位階_二皆下馬、⁽³⁶⁾

彈正台の巡檢について勘当を受ける側としての京職は、下馬法によれとある。また史生・坊令は、位階によらず下馬とある。当該条文は下馬法とあり、下馬礼・致敬礼①から⑥に該当しない。

以上、『延喜式』下馬礼・致敬礼について検討した。五つの条文のうち、令の規定である下馬礼・致敬礼①から⑥に該当し、なおかつ発展する形式を持つ条文は、25 致敬礼条・27 路遇親王条・28 下馬条である。また令の規定の下馬礼・致敬礼①から⑥に該当しない条文は、29 無位孫王条・36 巡檢日条である。令の規定の下馬礼・致敬礼のうち⑥僧尼下馬礼は、『延喜式』に該当する条文は見当たらない。しかし、僧侶が馬に乗らなかつたわけではなく、なんらかの路上の儀礼行為は存在したと思われる。また『延喜式』が編纂された時期の移動手段は、牛

車もその一つである。牛車に乗車した場合に「不下」とあることは、牛車には下馬礼のような儀礼行為が存在しなかったことを意味するのであろうか。

2、『西宮記』の致敬礼・車礼

『西宮記』には致敬礼と車礼がみられる。まず致敬礼について記そう。

一、致敬礼

拝礼事、雖_レ在_ニ式文_一、近代所為無_レ所_レ抛、只可_レ依_ニ便宜_一、延_ニ彈式云_一、三位已下、於_レ路遇_ニ親王_一下馬_一而立_一、但大臣斂_レ馬側立、四位已下逢_ニ一位_一、五位已下逢_ニ三位已上_一、六位已下逢_ニ四位已上_一、七位以下逢_ニ五位已上_一、皆下_レ馬、乗車及陪從不_レ下、(中宮・東宮陪從准_レ之、)⁽³⁷⁾

致敬礼について、『延喜式』には拝礼の式文は存在するものの、近代の所為は依_レ抛するところがなく、便宜によつていとある。そして、『延喜式』の27路遇親王条・28下馬条を引用している。『西宮記』が致敬礼としてい_レる拝礼行為は、実際には下馬礼を指しており、引用する延喜式条文も下馬礼の条文である。そのことから『西宮記』が致敬礼とするものは、下馬礼を指しているとみて間違いないであろう。では『西宮記』が便宜とする所為は、下馬礼のことを指すのであろうか。それとも、ほかの儀礼行為のことを指しているのであろうか。『西宮記』がつぎに記すのは、車礼である。

車礼、雖_レ不_レ載_レ式、以_ニ世俗之所為_一記耳、

親王大臣共相逢者各留_レ車、前驅下、納言逢_ニ親王大臣_一抑_レ車、大臣前驅下、參議遇_ニ親王大臣_一、參議放_レ

牛立^レ榻、(或不^レ立^レ榻、) 納言已下逢^ニ親王^一者、放^レ牛可^レ立^レ榻、(或云、参議不^レ可^レ放^レ牛、只可^レ抑^レ車之、但大弁参議放^レ牛立^レ榻、又於^ニ撰政関白^一、雖^ニ他参議^一放^レ牛立^レ榻云々、)

二省丞逢^ニ大臣以下^一不^レ下、以^レ笏令^ニ出見^一、(彈正同^レ之、) 四位以上逢^ニ公卿^一抑^レ車、五位逢^ニ大臣^一下、
外記史逢^ニ納言以上^一者下、礼法無^レ所^レ定、随^ニ便宜^一可^レ思^ニ免耻^一、⁽³⁸⁾

車礼は延喜式に掲載のない世俗の所為であるという。『延喜式』に「不^レ下」とあるが、実際には車礼と称する儀礼行為は存在したのである。そして、車礼とは位階に抛らず、官職や身分による儀礼行為であったことがわかる。『西宮記』の車礼について、図式として示そう。

親王 ⇕ 大臣 牛車を留める。前駆は馬から下りる。

納言 ⇕ 親王・大臣 牛車を抑える。大臣の前駆は馬から下りる。

参議 ⇕ 親王・大臣 参議は牛を車から外して榻を立てる。(或いは榻を立てず)

参議は牛を放つべからず。ただ車を抑えるべし。
大弁参議は牛を放ち、榻を立てる。

納言以下 ⇕ 親王 牛を放ち榻を立てるべし。

参議 ⇕ 撰政・関白 牛を放ち、榻を立てる。

二省丞 ⇕ 大臣以下 下さず、笏をもって出見せしむ。彈正台はこれに同じ。

四位以上 ⇕ 公卿 車を抑える。

五位 ⇕ 大臣 下す。

外記・史 ⇕ 納言以上 下す。

官職や身分により異なる儀礼行為は、以下の三段階の儀礼行為に分類することが出来るであろう。

- ① 牛車を止め、前駆は下馬。(牛は車から外さない。)
 - ② 牛車から牛を放ち、車を引き下ろし、榻を立てる。(あるいは榻を立てない。)
 - ③ 牛車から牛を放ち、車を引き下ろし、榻を立てる。(あるいは榻を立てない。)
- 車内の人物は下車する。

以上の車礼は、牛車が移動手段として常態化するに到り形成されたものと思われる。

以上、儀制令10在路相遇条・9元日条・11遇本国司条・僧尼令19遇三位已上条から導き出した令規定の下馬礼・致敬礼①から⑥は、『延喜式』では五つの条文に展開したこと、また⑥僧尼下馬礼は『延喜式』のなかでの展開はなかったことを明らかにした。つぎに『延喜式』では「不下」とある牛車での儀礼行為は、世俗の所為として車礼が成立していたことを『西宮記』によって知り得た。『延喜式』の編纂時期に車礼は成立していなかったか、あるいは牛車の乗車が公的には女性や親王に限られていたことと関わるものが考えられる。

三、弾正台・京職の下馬法

1、弘仁年間(八一〇〜二四)の京職

本節では、職務上の特性ゆえに「下馬法」が存した弾正台・京職の事例について検討する。前節で検討した延喜弾正式36巡検日条は、下馬礼・致敬礼①から⑥に該当しない式文である。この条文の成立を含めて、弾正台と

京職に限って設定された下馬とは、どのような状況下で行なわれたのか検討する⁽³⁹⁾。まず延喜弾正式36巡検日条の前提として、弘仁年間(八一〇〜二四)の二つの政策をみることにする。

『日本後紀』の弘仁六年(八一五)三月二日癸酉条は、

制、蕃国之使、入朝有_レ期、客館之設、常須_二牢固_一、頃者疾病之民、就_レ此寓宿、遭_レ喪之人、以為_二隱処_一、破_二壞舍垣_一、汗_二穢庭路_一、宜_レ令_三彈正台并京職_二檢校_一、⁽⁴⁰⁾

とある。内容は、外国使節の入京および滞在は一定しており、使節の宿泊施設である客館は堅牢であるべきである。しかしながら、最近は病者が寓宿し、死者の安置場所ともなっている。また建物や垣は破壊され、庭路は汚穢に満ちるといふ。そのための檢校を彈正台と京職に命じたというものである。この年の正月朔日から渤海国使の王孝廉が帰蕃と記される正月二十二日まで、平安京の客館には渤海使が滞在したことが知られる。そのほか当該期の京職は、京中道路の水利と清掃に関わる事案を命じられている。

『類聚三代格』の弘仁十年(八一九)十一月五日太政官符である。

応_レ令_下在_二宮外_一諸司諸家掃_中清当路_上事

右、太政官弘仁六年二月九日下_二兩職_一符称、右大臣宣、奉_レ勅、如_レ聞、頃者京中諸司・諸家、或穿_レ垣引_レ水、或壅_レ水浸_レ途、宜_下仰_三所司_一咸俾_中修營_上、不_レ責_レ引_三流水於家内_一、唯禁_レ露_二汗穢於牆外_一、仍須_二每_レ寶置_レ樋通_レ水、如有_レ符後卅日不_レ從_二制旨_一、諸家司併内外主典已上_レ貶_レ考奪_レ禄、四位・五位事業及雑色番上已下、不_レ論_二蔭贖_一、当処馬上而決_二答五十一者_一、今有_二壅浸之禁_一无_二清掃之制_一、仍須_下自今以後、如_レ此之類、諸家司併内外主典已上、移_二式部・兵部_一、一同_二前符_一貶_レ考奪_レ禄、四位・五位録_レ名奏聞、无_二品親王家及所々院家_一、以_二其别当官_一准_二諸家司_一亦移_レ省貶奪、其雑色番上以下、不_レ論_二蔭贖_一決答一同_中前符_上、又六位以下

官人馬上勘_二当_一之者、依_レ請、

弘仁十年十一月五日⁽⁴¹⁾ (傍線部分は筆者による)

弘仁十年(八一九)十一月五日官符に所引の弘仁六年(八一五)二月九日太政官符は、京中道路の水利に関わる官符である。京中の諸司諸家は垣に穴を開けて水を内側に引き込んだり、水をせき止めて途(道)を水浸しにしているなどがある。今後は穴ごとに樋を置いて水を通す方法を取ることとし、この制旨に従わなければ、諸家司ならびに内外主典以上の官人は貶考奪禄し、四位・五位の事業および雑色番上以下は蔭贖を論ぜず、当所での馬上決答五十とする内容である。弘仁十年(八一九)官符は、弘仁六年(八一五)官符の修正と道路上の清掃を怠った場合の処罰が加えられている。その処罰とは、諸家司ならびに内外主典以上は式部・兵部各省に移し、前符のように貶考奪禄し、四位・五位は名を録して奏聞すること。無品親王家や所々院家の別当を家司に准じ、省に移し貶奪、雑色・番上以下は蔭贖を論ぜず決答、六位以下の官人は馬上にて勘当することとある処罰である。

筆者が注目する点は、二箇所引く傍線部分である。前者の傍線部分は弘仁六年(八一五)官符であるが、四位・五位の事業と記される箇所がある。事業とは宅司のことであり、宅司を含めた家令は、令の規定では有品親王と職事三位以上は設置が可能とある。⁽⁴²⁾のちに五位以上に宅司の設置は拡大されており、宅司の内訳は事業・防閑・仗身などの名称であった。そのことから四位・五位の事業は、四位・五位の宅司(事業)のことを指している。そして、諸家司・内外主典以上の官人身分と、四位・五位の宅司(事業)・雑色・番上官とは処罰方法が異なることが記されている。宅司(事業)・雑色・番上官の処罰は馬上決答五十とある。

また後者の傍線部分は弘仁十年(八一九)官符であるが、家司の設置規定のない無品親王家・院家は、別当を家司に准じており、省に移管して貶考奪禄するとの変更点を示している。そのうえで、諸家司・内外主典以上は

所管を式部・兵部両省に移して貶考奪禄とし、雑色・番上官は蔭贖に関わらず決答、六位以下官人は馬上での勘当としている。弘仁六年（八一五）官符は、四位・五位の宅司（事業）・雑色・番上官の馬上決答五十とあるのに対し、弘仁十年（八一九）官符では雑色・番上官は決答、六位以下官人は馬上での勘当としている。

この記述にある馬上決答や、決答・馬上勘当などの処罰は、左右京職が行なったことが考えられる。弘仁六年（八一五）に弾正台と京職に客館の検校が命じられ、弘仁十年（八一九）官符と官符に所引される弘仁六年（八一五）官符では、水利および清掃を怠った場合の処罰として、左右京職が馬上決答・決答・馬上勘当を行なうことが定められたのである。馬上とあることから、京職が乗馬での巡検をしたことがわかる。

2、弾正台と京職の相論―下馬法―

延喜弾正式36巡検日条によるところの、弾正台の巡察はいつから行なわれるようになったのだろうか。また弾正台が巡察し、それに祇承する左右京職との間で起きた相論とは、一体どのようなものであろうか。

『続日本後紀』の承和七年（八四〇）九月五日丁丑条は、

太政官謹奏、弾正台巡検之日、令_ニ左右京職祇承官人下馬_一事、台言、巡察之日祇承官人被_レ勘當時下馬者、行来尚矣、而比年左下、右不_レ下、因問_ニ明法博士_一、答曰、勘与_レ見_レ勘、何无_ニ分別_一、但无_ニ正文_一、可_レ請_ニ官裁_一者、今案_ニ職員令_一、弼以下、巡察彈正已上、掌_下巡_ニ察内外_一糾_中彈非違_上、又京職式云、彈正巡検之日、官人一人、史生一人、将_ニ坊令_一・坊長・兵士等_ニ祇承者、右大臣宣、奉_レ勅、忠及巡察彈正巡検之日、京職進・属勿_レ勞_ニ下馬_一、並須_ニ馬上承_ニ其勘当_一、弼如行_レ事者、六位已下職司等、一切下馬、但史生・坊令、身帶_ニ

六位一、雖^レ逢^ニ忠已下^一、猶尚下馬⁽⁴³⁾、

とある。左右京職の下馬に関わる謹奏で、弾正台の言上によれば、弾正台の巡察に京職の祇承官人を勘当する事があり、弾正台による勘当は、京職官人は下馬して受けたとある。このごろは左京職は下馬し、右京職は下馬せず勘当を受けており、明法博士に問い合わせると勘当に正文はないという。そのため、太政官による裁定が求められている。結果として弾正台の忠・巡察弾正による巡検では京職の進・属は下馬せず、馬上の勘当を受けることになっている。弼の巡検では、京職六位以下の者は下馬とある。また六位を帯する京職の史生・坊令は、弾正台の忠以下に遭遇した場合も下馬とある。

右記の京職による弾正台巡検時の祇承は、いつから始まったのであろうか。推測の域を出ないが、弾正台と京職による検校の制は弘仁六年（八一五）に出されていたことから、京職の祇承はその頃に開始された可能性はある。京職の祇承は、京職式に存在している。「弘仁格式」は嵯峨朝に編纂が始まり、弘仁十一年（八二〇）四月に撰進され、天長七年（八三〇）十一月丁亥条に施行、さらに承和七年（八四〇）に頒行されている⁽⁴⁴⁾。謹奏に引用される京職式は「弘仁式」であるという⁽⁴⁵⁾。

承和七年（八四〇）の記事は、弾正台と京職の「下馬法」に関わるものである。下馬礼・致敬礼①から⑥が路上で遭遇した場合の儀礼行為であるのに対し、太政官謹奏で俎上にあげられている「下馬法」は、所属を異にする官司が共同の公事（ここでは巡察）を行なった際の勘当の動作である。勘当とは罪を定める意であり、馬上と下馬による処罰は、馬上と下馬の場合の感覚は大きく異なっただと思われる。京職式に「弾正巡検之日、官一人、史生一人、将坊令・坊長・兵士等祇承者」とあるように、京職は史生・坊令・坊長・兵士を引率した。京職四等官のうち、誰が祇承するかにより、下馬の有無は複雑なものとなったようであり、頒行されたばかりの「弘

仁式」では不明な点が多く、そのため、双方の官司四等官・品官の間での「下馬法」が定められることになったのである。

令の規定としての下馬礼・致敬礼の④は、

④ 長官・次官 ↑ 所属官司の官人 下馬（致敬_レ公事）

とあり、所属官人による長官・次官への下馬礼規定は存在する。しかし、所属を異にする官司間での下馬規定はなく、弾正台と京職の両官司に限られる「下馬法」は、巡察という公事にのみ適用される方法なのである。路上で相遇した場合の下馬礼・致敬礼とは異なり、一官司の四等官・品官の秩序に、異なる官司の秩序を入り込ませた特殊な事例ということになる。⁽⁴⁶⁾

「下馬法」は、のちにも相論となっている。

『続日本後紀』の承和十年（八四三）十二月二十日甲戌条は、

制、弾正・京職巡檢之日、下馬之法、相争日久、須_下当_三弼行事_一大夫及亮揖_レ馬請_中勘当_上、至_三千進・属_一、並依_三致敬_一、忠併巡察檢校之日、進・属進退、一准_三弼・亮相对之儀_一、史生・坊令不_レ論_三位階_一、惣猶_下馬_レ、

とある。ふたたび出された制によると、弾正台の弼が巡檢した場合の京職大夫・亮は、馬を揖して勘当を受けること、京職の進・属は致敬による下馬法であること。また弾正台の忠および巡察の場合は、京職の進・属は、弾正台の弼と京職の亮との対応に准じ、史生・坊令は位階に関わらず下馬とある。

律令官司としての弾正台・左右京職は、太政官に解を上申する立場は同等である。⁽⁴⁸⁾しかし、官人の非違を糾弾する職掌を持つ観点からすれば、弾正台は京職より上位に位置するため、致敬礼・下馬礼の①から⑥では両官司の下馬法を体現出来ず、たびたび相論となったのである。

弾正台と京職の「下馬法」の相論は、複雑な様相に展開することになる。『類聚三代格』（巻十六、堤堰溝渠事）の貞観七年（八六五）十一月四日太政官符は、承和年間の下馬法の相論の発端が天長九年（八三二）格にあることがわかる。貞観七年（八六五）官符に引用される天長九年（八三二）十一月二十八日格は、清掃を怠る場合は過状を責めることが決まり、両省に移して貶奪の処分となった。ところが京職が過状を取るための使者を派遣すると、使者を罵倒するか故障と称して参上しない場合が続出し、過状について遵行されることはなかったとある。この点を改正し、弾正台の巡検の際に清掃を怠る場合は、弾正台・京職がともに記録し、合計三回を数えてもなお清掃しなければ、弾正台がただちに両省に移して貶奪とする。そうならば京職が過状を責める煩わしさは絶えるとし、その通りに裁可されている。しかし、天長九年（八三二）十一月二十八日格は、「須下依三件格」、巡中督京内上、而既往職吏忽忘格旨、曾无巡検、彈正巡検之日、前駟祇承還被勘当、恒処贖銅」とある。弾正台が格による京内の巡督をした際、京職の巡検そのものが行なわれずに終わったことが知られるのである。巡検に祇承する前駟（京職の官人）だけが参上した結果、前駟（京職の官人）は弾正台の勘当とつねに贖銅の処分を受けてしまい、路上の清掃も怠ったままの状態とある。左京職の解状は、弘仁格と天長符の経緯と現状を踏まえて、旬ごとに京条の巡検を行ない、清掃しないこと三度におよべば、京職がただちに二省に移して貶奪することを申請している。そして京職は毎月三旬ごとの弾正台の巡督に応じているとあり、繁促に過ぎるため、弾正台の巡検は季別に一度とすることを願ひ出ている。移と貶奪は京職の申請通りとし、弾正台の巡督は隔月に一度に変更されている。

『類聚三代格』（巻十六、閑廢地事）の天長四年（八二七）九月二十六日太政官符は、「今彈正巡檢之日恒加勘当、頻責過状」とある。京職は弾正台によってつねに過状を責め取られていたことがわかる。京中巡檢に

際し、弾正台と京職との相論が絶えなかったことは、この官符からも知られる。京職官人が弾正台の巡検に関わろうとせず、そのため祇承の前駆（京職の官人）だけが弾正台の勘当を受けたことは、先に見た貞観七年（八六五）官符に記されていた。天長四年（八二七）官符は、「今令等或称_レ病不_レ上、或遁去未_レ帰、因_レ茲京坊逾蕪、道橋不_レ修、有職無_レ人」とあり、京職坊令は病氣と称するか、遁去したまま帰らず、かえって京内は荒れ、道橋も修善できず、京職あれども人はなしの状況に陥ったとある。

弾正台は弘仁六年（八一五）以降に客館の検校を命じられ、その後京内の巡検を京職とともに行なった。弾正台と京職のみに適用される「下馬法」も定められている。弾正台の本来の職掌は、官人の非違を糺弾することにあり、巡検を行なわない京職は糺弾の対象となっていない。京中の巡検を通じて、弾正台と京職は相互に力を奪い合うことになったのである。もとより京職による京中の清掃管理能力は、権門勢家の前には無力であった。京内行政をめぐっては、京職の巡検に焦点を当てた場合に、弾正台が京職の京内清掃に協力したなどとは言えず、とくに祇承する京職はつねに弾正台による勘当を受け続け、京職による京内巡検そのものが機能不全に陥る状態であったのである。⁽⁴⁹⁾

むすび

以上、三節にわたり、路上の儀礼行為としての下馬礼について考察した。

第一節では、養老儀制令10在路相遇条・9元日条・11遇本国司条、養老僧尼令19遇三位已上条の検討を通じ、下馬礼・致敬礼①から⑥を抽出した。そのうえで史料に散見する下馬礼は、令の規定通りの下馬礼とは異なるこ

とを指摘した。しかし、規定通りではないにせよ、下馬礼が広く古代社会に浸透する様相をみる事が出来た。

また第二節では、下馬礼・致敬礼①から⑥の展開過程をみた。『延喜式』が下馬礼・致敬礼を掲載し、車礼については「不_レ下」と記すことは、車礼が未成立であったか、もしくは牛車の乗車許可は公的には女性や親王に限られており、女性が乗車した牛車は車礼の存在がなかったことに由来すると考えられる。牛車の流行に伴う車礼について、『西宮記』を検討した。その結果、車礼は官職や身分による儀礼行為であり、およそ三段階の儀礼行為に分けられることを導き出した。

第三節では、弾正台と京職による「下馬法」について考察した。京中の水利と清掃についての弘仁六年（八一五）・弘仁十年（八一九）官符によれば、京職はまず乗馬での巡検を行っていたことが知られる。怠りの生じた場合は京職が式・兵二省への移や貶奪考禄の手続き、馬上決答五十や、決答、馬上での勘当などを行なったのである。平安京にある客館について、弘仁六年（八一五）に弾正台・京職がともに検校を行なうようになる。弾正台の巡検に京職が祇承する、祇承官人の式文が定められることになった。「弘仁式」頒行直後の承和七年（八四〇）は、弾正台の言上により両官司間の「下馬法」が定められている。以後、「下馬法」の祇承官人をめぐっては、巡検のたびに祇承しない京職への勘当が繰り返されることになったのである。

路上の儀礼行為は、法規上、下馬礼を中心に展開することになった。ただし、下馬礼は奈良・平安時代を通じて、規定通りには行なわれず、下馬礼を行なう側が尊敬の念を抱く相手に対して儀礼行為を行なうものであった。平安初期に貴族が牛車に乗るようになること、『西宮記』にみられる車礼も順次成立したとみられる。平安時代の路上の儀礼行為は、下馬礼と車礼という、移動手段ごとの儀礼行為が並行して行なわれるようになったのである。

- (1) 喜田新六「令制下における君臣上下の秩序維持策」(『令制下における君臣上下の秩序について』皇學館大學出版部、一九七二年) 四八〇頁。
- (2) 大隅清陽「儀制令と律令国家―古代国家の支配秩序―」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九二年) 二〇六頁。
- (3) 虎尾俊哉「『例』の研究」(『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年、初出は一九六二年) 二八頁、早川庄八「奈良時代前期の大学と律令学」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初出は一九七八年) 四二六―三二頁。
- (4) 喜田新六「令制下における君臣上下の秩序維持策」(前掲) 四八五頁―四八九頁。
- (5) 『新訂増補国史大系 令義解』(吉川弘文館、一九八一年) 二〇八頁。
- (6) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年、五二頁) の和銅六年(七一三) 四月二十三日乙卯条は、「始制、五位以上同位階者、因三年長幼^一、以為^二列次^三」とある。五位以上の官人は年の長幼を列次としている。養老公式令55文武官朝参行立条は「位同者、五位以上、即用^二授位先後^一、六位以下以^レ齒」^一とあり、五位以上の官人は授位順、六位以下は年令順を規定している。『律令』の補注では、大宝令と同文であれば、和銅六年(七一三)、五位以上の官人に年令順を加味したことを示すものとある。『日本思想大系 律令』(岩波書店、一九八五年) 六六三頁。
- (7) 虎尾俊哉註(3)前掲論文。
- (8) 早川庄八註(3)前掲論文。

- (9) 野田有紀子「日本古代の鹵簿と儀式」(『史学雑誌』一〇七—八、一九九八年) 三六頁。
- (10) 『新訂増補国史大系 令義解』(吉川弘文館、一九八一年) 二〇八頁。
- (11) 西本昌弘「元日朝賀の成立と孝徳朝難波宮」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年、初出は一九九八年) 五頁。
- (12) 坂本太郎は、一般官人の路上敬礼は儀制令9・10条によって「凡在路相遇者、三位遇親王、四位遇一位、五位遇三位、六位遇四位、七位遇五位、皆下馬」と理解している。しかし、この理解では下馬および乗馬のまま通過を待つことの二つの儀礼行為は有効性を持たず、三位の官人のみが親王に下馬礼を行なうかのよ
うな規定になってしまふ。また二位官人の下馬礼が抜け落ちていふ。坂本太郎「郡司の非律令的性質」
(『律令制度』坂本太郎著作集第七巻、吉川弘文館、一九八九年、初出は一九六四年) 二七九—八〇頁。
- (13) 唐令に違法者に対する決答権の条文はなく、唐の刑部格とされる。また日本独自設けられた可能性を指摘している。大隅清陽「儀制令における礼と法」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出は一九九三年) 二三三頁—二四七頁。
- (14) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 八三頁。
- (15) 『新訂増補国史大系 令義解』(吉川弘文館、一九八一年) 二〇八頁。
- (16) 大隅清陽註(2)前掲論文。
- (17) 『新訂増補国史大系 令義解』(吉川弘文館、一九八一年) 二一〇—一頁。
- (18) 『新訂増補国史大系 令義解』(吉川弘文館、一九八一年) 八六頁。
- (19) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覽』「第三部 唐日両令対照一覽」(東京大

学出版会、一九九七年）一〇〇四頁。

- (20) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 一六〇頁。
- (21) 『新訂増補国史大系 続日本紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三二三頁。
- (22) 『新訂増補国史大系 続日本紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四四八頁。
- (23) 『新訂増補国史大系 続日本後紀』(吉川弘文館、一九八三年) 一〇七、八頁。
- (24) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』(吉川弘文館、一九八七年) 三四六頁。
- (25) 『新日本古典文学大系 日本霊異記』(岩波書店、一九九六年) 一一五、六頁。中卷 第三十五縁「法師を打ちて現に悪しき病を得て死ぬる縁」
- (26) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』(吉川弘文館、一九八五年) 九〇七頁。
- (27) 『新訂増補国史大系 政事要略 後篇』(卷六十九、糺弾雑事(致敬拝礼下馬)) (吉川弘文館、一九八一年) 五八〇頁。
- (28) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』(吉川弘文館、一九八五年) 九〇七頁。
- (29) 『新訂増補国史大系 政事要略 後篇』(卷六十九、糺弾雑事(致敬拝礼下馬)) (吉川弘文館、一九八一年) 五七五頁。
- (30) 虎尾俊哉註(5)前掲論文。
- (31) 川尻秋生「新弾例と大同二年弾例について」(『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九八九年) 一七一頁。
- (32) 堀部猛「天長三年十二月二十九日太政官符所引の弾例」(『日本歴史』七七二、二〇一二年) 一四頁。天長

三年官符については、佐藤全敏も触れている。「弾正台の弾と京中巡察をめぐって」（『日本歴史』七七二、二〇一二年）九四頁。

(33) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇七頁。

(34) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇七頁。

(35) 虎尾達哉「孫王について」（『律令官人社会の研究』塙書房、二〇〇六年、初出は一九八八年）一四〇頁。

(36) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇八頁。

(37) 『改訂増補故実叢書 西宮記』（卷八、致敬礼）（明治図書、一九九三年）六二頁。

(38) 註(37) 『西宮記』（前掲）六一頁。

(39) 古代中国においても、路遇礼をめぐる事件の様相がみられるという。小野達哉「唐代後半の路遇礼と官人の秩序」（『文化史学』六八、二〇一二年）七九〜八五頁。

(40) 『新訂増補国史大系 日本後紀』（吉川弘文館、一九八四年）一三二頁。

(41) 『新訂増補国史大系 類聚三代格 後篇』（卷十六、道橋事）（吉川弘文館、一九八三年）四八七〜八頁。

(42) 渡辺直彦「令制家令の研究」（『日本古代官位制度の基礎的研究増訂版』吉川弘文館、一九七八年）一六八〜七二頁。

(43) 『新訂増補国史大系 続日本後紀』（吉川弘文館、一九八三年）一〇九〜一〇頁。

(44) 堀部猛註(32)「天長三年十二月二十九日太政官符所引の弾例」（前掲）。

(45) 井上正望「九世紀弾正台の京内巡察体制」（『日本歴史』七九八、二〇一四年）一一頁。

(46) 弾正台の言上では左京職は下馬し、右京職は下馬しないとあった。右京職はなぜ下馬しなかったのであろう

か。その背景に、当該期の左・右京大夫や弾正尹に在任した人物が関わる可能性がある。謹奏は「比年」とあり、近年、このごろを意味し、それほど遡る現象ではないのであろう。そこで、承和七年（八四〇）七月五日の太政官謹奏前後の左・右京大夫、弾正尹に在任した人物について調べると、以下の興味深い事実が浮上する。当時の左京大夫は菅原清公、右京大夫は田口佐波主、弾正尹は阿保親王である。文章博士として知られる菅原清公が長官を勤める左京職は、弾正台に下馬しており問題はない。田口佐波主は承和十四年（八四七）閏三月二十三日に薨去している。『新訂増補国史大系 続日本後紀』（吉川弘文館、一九八三年、一九八頁）に「神祇伯正四位下田口朝臣佐波主卒、詔贈_二従三位_一、以_二嵯峨太皇太_一后之外戚_一也」とあり、田口佐波主は橘嘉智子の外戚であることにより、従三位を贈位されている。その外戚関係がどのようなものかは不明である。また弾正尹阿保親王は平城天皇の子である。承和九年（八四二）に、承和の変の発端となった緘書を橘嘉智子に上呈したのは阿保親王である。阿保親王がその年に薨去すると、田口佐波主が喪事を監護している。承和七年（八四〇）の弾正尹は、阿保親王が就任するまでは秀良親王が在任したようである。秀良親王は仁明天皇の弟であり、母は橘嘉智子である。右京大夫田口佐波主は橘嘉智子の外戚、弾正尹阿保親王はのちに承和の変で橘嘉智子に緘書を上呈し、薨去の際は田口佐波主が喪事を監護している。承和七年（八四〇）の左京大夫・右京大夫・弾正尹の人事から見えてくるのは、現天皇の生母である橘嘉智子を中心とした関係性である。秀良親王が六月十日まで在任した弾正尹は、その後は阿保親王に交代している。現天皇の弟と三代前の天皇の子とは、同時代における政治勢力は歴然としており、弾正尹の交代人事は、田口佐波主が長官を勤める右京職に何らかの影響を及ぼし、右京職が下馬しない事態となったことが考えられるのではないだろうか。

- (47) 『新訂増補国史大系 続日本後紀』（吉川弘文館、一九八三年）一六三頁。
- (48) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年) 三五～六頁。
- (49) 榎木謙周「古代国家の都市政策―清掃の制を中心に―」(『日本古代の首都と公共性・賑給、清掃と除災の祭祀・習俗』塙書房、二〇一四年、初出は二〇〇五年) 九四～一〇七頁、および市川理恵「日唐における都城の行政・治安機構」(『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、二〇〇九年) 二四四頁。

第二章 平安前期の牛車と官人統制

はじめに

日本古代において、牛車という乗り物はいつごろから乗られはじめたのか、わからないことの多い乗り物である。

貴族官人と牛車については、佐伯有清・遠藤元男・加藤友康らの見解がある⁽¹⁾。牛車が弘仁六年（八一五）前後から乗られはじめ、寛平六年（八九四）に乗車が禁止されたものの、同七年に男性にも許可され、その後牛車が流行したとするものである。また、牛車の流行は、軍国体制が終焉した結果とする見解もある⁽²⁾。

弘仁六年（八一五）や寛平年間（八八九〜八九八）の牛車政策⁽³⁾について、単なる牛車の流行があったから禁止を加えたのだとする理解では、その本質はみえてこないように思われる。

本稿は、牛車が流行した端緒と考えられている嵯峨天皇の時期を考察する。つぎに六国史の薨卒伝によって貴族へ牛車が普及した様相をみ、牛車と貴族の邸宅との関わりを検討する。そして、宇多天皇による牛車政策について論じることにする。

一、嵯峨天皇の牛車政策

嵯峨天皇の政治の特色として、儀式・格式の編纂と儀式の整備改革があげられる⁽⁴⁾。儀式・格式の編纂は、桓武

天皇以来の格式の再考作業とされる⁽⁵⁾。ところが嵯峨天皇の政権は、律令制成立以来の歴史的な改革とされる平城天皇の官制・禄制改革⁽⁶⁾を経た政権である。そのため嵯峨天皇の弘仁年間（八一〇～八二四）は、儀式の整備に限らず、平城天皇の改革の修正を目的とした官符類が数多く出されている。桓武天皇以来の儀式・格式の編纂作業の再開であったとしても、単純な再開ではなかったはずである。弘仁二年（八一一年）の六衛府制の再編は、平城天皇が行なった改革の修正としてよく知られるが⁽⁷⁾、朝儀・朝政が内裏で行なわれるようになる⁽⁸⁾、儀式の再編成にともなう官職の職掌改正も行なわれた。弾正台は儀式における非違糾弾のほか、京職と共同で行なう検校という職務が付加された⁽⁹⁾。外記も内裏での記録庶事に与かることが命じられた⁽¹⁰⁾。他官司の併合とは異なる掃部寮という官職も成立している⁽¹¹⁾。以上のような平城天皇の官制改革の修正ではない職掌改正も注目し値する。

儀式の整備改革については、弘仁九年（八一八年）の唐風化政策が知られる。それと密接に関わる衣服制の改革も、菓子の変が収束した直後から行われている。その儀式改革と並行して、牛車の乗車を許可した勅が出されているのであり、牛車政策は嵯峨天皇の唐風化政策と関わる政策といえる。

（前略）勅、親王内親王女御及三位已上嫡妻子、並聴^レ著^ニ蘇芳色象牙刀子^一、但緋色鞆勒一切禁断、又禁^ニ女人著^ニ褐及黄檀染等色^一、唯節会日不^レ在^ニ禁限^一、五位已上聴^ニ恒服^ニ飾刀^一、六位已下不^レ得^下以^ニ金銀^一為^レ飾、内親王孫王及女御已上、四位已上内命婦、四位参議已上嫡妻子、大臣孫、並聴^レ乘^ニ金銀装車^一、自余一切禁断⁽¹²⁾、

内容を箇条書きにすると、以下の四項目となる。

- (1) 親王・内親王・女御・三位以上の嫡妻と子に蘇芳色の衣服と象牙の刀子を許可し、緋色の鞆・勒を禁断する。
- (2) 女性の褐・黄檀染の衣服を節会日に限り禁限しない。

(3)五位以上の飾刀を許し、六位以下は金銀飾りを禁止する。

(4)内親王・孫王・女御以上、四位以上の内命婦・四位参議以上の嫡妻と子、大臣孫に対し金銀飾りの車を許し、それ以外の者の乗車は禁断する。

(1)から(4)にわたる内容として興味深いのは、宮廷内において視覚に訴える色や形を判断基準として禁限や許可を出したことである。考察の対象は(4)である。内親王と孫王、女御身分より上位の階層を、また四位以上の位階を持つ内命婦、四位参議以上の嫡妻とその子、大臣の孫についても金銀飾りの牛車を許可したのである。⁽¹³⁾この(4)の内容を持つ弘仁六年勅(以下、本稿では弘仁六年(八一五)勅とはおもに(4)の内容を示す用語として使用する)で注目すべきは、公的に移動手段としての牛車利用を認めたことである。それ以前には女性も乗馬を基本とした。内親王・孫王・女御以上とは、天皇の子および天皇との婚姻関係を結んだ女性である。四位以上の内命婦とは、後宮に出入りする天皇近侍の女官である。⁽¹⁴⁾

さらに重要な点は、四位参議以上の官人も、嫡妻子のために牛車を製作することが可能になったことである。参議に任じられた官人は、嫡妻子のために牛車を製作することが可能となり、また実際に牛車を製作したと思われる。のちに嫡妻子のための牛車製作という定義は薄れ、参議に任じられると牛車を製作することが定着した。そして参議は牛車に乗車する身分であるという意味に、弘仁六年(八一五)勅は解釈されるようになったと考えられる。

時代は下るが、藤原行成は長保三年(一〇〇一)八月二十五日の除目において参議に任じられている。同日の藤原行成の日記には、「給_ニ左府御車并牛_一、又給_レ笏」とあるように、左大臣藤原道長から車と牛、笏をもらっている。⁽¹⁵⁾こうした慣行は、参議は牛車に乗る身分であることを物語るものである。

嵯峨天皇の時代に、女性や子どもの移動手段として牛車に乗車することが認められた。弘仁六年（八一五）勅は貴族社会に受け入れられ定着する過程で、参議になり妻子のために製作するものから参議になれば乗車するものへと変容し、貴族官人は牛車に乗車するようになった。とすれば、弘仁六年勅は平安京の牛車政策であると考えることも、あながち無謀な解釈ではなからう。というのは、こうした儀式の整備改革は、平安京を定都とする勅を出すと同時に、平城上皇の変の收拾を図ることによってようやく安定した政権を確立した、嵯峨天皇だからこそなし得た改革だったからである。⁽¹⁶⁾

七世紀は天皇を中心に車が利用され、八世紀に輦や輿のあったことは、すでに西本昌弘が述べている。⁽¹⁷⁾ 岡京の部材進上木簡を検討したうえで、復原輿は、『延喜式』内匠寮所載の乗物の素材・部材の呼称法に親縁性を持つとする指摘もある。⁽¹⁸⁾ 直近の出来事に「流_三僧良勝於多襪嶋_一、以_三輿_レ女同車_一也」とある。⁽¹⁹⁾ このことによっても、当時の社会には牛車が普及しつつあることがうかがわれる。

弘仁六年勅により、移動手段に牛車を利用することが女性や子どもに対して認められている。それ以前には男女に限らず乗馬が移動手段の基本であり、これは嵯峨天皇の際立った牛車政策と考えられる。

二、牛車の流行と貴族の邸宅

『駿牛絵詞』には「本朝にも上古には后宫などのほかにたやすく用ひられざりけるが、仁明天皇の御宇承和の比よりぞ大臣以下公卿はまゝゆるされ侍りける。宇多の御門御宇寛平の頃よりぞあまねく世にひろまりける。」⁽²⁰⁾ とあり、承和頃を境に牛車が流行し始めたとする。⁽²⁰⁾ 本節では、貴族社会において馬から牛車への転換が図られた

様相を検討するための素材として、六国史の薨卒伝を取り上げる。薨卒伝を検討の素材とするのは、律令官人が馬・下馬札・牛車と関わった興味深い記事がみられるからである。

・弘仁三年（八一二）の藤原内麻呂伝

（前略）昔日庶人他戸為_二皇太子_一時、桀跖之性、好害_二名流_一、有_二一惡馬_一、馭必踉蹌、太子令_二内麻呂乘_一、快_レ見_二傷損_一、惡馬弓_レ頭不_レ動、被_レ鞭廻旋、（後略⁽²¹⁾）

・承和七年（八四〇）の藤原三守伝

（前略）参朝之次、有_二一両学徒_一、遇_二諸塗_一、必下_レ馬而過_レ之、（後略⁽²²⁾）

・承和九年（八四二）の菅原清公伝

（前略）六年正月叙_二從三位_一、老病羸弱、行歩多_レ艱、勅聽_下乘_二牛車_一到中_二南大庭梨樹底_上、（後略⁽²³⁾）

・貞観十六年（八七四）の下道門継伝

（前略）門継有_二至性_一、篤信_二仏教_一、常着_二袈裟_一、誦_二法華經_一、行路遇_レ僧、必下_レ馬揖而過_レ之、（後略⁽²⁴⁾）

・貞観十七年（八七五）の藤原良近伝

（前略）良近為_レ人強力、嘗酣醉乘_レ車而行、戲謂_二同車者_一曰、吾欲_レ令此牛不_レ行、乃以_レ手據_二車床_一、閉氣堅坐不_レ動、牛張_二四足_一、立而不_レ前、其膂力過_レ人如_レ此、（後略⁽²⁵⁾）

・仁和三年（八八七）の文室卷雄伝

（前略）卷雄身體輕捷、甚有_二意氣_一、嘗戲騰躍、脚踏_二駕_レ車牛額_一、超越立_二於車後_一、（後略⁽²⁶⁾）

薨卒伝の記事は、当該人物が馬・下馬札・牛車に関わった時期ははっきりしないが、つぎのことは指摘できる。藤原内麻呂伝は、藤原内麻呂が馬の扱いに馴れていたこと、藤原三守伝は、九世紀半ば頃の官人は馬で内裏に参

上したこと、菅原清公伝は、徒歩が原則の内裏に、乗り物で移動する許可を得たことを記す。また藤原三守伝と下道門継伝は、それぞれが令規とは異なり、尊敬の念を持つ相手に下馬礼をしたことを記す。⁽²⁷⁾

そして藤原良近伝と文室卷雄伝によつて、男性官人が確実に牛車に関わるようになったのは、貞観年間（八五九〜八七七）以降であると指摘できる。皇太后藤原明子の貞観三年（八六一）の牛車利用を特筆していることも、牛車の利用が貞観年間に貴族の間で広まった証左となる。⁽²⁸⁾

つぎに、牛車と貴族の邸宅について考えてみたい。『大鏡』（日本古典文学大系、岩波書店、七十頁）には、藤原基経の邸宅について記述した箇所がある。

（前略）堀川院は、地形のいといみじき也。大饗のおり、とのぼらの御車のたちやうなどよ。尊者の御車をば東にたて、牛はみはしのひらきばしらにつなぎ、こと上達部の車をば河よりは西にたてたるがめでたきを。尊者の御車の別にみゆることは、こと所はえはべらぬものをやとみたまふるに、この高陽院殿にこそおされにてはべれ。

堀河院の地形の素晴らしさだけでなく、大饗に参会する上達部がこぞつて牛車に乗車した様子もうかがえる。正月大饗は、史料としては藤原基経の元慶八年（八八四）が最古とされ、それをさかのぼる藤原良房の時代に成立したことが指摘されている。⁽²⁹⁾

こうした貴族の邸宅の特徴である寝殿造は、十世紀頃に完成したとされるが、⁽³⁰⁾ 十世紀を超えて存続した例は一部に限られることも明らかにされている。⁽³¹⁾

牛車を収納する舎屋を車宿というが、車宿の初見と思われる史料は「三條令解」である。⁽³²⁾ 故藤原忠平家の家従である海直延根の後家の辞状では、天慶八年（九四五）に前上野介である藤原尚範の女子から買得した家・土地

が左京三条四坊四町の西にあり、舎屋は檜皮葺三間・車宿三間・門屋というものであった。

藤原基経が大饗を催した時の様子から、九世紀末に牛車が貴族社会にも広く浸透したさまがうかがえる。車宿は「三條令解」にみられるように、十世紀半ばの五位クラスの邸宅には記載されているから、おそくとも天慶八年頃までには貴族の邸宅に付属したものであろう。

三、宇多天皇の牛車政策

前章では、貞観年間に男性官人も牛車に乗車するようになり、九世紀末に牛車が貴族社会に広く浸透した様相を述べた。しかし男性の乗車が許可されたことは、実は一度もないのである。そのことを踏まえたうえで、宇多天皇の寛平年間（八八九〇～八九一）における政策について検討したい。

寛平六年五月十二日官符云、男女有^レ別、礼敬殊著、而頃年上下惣好乗^レ車、非^レ施^ニ新制^一、何改^ニ弊風^一、左^源大臣宣、奉^レ勅、不^レ論^ニ貴賤^一、一切禁制、⁽³³⁾

寛平六年（八九四）の官符は、男女の別があるにもかかわらずすべての者が牛車の乗車を好むようになったことを述べたうえで、貴賤を問わず牛車の乗車を禁制したものである。その二か月後の寛平六年（八九四）七月になると、左右大臣の乗車を許可している。⁽³⁴⁾

左大臣源融、右大臣藤原良世に乗車を許可し、七月十五日になり藤原有徳にも乗車を許可した。⁽³⁵⁾ 寛平六年（八九四）当時の上席公卿である左右大臣に牛車を許可したことは理解し得る。しかし藤原有徳は、公卿十五人、参議七人のうち、下位から三番目の序列に位置する参議なのである。牛車の乗車許可が公卿の序列順、年齢順では

ないことは明らかである。なにゆえ藤原有穂に乗車が許可されたのか、その理由を検討したい。

仁和三年(八八七)八月二十八日の宇多天皇の践祚では、

太政大臣奉_レ勅、令_三左大弁橘広相、左中弁藤原有穂、左近衛権中将時平、左衛門佐藤高経等侍_二殿上_一、⁽³⁶⁾

とあり、宇多天皇の勅により殿上に集められた人物が藤原基経、橘広相、藤原時平、藤原高経らと藤原有穂であった。これらの人物と宇多天皇との関係を考えるに、光孝・宇多両天皇を即位させた功績を持つ藤原基経とその子時平、そして藤原基経の弟である藤原高経といった藤原氏、宇多天皇の舅にあたる橘広相、宇多天皇の亡き父光孝天皇の蔵人頭であった藤原有穂などが宇多天皇の践祚に際して呼び集められたのである。⁽³⁷⁾このうち藤原時平と藤原高経は、宇多天皇の蔵人頭に任命されている。殿上の合議に集められた人物は、宇多天皇の信任を得た人物ということになるのである。

そして寛平六年(八九四)当時、殿上の合議に集められた人物のうち、存命者は藤原時平と藤原有穂である。

藤原有穂は、藤原時平をさしおいて牛車の乗車も許可されたと考えられる。⁽³⁸⁾

つぎに齊世親王・藤原諸葛・藤原保則が乗車を許可された。寛平七年(八九五)正月のことである。

使庁統類聚云、寛平七年正月五日宣旨、無品齊世親王、明日許聴_二乗車_一、同九日宣旨、中納言藤原朝臣諸葛、

民部卿藤原朝臣保則等宜_レ聴_二乗車_一者、親王公卿惣制_二乗車_一、明経学生秦維興、依_二輒乗車_一、被_レ断_二其罪_一、⁽³⁹⁾
即_二处_二違式之科_一、依_二多事_一具不_レ載、

正月五日、無品齊世親王には明日以降の乗車を許可した。続いて正月九日、中納言藤原諸葛・民部卿藤原保則の乗車を許可した。

宇多天皇とこの三人との関わりを検討したい。齊世親王は宇多天皇を父に、橘義子を母に持つ親王で、当時十

歳である。藤原胤子を母とする敦仁親王がすでに寛平五年（八九三）に立太子していた。斉世親王に乗車を許可したのは、親王を皇太子と同等に扱う意図があったと考えられる。

藤原諸葛と藤原保則は、高齢による乗車許可という可能性も捨てきれない。しかしながら、藤原諸葛には『玉葉』に以下の話がある。⁽⁴⁰⁾光孝天皇の即位について、異議を唱えた人物がいた。その人物に向かって藤原基経の意見に従わなければこの場で誅すと発言し、光孝天皇の即位を実現させたのが藤原諸葛であった。当時、このような緊迫した状況によって即位が実現したのだとすれば、藤原諸葛がいなければ光孝天皇の即位はなく、したがって宇多天皇の即位の可能性も低かったことになる。藤原保則は、出羽権守として元慶の乱の際にも活躍し、良吏としても名高く、地方政治に一定の成果を上げた人物である。⁽⁴¹⁾

以上のことから、斉世親王を皇太子と同等に扱う意図があり、藤原諸葛・藤原保則については、宇多天皇の即位とその政治に功績のある人物のため、恩賞として牛車の乗車を許可されたことが考えられる。

寛平七年（八九五）正月九日までの段階では、左右大臣と藤原有徳・斉世親王・藤原諸葛・藤原保則以外の公卿は、「親王公卿惣制ニ乗車」の状態であった。そうしたなか、明経道の学生である秦維興は、たやすく乗車したために罪に問われ、違式の科に処せられたのであった。「依ニ多事ニ具不レ載」とあるのは、秦維興以外にも乗車の罪に問われた人が多くいたことを示すと思われる。ところが八月十七日になり、全男性官人の乗車が許可されることになったのである。

同七年八月十七日宣旨、奉^レ勅、男聴ニ乗車ニ、（見ニ同類聚一）男乗車之制、隔ニ一年ニ停止、為^レ見ニ旧法ニ、大略記注、⁽⁴²⁾

男性官人の乗車を全面的に禁止したのが寛平六年（八九四）五月十二日であり、男性官人に乗車を許可したのは

寛平七年（八九五）八月十七日である。このような牛車の禁制と解除が行なわれた理由を考えるに、貴族社会における移動手段の裁量権を顕示することにより、天皇を頂点とした身分秩序に編成する狙いがあったことが考えられるのではないだろうか。

即位当初の宇多天皇は、阿衡の紛議によって藤原基経に謝罪するという不本意な姿を露呈した。また臣籍から間をおかずに即位したため、春宮坊をはじめとする側近集団がいない状況だった。殿上の合議の五人は宇多天皇にとっては貴重な近臣であり、宇多天皇がそれ以外の個別の主従関係を持つことは、即位当初はきわめて困難なのであった。

さらに、藤原基経が薨去するまで東宮住まいを続けた宇多天皇の地位は、相対的に低かったと考えられる。宇多天皇が歯痛のために加持祈祷を依頼した、「生来不乗車馬」⁽⁴³⁾ざる相応和尚が勅使よりさきに内裏に馳せ参じた時、陣官は宣旨がないと称して宇多天皇の招きに応じた相応和尚の内裏参入を許可しなかった。このことは、宇多天皇が藤原基経との対立に起因して、宮廷政治を支える官人との関係性もおおむね薄かったことを如実に示すものではないだろうか。天皇の求心力の低下は明らかであった。だからこそ宇多天皇は身分秩序の再構築を企図したのであった。

寛平六年（八九四）に牛車が全面的に禁止され、平安京からは一時的に牛車が消えることになった。まず左大臣源融と右大臣藤原良世に乗車の許可が出、続いて藤原有穂にも許された。寛平七年（八九五）は斉世親王・藤原諸葛・藤原保則に乗車が許可された。八月になると牛車は全面解除され、ふたたび平安京には牛車が行き交うことになった。全面的な禁止と解除には、官人の移動手段の裁量権が天皇にあることを示すものである。このことは、牛車が官人の身分を表象する乗物であることを十分に認識していたことを示しており、牛車の禁制は天皇

が居住する平安京の空間秩序を保つものであった。

如上の宇多天皇の牛車政策を、格式や新制との関わりを含めて考えてみたい。

弘仁六年（八一五）勅は、『延喜式』（卷四十一、弾正）に「凡内親王、孫王、女御、及内命婦、并参議以上、非参議三位嫡妻女子、大臣孫、並聴_レ乗_下用_ニ金銀_ニ装車屋形_上」と引用されている。このことはまた、限定条件を持ちつつ公的に牛車の利用を許可するという、弘仁六年（八一五）勅の意義がきわめて大きかったことを示すものである。寛平六年（八九四）官符が『延喜式』に引用されなかった理由は、男性の乗車を全面的に解除した寛平七年（八九五）宣旨があることによつて、寛平六年（八九四）官符が時限立法となつたためである。そのことからすると、寛平六年（八九四）官符および寛平七年（八九五）宣旨は、『政事要略』に掲載されない限り、後世の我々の目に触れることはなかったかもしれない。

ところで、この寛平六年（八九四）官符は、牛車の流行という観点からしばしば引用されてきた。しかし時限立法であるこの官符は、宇多天皇の政策においても非常に重要な禁制であつたと筆者は考えるのである。⁽⁴⁴⁾なぜならば、貴族官人の徒歩・騎馬以外の移動手段について、天皇の許可が必要であることを、あらためて貴族社会に認識させたものだからである。

さらに宇多天皇の牛車政策は、その後も一定の拘束力を持ったことが考えられる。大外記である御船伝説は康保二年（九六五）八月七日に牛車を許可され、大納言源兼明は安和二年（九六九）二月二十八日に牛車を許可されたとある。⁽⁴⁵⁾のちに寛平六年（八九四）官符・寛平七年（八九五）宣旨を引用した長保元年（九九九）官符が出された。それには「自今以後、六位以下乗車一切停止、但外記官史、諸司三分以上、并公卿子孫及昇殿者、藏人所衆、文章得業生不_レ可_ニ必制_二」⁽⁴⁶⁾とある。この長保元年官符は約一世紀を隔ててはいるが、寛平六年（八九四）官符に

続く乗車に関する官符である。佐多芳彦は、この公家新制について昇殿制との関わりを指摘する⁽⁴⁷⁾。しかし御船伝説と源兼明の二例からすると、寛平七年（八九五）に牛車が全面解除されたものの、公卿以外の乗車は依然として許可制であったと考えられる。こうした外記や特定の人物などへの個別の乗車許可を追認する形で、長保元年（九九九）の公家新制が出されていないだろうか。

寛平六年（八九四）官符は、禁制として乗車を規制する法的根拠を持ち続けており、長保元年官符が出るまで、乗車は個別の許可制であったとみられる。特定官職について、長保元年官符が乗車を許可したことにより、個別の許可の必要はなくなったのであろう。そのように考えると、寛平六年（八九四）官符は、単行法令であり、処罰に関しては違式の罪に問われることがあるものの、公家新制への過渡的な存在であると考えられることも出来よう。

四、宇多天皇と藤原基経・源融―腰輿宣旨―

貴族官人の徒歩・騎馬・牛車などの移動手段に関連して、内裏における腰輿宣旨というものがある。

腰輿とは人の腰の高さで担ぐ輿で、『延喜式』（卷十七、内匠）に記載がある。管見の限りでは、この腰輿宣旨は当該期のみに見られる宣旨である。寛平元年（八八九）十月十九日、藤原基経には腰輿宣旨が出されたが⁽⁴⁸⁾、腰輿宣旨とはいったい何であるのか、藤原基経が与えられた待遇と、藤原良房の待遇とを比較検討することで明らかにしたい。待遇というのは、①勅授帯剣・②隨身兵仗・③准三宮・④輦車宣旨のことである。

藤原基経は陽成天皇即位により右大臣のまま摂政となり、元慶四年（八八〇）に清和上皇崩御の直前、太政大臣に任命された。それ以前に①勅授帯剣、②隨身兵仗を賜り、陽成天皇の御元服後、さらに③准三宮を賜った。

藤原良房の待遇と比較して藤原基経が持たない待遇は④輦車宣旨である。⁽⁴⁹⁾ 即位したばかりの光孝天皇が諸道博士らに太政大臣の職掌の有無を勘申させると、「可_レ謂雖_レ知_二行天下政_一、而不_レ可_レ掌_二大臣職_一矣」とする結果が出ている。⁽⁵⁰⁾ 太政大臣の職掌は天下の政を知り行うが、大臣の職にはないというものであった。それを受けて光孝天皇は「自_二今日_一官序尔坐天就天万政領行比、入輔_二朕躬_一、出総_二百官_一倍之、応_レ奏之事、応_レ下之事、必先諮稟」とする勅を出している。⁽⁵¹⁾ 事実上の関白の待遇を与えたものである。職掌勘申の前に光孝天皇は④輦車宣旨を藤原基経に与えた（元慶八年五月二十五日）。宇多天皇が即位すると、今度は阿衡の紛議のちに腰輿宣旨が与えられている。藤原基経に与えられた腰輿宣旨は、藤原良房の待遇にはないものであることが明らかである。⁽⁵²⁾ では腰輿宣旨と輦車宣旨とはどのように異なるのか、その相違点を輦車・腰輿の利用者と移動範囲を探ること
で明らかにしたい。

輦車は内裏参入の女性や老宿の大臣などに利用された。女性は門を出入するごとに天皇の裁可が必要であった。⁽⁵³⁾ 老宿の大臣の例としては藤原実資の例があり、実資は宮城門の一つである待賢門から内裏の春華門を輦車で移動した。⁽⁵⁴⁾ 輦車を利用する範囲は、宮城門から内裏の門までである。藤原氏にとくに許可された事例が多いのは、内裏内に直廬が設けられたことと関わるのであろう。⁽⁵⁵⁾

腰輿は神事のため、天皇が平安宮内裏から建礼門・中和院などの内裏の周囲に広がる中重に行幸する場合に使用された。⁽⁵⁶⁾ 斎宮も使用することがあった。⁽⁵⁷⁾

輦車宣旨を受ければ、宮中に出入りする者は輦車に乗ることが可能であり、その移動範囲は宮城門から内裏の門までとなる。

腰輿宣旨とは、これまで宣旨として誰にも許可されてきたことがなく、天皇が神事のために利用したもので、

その移動範囲はおもに内裏内の中重である。⁽⁵⁸⁾ 腰輿が天皇の神事のためだけに利用されたことを考えると、それを腰輿宣旨として藤原基経に与えた意味は大きかったといえる。なぜならば、この時点においてもなお宇多天皇は内裏ではなく、東宮に居住していたからである。

宇多天皇が東宮に移御したのは、仁和三年（八八七）八月二十七日である。その後宇多天皇が九月二日に倚廬（父母の喪に服する仮屋）に移御すると、太政大臣の藤原基経が殿上に宿侍したのである。⁽⁵⁹⁾ 天皇が倚廬に移動した時の臣下について、たとえば仁明天皇が清涼殿で崩御した時、左右大臣は神璽・宝剣・符・節・鈴印を献上し、皇太子は輦車に乗り、東宮雅院の移御に同行したとある。⁽⁶⁰⁾ しかし藤原基経のように、殿上に大臣が宿侍するような記述は見当たらない。寛平三年（八九一）正月十三日の藤原基経の薨去を受けて宇多天皇が最初に起こした行動は、内裏に住まいを遷すことであつた（寛平三年二月十九日）。

宇多天皇の践祚直後から殿上に宿侍し得、なおかつ腰輿宣旨を受けた藤原基経と、約四年を経てようやく東宮雅院から内裏に遷御を成し遂げた宇多天皇を比較するに、臣下である藤原基経の優位性がうかがえるのである。

なお源融も腰輿宣旨を与えられている（寛平二年七月二十二日）。源融は貞観十八年（八七六）冬から外出しなかつたとあり、それは清和天皇の讓位の詔のなかで「為レ性蕭疎之天、朝務乎仕奉尔不レ耐」と酷評されたこと⁽⁶¹⁾や、藤原基経が左大臣の源融を超えて摂政に任じられたことが理由と思われる。元慶八年（八八四）、光孝天皇が諸道博士らに勘申させ、太政大臣には職掌がないとする結果が出ると、源融はふたたび内裏に参上するようになっていた。かつて光孝天皇の即位に異議を唱えた人物がいたことは前述したが、その人物とは源融である。光孝天皇即位の際、「いかゞは、ちかき皇胤をたづねば、融らもはべるは」と発言した人物である。それに対し藤原基経は、「皇胤なれど、姓給てただ人にてつかへて、位につきたる例やある」と返答したのであつた

（『大鏡』）。この話は、源融が皇位継承権を主張し、藤原基経によって拒否された物語である。ところが、光孝天皇のつぎの天皇には、臣籍に下った経験を持つ宇多天皇が即位することになった。もし『大鏡』の話が事実に近いものであったとしたならば、宇多天皇は腰輿宣旨を与えることによって源融を厚遇したといえる。

むすび

以上、四節にわたる考察の結果をまとめると、つぎのようになる。

弘仁六年（八一五）勅は、公的に女性や子どもに牛車利用を認めた初めての牛車政策であった。そして参議以上の男性官人も乗車するようになり、のちに貴族社会には広く牛車が流行することになった。つぎに男性官人が貞観年間（八五九〜七七）に牛車に乗車し始めたことを、薨卒伝の検討によって明らかにした。貴族社会においては牛車がまず先行し、車宿が牛車を収納する舎屋として貴族邸宅に定着するのは、天慶八年（九四五）頃である。

宇多天皇の牛車政策の検討では、これまで許可されてこなかった男性官人の乗車を一時的に禁止したものであったこと、左右大臣を除けば公卿の序列ではなく、宇多天皇に信任された人物らに順次乗車を許可したうえで、最終的に男性官人に乗車を許可したものであること、斉世親王への乗車許可は、親王を皇太子と同等に扱う目的であったことを述べた。この牛車政策は、即位当初からの藤原基経との対立をはじめ、宮廷政治を支える官人との関係性が薄く求心力を持ち得なかった宇多天皇が、天皇を頂点とした身分秩序の構築を目指したものであったことを指摘した。そして寛平六年（八九四）官符は、徒歩・騎馬以外の貴族官人の移動手段に天皇の許可が必要

であることをふたたび認識させた禁制であり、その後も長保元年（九九九）の公家新制が出るまでは一定の法的根拠を持ち続けたことを指摘した。

宇多天皇はまた、天皇が内裏において神事に利用する腰輿を、腰輿宣旨として藤原基経と源融に与えた。この宣旨は宇多天皇の時期にのみみられるものである。宇多天皇の政策は、嵯峨天皇の政策を踏襲する形で内廷の充実に努めたとされる⁽⁶²⁾。側近集団を持たなかった宇多天皇の即位が、結果として宮廷を充実させたともいえる。

寛平二年（八九〇）までの段階では、宇多天皇自身は東宮に住む一方で、内裏では腰輿宣旨を出して藤原基経と源融に一目置いていた。寛平六年（八九四）以後の牛車政策では、天皇を頂点とした身分秩序の構築に努め、多難な時代を乗り切ろうとした宇多天皇の苦心の程を垣間見ることが出来るのである。

註

(1) 佐伯有清「貴族と農民と牛」(『牛と古代人の生活』至文堂、一九六七年)一六八〜九頁、遠藤元男「牛車の時代」(『路と車』日本人の生活文化史五、毎日新聞社、一九八〇年)五二〜七三頁、加藤友康「日本古代の牛車と荷車」(『車』東京大学公開講座六八、東京大学出版会、一九九九年)一九二〜三頁、および同「日本古代における交通・輸送と車」(『古代交通研究』一三二、二〇〇三年)六一〜三頁。

(2) 松本政春「貴族官人の騎馬と乗車」(『奈良時代軍事制度の研究』塙書房、二〇〇三年、初出は一九九一年)三四七頁。

(3) 牛車政策という言葉は唐突であるが、牛車に関わる政策が嵯峨天皇の頃からみられるため、本論においては便宜上使用することにした。

(4) 『内裏儀式』は弘仁九年(八一八)以前、『内裏式』は弘仁十二年(八二二)正月、『弘仁格』・『弘仁式』は弘仁十一年(八二二)に撰定された。西本昌弘「儀式記文と外記日記―『弘仁格式』序の再検討」、古礼からみた『内裏儀式』の成立」一三七〜八頁、「儀注の興り由来久し―『内裏式』序の再検討―」一五九〜六〇頁(以上、『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、初出は一九八七年)。

(5) 福井俊彦「格式研究の成果と課題」(『弘仁格の復元的研究』民部上篇、吉川弘文館、一九八九年)二七二頁、および西本昌弘註(4)「儀式記文と外記日記―『弘仁格式』序の再検討」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、初出は一九八七年)。

(6) 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(『平安文化史論』桜楓社、一九六八年、初出は一九六二年)四七〜六〇頁、望月一樹「平城朝における侍従任命について」(『駒沢史学』三六、一九八七年)一一二〜八頁、仁藤智子「諸司時服の再検討―平安初期における国制改革の一側面―」(『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九九二年)二三四〜四六頁、「律令官僚制の再編と禄制改革」(前掲、初出は一九九五年)二八二〜五頁、虎尾達哉「馬料の基礎的考察」三三三〜四頁、および同「延喜中務式女官馬料条について」三四五頁(以上、『律令官人社会の研究』塙書房、二〇〇六年、初出は二〇〇四年)。

(7) 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出は一九六二年)一八九〜九一頁。

(8) 古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八四年)一四〇〜五五頁、橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八六年)一八九〜二二七頁、「外記政の成立」(同前、初出は一九八一年)三一九〜二二頁、および

西本昌弘「古代国家の政務と儀式」（『日本古代の王宮と儀式』塙書房、二〇〇八年、初出は二〇〇四年）二五四～六五頁。

(9) 『新訂増補国史大系 日本後紀』（吉川弘文館、一九八四年）一三二頁。弘仁六年（八一五）三月二日癸酉条。

(10) 神谷正昌「弘仁期の儀式と『内裏式』」（『平安宮廷の儀式と天皇』同成社、二〇一六年、初出は一九八九年）四五～五一頁、および橋本義則註（8）前掲論文。

(11) 橋本義則「掃部寮の成立」（奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢Ⅱ』奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集、同朋舎出版、一九九五年）四四〇～二頁。

(12) 『新訂増補国史大系 日本後紀』（吉川弘文館、一九八四年）一三六頁。弘仁六年（八一五）十月二十五日壬戌条。

(13) 玉井力「女御・更衣制の成立」（『名古屋大学文学部研究論集』史学一九、一九七二年）一〇～三頁。

(14) 橋本義則「後宮の成立」（『古代宮都の内裏構造』吉川弘文館、二〇一一年、初出は一九九五年）三一八～九頁。後宮が内裏に吸収されたこと、宮人の朝儀への参列などを指摘する。こうした内裏への出入に、公的に牛車利用を認めたものであろう。

(15) 『史料纂集 権記 二』（続群書類従完成会、一九八七年）一二四頁。

(16) 橋本義彦「『薬子の变』私考」（『平安貴族』平凡社、一九八六年）五七～九頁。

(17) 七世紀には天皇が小外出に車を利用し、八世紀には運搬用及び乗用の輦が存在、高僧や老臣に下賜することも行われたと述べる。西本昌弘「建部門参向者交名をめぐる憶説」（『日本古代の王宮と儀式』塙書房、

二〇〇八年、初出は一九九五年）一五七〜九頁。

(18) 清水みき「古代輿の復原―長岡京の部材進上木簡より―」（杉山信三先生米寿記念論集刊行会編・刊『平安京歴史研究』杉山信三先生米寿記念論集、一九九三年）四六八〜七二頁。

(19) 『新訂増補国史大系 日本後紀』（吉川弘文館、一九八四年）一一六頁。弘仁三年（八一二）八月八日癸巳条。

(20) 「駿牛絵詞」『群書類従 第二十八輯 雑部』（続群書類従完成会、一九八六年）一一七頁。

(21) 『新訂増補国史大系 日本後紀』（吉川弘文館、一九八四年）一一九頁。弘仁三年（八一二）十月六日辛卯条。

(22) 『新訂増補国史大系 続日本後紀』（吉川弘文館、一九八三年）一〇七〜八頁。承和七年（八四〇）七月七日庚辰条。

(23) 『新訂増補国史大系 続日本後紀』（吉川弘文館、一九八三年）一四六頁。承和九年（八四二）十月十七日丁丑条。

(24) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）三四六頁。貞観十六年（八七四）八月九日乙丑条。

(25) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）三六五頁。貞観十七年（八七五）九月九日戊子条。

(26) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）六三七〜八頁。仁和三年（八八七）八月七日戊申条。

- (27) 下馬礼については、本論第一部第一章参照。
- (28) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 前篇』（吉川弘文館、一九八六年）六八頁。貞観三年（八六一）二月十八日壬戌条、同年二月二十五日己巳条。
- (29) 神谷正昌「大臣大饗の成立」（『平安宮廷の儀式と天皇』同成社、二〇一六年、初出は一九九八年）二〇五～七頁、同「任大臣大饗の成立と意義」（前掲、初出は一九九九年）二三一～五頁、山下信一郎「大臣大饗と親王」（『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一三年、初出は一九九七年）二二三～六頁、「大臣大饗管見」（同前、初出は二〇〇三年）二四七～九頁、および渡邊誠「大臣大饗と太政官」（『九州史学』一五六、二〇一〇年）八六～九三頁。
- (30) 西山良平・藤田勝也編「序章 平安京の住まいの論点」（『平安京の住まい』京都大学学術出版会、二〇〇七年）八～九頁、および太田静六「平安初期における貴族の邸宅」（『寝殿造の研究 新装版』吉川弘文館、二〇一〇年）一四三～八頁。
- (31) 西野悠紀子「平安初期における邸宅の伝領について」（『平安京の住まい』二〇〇七年）二五〇～四頁。
- (32) 『新訂増補国史大系 朝野群載』（吉川弘文館、二〇〇三年）四七一頁、（巻二十一、雑文上）。車宿は雑舎として、貴族住宅を構成する要素の一つに含まれるとする。藤田勝也「雑舎と対屋」（『日本古代中世住宅史論』中央公論美術出版、二〇〇二年、初出は一九九一年）五四～六七頁。
- (33) 『新訂増補国史大系 政事要略 後篇』（吉川弘文館、一九八一年）五五三頁。（巻六十七、糺弾雑事）。
- (34) 『新訂増補国史大系 公卿補任 一』（吉川弘文館、一九八八年）一五一頁では、左大臣源融・右大臣藤原良世の尻付に「七月日勅許車」とあり、「古今和歌集目録」『大日本史料 第一編之二』（東京帝国大学、一

九二二年) 一五五頁は、源融への乗車許可を七月一日とする。

(35) 『新訂増補国史大系 公卿補任 一』(吉川弘文館、一九八八年) 一五一頁。

(36) 『新訂増補国史大系 扶桑略記』(吉川弘文館、一九九九年) 一五三頁。

(37) 宇多天皇との関わりが薄いと思われる藤原高経だが、光孝天皇の芹川野行幸の際、源氏時代の宇多と藤原時平が同行し、藤原高経の別墅(別荘)に行ったことがある。『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』(吉川弘文館、一九八一年) 六二二頁。仁和二年(八八六)十二月十四日戊午条。

(38) 「二中歴」『改定史籍集覧 第二十三冊(新加纂録類第十九)』(臨川書店、一九九一年) 二四三頁。「名臣」の項に藤原有穂の名が記されている。

(39) 『新訂増補国史大系 政事要略 後篇』(吉川弘文館、一九八一年) 五五三頁。(巻六十七、糺弾雑事)。

(40) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 二』(明治書院、二〇〇六年) 一三二頁。承安二年(一一七二)十一月二十日条。

(41) 「藤原保則伝」『続群書類従 第八輯上 伝部』(続群書類従完成会、一九五七年) 六八頁。

(42) 『新訂増補国史大系 政事要略 後篇』(吉川弘文館、一九八一年) 五五三頁。(巻六十七、糺弾雑事)。

(43) 「天台南山無道寺建立和尚伝」『群書類従 第五輯 伝部』(続群書類従完成会、一九八七年) 五五〇頁。

(44) 早川庄八は、寛平六年(八九四)官符について、新たに定める禁制が「新制」であることを指摘している。

公家新制は律令格式に淵源を持ち、これを修正・補足、徹底化を図るものや、徳政的性格を持つといった定義がなされている。早川庄八「起請管見」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八九年) 二五六〜七頁、山本信吉「起請宣旨・勘宣旨小考」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三

年、初出は二〇〇二年）三三一〜三頁、水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）三〜一七頁、および佐々木文昭「平安時代中・後期の公家新制」（『中世公家新制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九九五年）七三〜五頁。

(45) 「狩野亨吉氏蒐集文書」『大日本史料 第一編之十一』（東京帝国大学、一九四二年）六〇六〜八頁、同（第一之十二）（東京大学出版会、一九六三年）三五一〜二頁。

(46) 『新訂増補国史大系 政事要略 後篇』（吉川弘文館、一九八一年）五五四頁。（卷六十七、糺弾雑事）。

(47) 佐多芳彦「牛車と平安貴族社会」（『服制と儀式の有職故実』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は二〇〇三年）二八六〜七頁。

(48) 『新訂増補国史大系 公卿補任 一』（吉川弘文館、一九八八年）一四七頁。同じ日、式部卿本康親王・左大臣源融には輦車宣旨が下された。腰輿と輦車は似たような形状で、混同されている。『大日本史料 第一編之一』（東京帝国大学、一九二二年）二一九頁にも「基経ニ輦車ヲ聴スコト、三代実録元慶八年五月二十五日ノ條ニ見ユ、一代要記、皇代曆等ニ、本年十一月、輦車ヲ聴スト為スハ誤ナラン」とその混同を指摘する。

(49) 藤原良房が①〜④の待遇を与えられた過程は、以下の通りである。藤原良房は文徳天皇の外舅として太政大臣に任命された。その後二度目の上表から、①勅授帯剣、④輦車宣旨を授けられたことがわかり（天安元年三月四日）、三度目の上表により、②隨身兵仗が付加された（天安元年三月七日）。『公卿補任』は天安二年（八五八）十一月七日の文徳天皇の即位式によって准三宮・食封・隨身兵仗が与えられたとしているが、三度の上表文から太政大臣任命時か、それをさかのぼらない時期に食封・隨身兵仗が与えられたこと

がわかる。③准三宮が与えられたのは、貞観十三年（八七一）四月十日である。清和天皇が貞観六年（八六四）正月に元服すると、ふたたび④輦車宣旨が宣下された。（『大日本古記録 小右記 七』（岩波書店、一九九二年）一三九〜四〇頁。万寿二年十月三日条）。勅授帶劍については安田政彦「勅授帶劍について」（『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年）二四七〜八、二五六〜六一頁。輦車宣旨については、本論第三部第八章参照。

(50) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）五五九〜六三頁。元慶八年（八八四）五月二十九日戊子条。

(51) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）五六五〜七頁。元慶八年（八八四）六月五日甲午条。

(52) 藤原良房の待遇については、註(49)参照のこと。

(53) 渡辺直彦「蔵人式と輦車宣旨」（『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版 吉川弘文館、一九七八年）五八八〜九頁、齋藤融「延喜雑式の研究 一輦車条・乗車条」（『延喜式研究』七、一九九二年）四五〜六頁。

(54) 『大日本古記録 小右記 七』（岩波書店、一九九二年）一七九頁。万寿三年（一〇二六）七月九日壬子条。

(55) 岡村幸子「職御曹司について」（『日本歴史』五八二、一九九六年）八〜一三頁。

(56) 橋本義則「古代御輿考―天皇・太上天皇・皇后の御輿―」（『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年）四〇〜四一頁。

(57) 『新訂増補国史大系 延喜式 前篇』（吉川弘文館、一九八六年）一一〇頁。（巻五、齋宮）43造備雑物条。

(58) なお中重輦車という宣旨も存在した。その利用者は、藤原兼家・藤原道長父子である。藤原道長は、後一条

天皇の御元服が行なわれた寛仁二年（一〇一八）正月三日に「此間余中隔（重）被免輦車宣旨下」とある。（『大日本古記録 御堂関白記 下』岩波書店、一九五四年）一三四頁。そして、小一条院の御息所であった藤原寛子（藤原道長の娘）の宮中法事の際の、藤原道長の内裏参入経路に触れたなかで、故入道殿（藤原兼家）が牛車に乗車したまま、玄輝門で下車したことを記す。（『大日本古記録 小右記 七』岩波書店、一九九二年）一七九〜八〇頁。万寿三年七月十日条。中重輦車は中重の移動が可能である点、腰輿と同様である。

(59) 『改定増補故実叢書 西宮記』（卷十二、致敬礼）（明治図書、一九九二年）六二頁。

(60) 『新訂増補国史大系 日本文徳天皇実録』（吉川弘文館、一九八八年）三頁。嘉祥三年（八五〇）三月二十一日己亥条。

(61) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）三八四〜五頁。貞観十八年（八七六）十一月二十九日条。

(62) 笹山晴生「政治史上の宇多天皇」（『平安初期の王権と文化』吉川弘文館、二〇一六年、初出は二〇〇四年）八三頁、宇多上皇の国政関与については、目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」（『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年、初出は一九六九年）七三〜八四頁。

第三章 車札からみた殿下乗合事件

はじめに

『平家物語』の殿下乗合事件は、平清盛の悪行のはじめを語る重要な章段として知られている。諸本の系統によつて事件の描き方は多様であり、それは『平家物語』の特色である。⁽¹⁾この事件については日付や平資盛の乗り物、報復を起こした人物を変更し、史実と異なる状況を設定する。平資盛の乗り物を騎馬に変更して松殿基房の牛車と乗合わせたことなどは、武士は馬、貴族は牛車を乗用した表現といえる。この理解が可能ならば、この事件は武士と貴族という二つの身分秩序に関わる問題であろう。⁽²⁾

では殿下乗合事件とはどのようなものか、周知のことながらその概要を述べておきたい。若い従者を多数従えて小鷹狩に出掛けた平資盛（清盛孫・重盛二男）一行は、帰路、松殿基房の御出に遭遇した。松殿基房の隨身などは、殿下の御出に遭遇したならば馬から下りるべきであるとの掛け声をかけた。一行はそれを無視して騎馬のまままで通過しようとしたため、馬から引きずり下ろされるなどの恥辱行為を受け、後日それを恨んだ平清盛によつて報復が行われたというものである。

報復を指示した人物が平重盛であることは、すでに確認されている。⁽³⁾『平家物語』のなかで平清盛を諫めて報復を止める立場におかれた平重盛は、実際には松殿基房に報復を行なった人物なのである。

報復を指示した平重盛が咎められなかった理由に、後白河院と平重盛との男色関係をあげる説がある。⁽⁴⁾しかし咎められなかった理由を問題にするのでは、この事件の背景について十分な理解はできないと思われる。平重盛

が報復を行なった理由こそ、問うべき問題なのである。

上横手雅敬は、この事件の背景に、関白藤原基実の妻となった平清盛の娘盛子が、基実の死後その所領の多くを相続し、基実の弟の松殿基房にはわずかし相続させなかつたことからくる、平氏と撰関家との根強い反目があつたとみる⁽⁵⁾。松殿基房の行為を考えた場合には、まったくその通りであろう。しかしながら撰関家の相続といつたん切り離して平重盛の報復を考察した場合には、まったく違った側面もみえてくると思われるのである。

この報復事件に関わる手がかりとして、事件当時の平重盛について考察する必要がある。平重盛をはじめとする武家平氏の公卿化の過程は、松園齋が詳細に論じている⁽⁶⁾。すなわち平清盛の永暦元年（一一六〇）の参議任官以降に公卿化の道を歩みはじめた武家平氏は、公事の内容に偏りがあるとはいえ、貴族社会の公事の上卿を勤めるべく儀式作法を学んでいた。そして、平氏全体の公事師範的立場にあつたのが藤原経宗であつたとする。この公卿化の過程において儀式作法を学ぶことは、貴族社会の秩序を乱さないための必要な要件であつたという。とりわけ平重盛は、元日節会の内弁を勤め、「一、去元日節会、内弁右大将、（中略）内弁無_二殊失_一」⁽⁷⁾と記されるほどに公事に堪能であつた。

公事に精通した平重盛であつたならば、殿下乗合事件に関しては、前述した武士と貴族という対立構造として捉えるべきではなく、あくまでも貴族社会内部の問題として考察する必要がある。

元木泰雄は、平重盛に関して自身の政治的な立場を悪化させたことに、二度にわたる権大納言の辞任と、殿下乗合事件を起こして身分秩序を乱したことをあげる⁽⁸⁾。また殿下乗合事件についても、平重盛による逆恨みにより、松殿基房の前駆が参内途中に暴行を受ける事件に巻き込まれたとする⁽⁹⁾。平重盛の報復が逆恨みであると述べるためには、殿下乗合事件における松殿基房の行為が正当であることをまず論証しなければならぬのであり、松殿

基房の行為の妥当性を含めて、平重盛が報復を行なった理由を検討するべきであると、筆者は考える。

そこで、当該期に路上の儀礼行為である下馬礼や車礼がどのように行なわれていたのか、古記録に散見する事例を検討する。⁽¹⁰⁾ また平資盛は女車に乗車したとある。女車は女性が乗車するように仕立てられ、女性に限らず公卿が「密々見物」の際にいくつかの理由から利用した牛車である。⁽¹¹⁾ この女車と下馬礼・車礼との関わりも考察する必要がある。『枕草子』には女車や男車とあり、乗車した人物の性別によつて牛車の記述が書き分けられている。また『蜻蛉日記』には牛車や下馬礼・車礼に関わる記述がある。

古記録や『枕草子』、『蜻蛉日記』を通じ、筆者なりの視角から殿下乗合事件及び報復事件を考察する。

一、『平家物語』と『玉葉』の殿下乗合事件

1、殿下乗合事件と『平家物語』

『平家物語』諸本は事件の描き方がさまざまであるため、本稿と関わる点のみを挙げ、問題点を探る。以下、表に抛りながら話を進めることにする。表の平資盛の乗り物は、『源平盛衰記』が女房の車、四部合戦状本が車とあり、そのほかは馬である。平資盛の乗り物は馬か牛車にわかれる。表の事件の理由づけは、延慶本・長門本は、若者を理由に礼儀骨法をわきまえた者がおらず、「下馬の礼儀」もなかったため恥辱を受けたとある。『源

表『平家物語』現存本の本文比較

	(1)平資盛の乗り物	(2)事件の理由づけ	(3)平資盛一行への掛け声	(4)両者の認識度	(5)天候と時間帯
〈読み本〉					
延慶本	馬	召具タル侍共皆十六七ノ若者ニテ礼儀骨法弁タル者一人モ無リケレハ殿下ノ御出トモ云ハス一切下馬ノ礼儀モ無リケレハ	何者ソ御出ノ成ルニ洛中ニテ馬ニ乗ル程ノ者ノ下馬仕ラサルハ速カニ罷留テ下リ候ヘト申ケレトモ	闇キ程ニテハアリ御共ノ人々モツヤツヤ入道ノ孫トモ不知ケレハ	折節雪ハハタレニ降タリ枯野ノ景気面白カリケレハ夕日山ノ端ニ候テ
長門本	馬	召具たる侍共、皆々十六、七の若者にて、礼儀こつはうをわきまへたるもの、一人もなかりければ、殿下の御出ともいはず、一切下馬の礼儀もなし	何ものそ。御出なるに、すみやかにまかりとまりて、下り候へと申けれ共	暗きほどの事にてありければ、御ともの人々も、つやつや入道の孫ともしらすりければ	折しも雪はふりて、かれ野の景気おもしろかりければ、終日狩暮して、夕日山端にかりければ
源平盛衰記	女房の車(牛車)	延慶本に該当する記述なし	車ヨリ下ベキ由責ケルニ	延慶本に該当する記述なし	夕陽ノ影ニ
四部合戦状	車(牛車)	延慶本に該当する記述なし	只人の無礼なるとや思ひけん、御友の者共、咎めつつ何かなる痴れ者なればと云ひつつ	暗き程にて有りければ、太政入道の孫とも知らずして	暗き程にて
〈語り本〉					
覚一本	馬	めし具したる侍ども、皆廿より内のわか者どもなり。礼儀骨法弁へたる者一人もなし。殿下の御出ともいはず、一切下馬の礼にも及ばず	なに者ぞ、狼藉なり。御出のなるに、のりものよりおり候へ。おり候へといらでけれども	くらはは闇し、つやつや入道の孫ともしらす、また少々は知つたれども、そらしらすして	雪ははだれにふつたりけり、枯野のけしき誠に面白かりければ、(中略)終日にかり暮し、薄暮に及んで
屋代本	馬	召具シタル侍共皆若者共ニテ、礼儀骨法弁へタル者一人モナシ	何者ソ、御出ノ成ニ、ヨリ候ヘ	クラサハ暗シ、殿下ノ御共ノ人々、ツヤツヤ太政入道ノ孫トモ不知、只人ノ無礼ナルソト心エテ	雪ははだれにふたりけり、枯野のけしき誠に面白かりければ、(中略)終日にかり暮し、薄暮にて
中院本	馬	めしくしたりけるさふらい共も、みなわかきもの共にて、礼きこはうをもそんぢせず、一せつ下馬におよはす、	何ものそらうせき也、御しゆつにてあるそ、おり候へおり候へといひてけれとも	くらははくらし、入たうのまこともつやつやしらす、	雪はたれにふりて、かれのけしきおもしろかりければ、(中略)ひねもすにかりくらし、はくほにおよんで(中略)くらははくらし

大津雄一・日下力・佐伯真一・櫻井陽子編『平家物語大事典』、東京、東京書籍、二〇一〇年を参考にした。

『平盛衰記』は、女房車は夕陽によって車内を見通すことができ、男性が乗っていたことが判明したために下車を要求して無視され、松殿基房の居飼らが前の簾や下簾を切り落としたとある。四部合戦状本は「只人の無礼」を、覚一本・中院本は「下馬の礼」に及ばないことを恥辱行為の理由とする。下馬の礼とは養老儀制令に法的淵源を持つ路上の儀礼行為である。⁽¹²⁾「只人」とは撰関家以外の身分の人を指す。⁽¹³⁾

松殿基房の隨身による平資盛一行への掛け声に関して、表の延慶本では殿下の御出であること、洛中で馬に乗ることが可能である者が下馬しないことの二つを理由に、馬から下りるように声を掛けたことが語られている。長門本は（殿下の）御出だから下馬を命じたとする。『源平盛衰記』は、女房車に男性が乗車したことを理由に、路上の儀礼行為を命じている。四部合戦状本は、只人、つまり撰関家以外の者が乗車のまま通過することは無礼であると理由づける。語り本系の諸本も、殿下の御出に遭遇した者が馬より下りないことを非難する。

表の両者の認識度に関しては、延慶本・長門本・四部合戦状本は、暗かったことを理由に撰関家の御供が清盛の孫だとは知らなかったとする。覚一本は清盛の孫とは知らず、または知らないふりをしたとする。屋代本は清盛の孫である認識はなかったとしている。

表の天候と時間帯は、『源平盛衰記』は「夕陽ノ影ニ」、四部合戦状本は「暗き程にて」とあり、季節を明確にしていない。しかしその他の諸本は、ほとんどが降雪と薄暮に及ぶ時間帯を設定することで、両者の間での認識を困難な状況に設定している。当日の実際の天気は晴であり、降雪にする理由は定かではない。『玉葉』では、同じ年の十二月二十二日は、「雪降、近年之間、可謂深雪一、及三五・六寸一也」とあり、この年はめずらしく大雪のあったことが記されている。物語の構想としては、この年の近年まれにみる降雪と殿下乗合事件とを組み合わせることが考えられる。⁽¹⁴⁾

この事件の本質を考える際に手がかりとなるのは、松殿基房の隨身が平資盛一行に掛けた言葉である。すなわち女（房）車に男性が乗ることや、只人が牛車に乗車して通過することを咎めた隨身の言葉から、殿下乗合事件が路上の儀礼行為が問題とされ、そのことを要因として闘乱事件に発展したと理解することができよう。こうした路上での闘乱事件は平安時代を通じて頻繁に起きており、貴族社会では下手人制と私的拘禁制度によって平安京の秩序は維持されていた。⁽¹⁵⁾

では節を改めて、『玉葉』の殿下乗合事件の関係記事によって、路上における闘乱事件の收拾方法を確認し、貴族社会における秩序維持の様相をみておきたい。

2、『玉葉』にみる殿下乗合事件

『玉葉』の嘉応二年（一一七〇）七月三日条は、

今日法勝寺御八講初也、有_二御幸_一、（松殿基房）摂政被_レ参_二法勝寺_一之間、於_二途中_一越前守資盛（平）（重盛卿嫡男、）乘_二女車_一相逢、而摂政舍人・居飼等打_二破彼車_一、事及_二恥辱_一云々、摂政帰家之後、以_二右少弁兼光_{一（藤原）為_レ使、相_二具舍人・居飼等_一、遣_二重盛卿之許_一、任_レ法可_レ被_二勘当_一云々、（平重盛）互相返上云々、（16）（内は割書。以下同じ）}

と記す。法勝寺の御八講始に後白河院の御幸があり、松殿基房は法勝寺に参会する途中で女車に乗車した平資盛に遭遇した。その際摂政の舍人や居飼らは、女車を打ち破り恥辱に及んだため、松殿基房は平重盛のもとに舍人・居飼を「任_レ法可_レ被_二勘当_一」と差し出し、舍人・居飼は平重盛に引き渡された。平重盛は、慣行の通りに舍人・居飼を返上した。闘乱事件を起こした際の解決方法は、加害者側の本主が被害者側に下手人を引き渡すこと、

被害者側も下手人を返送するなどの慣行が存在した。⁽¹⁷⁾

しかし、七月五日の記事では、

(前略) 人々云、乗逢事、^(平重盛)大納言殊尊云々、仍摂政上臈隨身并前駆七人勘当、隨身被_レ下_二厩・政所等_一云々、又舍人・居飼給_二檢非違使_一云々、⁽¹⁸⁾

と、乗逢のことで平重盛が鬱々としている伝聞を載せている。そのため、松殿基房は上臈の隨身と前駆七人を勘当、隨身は厩と政所に拘禁し、舍人と居飼は檢非違使に給わる処分をした。加害者側による下手人の処分も行なわれたことが知られる。ここでは平重盛の顔色を伺いながら行なった処分である点が注目される。

ところが七月十六日条には、

(前略) 或人云、昨日摂政被_レ欲_レ参_二法成寺_一、而二条京極辺武士群集、伺_二殿下御出_一云々、是可_レ弱_二前駆_一等_一之支度云々、仍自_レ殿遣_レ人被_レ見之処、已有_二其実_一、仍御出被_レ止了云々、末代之濫吹、言語不_レ及、悲哉生_二乱世_一、見_二聞如_レ此之事_一、宿業可_レ懺云々、是則乗逢之意趣云々、⁽¹⁹⁾

とある。昨日、松殿基房が法成寺に参るところ、二条京極あたりに武士が群集して殿下の御出を伺い、前駆等を搦めようとしたという。人を遣わして見に行かせてみると、武士の群集は事実であり、殿下の御出は取りやめられた。これは乗逢の意趣であると、九条兼実が記している。事件の下手人は松殿基房による処分のことが五日に記されているが、それでは収まらなかったことを示すものである。前駆達を搦めようとした武士の群集を指示したのは、乗逢のことで鬱々とした平重盛であろう。

つぎに示す十月二十一日条は、報復事件が起きた当日の記事である。

(前略) 或人云、摂政参給之間、於_二途中_一有_レ事帰給了云々、余驚遣_レ人令_レ見之処、事已実、摂政参給之間、

於ニ大炊御門堀川辺ニ、武勇者数多出来、前驅等悉引ニ落自レ馬了云々、神心不覺、是非不レ弁、此間其說甚多、依ニ撰政殿ニ不レ被レ參、今日議定延引之由、光雅来示、上皇御下向之後、可レ被レ定レ日云々、(後略)⁽²⁰⁾

この日は高倉天皇の御元服定の日であり、すでに御前に伺候した九条兼実のもとに、松殿基房が参内途中で帰つたとの知らせが入った。人を遣わしたところ、大炊御門堀河のあたりに武勇の者が大勢おり、撰政の前驅は馬から引き落とされたとある。高倉天皇の御元服定は、この事件のために延引された。

翌日の記事には、

(前略) 昨日事巷説種々、但前驅五人之中、於ニ四人ニ者被レ切ニ本鳥了、又隨身一人同前、髻五六許于レ今在大路ニ、見者所レ談也、前驅五人、(高佐・高範・家輔・通定・六位一人不レ知レ名、) 此中通定一人不レ失レ髻云々、於ニ武勇之家ニ異レ他坎、如レ夢如レ幻、⁽²¹⁾

とあり、様々な巷説が飛び交ったことを記している。事件現場を見た者の話としては、前驅五人のうち四人は髻を切られ、隨身一人も髻を切られた。五、六ばかりの髻がいまも大路に転がっているのを、見た者の話として載せている。髻を切られた前驅は藤原高佐・大中臣高範・藤原家輔と六位の者一人で、髻を切られなかった源通定は武勇の家の者であると記述する。

(前略) 長光朝臣来談、今日撰政被ニ参内ニ、又重盛卿参内、武者甚多云々、(後略)⁽²²⁾

十月二十四日条は、九条兼実のもとにやってきた長光の談として、松殿基房と平重盛の両人が参内したことを記すものである。その際の平重盛は、多数の武者を引き連れて参内したとある。

以上、『玉葉』にみえる殿下乗合事件の記述内容をまとめておきたい。嘉応二年(一一七〇)七月三日、女車に乗車した越前守平資盛が松殿基房の御出に遭遇し、撰関家の舎人と居飼らに車を打ち破られて恥辱を受けた。

同じ日、松殿基房は下手人らを平重盛に差し出し、平重盛は彼らを返上した。五日、平重盛が鬱々としていることを聞きつけた松殿基房は、隨身と前駆を勘当し、隨身は既に政所の拘禁処分に、舎人と居飼も検非違使に給わる処分を行なった。十六日になると武士の群集が殿下の御出を狙うという情報がもたらされ、松殿基房は外出を取りやめた。しかし高倉天皇御元服定の日の十月二十一日に武勇の者に襲われ、撰閑家の前駆は馬から引き落とされ、髻も切られることになった。二十四日、松殿基房と平重盛はそろって参内した。おそらくは事件についての話し合いが持たれたものと思われる。一般的に、平安時代の闘乱事件は、加害者側が下手人を引き渡し、被害者側が下手人を処分せずに返上する慣行があった。また勘当や拘禁処分、検非違使への身柄引渡しなどの加害者側による下手人の処分も、当該期の貴族社会で行なわれた闘乱事件の收拾方法である。⁽²³⁾ 『玉葉』によつてたどつた殿下乗合事件は、その收拾方法は貴族社会の慣行通りに解決された。しかし、松殿基房は武者の者に襲われることになったのである。

殿下乗合事件について、『愚管抄』は「父入道ガ教ニハアラデ、不可思議ノ事ヲ一ツシタリ」とあり、平重盛が父清盛の教えにはない不可思議の事を一つしたと語る。それは「深クネタク思テ」事件の報復を行なったことであり、さらに「サル不思議有シカド世ニ沙汰モナシ。次ノ日ヨリ又松殿モ出仕ウチシテアラレケリ」と述べて、この報復に対する処分はなかったことを語る。

平重盛が報復を行なったことを不可思議とする『愚管抄』の語りは、皮相的である。報復事件の沙汰が平重盛になかったことは、この報復が正当性を持つことも考えられるからである。

この問題に関連して、次章では路上の儀礼行為である下馬礼・車礼を取りあげて検討する。

二、平安中・後期の下馬礼・車礼

1、下馬礼・車礼

路上の儀礼行為である下馬礼・車礼について述べる前に、まず平安時代の牛車をめぐむる状況について概観しておきたい。平安時代の牛車は、嵯峨天皇の時代に特定の女性に対し「金銀装車」、すなわち牛車の乗車が勅により許可され、貞観年間（八五九〜八七七）には男性官人の牛車への乗車が行なわれるようになった。宇多天皇の時代に一旦は禁止され、解禁された男性官人の乗車は、参議になると牛車に乗車するようになり、とくに牛車に乗ることを許された官司もあつた。⁽²⁴⁾身分の高い女性を含め、参議以上の公卿および特定の官司という限られた者が牛車に乗ることになったが、その牛車の数はさほど多くはなかったと思われる。しかしその数は年々増加し、長保三年（一〇〇一）の御禊の際の見物車は一〇〇両、さらに同じ年の賀茂祭では二〇〇両とある。概数であるにせよ、十一世紀初頭のこの時期までに牛車の数は二〇〇台前後にまで増加したことが知られる。⁽²⁵⁾

身分ある男女による牛車への乗車が常態化すると、平安文学にみられる車争いをはじめとする、さまざまな事象が見られるようになった。これと関わるのが、平安京の路上の儀礼行為としての下馬礼や車礼の問題である。⁽²⁶⁾すでに大宝律令には位階による下馬礼が存在しており、『延喜式』（卷四十一・弹正）28下馬条は、

凡四位已下逢三位、五位已下逢三位已上、六位已下逢四位已上、七位已下逢五位已上、皆下馬、
餘応致敬者、皆不下、（其不下者、斂馬側立、）応下者、乗車及陪従不下、（中宮、東宮陪従准此、）⁽²⁷⁾

（傍線部分は筆者）

とある。位階に基づく下馬礼のほか、致敬礼は「皆不_レ下」とある。⁽²⁸⁾ また史料の下線を引いた部分は下すべき者であっても、乗車及び陪従は「不_レ下」とある。

乗車の者が「不_レ下」とあることは、牛車を許可した当初の頃は乗車の身分が一定しており、路上の儀礼行為そのものは必要なかったと解釈することが出来る。しかし男性官人も乗車するようになる九世紀半ば以降、必要に応じた儀礼行為が求められることになった。それが車礼である。車礼は『西宮記』にその記述がある。

車礼、雖_レ不_レ載_レ式、以_三世俗之所為_二記耳、

親王大臣共相逢者各留_レ車、前駆下、納言逢_三親王大臣_二抑_レ車、大臣前駆下、参議遇_三親王大臣_二、参議放_レ牛立_レ榻、(或不_レ立_レ榻、)納言已下逢_三親王_二者、放_レ牛可_レ立_レ榻、(或云、参議不_レ可_レ放_レ牛、只可_レ抑_レ車之、但大弁参議放_レ牛立_レ榻、又於_三撰政関白_二、雖_三他参議_二放_レ牛立_レ榻云々、)

二省丞逢_三大臣以下_二不_レ下、以_レ笏令_三出見_二、(弾正同_レ之、)四位以上逢_三公卿_二抑_レ車、五位逢_三大臣_二下、外記史逢_三納言以上者_二下、礼法無_レ所_レ定、随_三便宜_二可_レ思_レ免_レ耻、⁽²⁹⁾

車礼は式になく世俗の行為を記すとあり、官職や身分を中心とした儀礼行為であった。たとえば、

親王 ⇄ 大臣 牛車を留める。前駆は馬から下りる。

納言 ⇄ 親王・大臣 牛車を抑える。大臣の前駆は馬から下りる。

参議 ⇄ 親王・大臣 参議は牛を車から外して榻を立てる。(或いは榻を立てず)

などである。

1 牛車を抑える。前駆は下馬する。(牛は車から外さない。)

2 牛車から牛を放ち、車を昇き下ろし、榻を立てる。(あるいは榻を立てない。)

この2つの儀礼行為は、前駆を多く従えることのできる身分と、そうではない身分による車礼の行為と捉えることも可能である。後述するが、車内の人物が車から下りる車礼の場合もあった。

位階に基づく儀礼行為は、四位以上が公卿に逢った場合に車を抑えることと、五位が大臣に逢った場合に下るとあるほかは見あたらない。

第一節についてまとめておきたい。令の規定による下馬礼は、位階に基づくことと乗馬を基本とし、『延喜式』も位階に基づく儀礼行為のほかは、牛車の場合は「不_レ下」とあった。ところが『西宮記』では、四位・五位が公卿や大臣に逢った場合のほかは、位階に基づく儀礼行為は見あたらせず、官職・身分を中心としたものになっている。儀礼行為も乗馬から乗車に対応した車礼に移行した。『西宮記』による車礼は、前駆が下馬する、牛は外さずに牛車を抑える、牛を車から放して榻を立てる、あるいは榻を立てず、などの動作があった。儀礼行為が大臣・納言・参議などの官職や摂政・関白、親王などの身分を基準にする点は、位階に基づく官職・身分を中心とした枠組みとなりつつあったことを示すものである。

次節では、古記録にみられる路上の儀礼行為について検討することにした。

2、古記録にみられる路上の儀礼行為

古記録にみられる路上の儀礼行為について考察する。まず冒頭に車礼を行なった双方の官職と姓名を挙げ、路上の儀礼行為の様相をみることにする。事例の収集時期は、十世紀から十二世紀に該当する。

はじめに、右大臣藤原道長と六位蔵人である藤原信経との間で行なわれた車礼を取りあげる。

① 右大臣藤原道長↑六位藏人藤原信経

一条院殿上日記、給御返事之時、雖預被物、不拜、依捧御書、不レ可レ拜歟、近代或令持御書於小舎人、(藤原道長) 帰入拜云々、(藤原道長) 可レ尋、長徳元年十一月廿二日、藏人式部丞信経、(藤原詮子) 為御書使、参東三条院之間、(藤原道長) 右大臣、(藤原道長) 大入道殿、令逢途中、信経下車居候、御書令持小舎人立、前駆皆下馬、殿下被下(30) 車簾云々、

一条天皇の御書使として藏人式部丞藤原信経が遣わされた。その御書は一条天皇の母親である東三条院藤原詮子に対する書状であった。東三条院のもとへ行く途中、藤原信経は右大臣藤原道長に出会った。そのため藤原信経は「下車居候」と車を下ろし居し、御書は小舎人に持ち立たせた。藤原道長の牛車の前駆はみな下馬し、道長は牛車の前面に掛けられた簾を下ろした。道長の簾を下ろす行為から、走行の際は車の簾を上げていたことが読み取れる。車礼行為を受ける側が簾を下ろすことは、『西宮記』の記述にない儀礼行為である。藤原道長は、長徳元年(九九五)五月十一日に内覧宣旨を受け、六月十九日に右大臣就任と同時に氏長者となった。つづいて左大臣藤原道長と権中納言藤原行成との車礼である。

② 左大臣藤原道長↑権中納言藤原行成

参内之間、自西洞院路、至土御門西折、行未至(藤原道長) 帯刀町之程、左府御車自東面来、仍昇下車、更東引向懸榻、隨身等至東洞院路西之間、又自榻昇下、即以榻立(31) 軾前、隨身御前等皆下馬、御車已近、褰簾被示(31) 雜事、御車過後、引向車於西、懸牛候御共、参内、(後略)

内裏に参る途中の権中納言藤原行成は、左大臣藤原道長の牛車が東から来ることを確認した。「昇下車」と牛を外してから車をかき下ろし、車をこれまでの進行方向とは逆の東に引き向けて榻を懸け、また榻より車を昇き

下ろし、榻を軾の前に立てた。御前（藤原道長）の隨身は皆下馬した。すでに至近距離にあった牛車のなかで、藤原道長は簾をかかげて雑事を藤原行成に示した。藤原道長の車が通過後、藤原行成自身の牛車を西向きに変更し、牛を車に懸けて道長とともに内裏に参上した。儀礼行為を行なう側は、後方から来た儀礼対象者に対面するように、牛車を引き向けたことがわかる。

つぎは、摂政藤原頼通に対する参議藤原資平の事例である。

③ 摂政藤原頼通↑参議藤原資平

（前略）宰相（藤原資平）、入夜又来云、参大殿（藤原道長）之間、摂政相（藤原頼通）逢途中、昇下車（藤原頼通）不立榻相過、兼所示、相従参彼殿、被談（藤原頼通）雜事之次、被示（藤原頼通）公武事（下毛野）云、持等所行（藤原頼通）太不（藤原頼通）足定者、其後参大殿（藤原道長）、（後略）（32）

参議藤原資平が大殿藤原道長のもとへ行こうとしたところ、摂政藤原頼通と途中で乗逢うことになった。藤原資平は「昇下車不立榻」と車を昇き下ろして榻は立てなかった。これは藤原実資がかねてから猶子である藤原資平に示していた動作であった。その後、藤原資平は藤原頼通に従って邸宅での雑事を行ない、大殿藤原道長のもとへ参上したことを記している。藤原頼通は、父道長の摂政辞任によって寛仁元年（一〇一七）三月十六日に摂政と氏長者に就任した。

つぎは祭の見物の事例である。禅閣藤原道長に対し、新中納言藤原長家をはじめとする公卿が車礼を行なった事例である。

④ 禅閣藤原道長↑新中納言藤原長家ほか

（前略）宰相（藤原資平）云、今日禅閣（間）与（藤原頼通）関白（藤原頼通）同車見物、上達部従（藤原頼通）権大納言之許（藤原頼通）参禅閣之見物所、左衛門督兼隆（藤原頼通）

（藤原道長）

・新中納言長家等見^(藤原)禪閣御車^二下^レ自^レ車候^三路頭^一、仍他卿相同以下車、□不便也云々、余被^レ催^三小女^一蜜々^(密)
於^三大宮院北辺^一見物、^(藤原)行事大納言行成^(藤原)〈前^三驅五位四人、六位二人^一〉・宰相兼隆、〈前^三驅
五位二人、六位二人^一〉⁽³³⁾

禪閣藤原道長と関白藤原頼通が同車して賀茂祭の見物をした。左衛門督藤原兼隆(道兼子息)と新中納言藤原長家(道長子息)らが「下^レ自^レ車候^三路頭^一」と車から下りて路頭に伺候した。他の卿相も同じ動作をしたため不便であったことが記されている。関白藤原頼通も同車したが、藤原道長の車であることを認識して車礼を取り、しかも祭の場であるためか、わざわざ牛車から下り路頭に伺候しており、道長の存在がいかに大きなものであったかを示している。藤原道長は寛仁二年(一〇一八)二月九日に上表して太政大臣をやめ、翌年三月二十一日出家した。

つぎの事例は、右大臣藤原実資と四位の者との行為である。

⑤ 右大臣藤原実資↑四位

(前略) 今日季御読経、申^三一點発願^一也、從^三暁更^一痢病発動、相扶参内、^(藤原)宰相乗^三車後^一、路頭相^三逢四位^一、或跪^三居路頭^一、老人不^三慥見^一、以^三宰相^一令^レ見料也、^(藤原)入^レ自^三敷政門^一、(後略)⁽³⁴⁾

右大臣藤原実資が参内しようとしたところ、「路頭相^三逢四位^一、或跪^三居路頭^一」と路頭の四位の者が跪居したことを、同車した猶子である藤原資平が見たとある。この場合の四位の乗り物は不明だが、当該期では珍しい歩行の可能性もある。

つぎの事例は、関白左大臣藤原師実と権中納言源経信との車礼である。

⑥ 関白左大臣藤原師実↑権中納言源経信

天氣快霽、今日齋宮群行也、早旦沐浴、已刻許將_ニ來殿御馬_一、(中略)未刻參_ニ野宮_一、(相_ニ具馬副并乘馬_一)、不_レ到_ニ野宮_一、_二三四町許殿_一(藤原師実)下逢給、予下_レ車、々々雖_レ不_レ可_ニ必然_一、如_レ親參仕之身、用_ニ尋常儀_一可_レ無_ニ其益_一、仍内々所_レ奉_レ居也、(後略)(35)

齋宮群行の当日、権中納言正二位の源経信が野宮に参るところ、野宮の手前三、四町ばかりのところ、関白左大臣従一位の藤原師実と乗逢い、源経信は「下_レ車」と車を下ろした。その行為自体は必ずしも行なうべきことではないとある。車を抑える(牛を外さない)か、車を下ろす(牛を外す)両者の行為では、前者の方が薄い儀礼行為であつたようで、親のごとく参仕する身ゆえに尋常の儀ではその益もないと思ひ、「内々所_レ奉_レ居」と車内に居したと記す。源経信は、「親(シン)の如く参仕の身」ゆえにより厚い儀礼行為を行なつたと記している。『公卿補任』によると当時六六歳という年齢の源経信は、和歌や琵琶の名手としても知られた人物で、前太政大臣藤原頼通に同行して大井河で歌を詠んだり⁽³⁶⁾、藤原師通に琵琶を教へてもいる⁽³⁷⁾。また関白藤原師実主催の賀陽院七番歌合(寛治八年)や、師実の姉寛子による四条宮扇合の判者になるなどし、撰関家とはとりわけ親しい関わりを持っていた。そのため、三十九歳と歳の若い藤原師実に対して親の如く参仕する身であると表現したのである。藤原師実は、藤原教通薨去にともない、承保二年(一〇七五)十月十三日に氏長者となつた。

つぎは摂政藤原忠実と権中納言藤原宗忠の事例である。

⑦ 摂政右大臣藤原忠実↑権中納言藤原宗忠

早旦与_ニ左大弁_一同車参_ニ鳥羽_一、公卿多被_ニ参仕_一、晚頭帰洛之間、於_ニ作路_一殿下中將殿令_ニ相逢_一給、為_レ思_ニ家礼_一昇_ニ放牛_一、(後略)(38)

権中納言藤原宗忠は、早朝に左大弁源重資と同車して鳥羽に行った。晚頭、帰洛の途中の作路にて摂政右大臣藤

原忠実と右近中将藤原忠通に乗逢った。藤原宗忠は、家礼を理由に「昇_ニ放牛_一」と牛を車からはずした。家礼とは『大漢和辞典』によれば、カレイと読む場合は一家の礼儀作法の意、ケライと読む場合はいくつかの意味があるものの、子が親を敬するように他人に礼を致すこととある。⁽³⁹⁾藤原忠実承徳三年(一〇九九)六月二十八日に父師通が薨去し、十月六日に氏長者に就任した。藤原宗忠は氏長者である藤原忠実に対し儀礼行為を行なっており、家礼は後者のケライの意味としてとらえるべきであろう。

つぎは内大臣藤原頼長と権中納言藤原公教との事例である。

⑧内大臣藤原頼長↑権中納言藤原公教

天晴、今日予慶申也、(中略)先_レ是雪晴、於_ニ作路_一公教卿乘_ニ檳榔_一被_レ遇、公教扣_レ車、予乘_ニ車簾_一、前駆為実・兼弘・公治等ヲ令_ニ下馬_一也、自余前駆等依_ニ遠先_一不_レ合_レ馬也、(後略)⁽⁴⁰⁾

藤原頼長は任内大臣の慶申のため鳥羽殿に参上し、退出後、作路において権中納言従三位藤原公教の檳榔毛車に遭遇した。藤原公教は「扣_レ車」と車を扣(ひか)え、藤原頼長は車の簾を下ろして前駆を下馬させた。すでに先行した前駆は下馬出来なかった。車を扣(ひか)えるとは、牛を車から外さずその場に押しとどめた行為である。また頼長が簾を下ろしたことは、①で藤原道長が車礼を受けた行為と同様である。牛車で走行した時に簾は巻き上げていたのであろう。

つぎは、左大臣藤原頼長と太政大臣藤原実行とが遭遇した際の儀礼行為である。

⑨左大臣藤原頼長↑太政大臣藤原実行

自_レ夜甚雨、申刻晴、戌刻、扶_レ疾自_ニ宿所_一参院、遇_ニ路太相公_一、先余前駆下馬、次太相公前駆下馬、次余駐車、次公駐車、余使_ニ前駆示_ニ可_レ被_レ過_一之由於公前駆_一、公辞不_レ過、仍余促_レ駕参入、(後略)⁽⁴¹⁾

この事例では、左大臣・太政大臣の順に前駆を下馬させた。牛車も同様の順で駐車させた。左大臣は前駆を遣わして先に通過するように太政大臣の前駆に伝えた。太政大臣はそれを辞退し、左大臣は前駆に乗馬を促し太政大臣より先行し、院に参入した。久安五年（一一四九）に頼長は左大臣、実行は右大臣に任じられ、頼長は翌年九月二十六日に氏長者、仁平元年（一一五一）に内覧宣旨を受けている。一方の藤原実行は久安六年に太政大臣となった。左大臣が先に車を駐車させたところまでは、下位から上位の者に対する儀礼行為である。しかし太政大臣藤原実行が左大臣藤原頼長をまず通過させたことは、その上下を超えた行為である。これは藤原頼長が藤原氏の氏長者であることによると思われる。⁽⁴²⁾

つぎは、左大臣藤原頼長と左衛門尉平信兼との車礼である。

⑩左大臣藤原頼長↑左衛門尉平信兼

（前略）^(藤原頼長)今夕左府并右將軍、連レ車令ニ退出ニ給之間、於ニ西堤辺ニ、左衛門尉平信兼奉レ逢ニ兩殿ニ、信兼下レ車蹲ニ踞樹下ニ之處、舍人居飼等打ニ車并信兼ニ、信兼及レ身存レ恥、従類相伴急致ニ濫行ニ、御隨身府生武弘移馬并従者一人中レ矢斃死了、同重文袖被ニ射抜ニ之、大將殿番長兼清右指被ニ射切ニ之、牛童同被レ射死了、此外被ニ刃傷ニ者、猶存ニ兩三ニ、毛車ニ兩逐電令レ馳ニ帰東三条殿ニ給了、即令ニ師国朝臣ニ被レ申レ院云々、

信兼帰家之後、又父盛兼朝臣、馳ニ参院ニ、奏ニ事由ニ云々、未代狼藉触レ事雖レ多、公卿以上未曾有事也、何況執政人哉、積悪之所レ致、天之令レ然歟、希代之珍事也、可レ恐可レ懼、可レ恐可レ懼、⁽⁴³⁾（傍線部分は筆者）

この事例は、貴族社会の中で孤立を深めた藤原頼長が起こした騷擾事件の一つに数えられている。⁽⁴⁴⁾左衛門尉平信兼が、牛車を連ねて法勝寺より退出する左大臣藤原頼長とその子息である権中納言で右大將の藤原兼長に遭遇した。平信兼は「下レ車蹲踞」と車を下ろし自身も樹下に蹲踞した。それに対し藤原頼長側の舍人や居飼が信兼の

牛車や信兼自身を打ったため、信兼は従類とともに鬪乱におよび、藤原頼長の隨身である府生武弘の移馬と従者一人に矢があたり死亡した。藤原兼長の番長や牛童なども被害に遭うなどしたため、鳥羽法皇に報告されることになった。信兼側も父盛兼を通じて法皇に報告し、盛兼は一族の名簿を左大臣藤原頼長に奉呈している。⁽⁴⁵⁾ 二月二十一日には信兼の濫行について明法家の勘申が命じられ、四月十四日に至り信兼は左衛門尉を解官されたものの、翌年左衛門権少尉に還任した。

平信兼は、藤原頼長の舍人や居飼に打たれたことをきっかけとして鬪乱事件の下手人となったが、牛車を下りて蹲踞するという極めて厚い儀礼行為をおこなっており、正当な行為とみなすことができる。⁽⁴⁶⁾ 日記の記主である平信範は、鬪乱に及んで死者を出した信兼よりも、史料の傍線部分にあるように、末代の狼藉は多いが、公卿以上のましてや執政の人が積悪のことをするとは希代の珍事であると、藤原頼長の所業を非難している。

つぎは関白左大臣藤原基実と蔵人頭中山忠親との車礼である。

⑪ 関白左大臣藤原基実↑蔵人頭中山忠親

天晴、依_二当番_一午刻参内、^(藤原基実)殿下可_二令_レ参給_二可_二扈従_一之由有_二其仰_一、仍参向、於_二中御門東洞院_一奉_レ逢、仍下_レ車、即相従参内、^(後略)⁽⁴⁷⁾

蔵人頭中山忠親は当番のために午刻には参内していたが、関白である左大臣藤原基実の内裏参上の扈従を仰せつけられて、その邸宅に向かった。途中の中御門東洞院において藤原基実と遭遇したため、「下_レ車」と車を下ろしたのち、藤原基実に従い参内したとある。藤原基実は、保元三年（一一五八）八月十一日に氏長者に就任している。

つぎは、参議藤原光忠と参議藤原俊通に対する蔵人頭中山忠親の事例である。

⑫ 参議藤原光忠・参議藤原俊通↑藏人頭中山忠親

(前略) 今日有_二任大臣召仰事_一、(中略) 大殿・大納言被_二参内_一可_レ被_レ任_二内大臣_一也、予可_二扈從_一之由有_二大殿仰_一、(中略) 予今日内番也、近日苛法云々、仍付_二女房_一入_二見参_一之間退出給畢、已四五町出給畢云々、強又不_レ可_二奔波_一、任_レ脚追從之間、藤宰相光忠卿、俊通朝臣等相逢、予抑_レ車、雖_二輕忽_一依_二貴職_一也、彼相公等又抑_レ車頻以謝_レ之、頗無_レ益窮嘔無_レ術、只早可_レ被_レ過之由内心覚悟、予直帰_レ蓬畢、(後略)⁽⁴⁸⁾

松殿基房の任内大臣のための扈從として参内した中山忠親であったが、内番の見参を女房に託す間に、松殿基房は退出してしまった。扈從のために松殿基房を追う途中の中山忠親は、参議で正三位の藤原光忠と同じく参議で正四位下の藤原俊通に遭遇した。忠親は「雖_二輕忽_一依_二貴職_一也」を理由に「抑_レ車」と車を抑えたとある。車を抑える行為は、⑧と同様である。藤原光忠は藤原道長曾孫の大炊御門経実を父とし、藤原俊通の父は致仕したばかりの前太政大臣藤原宗輔で、藤原道長曾孫の子である。忠親は藤原道長の曾孫、花山院家忠の孫にあたる。忠親も含め光忠・俊通は道長流の傍流であり、そのことを「輕忽」と記したが、双方ともに参議であり、藏人頭中山忠親よりは貴職であった。

つぎは右大臣九条兼実と内大臣源雅通との事例である。

⑬ 右大臣九条兼実↑内大臣源雅通

天晴、此日被_レ発_二遣伊勢公卿勅使_一也、(中略) 已一点着_二束帯_一、参内之間、於_二大炊御門町辻_一逢_二内大臣_一、彼人扣_レ車下_二前驅_一、余又下_二前驅_一・隨身等_一過了、(後略)⁽⁴⁹⁾

右大臣正二位である九条兼実が伊勢の公卿勅使発遣のために参内する途中、内大臣正二位の源雅通に遭遇した。源雅通は「扣_レ車下_二前驅_一」と車を扣(ひか)えて前驅を下馬させたことは、⑧・⑫と同様である。九条兼実も

また前駆・隨身等を下馬させたのちは、源雅通より先行して通過した。源雅通が内大臣に任官されたのは仁安三年（一一六八）八月十日だが、官次は任官順とする宣旨によって右大臣兼実の官次が上であるために、兼実は先行通過した。

つぎは権中納言中山忠親と左衛門佐藤原光長との事例である。

⑭ 権中納言中山忠親↑左衛門佐藤原光長

天晴、今日外記政始也、仍又有_二使_一行政始事_一、（中略）未_レ剋_二参_一外記_一、（中略）弁少納言起座、出_二立南所門外_一、予以下又起座、出門揖北行、（中略）到_二左衛門陣_一程取_レ裾、經_二北路_一至_二于陽明門_一、召使前行追前、
〔此問_三隨身以下副_二式曹司并左兵衛府南築垣_一、不_レ具_レ共、〕於_二左近衛府南辺_一、隨身以下等令_レ出_二陽明門北間_一、予於_二門南間砌_一外立_レ帰揖、出門乗車、南行之間、左衛門権佐光長使_一行政了退出之間、於_二郁芳門_一扣_レ車東向立_レ之、予又下_レ簾扣_レ車問_二政了歟之由_一、答_二行了之由_一、予過_二佐車前々_一参内、〔閑院、〕着_レ陣（後略）⁽⁵⁰⁾

この日外記政始と使_一行政始とがあつた。檢非違使別当でもある権中納言中山忠親は、外記政の合間にも使_一行政の問い合わせがあり、「朝家文武政一身兼行」という忙しい一日となつた。外記政後、陽明門より乗車して南行すると、左衛門権佐藤原光長が使_一行政を終えて退出するところに乗逢つた。光長は「扣_レ車東向立_レ之」と車を扣（ひか）えて東向きに車を立て、忠親もまた簾を下ろして車を扣（ひか）えた。光長が東向きに牛車を変えたのは、車礼を行なうためと思われる。忠親は使_一行政が終了したかどうかを問い、光長は終了した旨を答えた。その後、中山忠親は別当就任後の着陣を閑院内裏で行なつた。

つぎは権中納言中山忠親と権中納言中御門宗家との事例である。

⑮ 権大納言中山忠親↑権中納言中御門宗家

(前略) 未剋参(高倉上皇)新院(高倉上皇)、(八条櫛笥) 於(高倉上皇)六条大宮(高倉上皇)逢(高倉上皇)中御門大納言、(宗家) 前驅下馬、又入門之間、帥大納言、(隆季) 被(高倉上皇)退出、兩人自(高倉上皇)法勝寺(高倉上皇)被(高倉上皇)参云々、(後略)(51)

中山忠親が新院高倉上皇のもとへ参ろうとし、権中納言である中御門宗家に遭遇した。忠親は「前驅下馬」と前驅を下馬させた。前驅を下馬させたほかの行為は不明である。

⑯ 鳥羽法皇↑左大臣藤原頼長

已刻参院(鳥羽法皇)、(夜前渡) 内、押小路殿、于(鳥羽法皇)時出御、仍下(鳥羽法皇)車跪(鳥羽法皇)地、御車過後、乗車候(鳥羽法皇)御後、渡(鳥羽法皇)御法勝寺、之後、他卿未(鳥羽法皇)参、頃之、二卿参入、事了退御、其後退出(52)、

院のもとへ参ろうとした左大臣藤原頼長は、鳥羽法皇の出御に遭遇した。頼長は「下(鳥羽法皇)車跪(鳥羽法皇)地」と車を下ろして自らも地に跪いた。法皇の御車が通過したのち、院の御後に伺候して法勝寺に行った。太上天皇との遭遇は、御幸の日常化によって現実のものとなっていた(53)。

ほかに同じ官職内(右馬頭藤原輔公(54)⇓右馬允為政)での下馬礼や、檢非違使別当源頼俊(54)⇓下馬しない騎馬の者(播磨守長実(55)の従者)、警者(55)↑内大臣藤原頼長の車礼(56)などの事例がある。

以上、車礼は広く貴族社会で行なわれた路上の儀礼行為であることを知り得た。この車礼が行なわれず鬪乱に発展した興味深い事例もあり、以下に示そう。

これは祭の見物の際、車礼をしなかったために車を破却された事例である。

右大臣藤原為光↑右近中将藤原道綱・左少将藤原道長

(藤原為光)右大臣見物之処、右近中将道綱(藤原)・左少将道長(藤原)乗車度(藤原)御車前之間、雑色人等数多執(藤原)石打(藤原)車云々、彼両巫将

愁(藤原兼家)ニ申撰政殿ニ云々、仍召ニ遣彼右府家司堯(官道)時朝臣一、令レ進ニ申文・過状一、歩行参入云々、又所レ被ニ打破ニ之車即令レ見給ニ云々、右府乗レ暗被レ参ニ彼殿ニ云々、然而不レ被ニ相遇ニ云々、(57)

右大臣藤原為光の見物に際し、右近中将藤原道綱と左少将藤原道長が乗車してその前を通過したため、多数の雑色の投げた石によつて車は打ち破られたとある。藤原道綱と藤原道長は撰政藤原兼家に愁申を行ない、右大臣家からは申文や過状が提出され、打ち破られた車の実況検分も行なわれた。祭の見物の場合に車礼を行なうかどうかは、その時々事情に応じたようである。

また儀礼行為を省くため、わざわざ人を遣わして様子を探らせる場合もあった。

左大臣藤原頼通と右大臣藤原実資

(前略) 今日左大臣倚子未刻可レ立云々、又或云、戌時可レ立、同時可レ立由差ニ興忠(伴)一仰遣、又慥見ニ可レ令レ立

由ニ同仰了、今日未刻左大臣初参、余申時可レ参、差レ人令レ見ニ彼退出一、走来云、只今出ニ左衛門陣一者、仍欲

ニ参入ニ之間、(小)雨、過ニ其程ニ参入之間関白從ニ堀川辺ニ被レ帰、余漸之参入、(暫)経ニ郁芳門・大宮大路等一、

関白車遙過、其程二町餘許也、余此ニ左衛門陣ニ細雨、然而不レ指レ笠、(58)(後略)

治安元年(一〇二一)、藤原頼通は左大臣、藤原実資は右大臣に任じられ、それぞれの倚子を同日、時間差で立てることになり、まず未刻に藤原頼通が、申刻に藤原実資が参内を予定した。実資はさきに倚子を立てて内裏から退出する頼通との乗逢いを避けるため、人を遣わして様子を見ることにした。はたして実資は、関白頼通の車を二町程先に見ながら、乗逢わずに左衛門陣から参入し得たとある。

空車といわれるものもあった。これは車礼を省く方便として利用されたものであったが、ときに鬪乱に発展することがあった。空車、虚車は「むなぐるま」と読み、『日本国語大辞典』によると①車蓋のない車。②人を載せ

ていない車とあり、⁽⁵⁹⁾ここに掲げる空車は②に該当した事例である。

空車↑六位蔵人源頼貞

(前略) 蔵人頼貞云、為_二御使_一此西剋許参_三内府_一之間、三条堀川之間虚車相逢、遮_三行路_一不_レ令_レ通、有_三慮_一外之鬪乱_一、仍令_三右衛門志伊遠_一捕_レ之将参者、示_三早可_レ奏之由_一、右中弁奉_レ勅仰_三伊遠_一令_レ禁、⁽⁶⁰⁾(後略)

六位蔵人の源頼貞が一条天皇の御使として内大臣藤原公季のもとに参る間、虚車と相逢した。行く手を遮られて鬪乱となったため、右衛門志の美努伊遠がさし向けられ、伊遠は「これを捕えてみて参」った。鬪乱の件は天皇に奏上され、拘禁処分となった。

つぎは松殿基房が遭遇した高階信章の空車である。

空車↑摂政松殿基房

不_三出仕_一、伝聞、^(松殿基房)摂政与_三信章_一^(高階)乗逢之間、信章称_三空車之由_一不_レ下、被_レ破_レ車了、遂下逐電云々、⁽⁶¹⁾

摂政である松殿基房が高階信章と乗り逢ったことを九条兼実が伝え聞いた。高階信章は空車と称して車を下そうとしなかったため、ついに車を破却され逐電することになった。

路上の儀礼行為を行なう必要があったにも関わらず、そうしなかった場合や空車と主張して必要な行為を行なわなかった場合には、鬪乱や車の破却にまで発展することがあったのである。車内に人が乗車したにもかかわらず空車が通用したことは、車内は見通しにくい状態であったことが推測され、この点は女車とも共通する。

以上、第二章をまとめておきたい。位階を基本とする下馬礼は、牛車が乗られ始めた当初は、「不_レ下」と儀礼行為を行なわなかったが、貴族社会の移動手段が牛車へ移行すると、『西宮記』にみられるような車礼に変容した。古記録によって車礼を行なう様相をみたが、相手によってはわざわざ車から下りて路頭に伺候する最高の

儀礼行為を行なう場合もあった。また車礼が広く貴族社会に浸透し、それが必要であったにもかかわらず行なわなかったり、空車を主張して鬪乱事件にも発展することがあった。「三条中山口伝」⁽⁶²⁾は車礼の対象を細かく設定し、『西宮記』には記述のない僧侶身分を取り入れて複雑な儀礼体系を有するようになる。

これまでみてきた路上の儀礼行為は、すべて位階や官職・身分を有する男性によるものであり、女車と路上の儀礼行為についての所見がない。そこで章を改めて、女車と路上の儀礼行為について考察する。

三、『枕草子』・『蜻蛉日記』の女車・下馬礼・車礼

牛車は勅により初めて許可されたものであることは前述した⁽⁶³⁾。その対象が女性であったことからすれば、女性に限らず公卿も利用した女車と路上の儀礼行為についても考察する必要がある⁽⁶⁴⁾。『枕草子』や『蜻蛉日記』では乗車した人物の性別による牛車の違いを明確に認識し書き分けていた。

そこで、当時の貴族社会では乗車した人物の性別をどのように認識していたかについて検討する。第一節では『枕草子』を題材にして女車と男車の違いを明らかにする。つぎに第二節では『蜻蛉日記』によって牛車と下馬礼・車礼に関わる記述を抽出して、女車と路上の儀礼行為との関わりを考察する。

1、『枕草子』の女車・男車

女車は出衣のあることに特徴がある⁽⁶⁵⁾。そのほかに女車を認識する方法があるとすれば、それはどのようなもの

であるのか、清少納言の『枕草子』の記事によって検討する。⁽⁶⁶⁾

まず最初に、藤原濟時が八講を行なった際に注目された牛車についてである。

①「たが車ならん、見しり給へるや」などあやしがり給ひて、「いぎ、歌よみて此度はやらん」などの給程に、講師のぼりぬれば、みなるしづまりて、そなたをのみ見る程に、車はかい消つやうにうせにけり。下簾など、ただ今日はじめたりと見えて、こきひとへがさねに、二藍の織物、蘇枋の薄物のうはぎなど、しりにも摺りたる裳、やがてひろげながらうちかけなどして、なに人ならん、何かはまた、かたほならんことよりは、げにときこえて、中なかいとよしとぞおぼゆる。(三二一段)

藤原濟時が開催した八講では、駐車の場がなく池のほとりに立てられた牛車に注目が集まった。その牛車は、おろしたての下簾に濃き一重襲ね、二藍の織物、蘇芳の薄物の表着があり、後方にも摺裳がみえるものであった。その牛車に乗車した人物については、誰に聞いてもわからなかった。牛車は女車に仕立てられ、おそらく簾を下ろした状態であったため、車内の人物は特定できなかつたと思われる。

つぎは清少納言が中宮定子とともに職御曹司に滞在した時のことである。

②近衛の御門より、左衛門の陣にまいり給上達部の前駆ども、殿上人のはみじかければ、大前駆小前駆とつけて、聞きさはぐ。あまたゝびになれば、その声どももみな聞しりて、「それぞ、かれぞ」などいふに、又、「あらず」などいへば、人して見せなどするに、いひあてたるは、「さればこそ」などいふもをかし。(七

四段)

職御曹司に滞在した際の中宮定子の女房達の様子を記したものである。陽明門から建春門へ参内した公卿について、女房達が前駆のさきおう声と声の持ち主を聴き分け、誰が参内したかを言い当てられるようになったとある。

この場合、前駆のさきおう声が牛車の主を判別する材料となったことがわかる。

つぎは、理解できないこととして、祭の見物に一人乗車して見物する女性について記したものである。

③いみじう心づきなきもの 祭、禊など、すべて男の物見るに、只ひとり乗りて見るこそあれ。いかなる心にかあらん。やんごとなからずとも、若きおのこなどの、ゆかしがるをも、ひき寄せよかし。すきかげに只ひとりたゞよひて、心ひとつにまぼりみたらんよ。(一一六段)

清少納言は祭、禊などの見物に、ただ一人で牛車に乗りこんで見物する女性は理解できず、女性一人で乗るよりも、見物を望む若い従者を乗せればよいと述べている。この描写で注目しておきたいことは、牛車は透き影に車内を見通すことが可能で、性別や乗車人数の特定も可能であったことである。

つぎは祭見物を終えた牛車の帰路に着く様子を記したものである。

④わたりはてぬるすなはちは、心ちもまどふらん、我もわれもと、あやうくおそろしきまで先にたゝんといそぐを、「かくないそぎそ」と、扇をさしいでて制するに、聞きもいれねば、わりなきに、すこしひろき所にて、しゐてとゞめさせてたてる、心もとなくにくしとぞ思ひたるべきに、ひかへたる車どもを見やりたるこそをかしけれ。男車の誰ともしらぬが、後にひきつゞきてくるも、たゞなるよりはをかしきに、ひきわかるゝ所にて、「峰にわかるゝ」といひたるもをかし。(二〇五段)

御禊の行列が渡り終わり、牛車が連なって帰る状況のなか、後続の男車が分かれ道に際し「峰にわかるゝ」と詠んだとある。この場合、後続の牛車を男車と判別する材料は、歌を詠む声であろうか。

つぎは夏らしい風物詩としての男車を描いたものである。

⑤いみじう暑きころ、夕涼みといふほど、物のさまなどもおぼめかしきに、男車の、前駆をふはいふべきにも

あらず、たゞの人も後の簾あげて、二人も一人ものりて、はしらせてゆくこそ涼しげなれ。(二一〇七段)

夕闇の男車のさきおう声は、まさに暑い盛りの風物とする。また前駆を付けない身分の者であっても、牛車の後方の簾をあげて行くのも涼しげであると述べる。男車であるという認識は、夕闇の中で聞こえる前駆の声や、通常は下ろしてある後方の簾が上げられ、車内を見通せた状態によるものとわかる。

つぎは高階業遠（定子の祖父の甥）の牛車についてである。

⑥業遠の朝臣の車のみや、夜中暁わかず、人の乗るにいささかさる事なかりけれ。ようこそ教へならはしけれ。それに道にあひたりける女車の、ふかき所に落しいれて、えひきあげで、牛飼の腹だちければ、従者して打たせさへしければ、ましていましめをきたるこそ。(一本、二一九段)

高階業遠の牛車は、車をはじめ牛飼や車副らは、いつ借りてもよく整備と訓練がなされていることで知られていたとある。そのために道で行き会った女車が脱輪して立ち往生した時、高階業遠はそれにいらだち、業遠の従者に女車の牛飼を打たせたとある。誤った方向に牛を導き、結果として脱輪させてしまった女車の牛飼までも、自分の従者に打たせて戒めたことを特筆したものである。

以上の記述についてまとめておきたい。①は女車に仕立てられた典型的な牛車である。しかし車内の人物の性別は不明であることから、牛車の前後の簾を下ろし外界との接触を遮断した状態であった。②は到着した牛車の前駆の声を聞き分けることで公卿が誰であるかを判別した。③は透き影に見える車内の様子から、女性の乗車を判別している。④は後続の車から詠まれた歌の声を手がかりに男性の牛車と判別する。⑤は夕闇のなかの前駆の声による判別である。前駆が付く場合はそのさきおう声で、そうでない場合は通常は下ろされていた後方の簾を巻き上げて見通せる車内の様子から男車と判別する。

牛車は、前駆やそのさきおう声などで車内の人物や性別などを特定しえたことがわかる。また、透き影を通して車内を見通すこともでき、そのことから乗車人数や車内にいる人物の性別までも特定することが可能であったことがわかる。

つぎに『蜻蛉日記』によって牛車と下馬礼・車礼に関わる記述を検討する。

2、『蜻蛉日記』の牛車と下馬礼・車礼

『蜻蛉日記』は、藤原兼家との婚姻によって道綱をもうけた藤原道綱母の日記である。⁽⁶⁷⁾以下、牛車と下馬礼・車礼に関わる記事を示す。

まず最初に、藤原道綱母と藤原兼家の正妻時姫との歌のやり取りが記された箇所である。

①このごろは四月。祭見に出でたれば、かの所にも出でたりけり。さなめりと見て、むかひに立ちぬ。待つほどのさうざうしければ、橘の実などあるに、葵をかけて、

あふひとかきけどんよそにたちばなの

といひやる。やゝひさしうありて、

きみがつらさをけふこそはみれ

とぞある。(五一)

賀茂祭の見物の際、藤原道綱母は「さなめりと見て」藤原兼家の正妻時姫を認め、その向かい側に牛車を立てて和歌の上の句を送ったとある。この記述では、藤原道綱母が時姫の牛車と判別した材料はなにかが問題となるが、

その点については後述する。

つぎの引用はやや長くなるが、長谷寺詣の記述である。帰る日程をなかなか組もうとしない藤原道綱母に対し、藤原兼家をはじめとする一族が宇治院まで迎えに来た様子を描いている。とくに筆者が引くところの傍線部分に注目したい。

②かくて、年ごろ願あるを、いかで初瀬にと思ひ立つを、立たむ月にと思ふを、さすがに心にしまかせねば、からうして九月に思ひ立つ。(中略)三日といふに京に着きぬべけれど、いたう暮れぬとて、山城の国、久世の屯倉といふところにとまりぬ。いみじうむつかしけれど、夜に入りぬれば、たゞ明くるをまつ。まだくらきより行けば、黒みたる者の調度負ひてはしらせて来。やゝとほくより下りて、ついひざまづきたり。見れば、隨身なりけり。「何ぞ」とこれかれ問へば、「きのふの酉の時ばかりに宇治の院におはしまし着きて、「かへらせ給ひぬやと、まいれ」と、仰せごとはべりつればなん」といふ。さきなる男どん、「疾う促せや」など行ふ、宇治の川によるほど、霧は来しかた見えず立ちわたりて、いとおぼつかなし。車かきをろして、こちたくとかくするほどに、人ごゑおほくて、「御車おろし立てよ」と、のゝしる。霧の下より、例の網代も見えたり。いふかたなくをかし、みづからは、あなたにあるなるべし。まづ、かく書きてわたす。(中略)見るほどに、車かき据ゑて、のゝしりてさし渡す。いとやんごとなきにはあらねど、賤しからぬ家の子ども、何のぞうの君などいふものどん、轅、鷗尾のなかに入りこみて、日の脚のわづかに見えて、霧とところどころにはれゆく。あなたの岸に家の子、衛府の佐など、かいつれて、見をこせたり。中に立てる人も、旅だちて狩衣なり。岸のいとたかきところに舟をよせて、わりなうたゞ上げになひ上ぐ。轅を板敷にひきかけて立てたり。(六五)

藤原道綱母の一行は、長谷寺詣の帰りに山城国久世屯倉に宿泊し、夜明け前に出発した。そこへ調度を背負った乗馬の者が遠方で馬から下り、ひざまづいたことを確認した。よく見ると藤原兼家の隨身で、(兼家は)昨日宇治院に到着し、近くに滞在する藤原道綱母を迎えに来た旨が伝えられたとある。そのため藤原道綱母の従者は、藤原兼家のもとへ牛車を急がせた。川の向こう岸には藤原氏の家の子や衛府佐(藤原道隆)などがいることがわかった。下線部分に藤原道綱母一行を前に下馬した藤原兼家の隨身のことが書かれていた。夜明け前の薄暗い時刻のために相手の判別が出来ない状況であったにせよ、お互いを認識する努力はなされたことがわかる。

つぎは、紅葉狩りの際に、藤原道綱母の乗った車を女車と称した記述である。

③女車、もみぢ見けるついでに、また、もみぢおほかりける人の家にきたり。

よろづよをのべのあたりにすむ人はめぐるめぐるや秋をまつらん(七九)

つぎは藤原道綱母が琵琶湖岸の唐崎へ出かけた際の記述である。

④寅の時ばかりに出で立つに、月いとあかし。我おなじやうなる人、また供に人ひとりばかりぞあれば、たゞ

三人のりて、馬にのりたるおのこども七八人ばかりぞある。賀茂川のほどにて、ほのぼのと明く。(中略)

いはんや関にいたりてしばし車とゞめて牛かひなどするに、むな車ひき続けてあやしき木こりをろして、いとお暗き中より来るも、心地ひきかへたるやうにおぼえていとをかし。(八五)

唐崎は平安時代には祓の場所として知られており、藤原道綱母は六月祓に出かけた。その際、藤原道綱母とその妹、侍女の三人が牛車に乗り込み、騎馬の従者は七、八人とあり、女性の外出の様子がわかる記述となっている。つぎの記述は、藤原道綱母が石山寺詣の際、若狭守が通過した様子を記したものである。

⑤石山に十日ばかりと思ひ立つ。(中略)からうして行きすぎて、走井にて破籠などものすとて、幕ひきまは

してとかくするほどに、いみじくのゝしる物来。いかにせん、誰ならん、供なる人見知るべき物にもこそあれ、あないみじと思ふほどに、馬にのりたる物あまた、車二三ひき続きてのゝしりて来。「若狭の守の車なりけり」といふ。立ちもとまらで行きすぐれば、心地のどめて思ふ。(九二)

徒歩による石山寺詣を実行した藤原道綱母は、途中、大声で先払いする一行と出会った。その一行は騎馬の者が数多、車は二、三とあり、若狭守の車であることがわかった。一行のなかに自分の従者の顔を見知った者がいなかどうか、藤原道綱母は気を揉んだとある。この記述によって、車内の人物を特定する手がかりが従者にあつたことがわかる。摂政藤原兼家の妻である藤原道綱母に対しては、周囲の処遇も異なるところがあつたため、このような心配をしたことが考えられる。

つぎは藤原道綱の恋愛を描いた記述である。

⑥又、知足院のわたりにもする日、大夫もひき続けてあるに、車どもかへるほどに、よろしきさまにみえける女ぐるまのしりに続きそめにければ、おくれず追ひ来ければ、家を見せじとにやあらん、とくまぎれに行きにけるを、追たてたづねはじめて、又日かくいひやるめり。(一五六)

祭見物の帰り、藤原道綱は好ましい女車を見つけ、あとをつけたとある。平安時代の男性は、女車の様子から好みの女性を識別して婚姻のきっかけともしたようである。

つぎは祭見物の際に、藤原道綱母と藤原兼家の双方が両者の牛車を認識した時の記述である。

⑦おほやけには、例の、そのころ八幡のまつりになりぬ。つれづれなるをとて、しのびやかに立てれば、ことにはなやかにていみじう追ひちらすもの来。たれならむと見れば、御前どもの中に例みゆる人などあり。さなりけりと思ひて見るにも、まして我身いとはしき心ちす。簾まきあげ、下すだれをしはさみたれば、おほ

つかなきこともなし。この車を見つけて、ふと扇をさしかくしてわたりぬ。(二七一)

石清水八幡宮臨時祭があり、藤原道綱母は見物のための牛車を立てた。そこへ周辺の者を追い散らしながら進行する華やかな牛車があり、見知った前駆がいたことから藤原兼家の一行と知るにいたった。それとわかったのは前駆に見覚えがあることと、牛車の簾がまきあげられ、車内の人物の顔が見えたからである。藤原兼家本人は藤原道綱母の乗った牛車を認めると、自分の顔を扇で隠してしまったとある。

このように、牛車の一行は前駆の者を判別しさえすれば、いとも簡単に車中の人物を推定することが出来たのである。また男性の場合、前方の簾を巻きあげて乗車しており、人物の特定もしやすかったことがわかる。この点については第二節第二項の事例①・⑧・⑭によっても確認することができる。

つぎは、疱瘡にかかった藤原道綱が奇跡的に回復して外出した際の出来事である。

⑧ 助ありきしはじむる日、道にかの文やりしところ、ゆきあひたりけるを、いかゞしけん、車の筒かゝりてわづらひけりとて、あくる日、「よべはさらになん知らざりける。さても、

とし月のめぐりくるまのわになりて思へばかゝるおりもありけり」

といひたりけるを、とり入れて見て、その文のはしになをなをしき手して、「あらず、こゝにはこゝには」と重点がちにてかへしたりけんこそなをあれ。(二〇四)

藤原道綱の乗った牛車と、文をつかわした相手の女性の乗った牛車が「ゆきあひ」、車輪の筒が接触してしまつた。藤原道綱が接触事故の相手が文をつかわした女性の乗った牛車であるとは気付かなかつた旨の歌を送つたが、相手は自分の車ではないと書いてよこしたとある。ゆきあひ、行き合うとはたがいにすれ違うことであり、「よべ」のことではあるが、藤原道綱と女性の牛車が走行しながらすれ違つたと解釈出来る。この場合、女車は相手

の通過を待つ行為、すなわち車礼は行なわなかったであろうことが判断できる。

つぎは祭の見物の際の女車に仕立てられた牛車と、その持ち主に関わる記述である。

⑨祭の日、いかゞは見ざらんとて出でたれば、北のつらになでふこともなき檳榔毛、後、口うちおろしてたてり。口のかた、すだれの下より、きよげなる搔練に、むらさきのをりもの重なりたる袖ぞさし出でたためる。女車なりけりと見るところに、車の後のかたにあたりたる人の家の門より、六位なるものの太刀はきたる、ふるまひ出て来て、まへのかたにひざまづきてものをいふに、おどろきて目をとどめて見れば、かれが来て来つる車のもとには、赤き人、黒き人をしこりて、かずもしらぬほどに立てりけり。よく見もていけば、見し人見し人のあるなりけりと思。例の年よりはこと疾ふなりて、上達部の車、かいつれてくるもの、みなかれを見てなべし、そこにとまりておなじところに口をつどへて立ちたり。(二一〇六)

祭の見物の際にあつた檳榔毛車は、簾の下から搔練や重ねの袖を出した女車に仕立てられており、その後ろの家から出てきた六位の者は、藤原道綱母の知る顔であつた。驚きながらも注視すると、みな見知つた藤原兼家の従者であり、道綱母は兼家の女性関係を認識するにいたつた。

以上、牛車に乗車した人物を特定する手がかりが隨身や従者にあつたことを、『蜻蛉日記』によつても確認した。そのことからすれば、①の道綱母が時姫の乗つた牛車と判断できたのも、隨身や従者を手がかりにしたらしいことがわかる。さらに⑧には女車と男車が「行き合う」とあり、とくに車礼に関する記述は見当たらないと思われることから、女車と男車は路上の儀礼行為を行なわずに通過したと判断できよう。そうであれば、女車は下馬礼や車礼といった路上の儀礼行為とは関わりがないことになる。『延喜式』の記載には「応_レ下者、乗車及陪従不_レ下」とあつて、乗車の場合は下馬礼を行なわなかったことが記されている。おそらく女性に初めての乗車

が許可されて以来、そして『西宮記』にも女性と車礼との関わりを示す記述がないことから、女車は下馬礼・車礼を行なわない慣行が、当初から存在したことが考えられるのである。男性が女車に乗車した場合であっても、この慣行は変わることにはなかったと思われる。

むすび

以上、三節にわたり、殿下乗合事件とそれに関連する路上の儀礼行為である下馬礼・車礼、女車と男車の違いなどをみてきた。これまで述べたことにより、平重盛が報復事件を起こした理由、そして事件後にとくに沙汰がなかった理由も明らかになったと思われる。これまで松殿基房が殿下乗合事件を起こした理由は、平資盛が路上の儀礼行為を無視したために起こった事件とされてきたが、恥辱を受けた平資盛の側には、たとえ摂関家に遭遇した場合であっても、儀礼行為を行なう必要性がなかったのである。なぜならば、平資盛は女車に乗車していたからである。

そして平重盛が報復事件を起こした理由も明快といえる。女車は牛車の乗車が許可された当初から、路上の儀礼行為を行なう必要がなかったからである。それにもかかわらず、貴族社会の慣行を無視して恥辱を与えた松殿基房に対する怒り、である。そして貴族社会の慣行を無視した松殿基房に非があることを、行動によって示したということなのである。

『十訓抄』は平重盛の賀茂祭の見物の話を載せている。

小松内府、賀茂祭見むとて、車四五両ばかりにて、一条大路に出で給へり。物見車はみな立てならべて、す

きまもなし。「いかなる車か、のけられむずらむ」と、人々目をすましたるに、ある便宜の所なる車どもを、引き出しけるを見れば、みな、人も乗らぬ車なりけり。かねて見所を取りて、人をわづらはさじのために、空車を五両立て置かれたりけるなり。(上、一ノ二七)⁽⁶⁸⁾

平重盛は賀茂祭の見物のために四、五両の牛車で一条大路を出行したが、見物の車で埋まった道には駐車場の所がなかった。はたしてどの車が立ち退かせられるのかと人々は興味津々であったが、どうしたことか、平重盛一行は見物に良い場所に置かれた五両の牛車を引き出し始めた。これは空車(むなぐるま)であり、平重盛は車争いを避けるためにこのような処置をしていたと語る。情け深い心ばせでもあると、『十訓抄』は平重盛の行爲を称賛で締めくくっている。

平重盛が貴族社会の公事に精通した人物であることは、はじめにでも述べた。したがって、松殿基房の殿下乗合事件における不当な恥辱行為は許しがたいものがあつた。女車を打ち破ることは貴族社会の慣行を無視した行爲であり、それに対し、平重盛は報復を行なつたことが考えられるのである。

註

(1) 犬井善壽「内裏への途―『平家物語』卷一「殿下乗合」の作中場所の本文流伝」(筑波大学文芸・言語学系『文芸言語研究』文芸篇、一九、一九九〇年)三一〜三五頁、生形貴重「猶武勇の家他に異なるか―殿下乗合事件の一視角―」(『大谷女子短期大学紀要』三四、一九九一年)二七六頁、同「「殿下乗合」再考―延慶本『平家物語』の一面についての覚書―」(『軍記と語り物』二九、一九九三年)三〜四頁。

(2) 桃崎有一郎「中世武家社会の路頭礼・乗物と公武の身分秩序」(『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣

出版、二〇一〇年）一三九頁。

- (3) 伊野部重一郎「平資盛事件覚書」(『政治経済史学』二〇〇、一九九三年) 三二一四頁や、「平資盛事件再論」(『政治経済史学』二二二一、一九八五年) 一三頁では、松殿基房に対する陵辱は平重盛の所業ではなく、平氏家人武士であり、平清盛がそれを黙認了承したものとされている。それに対し、五味文彦「院政期政治史断章」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年) 四三五頁、上横手雅敬「平氏政権の諸段階」(『中世日本の諸相』上巻、吉川弘文館、一九八九年) 五一九〜二〇頁では、平重盛が松殿基房に報復事件を起こしたことを指摘している。
- (4) 五味文彦註(3)前掲論文。
- (5) 上横手雅敬『平家物語の虚構と真実』(上、塙新書、一九八五年、旧版は一九七三年) 五四頁。
- (6) 松園斉「武家平氏の公卿化について」(『九州史学』一一八・一一九合併号、一九九七年) 五七〜六八頁、七四頁。
- (7) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 三』(明治書院、二〇〇六年) 一四四頁。安元元年(一一七五) 正月二日甲申条。
- (8) 元木泰雄「平重盛論」(臈谷壽・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九年) 二四四頁、同『平清盛と後白河院』(角川学芸出版、二〇一二年) 一一八〜二〇頁。
- (9) 元木泰雄『平清盛の戦い』(角川書店、二〇〇一年) 一二四頁。
- (10) 車礼は用語として広く定着しているわけではないが、本稿では貴族社会において行なわれた路上における牛車間の儀礼行為のこととして使用することにした。

- (11) 野田有紀子「行列空間における見物」(『日本歴史』六六〇、二〇〇三年)一〇〜二頁。
- (12) 本論第一部第一章参照。
- (13) 『日本国語大辞典 縮刷版 第七卷』(小学館、一九八二年)五三頁。「只人」の項、③の意。
- (14) 渥美かをるは、物語の作者は『山槐記』治承二年(一一七八)正月二十三日条を見たとする。同『平家物語の基礎的研究』(笠間書院、一九七八年)一九六頁。
- (15) 前田禎彦「撰関期の闘乱・濫行事件―平安京の秩序構造」(『日本史研究』四三三、一九九八年)一八〜二三頁。
- (16) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年)一九〇頁。嘉応二年(一一七〇)七月三日辛巳条。
- (17) 前田禎彦註(15)前掲論文、元木泰雄「撰関家における私的制裁」(『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出は一九八三年)二一三頁、上杉和彦「撰関政治期における拘禁処分をめぐる」(『日本中世法体系成立史論』校倉書房、一九九六年、初出は一九九一年)二七四〜八頁、告井幸男「法権の分立と分有」(『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五年、初出は一九九九年)五二〜三頁、および西山良平「撰関期の身分集団と訴訟・復讐」(『平安京とその時代』、京都、思文閣出版、二〇〇九年)一七三〜四頁。
- (18) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年)一九〇頁。
- (19) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年)一九二頁。
- (20) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年)二〇四頁。
- (21) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年)二〇四頁。

- (22) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年)二〇四〜五頁。
- (23) 前田禎彦註(15)前掲論文、元木泰雄註(17)前掲論文、上杉和彦註(17)前掲論文、および告井幸男註(17)前掲論文。
- (24) 本論第一部第二章参照。
- (25) 『史料纂集 権記 二』(続群書類従完成会、一九八七年)一〇四〜五頁。長保三年(一〇〇一)四月二十日辛酉条。
- (26) 本論第一部第一章参照。
- (27) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』(吉川弘文館、一九八五年)。なお史料番号は、虎尾俊哉編、『訳注日本史料延喜式』上、集英社、二〇〇〇年)条文番号・条文名一覧による。一一一四〜三九頁。
- (28) 致敬については、喜田新六「令制下における君臣上下の秩序維持策」(『令制下における君臣上下の秩序について』(皇学館大学出版部、一九七二年、初出は一九五八年)四七九〜八五頁。
- (29) 『改定増補故実叢書 西宮記』(巻八、致敬礼)(明治図書出版株式会社、一九九二年)六二頁。
- (30) 「柳原家記録七八、貫首雑要略、御書使事」(『大日本史料 第二編之二』東京帝国大学、一九三〇年)四八六〜七頁。長徳元年(九九五)十一月二十二日条。
- (31) 『増補史料大成 権記 二』(臨川書店、一九九二年)一五二頁。寛弘八年(一〇一一)三月二十七日庚子条。
- (32) 『大日本古記録 小右記 五』(岩波書店、一九九二年)二九頁。寛仁二年(一〇一八)五月八日己巳条。
- (33) 『大日本古記録 小右記 七』(岩波書店、一九九二年)二〇頁。万寿元年(一〇二四)四月十三日庚午条。

(34) 『大日本古記録 小右記 七』(岩波書店、一九九二年)一四九頁。万寿二年(一〇二五)十月二十三日辛未条。

(35) 『増補史料大成 帥記』(臨川書店、一九九二年)七四頁。承暦四年(一〇八〇)九月十五日甲辰条。

(36) 「大納言経信集」『大日本史料 第三編之四』(東京帝国大学、一九三二年)六七七頁。

(37) 『大日本古記録 後二条師通記 上』(岩波書店、一九九一年)二六二頁。寛治三年(一〇八九)二月二十七日条。

(38) 『増補史料大成 中右記 三』(臨川書店、一九九一年)三二九頁。天仁元年(一一〇八)二月十二日条。

(39) 『大漢和辞典 卷三』(大修館書店、一九八九年)一〇三〇頁、「家礼」の項。

(40) 『史料纂集 台記 一』(続群書類従完成会、一九八九年)七〇〜二頁。保延二年(一一三六)十二月十三日丙午条。

(41) 『増補史料大成 台記 二』(臨川書店、一九九二年)一〇五頁。仁平三年(一一五三)九月二十七日癸丑条。

(42) 橋本義彦「藤氏長者と渡領」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出は一九七二年)二四三頁。

(43) 『増補史料大成 兵範記 一』(臨川書店、一九八七年)三〇〇〜一頁。久寿二年(一一五五)二月一日戊寅条。

(44) 橋本義彦『藤原頼長』(吉川弘文館、一九六四年)一二九〜三一頁。

(45) 『増補史料大成 兵範記 一』(臨川書店、一九八七年)三〇二〜三頁。久寿二年(一一五五)二月八日乙

酉条。

(46) 桃崎有一郎は、平信兼が平伏すべきことを論じているが、本論では『西宮記』における儀礼行為に則り、下車して蹲踞した平信兼の行為を正当な行為としておきたい。桃崎有一郎「中世公家社会における路頭礼秩序―成立・沿革・所作―」(『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版、二〇一〇年、初出は二〇〇五年)七七頁。

(47) 『増補史料大成 山槐記 一』(臨川書店、一九八九年)一三三頁。永暦元年(一一六〇)九月二十二日丁酉条。

(48) 『増補史料大成 山槐記 一』(臨川書店、一九八九年)一一九〜二〇頁。永暦元年七月二十七日癸卯条。

(49) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 二』(明治書院、二〇〇六年)七一頁。承安二年(一一七二)六月七日甲辰条。

(50) 『増補史料大成 山槐記 二』(臨川書店、一九八九年)一一四〜六頁。治承二年(一一七八)正月二十日乙卯条。

(51) 『増補史料大成 山槐記 三』(臨川書店、一九八九年)九〇頁。治承四年(一一七九)五月三日甲寅条。

(52) 『増補史料大成 台記 二』(臨川書店、一九九二年)九五〜六頁。仁平三年(一一五三)七月六日癸巳条。

(53) 仁藤敦史「古代国家における都城と行幸」(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九〇年)三六一頁。

(54) 『大日本古記録 小右記 五』(岩波書店、一九九二年)三一〜二頁。寛仁二年(一〇一八)五月十四日乙亥条。右馬允為政が給わった御馬を右馬頭輔公が摂政頼通の仰せと称して返納させた。これは為政が内鞍僚長官輔公に下馬しないことの怨によるものであったという。致敬礼は必らず下馬するものであるが、そ

のために馬の返納をさせるものではないと、藤原実資は日記に記している。

- (55) 『増補史料大成 中右記 四』(臨川書店、一九九一年) 六〇頁。天永二年(一一一一)七月二十三日条。檢非違使別当源頼俊が参院のところ、「於三路頭_二騎馬人相逢、而不_三下馬_二」とあり、火長が咎めると「彼人從者拔刀走_二懸別当車_二」け、雑色らを追い散らした檢非違使が探したところ、播磨守長実の從者であつたという。

- (56) 『史料纂集 台記 一』(続群書類従完成会、一九八九年) 一四〇頁。康治元年(一一四二)二月十六日庚辰条。

- (57) 『大日本古記録 小右記 一』(岩波書店、一九九二年) 一二七〜八頁。永延元年(九八七)四月十七日己酉条。

- (58) 『大日本古記録 小右記 六』(岩波書店、一九九二年) 三七〜九頁。治安元年(一〇二一)八月二十一日甲子条。

- (59) 『日本国語大辞典 縮刷版 第十卷』(小学館) 九〇頁。「空車」の項。

- (60) 『史料纂集 権記 一』(続群書類従完成会、一九八八年) 一六八、九頁。長保元年(九九九)十二月二十九日戊寅条。

- (61) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、二〇〇六年) 八〇頁。仁安三年(一一六八)三月一日癸亥条。

- (62) 『続群書類従 第三十三輯上 雑部』(続群書類従完成会、一九八四年) 三六六〜七〇頁。

- (63) 本論第一部第二章参照。

- (64) 女車については、野田有紀子註(11)前掲論文。

- (65) 野田有紀子「行列空間における女性―出車を中心に―」(『古代文化』五六―五、二〇〇四年) 八―一〇頁。
- (66) 以下の引用は、『新日本古典文学大系 枕草子』(岩波書店、一九九一年)である。(○)内は段数を表す。
- (67) 以下の引用は、『新日本古典文学大系 蜻蛉日記』(岩波書店、一九八九年)である。(○)内は段数を表す。
- (68) 『新編日本古典文学全集 十訓抄』(小学館、一九九七年) 六八―九頁。

第二部 官人秩序と非違の糺弾

第四章 律令官人と乗馬―天武十三年閏四月丙戌詔の検討―

はじめに

養老令に馱伝馬（公式令42給馱伝馬条）の利用規定があるということは、律令官人は乗馬での移動手段を有したことになる。律令官人はいつのまにか馬に乗ることが出来、馬を手に入れたのである。そして馬上の人としてすれ違うことがあれば、下馬礼もおこなっていた。下馬礼については第一部第一章で検討したように、令の規定は六つからなる下馬礼・致敬礼がある。こうした移動手段（乗馬）が、社会において共有されるようになったのは、いつのことであろうか。

乗馬に関連する衣服に袴がある。「袴は天武朝で「朝服」として正式に導入された新規の衣服であり、律令国家はその定着に向けて腐心する。八世紀後半には官戸・官奴に至るまで袴の着用が徹底されるが、あくまで公的次元におけるものであり、私的次元を拘束するものではなかった」と武田佐知子は述べている。⁽¹⁾ 列島固有の衣服から脱却し、袴が徹底された背景には、袴と乗馬との関連が指摘できるのではないだろうか。そのような視点のもとで、本論は律令官人と乗馬との関係を読み解く重要なカギとして、『日本書紀』の天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔および一連の「武装関連史料」について検討するものである。

天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の「凡政要軍事」の一文について、石母田正は律令軍制に関わる詔として⁽²⁾いる。ほかに朝廷全体の武装政策だとする関晃の指摘もある。⁽³⁾ 「畿内武装政策」は一面的であり、武装した庶民層への軍事指導を意図する官人武装政策との松本政春の指摘もある。⁽⁴⁾ 武田佐知子は、兵馬訓練を含む装束の具備

や進止威儀を習得させるための官人化政策とする見方を示している。⁽⁵⁾ 板倉栄一郎も一連の武装関連史料は官人化政策とする。⁽⁶⁾ 「畿内武装政策」は「官人化政策」であるとの考えには筆者も賛同する。しかしながら、いずれの論者においても、天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔が三詔構成であることや、各詔の対象者が異なる点などを見逃している。また全官人の武官化や、兵馬訓練を含む装束の具備もしくは官人化政策と指摘しただけでは、たんに「畿内武装政策」の表現を変えたに過ぎず、この詔を理解したことにはならない。関晃は京畿居住の中央官人層の武装強化とするほかに、私的武力の充実と表現し、その継続理由は不明と述べているのである。その継続理由を明らかにしなければ、「畿内武装政策」の目的は不明のままであろう。さらには、「畿内武装政策」を羅列史料群として扱うことは、一旦保留にしよう。天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の検討が必要である。なぜならば、この詔はほかの「武装関連史料」とともに触れられるに過ぎず、全文の内容に踏み込んだ検討は行われてきたことがないからである。⁽⁷⁾

はじめに天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔について考察し、「畿内武装政策」が実際にはどのような内容であるのかを検討する。つぎに「武装関連史料」について、馬の普及と乗馬の風習の広がりとともに検討する。

一、天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の検討

天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔が三つの詔から構成されていることは、はじめにでも述べた。この詔の第一詔から第三詔の全文について検討するのであるが、行論の都合上、第二詔の検討から始めることにする。第二詔は五つの文章からなっており、便宜上、文章ごとに区切り、①から⑤の番号を付して考察することにする。第

三詔についても同様に文章ごとに区切り、番号を付して考察する。

1、『日本書紀』天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の第二詔

①又詔曰、凡政要者軍事也、是以文武官諸人務習_三用_レ兵及乘_レ馬則馬兵并当身装束之物、務具儲足、

②其有_レ馬者為_三騎士_一、無_レ馬者為_三步卒_一、並当試練、以勿_レ鄣_三於聚會_一、

③若忤_三詔旨_一、有_レ不_三便馬兵_一、亦装束有_レ闕者、親王以下逮_三于諸臣_一、並罰之、大山位以下者可_レ罰々之、可_レ杖々之、

④其務習以能得_レ業者、若雖_三死罪_一、則減_三二等_一、

⑤唯恃_三己才_一以故犯者不_レ在_三赦例_一、⁽⁸⁾

①は、国家権力を体現する言葉とともに兵器所持とその訓練、馬の所有や乗馬訓練、人と馬の装束の準備を文武官に命じた内容である。文武官の語の初見である天武七年（六七八）十月己酉条は、史以上に所属する官人の進階に関する内容である。この用語は文官と武官の区別と、史以上とあることによる階層性を持つことがわかる。文武官の諸人とは文官・武官の官司と官に属する人を指すと思われる⁽⁹⁾。兵器については様々な見解はあるが、持統七年（六九三）十月戊午条にある大刀・弓などのことと思われる。当身の装束とあるが、装束とは衣服を原義として、衣服やその他の服飾品によって身なりを整える意味であるという⁽¹⁰⁾。しかしながら、馬の制御に必要な轡などの装備も装束に含まれると思われ⁽¹¹⁾、そのことから装束とは、乗馬に適した衣装を人が身に付けることと、乗馬のための馬鞍や轡などの装備をも含むものと解釈しておきたい。

②について、関晃は「若干数の歩卒を従者として従えること」と理解している。しかし、歩卒が従者を指すとする解釈は無理がある。律令軍制を視野に入れた、戦闘武力としての騎兵・歩兵と理解されてきた点も問題である。⁽¹²⁾①は馬の所有を前提とする詔であり、おそらく②は、①を前提に馬を所有する者＝騎士と、そうでない者＝歩卒とを単純に区別したのだと思われる。①は文武官全てを対象としたものの、馬を所有する階層は当該期には限られており、そのための細則として②は存在したのだと思われる。騎士・歩卒について、諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店、一九九〇年、巻十二、五三一～二頁）では騎士は馬に乗った兵士、騎兵も馬に乗って戦う士卒のことで、歩卒は歩兵と類義語である（『大漢和辞典』大修館書店、一九八九年、巻六、六八四頁）。②が文武官を対象とした①の細則だと理解した場合、戦闘武力としての騎士・歩卒ではなく、騎馬もしくは歩行を手段とする「聚会」への参加を促したものと考えられる。⁽¹³⁾聚会に関連して天武朝の「会」に注目すれば、大設斎（天武四年四月戊寅条）のほか、拝朝や御薪、射礼などの朝廷儀式があり、会とはこれらの朝廷儀式を含むものである。⁽¹⁴⁾

②について、馬を所有する乗馬の者と歩行の者と解釈し、朝廷儀式への文武官の参加形態を示すものであると筆者は理解した。前年には四孟月の朝参（天武十二年十二月庚午条）を命じていることから、⁽¹⁵⁾朝廷儀式や四孟月の朝参などの参加形態のことと考えられる。騎士・歩卒が乗馬・歩行を手段とする儀式への参加形態を示すとの筆者の解釈に大過なければ、②から⑤は①を前提とした細則ということになり、また③から⑤は①に関わる罰則及び褒賞と捉えることが出来るであろう。

③は兵器や馬、装束に不足のあった場合、親王以下諸臣以上の者は罰するとある。また大山位（天智三年官位制、令制六位相当）以下の者は罰するだけでなく杖で打つとあり、法に基づく処罰の条件も整いつつあったこと

がわかる。

④はよく訓練した者は死罪を二等減じるとある。

⑤について、従来は「ただし自分の才能をたのんで、故意に違反した者は、減免の例には入れない」とする解釈である。⁽¹⁶⁾ こうした解釈が、長いこと⑤への理解を阻んできたと思われる。天武五年（六七六）四月辛亥条に「勅（中略）又外国人欲ニ進仕ニ者、臣・連・伴造之子、及国造子聴之、唯雖ニ以下庶人ニ、其才能長亦聴之」とあるように、当該部分は、外国の人の出身法に関わる内容と思われる。庶人の出身を許す「其才能長」は、⑤の「唯恃己才」との共通する文言と捉えることが出来るのではないだろうか。以上の筆者の解釈が正しいとすれば、⑤は庶人への罰則ということになる。出身を許されていた庶人は、地方の小豪族の伴造と理解されている。⁽¹⁷⁾ 彼らに兵器・乗馬・馬装の準備が出来なければ、赦や減罪もなく、④にあるような死罪の宣告を受ける形で朝廷から出仕を停止させられたのだと思われる。

以上、第二詔①は文武官に兵器所持と訓練・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装を命じた内容である。②は①を前提に「聚会」への参加は乗馬もしくは歩行を可としたこと。③から⑤は①の罰則である。まず③は、①の兵器所持と訓練・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装の欠如に関して、身分に応じた罰則内容である。④は、死罪とされた場合もよく訓練した者は二等減じること、⑤は「唯恃己才」、すなわち庶人（地方小豪族の伴造）に①の欠如があつた場合の赦はなく、④に死罪とあるように、朝廷への出仕を停止することを明らかにしたものである。

天武十三年（六八四）閏四月詔の第二詔は、文武官の兵器訓練・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装を義務化した政策であることから、おおむね豪族の官人化政策であるといえる。それをもとに聚会への参加は歩行も可能とし、訓練や馬の所有・馬装などの装備の不足を生じた際には、罰則を設けることや、朝廷からの排除の方針を持

つ、ということである。

2、『日本書紀』天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の第三詔

①又詔曰、男女並衣服者、有_レ欄無_レ欄、及結紐、長紐、任_レ意服之、

②其会集之日、著_ニ欄衣_一而著_ニ長紐_一、唯男子者有_ニ圭冠_一、冠而著括_ニ緒禪_一、

③女年卅以上、髮之結不_レ結、及乘_レ馬縦横、並任_レ意也、別巫祝之類、不_レ在_ニ結髮之例_一、⁽¹⁸⁾

①は男女の衣服について、欄の有無や結び紐・長紐を任意としている。そのうえで②は会集日の欄衣・長紐、男性は圭冠と袴の着用を求めている。男性の結髮と冠着用については天武十一年（六八二）詔がある。この詔に関連して、天武十一年（六八二）四月乙酉条は「詔曰、自_レ今以後、男女悉結_レ髮、十二月卅日以前結訖之、唯結_レ髮之日、亦待_ニ勅旨_一とあり、男女の結髮を定めている。同年六月丁卯条は「男夫始結_レ髮、仍著_ニ漆紗冠_一とあり、男性の結髮と漆紗冠の記事がある。天武十一年（六八二）の段階は結髮と冠着用である。二年後の天武十三年詔では、欄衣・長紐の衣服に加え、男性は圭冠と括緒禪の着用を定められている点は特筆される。結髮と冠着用に加えて、天武十三年詔は統一された圭冠と袴の着用を新たに追加しているのである。

③は四十歳以上の女性の結髮と乗馬は任意とし、巫祝は結髮の例外としている。女性の結髮は天武十一年四月乙酉条に「男女悉結髮」とあり、男女ともに結髮であったが、二年後には四十歳以上の女性の結髮は任意、巫祝の結髮は例外となっている。⁽¹⁹⁾ 天武十一年（六八二）四月乙酉条は「婦女乘_レ馬如_ニ男夫_一、其起_ニ于是日_一也」とあり、乗馬法も統一したが、天武十三年（六八四）詔では横坐り乗馬も可としている。⁽²⁰⁾

以上、第三詔①は既存の習俗をみとめ、②男女ともに袖部分を有する衣服と結び紐、結髪と着冠、括緒褌着用を会集日に義務づけたものである。③巫祝は結髪の例外、四十歳以上の女性の結髪と乗馬法は任意とした内容である。列島固有の衣服は、脛を見せる貫頭衣を基本として、スカート型・ズボン型の二通りの下衣であったことが指摘されており、また男性の髪型は美豆良、女性は後に髪を束ねるものである⁽²¹⁾。貫頭衣・美豆良は倭人の男女の習俗である。袖部分のある襦袢と括緒褌、結髪と冠を着用することは、会集日に限る衣服であったにせよ、それまでの倭人習俗から、律令官人の衣服への切替を促進するものであったのである。

3、『日本書紀』天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の第一詔

詔曰、来年九月必閱之、因以教⁽²²⁾百寮之進止・威儀⁽²³⁾、

来年九月の閱を予定し、百寮に進止威儀を教えよとある。この第一詔が第二・第三詔に掛かるとする武田佐知子の指摘がある⁽²³⁾。しかし各詔は対象者と内容を異にするのであり、第一詔が第二・第三詔に掛かることにはならない。もし第一詔が第二・第三詔に掛かる文があるとすれば、「来年九月必閱之」とある前文がそれに当たるとであろう。とすれば、それ以下に続く文が第一詔ということになる。

関晃は進止・威儀は武装の場合と解釈するが、それは誤りである。武装関連の内容は第二詔に集約されており、第一詔は百寮を対象としていることによる。つぎに、百寮の進止・威儀とはなにかが問題となってくるであろう。百寮とは、皇子・公卿大夫以外であること（天武四年正月丁未条・天武五年七月朔条・天武十一年三月辛酉条）、天下人民とは異なり（天武四年二月癸巳条・天武五年正月朔条）、また宮人（天武十年五月朔条）や諸蕃人（天

武五年九月戊寅条)などとも区別されている。そのことから百寮は、大夫以下で初位以上の位階を有し(天武四年正月戊申条・天武五年正月甲寅条)、官人や諸蕃人以外の身分と思われる。皇子や公卿大夫以外、天下人民や官人、諸蕃人以外の初位以上の位階を有する者が百寮であり、令制六位以下に相当する官人身分を指すのだと考えられる。また朝廷に拝し(天武十年正月癸酉条・天武十二年正月朔条)、家地を請うる身分(天武十二年十二月庚午条)でもあった。

進止・威儀については、よそほい・ふるまいの和訓がある。天武十一年(六八二)八月癸未条は、「詔_レ礼儀言語之状_一、且詔曰、凡諸応考選者、能檢_二其族姓及景迹_一、方後考之、若雖_二景迹行能灼然_一、其族姓不_レ定者、不_レ在_二考選之色_一とある。後半の詔は族姓の確定を促すものとして知られている。熊谷公男は、この族姓の確定は畿内居住の豪族に限られた政策であるとし、それ以外の律令官人化は大宝令制下の外位制の成立・施行まで待たねばならないことを指摘している。⁽²⁴⁾しかし、天武五年(六七六)段階で地方豪族層の出身が想定される以上、畿内豪族に限った政策であるともいえないであろう。筆者が注目するのは、礼儀言語の状に関わる詔が前半部分にあることである。前半の詔と族姓の確定がセットであることを重視すれば、地方豪族層をも含めてさまざまな地域の、さまざまな身分階層の者がいるなかで、礼儀・言語の様相が大きな弊害となる可能性、もしくはその弊害がすでに生じていたことが窺われるのである。朝廷への出仕に際し族姓を確定するとともに、言葉遣いや立ち居振る舞いを統一する試みがなされたこと、そのこと自体は出仕のための重要な要件と考えられる。下級官人になることの最大のメリットは、官人として諸司に出仕して給与を得ることにあると中村順昭は指摘している。⁽²⁵⁾出仕にあたり、言葉遣いや立ち居振る舞いの均質性は必要だったと思われるのである。また古橋信孝は、中央が成立しない限り、共通の言葉は考えられないとの見方を示している。⁽²⁶⁾『東大寺諷誦文稿』は、飛騨や東国の方言が

あることを記している。⁽²⁷⁾ 当該期は儀礼行為に関わる動作も変更されつつあった時期である。天武十一年（六八二）九月朔条は「勅、自_レ今以後跪礼、匍匐礼並止之、更用_二難波朝廷之立礼_一」とあり、跪礼・匍匐礼から難波朝廷の立礼へと変更する詔も出されている。⁽²⁸⁾ 跪く、匍匐するなどの動作は、『魏志倭人伝』にも描かれており、列島固有の動作でもある。

第一詔として検討した「来年九月必閱之」とある部分は、第一から第三詔の前文にあたり、第一詔は百寮（令制六位以下に相当する官人）に対して言葉遣いや立ち居振る舞いを教え、その共通性を求める内容である。

以上、三項にわたり、天武十三年（六八四）閏四月詔を検討した。従来は百寮や文武官を混同して解釈していることや、男女の衣服に関わる詔も検討対象から外されることが多かった。対象者と内容を異にするもの、第一詔、第二詔、そして第三詔はともに合わせて一つの政策なのであり、その政策のための検閲の予告が前文にあることがわかった。翌年九月に検閲を行なう予告のもと、第一詔は百寮を対象とした進止・威儀について、官僚下位層の礼儀や言語の統一を図ることにより、安定的な秩序の形成を図ったものである。第二詔は文武官を対象に、兵器所持と訓練・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装を求めたものであり、兵器・乗馬・馬装を前提とする官人化である。聚会への参加は乗馬を前提条件として、歩行も可能としている。第三詔は既存の習俗を認めたくえで、男女を対象として会集日の服装の統一すること、それは襦衣・括緒褌・結髪・冠などの統一を図る、倭人習俗の官人化である。⁽²⁹⁾

天武十三年（六八四）閏四月詔は、朝廷に出仕する百寮・文武官・男女を対象とした「官人化政策」である。関晃によって「畿内武装政策」とされた一連の政策は、朝廷に出仕する百寮・文武官・男女が対象の「官人化政策」であったのである。つぎに、天武十三年（六八四）閏四月詔を「官人化政策」とする筆者の位置付けは正し

いのかどうか、その点は関晃が「畿内武装政策」とする関連史料を検討することが必要である。また「武装関連史料」の検討は、この政策が継続した理由を明らかにすることでもあると思われる。

二、馬の普及と乗馬の風習、「武装関連史料」

1、馬の普及と乗馬の風習

「武装関連史料」を検討する前に、列島における馬の普及と乗馬の風習について述べておきたい。馬は四世紀末から五世紀前半のあいだに、馬飼部を管理する伴造氏族の分布から河内、倭（大和）を中心に、讃岐・播磨・筑紫・日向・甲斐などの広範囲に広がったとされる⁽³⁰⁾。また乗馬は五世紀前半に日本に広がったとされる⁽³¹⁾。倭人系百済の官人日羅は甲を身につけ乗馬することが出来（敏達十二年是歳条）、蘇我蝦夷の家に呼ばれた百済王族の翹岐は良馬を与えられている。（皇極元年四月乙未条）斑鳩の地に皇子宮を経営した厩戸皇子は、太子道と呼ばれる斜向道路が敷設され、小墾田宮まで乗馬で通ったとされる⁽³²⁾。蘇我入鹿に襲われた山背大兄皇子は、馬の骨を自身の身代わりに投げ置いている。また蘇我馬子と物部守屋の戦い（五八七）では、資人の捕鳥部萬は、百人の兵を率いて守屋の難波の宅を守衛したが、守屋が滅亡と聞いた捕鳥部萬は騎馬で逃げている。

壬申の乱では、大海人皇子は県犬養大伴の鞍馬を、鵜野讚良は輿を利用して吉野を脱出している。草壁皇子をはじめ従者二十余人と女孺十有余人は、途中の菟田郡家で湯沐の米を運ぶ駄馬五十疋に乗ったとある。（天武元

年六月甲申条) 倉本一宏は、乗馬用の馬具を装着しない駄馬には騎乗できないとする。⁽³³⁾近年の馬体の研究によると、在来馬は体高一三〇〜一三五cmの中型馬と、体高一一〇〜一二五cmの小型馬であることが知られ、馬具である手綱・銜・鞍橋・鐙を基本とする装具のうち、もつとも重要で最初に成立した馬具は手綱であるという。⁽³⁴⁾従者や女孺などの皇子に近侍する者の駄馬への騎乗は、むしろかしいことではなかったと思われる。また高市皇子は鞍馬を与えられており(天武元年六月丁亥条)、鞍馬の所有は軍事指揮権を握ることを意味した。大海人側の置始菟は千余騎を率いて倭京に馳せ向かい(天武元年七月戊戌条)、近江朝廷の興兵使穂積百足は、大伴吹負により馬上から引き落とされた。(天武元年六月己丑条) 近江朝廷軍の別将廬井鯨は、白馬に騎馬したことが記されている。(天武元年七月壬子条) こうした壬申の乱における馬に関わる記述からは、大海人皇子の舍人や従者に限らず、中・下級官人は馬に乗ることが出来るものが多かったことを直木孝次郎は述べている。⁽³⁵⁾しかし、皇子宮に仕える従者・女孺、豪族の資人ならば可能であった乗馬は、一般化できることではなかったと思われる。近江朝廷側の騎兵隊の組織化も乗馬訓練を行なったうえで成り立つものである。⁽³⁶⁾

七世紀初頭には東アジアに共通する、馬に関わる迎接儀礼も存在した。⁽³⁷⁾時代は下るが、『続日本紀』の宝龜十年(七七九)四月二十一日辛卯条は、「又新羅朝貢使王子泰廉入京之日、官使宣_レ命、賜以_二迎馬_一、客徒斂_レ轡、馬上答謝、但渤海国使、皆悉下馬、再拜舞蹈、今領_二唐客_一准_二據何例_一者、進退之礼、行列之次、具載_二別式_一」とある。唐使者を迎えるにあたり、儀礼行為をめぐる議論が記されている。新羅使入京の際、轡を斂めて馬上答謝したことや、渤海使には下馬が要求されている。馬上答謝や下馬礼などの迎接儀礼は、東アジアに共通する儀礼行為であった。唐の客徒、裴世清を迎えるための飾騎七十五疋が用意されており(推古十六年八月辛丑条)、新羅使と任那使入京の際にも莊馬長が任命されている。(推古十八年十月己丑条)

六世紀から七世紀にかけて、百済の王族および官人は乗馬ができ、東アジア世界には馬をめぐる迎接儀礼も共通して存在したことがわかる。皇子や皇子の従者・女孺、豪族の資人、近江朝廷の興兵使や別将も乗馬は可能であった。在地では古墳を営むことのできる有力豪族もまた、乗馬は可能であったが、それはやはり、一定の階層にとどまったと思われるのである。

2、「武装関連史料」

馬の普及と乗馬の風習をふまえて、関晃による「武装関連史料」を掲示し、検討の素材とする。⁽³⁸⁾

「武装関連史料」

天武四年（六七五）十月庚寅条「詔曰、諸王以下、初位以上、毎レ人備レ兵」（『日本書紀』三三九頁）

天武五年（六七六）九月乙亥条「王卿遣ニ京及畿内ニ、校ニ人別兵ニ」（『日本書紀』三四二頁）

天武八年（六七九）二月乙卯条「詔曰、及ニ于辛巳年ニ、檢ニ校親王・諸臣及百寮人之兵及馬ニ、故予貯焉」

（『日本書紀』三四八頁）

天武十年（六八一）十月是月条「天皇、将レ蒐ニ於広瀬野ニ、而行宮構訖、装束既備、然車駕遂不レ幸矣、唯親

王以下及群卿、皆居ニ于輕市ニ、而檢ニ校装束鞍馬ニ、小錦以上大夫皆列ニ坐於樹下ニ、大山位以

下者皆親乗之、共随ニ大路ニ自レ南行レ北」（『日本書紀』三六〇頁）

天武十三年（六八四）閏四月詔 ↓ 本章第一節参照。

天武十四年（六八五）九月日甲寅条「遣_二宮処王・広瀬王・難波王・竹田王・弥努王於京及畿内_一、各令_レ校_二人夫之兵_一」（『日本書紀』三七八頁）

持統七年（六九三）十月戊午条「詔、自_二今年_一始_二親王_一下至_二進位_一、觀_二所_レ儲兵_一、淨冠至_二直冠_一、人甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、鞍馬、勤冠至_二進冠_一、人大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、如_レ此預備」（『日本書紀』四二〇頁）

文武三年（六九九）九月二十日辛未条「詔令_下正大式已下無位已上者、人別備_中弓・矢・甲・梓及兵馬_上各有_レ差、又勅_二京畿_一、同亦儲_レ之」（『続日本紀』四〇五頁）

文武四年（七〇〇）二月二十七日丁未条「累 勅_二王臣・京畿_一、令_レ備_二戎具_一」（『続日本紀』五頁）

文武四年（七〇〇）を最後に、この「畿内武装政策」は終わるとしている。⁽³⁹⁾このうち、天武十三年（六八四）閏四月詔は本章において検討した。天武四年（六七五）十月庚寅条は、諸王以下、初位以上の者は兵を備えよとあり、天武五年（六七六）は京・畿内の「兵」を検校している。また天武八年（六七九）二月乙卯条は、辛巳の年（天武十年のこと）に親王・諸臣、百寮の兵および馬を検校するとあり、それに備えよとある。天武八年（六七九）詔の内容からは兵および馬を検校するとあり、「兵」に加えて馬を飼うことが必要であることはわかるものの、「兵」の具体的内容は不明である。天武十年（六八一）十月是月条は、親王以下群卿の装束した鞍馬を検校し、小錦以上の大夫は樹下に列坐、大山位（令制六位）以下は乗馬して大路を北行した内容である。その場には親王以下も鞍馬装束を準備したにもかかわらず、大山位以下の者が乗馬して大路を北行している点は注目される。親王以下の鞍馬装束が勢揃いするなかで、大山位以下が北行したということは、装束をした上での乗馬が可能であるかどうか、その訓練をしたものとみるべきであろう。またそのことは、乗馬の慣習を持たない者が大山

位以下にいたことを示すのではないのだろうか。

天武十年（六八一）は、親王以下と群卿は装束した鞍馬で勢揃いし、小錦以上の大夫は樹下で列坐、大山位以下（令制六位以下に相当）の者のみが乗馬して大路を北行した。本章第一節で検討した天武十三年（八六四）閏四月詔は、文武官は兵器所持と訓練・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装を前提条件として、上記の馬装が出来なければ罪とされている。天武十四年（八六五）は、天武十三年（八六四）閏四月詔に関わる検閲と言われている。検閲については次章で述べるとして、つぎにみられる「畿内武装政策」は、持統朝である。持統七年（六九三）十月戊午条によって浄冠から直冠（令制四品親王、諸王・諸臣正一位く五位以上相当）と、勤冠から進冠（令制六位く初位以上相当）との預備を比較すると、勤冠以下は甲・鞍馬の準備を命じられなかったことがわかる。同じ政策が継続するかにみえても、天武・持統朝を一律に扱うべきではないということなのであろう。天武朝では文武官の全階層の鞍馬所有を奨励したにもかかわらず、持統朝でその方針は一旦放棄されたことになるからである。この点は、藤原京の造営体制下であり、馬は造営事業に投入された可能性を考慮する必要もあるかもしれない。⁽⁴⁰⁾ つぎの「畿内武装政策」である文武三年（六九九）九月二十一日辛未条は、正大弍以下、無位以上の者に弓・矢・甲・梓と兵馬の具備を命じ、京畿にも同じ内容を命じている。文武朝では無位を含む官人層は、ふたたび兵馬を具備する対象となっている。

また関晃は、文武四年（七〇〇）二月二十七日丁未条を最後として、『続日本紀』には「武装関係史料」がなくなるかと述べている。だが以下の史料が「畿内武装政策」に関わるとすれば、大宝律令施行後もなお、この政策が継続した可能性がある。

すなわち、『令集解』職員令兵部省所引の古記は、

依⁽⁴²⁾養老三年二月七日格、每⁽⁴¹⁾人騎馬令⁽⁴¹⁾備、各有⁽⁴¹⁾三等差⁽⁴¹⁾也、

とある。⁽⁴²⁾大宝律令の制定施行から約二十年を経過した養老三⁽⁴³⁾(七一九)年に、騎馬に備えよとする格が出ているのである。当該期は養老律令の編纂が本格化した時期にあたる。⁽⁴³⁾令制下にこうした格が出されたことは、律令官人層と馬との分かちがたい関係性を有したことを示すものである。すなわち乗馬は、律令官人になるための前提条件ともいえるのではないだろうか。七世紀は官人化の歴史である。⁽⁴⁴⁾「武装関連史料」を含む「畿内武装政策」は、実際は律令官人の乗馬を前提条件にするための、まさに官人化の歴史そのものであったといえる。

天武朝における「畿内武装政策」は、令制下ではどのように達成することが出来たのであろうか。つぎに官僚層の乗馬について述べる。

3、馬をめぐる儀礼行為と官僚層の乗馬

天武朝の文武官は、天武十三年(六八四)閏四月詔において乗馬を奨励された。しかし、官僚層全体を視野に入れた場合は、乗馬は可能か、乗馬のための馬を揃えられるかなど、乗馬を常態化とするには至らなかった段階であったのだと思われる。それゆえに、天武十三年(六八四)閏四月詔は乗馬を前提条件として、歩行も可能とする付則が設けられていた。朝廷に出仕する官僚層の兵器所持・乗馬・馬装を徹底するため、天武十三年(六八四)閏四月詔はそれらの欠如に関わる罰則を設けている。その理由は、駅伝馬の利用に限らず、京の大路を乗馬の官人が往来するという、歩行以外の移動手段を持つ官僚層を可視的に創出し構築することにあつたと考えられる。

『続日本紀』の大宝二年（七〇二）七月四日己巳条は、「有レ勅断_三親王乗_レ馬入_三宮門_二」とある。親王による藤原宮の宮門への乗馬進入を停止した記事である。この史料からは、八世紀初頭における親王の乗馬は確かめることができ、六世紀以来の皇子・親王身分による乗馬の常態化は確かめることが出来る。

ところで、律令の規定では、馬を管理する馬政官司の存在がある。馬政官司や牧の管理などの研究はさかんである。⁽⁴⁵⁾ しかしながら、官人層全体の馬の所有数や馬従をめぐっては、不明な点が多いのも事実である。⁽⁴⁶⁾ 官僚層の馬の所有については、以下の記事がある。

『続日本紀』の養老五年（七二一）三月九日乙卯条は、

（前略）其為_三条例_二令_三限禁_二焉、有_レ司条奏、依_三官品之次_三定_三畜馬之限_二、親王及大臣不_レ得_三過廿疋_一、諸王者、録_レ状申_三所司_一、即校_三馬帳_一、然後除補、如有_レ犯者、以_三違_レ勅_二論、其過_三品限_一、皆没入_レ官、⁽⁴⁷⁾

とある。親王以下大臣や諸王・諸臣、そのほか位階ごとに馬数に関わる制限が設けられており、八世紀初頭には馬の供給も十分な状態であったことが知られる。

また馬料の支給は、神龜五年（七二八）三月二十八日甲子条に、

（前略）其有_レ官人重_レ名、特給_三馬料_一、給式有_レ差、事並在_レ格、⁽⁴⁸⁾

とある。馬従数については、天平十八年（七四六）四月二十八日己酉条に、

勅、一位以下初位以上馬従、多_レ数甚無_三制度_一、其一位_二二人、二位_二十人、三位_二八人、四位_二六人、五位_二四人、六位以下_二二人、自_レ今已後、永為_三恒式_一、但職事一位_二二位_一不_レ在_三此例_一、⁽⁴⁹⁾

とある。馬の所有数をはじめ馬料、馬従数は、八世紀初頭から半ばにかけて整備されており、官人層の乗馬自体

もそのころには定着したのだと思われる。

さて、関冕による「畿内武装政策」は、実際のところ、百寮の礼儀や言語の統一化、文武官の兵器所持・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装、会集日の服装統一などを図ることであった。いずれも官人身分の根幹に関わるものである。こうした天武朝の政策は、やがて律令法に解消されてゆくことが考えられる。官人層の礼儀や言語の統一化、兵器所持とその訓練に関しては、舍人任用規定（養老軍防令46・47条）があり、まず儀容の者が任用され、つぎに書算、弓馬に便なる者が任用されている。また職員令の各省寮には官内を糺判する規定があり、官人としての秩序形成に関わる部分は律令に取り入れられたといえる。律令官人の任用では弓馬は二の次であったが、毎年正月に行なわれる射礼（養老雜令41条）は全官人が行なう規定である。⁽⁵⁰⁾ また人と馬の馬装や会集日の服装に関しては、衣服令がある。官人と馬に関する規定は、馭伝馬の利用規定のほか、律令の諸規定のなかにわずかに知られるばかりである。それは儀制令の官人下馬礼と、僧尼令の僧尼下馬礼である。（本論第一部第一章）乗馬を前提条件とした路上の儀礼行為が規定されるのみであり、馬の所有・馬料・馬従などをめぐる法は、八世紀半ばまで待たねばならなかった。こうした官人層の兵器所持・馬の所有と乗馬は、本章で考察した天武朝の詔を始源とする。そして、天武朝に推進された豪族の「官人化政策」が実態をともなう状況になったのは、八世紀半ば頃のことであったといえる。

むすび

以上、律令官人と乗馬と題し、天武十三年（六八四）閏四月詔の検討と「武装関連史料」との関わりを考察し

た。詔の三つの内容については各節ごとにまとめており、ここでは繰り返さない。

人が馬に乗ることが出来る、乗馬で走行可能であることは、訓練次第では騎馬による戦闘も可能にすることである。しかし、天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔を含む一連の政策や、養老三年（七一九）に人ごとに騎馬に備えよ、とする格が出されたことから、馬に乗る行為は、必ずしも律令軍制に直結する政策とはいえないであろう。関晃の「畿内武装政策」論は、朝廷に出仕する者の「官人化政策」と置き換えるべきものであり、以後、筆者は「畿内武装政策」は豪族の「官人化政策」と呼ぶことにする。こうした政策が行なわれた背景には、七世紀には一定の階層にとどまった乗馬を、官僚下位層にも拡大浸透させる目的を持ったことが推察される。国司や急速大事の際の使者は、馱馬の利用規定があることからすれば、乗馬せざるを得なかったはずである。律令官人になるためには乗馬が前提条件なのであり、そうした政策の始源は天武朝にあった。

さらに、律令官人の前提条件としての乗馬は、その衣服にも影響を与えたのである。衣服令規定の朝服は、袴を下衣としている。袴は天武朝において導入されており、それ以前の列島固有の下衣は、スカート型とズボン型のあったことが明らかにされている。⁽⁵¹⁾ あえて袴を導入した背景には、乗馬を前提とした官人層の形成を目的としたことが考えられる。

時代は下るが、平安時代の貴族は、牛車が普及してもなお乗馬訓練を欠かさなかったことが知られる。親王を含む貴族は、元服前後になると乗馬訓練を行なっているのである。⁽⁵²⁾ 乗馬が律令官人の前提条件であるとすれば、連続する平安時代の貴族が乗馬を可能としたことは当然のことといえる。⁽⁵³⁾

大王や豪族、在地首長層などとその周辺の人物に限られた乗馬は、位階を有し朝廷に出仕する官僚層に拡大する。馬に乗れなければ、律令官人にはなれず、乗馬を律令官人の前提条件として、その定着を促した政策は、天

武朝にあり、関晃によって「畿内武装政策」とされた政策である。本論によって豪族の「官人化政策」と位置付けたこの政策こそが、その後の乗馬を移動手段とする社会を築く政策であったといえる。

註

(1) 武田佐知子「律令制下の農民の衣服」(『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八一年、初出は一九八四年) 八九〜九〇頁。

(2) 石母田正「日本の古代国家」(『石母田正著作集』第三卷 岩波書店、一九八九年、初出は一九七一年) 一七四〜八一頁、下向井龍彦「日本律令軍制の形成過程」(『史学雑誌』一〇〇—六、一九九一年) 五七〜八頁。

(3) 関晃は、畿内を官人有資格者の居住する地域とし、続編ともいふべき論文では畿内政権における武装政策の位置付けと、武装政策を私的武力の充実とする表現にも置き換えている。関晃「畿内制の成立」(『関晃著作集』第二卷、吉川弘文館、一九九六年、初出は一九五四年) 一五六〜八頁、「天武・持統朝の畿内武装政策について」(『関晃著作集』第四卷、吉川弘文館、一九九七年、初出は一九八二年) 三四〇頁。

(4) 松本政春は、畿内武装政策関連とその他の史料を一括して論じ、全官人を武官化して戦士・軍事指導集団にする軍政の実現とする。「七世紀末の王権防衛構想―官人武装政策をめぐる―」(『日本史研究』五五五、二〇〇八年) 三五〜六頁。

(5) 武田佐知子「儀礼と衣服」(岸俊男編『日本の古代』7、まつりごとの展開、中央公論社、一九八七年) 三〇三〜五頁、および井上勝博「政ノ要ハ軍事ナリ」―天武十三年閏四月丙戌詔再考―」(『交錯する知―衣

装・信仰・女性―』思文閣出版、二〇一四年）三〇五頁。

(6) 板倉栄一郎「天武・持統朝における畿内武装関連史料について」（『新潟史学』四一、一九九八年）五一―二頁。

(7) 武田佐知子はこの詔を取りあげてはいるが、十分な検討とは言えない。註(5)前掲論文。

(8) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』（吉川弘文館、一九八六年）三七―一頁。

(9) 松本政春は、天武十二年（六八三）十二月丙寅条の「諸文武官人」、天武十三年（六八四）閏四月丙戌条の「文武官諸人」、持統三年（六八九）正月戊辰条の「文武官人」などの「文武官」の表記を持つ記事は、官人全体を意味する法制用語の「文武官」を使用して潤色されたものとする。註(4)前掲論文、五二頁。天武朝ではすでに律令による法構想を持つ段階にあり、潤色があったとは思われない。

(10) 武田佐知子註(5)前掲論文。

(11) 津野仁「古代轡の変遷とその意義」（『考古学雑誌』九六―三、二〇一二年）一九―三一頁。

(12) 下向井龍彦註(2)前掲論文。藪田香融は騎兵、とくに騎兵隊の供給源は「郡司子弟」としている。藪田香融「わが上代の騎兵隊」（『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年、初出は一九六二年）一〇九頁、村岡薫「律令国家の官牧兵馬政策とその意義」（『律令制と古代社会』東京堂出版、一九八四年）八八―九〇頁、松本政春「官人騎兵制とその展開」（『奈良時代軍事制度の研究』塙書房、二〇〇三年、初出は一九九〇年）三〇九―一四頁。馬の供給については、律令制下には牧の設定されていない国にも貢上用の調達方式があるとし、牧だけでなく民間馬にも依存したことを大日方克己が明らかにしている。大日方克己「八月駒牽―古代国家と貢馬の儀礼―」（『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年、初出は一九八

七年) 一三九〜四二頁。

(13) 下向井龍彦は国家儀礼における儀仗制としている。註(2)前掲論文。この場合は聚会への参加形態としての文武官の騎馬と歩卒を表現したものであり、儀仗制を導き出すことは出来ないかと筆者は考えている。

(14) 孝徳朝の「会」では、四月の灌仏会と七月の盂蘭盆会に際し冠着用を要請しており、法会は朝廷内での序列を官人に認識させるものとする三舟隆之による位置付けがある。「大化元年の造寺援助策」(『日本古代地方寺院の成立』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は二〇〇〇年) 二八〜九頁。

(15) 古瀬奈津子「告朔についての一試論」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八〇年) 二六八頁、および橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八六年) 一九〇〜三頁。

(16) 『新編日本古典文学全集 日本書紀③』(小学館、一九九八年) 四三五〜六頁。

(17) 大津透「律令国家と畿内」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出は一九八五年) 三九頁、笹山晴生「兵衛と畿内の武力」(『平安初期の王権と文化』吉川弘文館、二〇一六年、初出は一九八七年) 二三〜五頁、および野田嶺志「兵衛・兵衛府成立の史的意義―偽兵衛柏原広山配流事件を中心として―」(『日本古代軍事構造の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は一九八四年) 一三一〜四頁。

(18) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三七一〜二頁。

(19) 佐藤全敏は、九世紀までの天皇の食事の陪膳と務める女房が髪上であることを指摘している。「古代天皇の食事と贄」(『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年、初出は二〇〇四年) 三三六〜七頁。

(20) 横坐り乗馬については、馬型埴輪の考察によりおもに女性の乗馬法と考えられている。五世紀後半から六世

紀後半にかけて、関東地域および三重県・京都府・奈良県・和歌山県の各古墳からは、短冊形水平板という特殊な付属具を付けた馬装の馬型埴輪が出土するという。杉山晋作「第二章 形象埴輪が語る古墳時代の習俗 第一節 特殊な馬埴輪と横坐り乗馬」(『東国の埴輪と古墳時代後期の社会』六一書房、二〇〇六年、初出は一九九七年)三一〜七頁、および日高慎「横坐り乗馬考」(『東国古墳時代の文化と交流』雄山閣、二〇一五年、初出は二〇〇七年)一四〇頁。

(21) 武田佐知子「日本古代国家の形成過程と身分標識」(『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八四年)二六九頁、および鐘江宏之「隋人がみた倭の風景」(『遣隋使がみた風景―東アジアからの新視点―』気賀澤保規編、八木書店、二〇一二年)二八三〜四頁、

(22) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年)三七一頁。

(23) 武田佐知子註(5)前掲論文。

(24) 熊谷公男「天武政権の律令官人化政策」(『関晃先生還暦記念日本古代史研究』吉川弘文館、一九八〇年)七二頁。

(25) 中村順昭「律令制下における農民の官人化」(『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九八四年)四〇頁。

(26) 古橋信孝「天皇の言葉と和歌」(『岩波講座 天皇と王権を考える』第九卷、生活世界とフォークロア、岩波書店、二〇〇三年)一〇六頁。

(27) 鐘江宏之註(21)前掲論文。

(28) 西本昌弘「古礼からみた『内裏儀式』の成立」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、初出

は一九八七年) 一二八〜三〇頁。

(29) ここで「女」とするのは、王宮に仕える女性は存在したものの、宮人の官制が未成立のためであろう。またこの段階では「女」は百寮には入らないと思われる。

(30) 小林行雄 「上代日本における乗馬の風習」(『古墳時代の研究』青木書店、一九六一年、初出は一九五一年) 二八二頁、および直木孝次郎 「馬と騎兵」(『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、一九六八年) 一九六〜二〇一頁頁。

(31) 小林行雄および直木孝次郎註(30)前掲論文。

(32) 吉川真司 『飛鳥の都』(シリーズ日本古代史③、岩波新書、二〇一一年) 三一〜三頁。

(33) 倉本一宏 『壬申の乱』(戦争の日本史2、吉川弘文館、二〇〇七年) 六六頁。

(34) 近藤好和 「日本馬は本当に貧弱か?—馬体の再検討—」(『牧の考古学』高志書院、二〇〇八年) 一二五〜三四頁。

(35) 直木孝次郎註(30)前掲論文。

(36) 藺田香融註(12)前掲論文。

(37) 田島公 「日本律令国家の「賓礼」」(『史林』六八—三、一九八五年) 五三〜八二頁、および森公章 「古代日本における対唐観の研究」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八八年) 三二〜七頁。

(38) 以下の提示史料は、『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年)、『続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年)である。

(39) 天武八年(六七九)八月己未条は細馬を天皇に献上した記事である。また神事ではないかとする板倉栄一郎の指摘により、天武九年(六八〇)九月辛巳条も武装関連の記事からは除外する。註(6)前掲論文。

(40) 山崎健「第七章 藤原宮跡から出土した馬の飼育形態と産地推定」(『奈良文化財研究所研究報告』第17冊、二〇一六年)七六頁。

(41) 『新訂増補国史大系 令集解 一』(吉川弘文館、一九八八年)一〇〇頁。

(42) 村岡薫註(11)前掲論文によれば、騎馬が軍団所属かそれ以外かの議論はあるが、ここで「人ごとに」とある部分は律令官人が馬を所有することと理解しておきたい。

(43) 野村忠夫「養老律令の編纂」(『律令政治の諸様相』塙書房、一九六八年、初出は一九六六年)七二〜四頁。

(44) 佐藤長門「七世紀における倭王権の展開過程」『日本古代王権の構造と展開』(吉川弘文館、二〇〇九年、初出は二〇〇一年)一九九〜二〇〇頁。

(45) 馬政官司については、吉川敏子「古代国家における馬の利用と牧の変遷」(『史林』七四―四、一九九一年)、二六〜三四頁、佐藤健太郎「内厩寮と勅旨牧の成立について」初出は二〇〇六年、二二〜三頁、および同「兵馬司の基礎的考察」(『日本古代の牧と馬政官司』塙書房、二〇一六年、初出は二〇〇二年)二三〜四頁。

牧に関しては、西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての『牧』の発展」(『荘園史の研究』上、岩波書店、一九五三年、初出は一九二九年)四四七〜七〇頁、村岡薫註(11)前掲論文、山口英男「八・九世紀の牧について」(『史学雑誌』九五―一、一九八六年)三六〜七頁、千葉美知「古代東国の牧と貢馬」(『岩手史学研究』八七、二〇〇四年)四四頁、および平川南「古代社会と馬―東国国府と栗原郷、「馬道」集団

―『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、二〇一二年）一一五～一二二頁。

(46) 馬の所有に関して、中央への貢馬規定はないものの、実際に行われたことを大日方克己は指摘している。大日方克己註(12)前掲論文。また佐藤健太郎は、四月駒牽と八月駒牽とを比較検討し、八月駒牽では馬寮や馬寮官人・近衛府官人・王卿らに馬の支給・賜与があることを明らかにしている。佐藤健太郎「四月駒牽の基礎的考察」(『日本古代の牧と馬政官司』塙書房、二〇一六年、初出は二〇〇五年)一四二頁。

(47) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年)八五頁。

(48) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年)一一二頁。

(49) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年)一八七頁。

(50) 大日方克己「射礼・賭弓・弓場始」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)七～八頁。

(51) 武田佐知子註(1)前掲論文。

(52) 本論第三章第八章第二項参照。また皇太子保明親王(父醍醐天皇、母藤原穩子)の例は、牛車が普及した時期にあつて、乗馬訓練をしたことがわかる事例である。保明親王は、延喜四年(九〇四)二月一日に二歳で皇太子となり、延喜十四年(九一四)二月八日、参観の際に庇指御車を利用したことが『西宮記』(臨時五・東宮行啓)に記されている。このとき親王は十二歳であり、延喜十六年(九一六)に元服している。延喜十八年(九一八)十月十九日の北野行幸に先立ち、十日条には「震(保明親王)宮始御馬、為ニ従北野行幸一也」(『大日本古記録 貞信公記』岩波書店、一九五六年、五八頁)とある。保明親王は、醍醐天皇の行幸につき従うため、乗馬訓練をしたことが記されており、元服した親王が乗馬訓練を受けたことがわかる。また撰関家藤原忠実の子忠通(幼名威徳)は、承徳元年(一〇九七)閏正月二十九日に誕生し、その後、

『殿暦』康和四年（一一〇二）七月八日条に、「今日威徳始参内」（『大日本古記録 殿暦 一』岩波書店、一九六〇年、一三九頁）とあり、六歳で初めての参内を行なった。翌年十二月五日は「参内以前ニ依ニ吉日ニ威徳始乗レ馬」（二六七頁）とあり、七歳で初めての乗馬訓練をしている。嘉承二年（一一〇七）四月十六日の賀茂社参詣では、忠通は乗馬している。同年四月二十六日に十二歳で元服した藤原忠通は、新調の網代車に乗車して各所に慶申を行なっている。十二世紀の撰関家の子弟は、乗馬の訓練を行ない、元服後は牛車に乗車したのである。

（53）上流貴族は乗馬習慣を失うことはなかったことを、高橋昌明は述べている。同「武士を見なおす」（『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会、一九九九年）三三三頁。

第五章 天武朝における法秩序の形成と糺職

はじめに

律令法成立前夜において、豪族の官人化は大きな政策課題であり、天武朝はこの官人化を大きく飛躍させた時期にあたる。なかでも、関晃による畿内豪族の武装政策は、⁽¹⁾前章の検討により、豪族の「官人化政策」であったことを筆者は指摘した。検討の素材とした天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔は、ほかの武装関連史料にはない罰則が設けられており、注目に値する。兵器所持・乗馬・馬装に欠けることを罪とする点は、当該期にはなかった罪概念であることが考えられ、そのことから、伝統的な罪の概念を根底から変える政策も、官人化政策と同時に進められた可能性はあろう。

また天武朝は、仏教思想による刑罰権の確立・強化を図った時期とされている。⁽²⁾そのことに関連して、天武八年（六七九）に表れる糺弾は律令法に関わる用語であり、法秩序の形成に密接に関連している。豪族の官人化政策は、天武朝において繰り返し出されていることがあり、法秩序の形成という点では藤原京遷都とも深く関連する。また官人化政策は毎回とは限らないものの、検閲が行なわれている。天武十三年（六八四）閏四月詔は、「来年九月必閲」とあり、天武十四年（六八五）に検閲も行なわれている。また同じ年には巡察も行なわれている。検閲は調べ改めること、巡察は見まわって事情を視察することであり、両者の相違は気になるところである。これまで別々に検討されてきた天武十四年（六八五）の検閲と巡察とは関連性を持つと考えられる。

以上のことを踏まえたうえで、まず法秩序の形成過程について考察する。つぎに、弾正台の前身官司とされる

糺職の成立時期とその職務を検討する。また糺職から弾正台への移行期を検討することにより、令制当初の弾正台の職務を明らかにする。

一、法秩序の形成と藤原京遷都

1、仏教思想から法秩序へ

天武四年（六七五）二月癸巳条には、

詔曰、群臣百寮及天下人民、莫^レ作^ニ諸惡^一、若有^ニ犯者^一、随^レ事罪之、⁽³⁾

とある。諸惡莫作の仏教思想によつて、群臣や百寮、天下の人民に対し、悪しきことを犯した場合、罪するところ。悪いことをすれば罪になるという、単純明快な構図の提示である。菊池克美は、壬申の乱後に仏教思想による刑罰権の確立・強化を図つたことを指摘している。⁽⁴⁾ 当該期は在地では国造法があり、大王のもとでは王法による「のり」の二重構造を有しており、⁽⁵⁾ 在地によつて異なる「のり」は、一元化の方向を目指して、大王のもとで宣言される必要があつた。当該期の悪の定義は国造法と王法によつて異なつたと考えられるのだがそうした状況下で導入されたのが諸惡莫作の仏教思想であつた。また当該期は、唐律の準用が指摘されている。⁽⁶⁾

また天武五年（六七六）八月壬子条には、

詔曰、死刑、没官、三流、並除^ニ一等^一、徒罪以下已^レ發覺、未^レ發覺、悉赦之、唯既配流不^レ在^ニ赦例^一、（後略）⁽⁷⁾

とある。死刑・没官・三流・徒などの刑罰の存在を示したうえで、流までは一等軽くし、そのほかは赦としてい
る。「ころすつみ」「おさむるつみ」「なかすつみ」「みつかふつみ」など、刑罰の存在を知らしめている。天武
四年（六七五）の諸悪莫作の思想によつて、悪いことをすれば罪になると詔し、罪そのものを認識させている。
そして、天武五年（六七六）は、罪には刑罰の種類があることを知らしめ、詔によつて一等を降す処分を知らし
め、死刑・没官・流・徒・赦などの一連の処分を官僚層に認知させたのだと思われる。

諸悪莫作の詔にある「若有^レ犯者^一、随^レ事罪之^一」の文言は、天武朝ではいくつも拾うことができる。たとえば
天武四年（六七五）四月庚寅条は、のちに養老雜令39条に規定される漁獵法と禁漁期間の設定であり、肉食を禁
止した箇所に「若有^レ犯者罪之^一」とある。また天武八年（六七九）正月戊子条は、正月節における氏長以外や卑
母への拝礼を禁止しており、「若有^レ犯者随^レ事罪之^一」とある。この拝礼行為の禁止は、位階にもとづく致敬礼と
して、養老儀制令10条に規定されている（本論第一部第一章）。それらと並行して配流（天武四年四月辛卯条・
天武五年九月丁丑条）、詔使对捍（天武四年四月丁亥条）、乘輿指斥による配流（天武六年四月壬寅条）などが
あり、指斥乘輿と对捍詔使は、ともに養老職制律32条に規定されている。詔使对捍の久努麻呂は、朝参の停止後
（天武四年四月八日辛巳条）に官位を追われており、手続きを経た科罪である。天武四年（六七五）の諸悪莫作
の詔ののちには、律令用語が頻出するようになるのである。たとえ唐律の準用であつたにせよ、諸悪莫作の詔は、
固有法にはない詔使对捍などの官人の罪を導入することに貢献したと思われる。

天武朝において諸悪莫作の仏教用語を導入する以前、我が国固有の罪というものは天津罪・国津罪とされてい
る。⁽⁸⁾天津罪・国津罪は、内容から農業共同生活上の不法行為、神話の世界における宗教行事の妨害、殺傷、近親
相姦や猥姦、呪詛などのほか、身体の穢れや病氣、天災などを含むとされ、両者の区別に本質的な意味はないと

いう。古代の原初的刑罰は、共同体からの追放と祓除（はらへ）とが密接に関わるとされている。⁽⁹⁾

天武八年（六七九）十月戊申朔条には、

詔曰、朕聞之、近日暴患者多在巷里^一、是則王卿等之過也、或聞^二暴患者^一也、煩之忍而不^レ治、或見^三惡人^一也、倦之匿以不^レ正、其隨^三見聞^一以糺彈者、豈有^三暴惡^一乎、是以、自^レ今以後、無^三煩倦^一、而上責^三下過^一、下諫^三上暴^一、乃国家治焉⁽¹⁰⁾、

とある。巷里^二サトにおける荒く悪しき者の存在は王卿の過であるとして、糺弾を命じている。サトの糺弾とあることからは、在地における国造法と競合もしくは重層する位置関係を示すものと思われる。つまり、サトの糺弾は、国造法に代替する法として、在地に設定されたのではないだろうか。また天武四年（六七五）の諸悪莫作の詔から天武八年（六七九）の糺弾への転換は、仏教思想から律令法へとその転換を図るものである。天武朝において、「のり」を一元化する試みとして、糺弾が取り入れられたことが考えられる。諸悪莫作から糺弾の語への転換は、在地を巷里^二サトと一律に扱うことよって、国造法を代替する便法とされたことが考えられる。

続いて天武十一年（六八二）十一月乙巳条には、

詔曰、親王、諸王及諸臣、至^三于庶民^一、悉可^レ聽之、凡糺^三彈犯^一法者^二、或禁省之中、或朝廷之中、其於^三過失^一發處^二即隨^レ見隨^レ聞、無^三匿弊^一而糺彈。其有^三犯重^一者、応^レ請則請、当^レ捕則捉、若對捍以不^レ見^レ捕者、起^三當處兵^一而捕之、当^三杖色^一、乃杖一百以下、節級決之、亦犯狀灼然、欺言^レ無^レ罪、則不^三伏弁^一、以争訴者、累加^三其本罪^一⁽¹¹⁾、

とある。親王・諸王・諸臣・庶民を対象として、法を犯す者は禁省・朝廷にあつても糺弾するとしている。また對捍した場合は当初の兵を發して捕えること、杖罪一百以下の場合には決すること、犯について争う構えをみせた

場合は、罪を加えるとしている。

この詔によって糺弾のあり方が定立したとみるのは、佐藤全敏である。⁽¹²⁾なるほど、律令法に連続する側面としての決罰の方法にはみるべきものがある。だが糺弾の語が天武八年（六七九）にも存在することを捨象した議論ではないだろうか。筆者が論じるまでもなく、当該期は国造法と大王の法との二重構造を有した社会構造であり、これまで一元化の方向を持つ法は出現したことがなかったことに留意すべきである。それを克服する試みとして、天武四年（六七五）には諸悪莫作の思想を取り入れ、天武五年（六七六）は刑罰の存在と赦という形での罪の軽減を明言している。罪は許されるものであり、罪に由来するハラエは行なわないことを認知させているのである。つぎに天武八年（六七九）は法に基づく語としての糺弾を、在地である巷里Ⅱサトに取り入れることによつて、仏教思想に変わる法を導入、設定したのだと思われる。続いて天武十一年（六八二）は、禁省・朝庭などの大王の周辺に、サトに用いた語である糺弾を導入している。このことは、サトと大王周辺に同じ語を用いることにより、法の一元化を図ったことが考えられるのである。浄御原令の編纂は天武十年（六八一）に開始されており、こうした手続きを経ることで、律令法を受容する土台を築くことが可能となったと思われる。天武朝では、短期間のうちに国造法や大王法などの、法の一元化に成功したといえる。現実には、罪を犯した場合の共同体からの排除は依然として行なわれてはいたと思われる。だが法の一元化は成功したといえるのではないだろうか。⁽¹³⁾

つぎに関晃は、「畿内武装政策」として「武装関連史料」を掲げており、そのうち天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔だけが罰則を伴った内容であることは、すでに前章で述べた。罰則は文武官を律する手段だが、罪の概念の共有なくしては、罰則を理解することは困難である。天武十三年（六八四）閏四月丙戌の詔に罰則を伴うということは、列島社会において罪の概念が一定程度の定着をみた証左であるといえよう。天武四年（六七五）の

仏教思想から、天武八年（六七九）の律令法的用語への転換は、法秩序の形成を加速させる効果をもたらしたといえる。そのことは、律令体制成立に向けた原動力となったばかりではない。「武装関連史料」は、天武朝のもう一つの課題ともいえるべき藤原京遷都とも関係したとみられる。

2、武装関連史料と藤原京造営

前節では天武朝における法秩序の形成について述べた。天武朝における法秩序の形成と「武装関連史料」、「畿内武装政策」Ⅱ「官人化政策」とは相互に関連性を持つことが考えられる。この「官人化政策」は律令官人の乗馬を前提条件とする政策であったことは、前章において述べている。この官人化政策は、藤原京遷都を視野に入れた政策ともいえる。藤原京遷都の歴史的意義は、豪族をその本拠地から切り離し、官僚層を集住させることにあつた。⁽¹⁴⁾天武十一年（六八二）三月になると、藤原京造営に着手している。⁽¹⁵⁾それを遡る天武五年（六七六）是年条に新城の造営史料があり、天武十一年（六八二）よりも早い段階で造営が開始されていたことは、よく知られたことである。⁽¹⁶⁾この年は新城への行幸があり、天武十三年（六八四）になると使者や陰陽師・工匠を派遣するなどしており、天武五年（六七六）・十一年（六八二）・十三年（六八四）と断続的に新城関連の記事があることから、天武の関心事は遷都にあつたことも明らかである。そこで、「武装関連史料」と藤原京造営に関わる史料を掲げて考察することにした。なお、武装関連史料の範囲は文武三年（六九九）・文武四年（七〇〇）にもおよぶが、藤原京遷都後であるため省略することに⁽¹⁷⁾する。

「武裝関連史料」

天武四年（六七五）十月庚寅条「詔曰、諸王以下、初位以上、毎人備兵」（『日本書紀』三三九頁）

天武五年（六七六）九月乙亥条「王卿遣京及畿内、校人別兵」（『日本書紀』三四二頁）

天武八年（六七九）二月乙卯条「詔曰、及于辛巳年、檢校親王・諸臣及百寮人之兵及馬、故予貯焉」

（『日本書紀』三四九頁）

天武十年（六八一）十月是月条「天皇、將蒐於広瀬野、而行宮構訖、裝束既備、然車駕遂不_レ幸矣、唯親王以下及群卿、皆居于輕市、而檢校裝束鞍馬、小錦以上大夫皆列坐於樹下、大山位以下者皆親乘之、共隨大路自南行北」（『日本書紀』三六〇頁）

天武十三年（六八四）閏四月丙戌条「詔曰、来年九月必閱之、因以教百寮之進止・威儀、又詔曰、凡政要者軍事也、是以文武官諸人務習用兵及乘馬則馬兵并当身裝束之物、務具儲足、其有馬者為騎士、無馬者為步卒、並当試練、以勿_レ鄣於聚會、若忤_レ詔旨、有_レ不_レ便馬兵、亦裝束有闕者、親王以下逮于諸臣、並罰之、大山位以下者可_レ罰之、可_レ杖之、其務習以能得業者、若雖_レ死罪、則減_レ二等、唯恃己才以故犯者不_レ在赦例、又詔曰、男女並衣服者、有_レ襪無_レ襪、及結紐、長紐、任意服之、其会集之日、著_レ襪衣而著_レ長紐、唯男子者有_レ圭冠、冠而著括緒、一、女年卅以上、髮之結不_レ結、及乘馬縱橫、並任意也、別巫祝之類、不_レ在結髮之例」（『日本書紀』三七一〜二頁）

天武十四年（六八五）九月甲寅条「遣_レ宮処王・広瀬王・難波王・竹田王・弥努王於京及畿内、各令_レ校人夫之兵」（『日本書紀』三七八頁）

持統七年（六九三）十月戊午条「詔、自今年始親王下至進位、觀所儲兵、淨冠至直冠、人甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、鞍馬、勤冠至進冠、人大刀一口、弓一張、矢一具、鞆一枚、如レ此預備」（『日本書紀』四二〇頁）

藤原京造営

天武五年（六七六）是年条「是年、將レ都新城、而限内田藪者不レ問公私、皆不レ耕悉荒、然遂不レ都牟」（『日本書紀』三四三頁）

天武十一年（六八二）三月甲午朔条「命小紫三野王、及宮内官大夫等、遣于新城令見其地形、仍将都牟」（『日本書紀』三六一頁）

天武十一年（六八二）三月己酉条「幸于新城」（『日本書紀』三六一頁）

天武十三年（六八四）二月庚辰条「遣淨広肆広瀬王、小錦中大伴連安麻呂及判官、録事、陰陽師、工匠等於畿内、令視占応都之地、是日、遣三野王、小錦下采女臣筑羅等於信濃、令看地形、將レ都是地敷」（『日本書紀』三七〇頁）

天武十三年（六八四）三月辛卯条「天皇巡行於京師而定宮室之地」（『日本書紀』三七二頁）

持統七年（六九三）八月戊午朔条「幸藤原宮地」（『日本書紀』四二〇頁）

天武四年（六七五）十月庚寅条は、人ごとに兵を備えよとある。つぎに天武五年（六七六）九月十日乙亥条は、王卿を京・畿内に遣わしたとある。天武五年（六七六）是年条は、新城に都を造営しようとした記事であるが、

この年は都を移すことはなかった。つづいて天武十年（六八一）十月条は、予定した広瀬野への行幸は行われなかったが、軽市において親王以下群卿は装束した鞍馬を検校し、小錦以上の大夫は樹下に列坐、大山位以下の者は乗馬して大路を北行したとある、「武装関連史料」である。その翌年の天武十一年（六八二）三月朔条では、三野王や宮内官大夫に造営のための新城の地形を視察させている。また同年三月十六日己酉条は、天武自ら行幸して新城を視察している。そして天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔は、「武装関連史料」としては唯一の罰則を伴っており、その点は注目される。同じ年の二月庚辰条と三月辛卯条に、畿内へ使者や陰陽師・工匠を派遣したことや、宮室を定めた記事がある。持統七年（六九三）八月戊午朔条では、持統天皇は藤原宮に行幸しており、その二か月後の持統七年（六九三）十月戊午条は、「武装関連史料」がある。

天武四年（六七五）と天武五年（六七六）、天武十年（六八一）と天武十一年（六八二）、天武十三年（六八四）、持統七年（六九三）と「武装関連史料」は連続し、天武四年（六七五）は藤原京造営との関連性は薄いものの、天武五年（六七六）以降はその前後に必ずといってよいほど、藤原京造営に関わる記事がある。「畿内武装政策」と藤原京造営とは連動していると考えて良いであろう。⁽¹⁸⁾

このうち持統七年（六九三）は、勤冠から進冠（令制六位↪初位以上相当）以上の者に鞍馬の預備は命じられておらず、この点は天武朝や文武朝とも異なる。令制六位以下初位以上に相当する者に対し、鞍馬の預備を命じていないことは、当該期の藤原京造営体制と密接に関わるためではないだろうか。考古学の知見では、藤原宮跡から出土する動物遺存体の多くが馬であり、馬が藤原宮造営の資材運搬を担ったことが推定されている。⁽¹⁹⁾

平城京の造営に際し、駄馬が多く利用されたことは吉川敏子が指摘しており、⁽²⁰⁾ そのことから藤原宮造営にも馬が利用されたことは、容易に推察できよう。天武朝では文武官に対し馬の所有と馬装を命じており、そうしたな

か藤原京造営は開始されている。そのため馬の不足する事態が生じ、官僚層の馬の所有にも少なからず影響を与えたことが考えられる。令制六位以下に相当する者の鞍馬の預備を命じられなかった事情には、藤原京造営という特殊事情が存在したと思われる。

以上、天武朝では諸悪莫作の仏教思想により新たに導入が図られた官人制と官人を対象とする罪の導入を容易にしている。また、サトにおける糺弾の語を始用することによって、列島における法秩序の転換を図ったのではないかとする筆者の見解を述べた。そして大王や朝廷周辺にも糺弾の語を用いることで、二重構造を有した法を一元化に導き、同時に罪概念の変容を迫ったのだと思われる。つぎに「畿内武装政策」は藤原京への遷都計画と連動していることを指摘した。そして関晃による「畿内武装政策」は、実際には百寮の礼儀や言語の統一化、文武官の兵器所持・馬の所有と乗馬・人と馬の馬装、会集日の服装統一などを図る政策であり（本論第二部第四章）、天武十三年（六八四）の詔に罰則が設けられたことは、藤原京遷都に向けて、朝廷に出仕する官人層の兵器所持・乗馬・馬装を徹底するものであった。この詔によって、法に基づく罪の概念の定着が加速したとも考えられよう。

二、検閲と巡察、糺職大夫と弾正台

1、検閲と巡察

天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔には、「来年九月必閲之」という前文が存在する。関晃は、天武十四年

(六八五) 九月甲寅条が、予告された検閲に該当すると述べている。この詔が官人を対象とするのに対し、天武十四年(六八五) 九月甲寅条は官人を対象とせず京及び畿内の人夫の兵とある点、吉川聡の批判がある。⁽²¹⁾ しかし人夫の語に付属する「夫」は、男夫に付属する場合もあり、⁽²²⁾ 人夫は百寮や文武官など、朝廷に出仕する幅広い階層を指すと考えられる。天武十四年(六八五) は、やはり予告された検閲であろう。関晃は、天武五年(六七六)・天武十年(六八一)・天武十四年(六八五) に検閲に言及しており、そのうちの天武十四年(六八五) 九月甲寅条は、天武天皇の意向を受けた五人の使者が京および畿内に派遣されている。この点は、当該期に特定の官司が検閲する体制ではなかったことを指摘出来る。天武十四年(六八五) の諸道への巡察は、検閲との関連性を伺わせるものである。

天武十四年(六八五) 九月戊午条には、

直広肆都努朝臣牛飼為_三東海使者_一、直広肆石川朝臣虫名為_三東山使者_一、直広肆佐味朝臣少麻呂為_三山陽使者_一、直広肆巨勢朝臣粟持為_三山陰使者_一、直広参路真人迹見為_三南海使者_一、直広肆佐伯宿祢広足為_三筑紫使者_一、各判官一人、史一人、巡_三察国司、郡司及百姓之消息_一、⁽²³⁾

とある。東海道を始めとする諸道に派遣された使者が国司や郡司、百姓を巡察した記事である。当該史料は諸道に巡察のための使者が派遣された内容であり、同じ月の甲寅条は京および畿内に人夫の兵の検閲のための使者が派遣されている。天武天皇の命によって、諸道では国司・郡司・百姓などの風俗の様子を、京・畿内では官人化政策の浸透を検閲するための使者が派遣されているのである。この京畿内の検閲と六道の巡察は、無関係に行なわれたわけではないと考えられる。この史料は巡察に関しての史料であるために、検閲との関連性に言及するのではないが、筆者は、天武十四年九月甲寅条の検閲と同年九月戊午条の巡察とは関連性を持つと考えている。

大宝律令制定を目前にした文武朝については、『続日本紀』に次の記事がみえる。

文武三年（六九九）三月二十七日壬午条には、

遣_二巡察使于畿内_一、檢_二察非違_一、⁽²⁴⁾

とあり、また同じ年の十月二十七日戊申条には、

遣_下巡察使于諸国_一、檢_中察非違_上、⁽²⁵⁾

とある。文武三年（六九九）三月には畿内、十月には諸国に巡察使が派遣されているのであり、畿内と諸国の巡察がセットで行なわれている。巡察使が非違を檢察してはいるのだが、天武十四年（六八五）の檢閱と巡察との差異はないと思われる。檢閱の用語の使用は関冕に始まるのだが、檢閱、巡察、監察などは類語の範囲として認めてよいと思われる。

持統四年（六九〇）二月壬子条には、

天皇幸_二于腋上陂_一、觀_二公卿大夫之馬_一、⁽²⁶⁾

とある。当該史料も「畿内武装政策」に関わる觀閱と思われる。この觀閱が行なわれたのは、持統天皇の即位直後のことである。天武・持統朝の檢閱は天武十四年（六八五）を最後として、持統四年（六九〇）に至る五年もの間、武装政策および檢閱は行なわれていない。そのことは、この政策が天皇権力のもとに行なわれた政策であることを示している。

文武三年（六九九）九月二十日辛未条には、

詔令_下正大式已下無位已上者、人別備_二弓矢甲梓及兵馬_一各有_レ差、又勅_三京畿_一同亦儲_レ之、⁽²⁷⁾

とある。正大式以下、無位以上の有位者層に対し、人別に弓・矢・甲・梓・兵馬などの武装に関わる詔が出され

ており、同じ内容は京畿に対して出されていることがわかる。文武三年（六九九）は、巡察使の派遣と武装とが切り離されていたことがわかる。

つぎに文武四年（七〇〇）二月二十二日壬寅条には、

遣_二巡察使于東山道_一、檢_二察非違_一、⁽²⁸⁾

とあり、文武四年（七〇〇）にも東山道に限り、巡察使が派遣されていることがわかる。

また同年二月二十七日丁未条には、

累勅_二王臣京畿_一、令_レ備_二戎具_一、⁽²⁹⁾

とある。王臣や京畿に対し戎具に備えよとある。王臣や京畿に累ねての勅とあることから、それ以前から繰り返されてきた武装に関わる勅である。

そして大宝元年（七〇一）十一月九日丁丑条には、「令_三彈正台巡_二察畿内_一」とある。大宝律令制定後、彈正台による初めての畿内巡察が行なわれた記事である。⁽³⁰⁾ 彈正台の畿内巡察については議論がある。⁽³¹⁾ おそらく、この

彈正台の巡察は、天武十四年（六八五）や文武三年（六九九）の巡察領域をそのまま引き継いだと思われる。そして、巡察使を派遣する体制であったことから、大宝律令の施行までは、特定官司による巡察機能はなかったことを指摘できる。⁽³²⁾ つまり、大宝元年（七〇一）に彈正台という官職が初めての巡察を行なったことを指摘でき、そのことは巡察自体は彈正台の前身官司の職務ではなかったことを示すものである。

しかし、彈正台の畿内巡察が天武十四年（六八五）の檢閱領域を引き継いだことは、天武十四年（六八五）の檢閱が令制彈正台の職掌と関わるとも考えられる。このことから、天武十四年（六八五）の段階で、彈正台の前身官司は巡察機能を持たされていなかったか、あるいは前身官司すらなかったことが考えられる。彈正台の巡

察領域が天武十四年（六八五）および文武三年（六九九）と同じ領域であることは、弾正台の前身官司とみられる。糺職大夫の手がかりになると考えられる。

2、「糺職」と糺職大夫の職務

糺弾のあり方は天武十一年（六八二）十一月乙巳条によって定立し、糺職はこの時以降に成立したことを、佐藤全敏は指摘している。⁽³³⁾ 巡察を弾正台の前身官司、ひいては弾正台の職掌とすれば、この時点の糺職は天武十四年（六八五）の検閲に関わっておらず、また文武三年（六九九）・文武四年（七〇〇）の巡察にも関わっていない。糺職には巡察の機能が備わっていなかった、とする説明もつくのかもしれない。ともかく、文武四年までは使者を派遣する巡察体制であり、それに糺職の関与は認められないのである。佐藤全敏はまた、浄御原令制官職は「―官」「―職」であり、糺職がのちにつながる糺弾権をもって成立したのが天武朝後半から持統朝の間と確認できればよいのだとし、その成立の期間を幅広く設定している。⁽³⁴⁾ しかし、糺弾の語があることをもって糺職、もしくは糺職大夫の成立とするのは少々乱暴に過ぎるのではないだろうか。

筆者は、令制弾正台の系譜を持つ官職は天武朝にはないと考えている。すでに荊木美行は、弾正台と同じ和訓を持つ糺職大夫について、天武十四年（六八五）以降に成立した浄御原令の一官司であることを指摘している。⁽³⁵⁾ その根拠は『続日本紀』天平十四年（七四二）十一月二日癸卯条に、

参議従三位大野朝臣東人薨、飛鳥朝廷糺職大夫直広肆果安之子也。⁽³⁶⁾

とあることに依拠している。直広肆の位階は天武十四年（六八五）から大宝元年（七〇一）に使用されており、

糺職大夫が天武十四年（六八五）以降に設置された官であることは、荊木美行の指摘通りである。大野果安は糺職大夫であったが、君姓から朝臣に賜姓されたのは天武十三年（六八四）のことである。（天武十三年十一月戊申朔条）この大野果安は、壬申の乱では近江将として登場し、乃楽山の戦いで大海人側の將軍大伴吹負（天武元年七月癸巳条）を敗北させた人物である。『続日本紀』に糺職大夫とあることや、壬申の乱で近江将とある以外に、大野果安の動向は不明である。糺職が比較的新しい官であることは、天武崩御の際の誅がないことから知られる。当該期の新たな官としては、京職の存在もある。

天武十四年（六八五）三月辛酉条には、

京職大夫直大参巨勢朝臣辛檀努卒、⁽³⁷⁾

とある。ただしこの記事は許勢辛檀努の卒伝であり、その後京職大夫の任命がなかったか、あるいは新しい官であるためか、糺職同様に天武崩御後の誅はない。しかし京職は、『日本書紀』に所見のある官司である。『続日本紀』のほかは所見のない糺職大夫は、新位階制に移行した天武十四年（六八五）以降の成立であることは動かないであろう。天武十四年（六八五）以前に糺職が存在したと仮定した場合には、大野果安以外の人物が任命された可能性もないとはいえないが、現時点では大野果安以外の人物を挙げることは出来ない。糺職が設置された際に、大野果安が初めての大夫となった場合、壬申の乱に勝利して独裁的な地位を確立した天武が、近江朝廷側にいた大野果安を糺職大夫に任命したか、という疑問も生じる。

筆者は、大野果安の糺職大夫任命は、持統天皇即位後のことであると考え。草壁皇子の薨去後（持統三年四月乙未条）、浄御原令を諸司に班賜し（持統三年六月庚戌条）、持統は持統四年（六九〇）正月に即位している。七月になると高市皇子を太政大臣に任命し、八省や百寮を遷任したほか大宰や国司なども遷任したとある。太政

大臣以下八省や百寮などの中央官僚と、大宰府や国司などの地方官を任命しているものであり、糺職大夫の任命はこの時であったと考えられる。

巡察の機能は、弾正台の前身官司に付与されていない点は前述した。では、糺職の職務としての糺弾とは、どのようなものであったのだろうか。持統朝において糺弾に関わるとみられる事柄を挙げておきたい。

『日本書紀』の持統四年（六九〇）六月庚午条は、「盡召有_レ位者_一唱_三知位次与_二年齒_一」⁽³⁸⁾とあり、有位者の位階順は年齢も加味されることになっている。また同年七月丙子朔条は、「公卿百寮人等始著_二新朝服_一」⁽³⁹⁾とあり、公卿および百寮の者は新朝服を着用することになっている。同じく七月壬午条には、

詔、令_二公卿百寮_一、凡有_レ位者、自_レ今以後、於_二家内_一著_二朝服_一而参_二上未_レ開門以前_一蓋昔者到_二宮門_一、而着_二朝服_一乎、⁽³⁸⁾

とある。新朝服が定められ、家内において着用し、宮門の開門前に門前に参上することが定められている。

ほかに七月甲申条には、

詔曰、凡朝堂座上見_二親王者如_レ常、大臣与_レ王、起_二立堂前_一二王以上下_レ座而跪、⁽³⁹⁾

とあり、また七月己丑条には「詔曰、朝堂座上見_二大臣_一動_レ坐而跪」⁽⁴⁰⁾とある。いずれも朝堂政における儀礼方法が定められた記事である。

持統天皇は、即位後の持統四年（六九〇）六月から七月の二か月の間に、矢継ぎ早に中央官僚や地方官を任命し、朝廷内の位階順・新朝服・家内からの新朝服の着用・開門前の整列・朝堂政の儀礼行為などを改正し、新方式を定めている。糺職大夫は、こうした事柄に関わって糺弾を行なったのではないだろうか。つまり糺職は羅列の際に正しい位階順であるのか、新朝服の着用方法は正しいか、家内から新朝服を着用できているか、開門前の

整列は正しい順であるか、持統朝で新たな儀礼方法により開始された朝堂政は正しく行なわれているかなど、そうした行為を監視したのが糺職大夫であったのではないだろうか。

当該期の衣服は、貫頭衣であり、男性は美豆良、女性は後ろに髪を束ねる習俗である。倭人習俗から官人の着用する衣服制への切替は、時間をかけて進化したはずである。官人化政策の延長線上に位置するこうした政策は、天武朝の早い時期から始まっており、とくに袴の導入には時間を費やしている。官人化政策の検閲を指示し得た人物は、天武天皇であり、また天武の意向を受けた複数の使者である。官人化政策を含めてその検閲や巡察は天皇不在の間は行なわれていない。持統の即位後、浄御原令の施行に基づき糺職が任命されると、官人化政策に関わる非違の糺弾は糺職が担うことになったのだと考えられる。令制弾正台に引き継がれた非違の糺弾とは、日本列島においては、朝廷に仕える者の官人化を目的とした職掌と筆者は捉えている。弾正台の職掌は様々に検討されているが、律令制定前夜における豪族の官人化政策とそれにもなう糺弾は、唐令と比較し検討することではみえてこないと考えられる。⁽⁴⁰⁾

延喜弾正式を検討した早川万年は、天武朝の詔が条文として残されていることや、上位法が明示される場合は、同時に出示された勅であっても式に分類されることなどを指摘している。⁽⁴¹⁾天武朝の詔とは天武十一年（六八二）十一月乙巳条のことであり、延喜弾正式140犯重応補条に該当するとしている。また、弾正台の職務に王臣の馬や武器の保有制限があることを述べる。延喜弾正式に天武朝の詔が残されていることや、豪族の官人化政策の痕跡がみられることは、延喜弾正式には倭国に官人化をもたらした天武朝の政策の歴史が刻まれているといえる。

『続日本紀』の大宝元年（七〇一）八月七日丁未条には、「撰令所処分、職事官人賜_レ禄之日、五位已下皆参_ニ大蔵_一受_ニ其禄_一、若不_レ然者、弾正糺察焉」とある。撰令所処分は、季禄支給日の大蔵省に、官人の参集と弾正台

の糺察を義務付けたのである。令制弾正台は律令制定直後にもかかわらず、このような後付けの職掌も付与されている。天武・持統朝では禄支給はすでに開始されていたが、糺職の対象になかったことが指摘されている。⁽⁴²⁾支給儀礼に弾正台の糺察が加えられたことは、当該期の弾正台の糺弾対象が全く別のものであったことを意味するものである。それはほかならぬ、宮門前の朝服を着用しての羅列や、朝服の着用、朝堂政における儀礼行為などの非違を糺弾することにあつたのである。

『続日本紀』の養老七年（七二三）八月二日甲午条には、

太政官処分、朝廷儀式、衣冠形制、弾正式部総知糾弾、若其存^レ意督察、自然合^レ礼、頃者、文武官人、雑任以上、衣冠違^レ制、進退緩惰、或彩綾著^レ裏、輕羅致^レ表、或冠纓長垂、過越接^レ領、或領^ニ曲細綾^一、露^ニ其胸節^一、或袴口所^レ括、出^ニ其脛踝^一、如^レ此之徒、其類稍多、台省^ニ二司、明加^ニ告示^一、⁽⁴³⁾

とある。文武官人や雑任以上の者は、衣冠の制を違え進退も緩惰である。彩色の綾を裏地、羅を表地に使用し、冠の纓を長く垂らし、細綾を曲綾にして胸を露わにする、あるいは袴口を括り脛踝を出すなどの者が多いことから、弾正台と式部省による告示と糺弾・督察を行なうとある。弾正台はまた、式部省と共同の職掌を持つようになり、令の規定に「礼儀」の職掌を持つ式部省が、衣冠にも関与することになつて⁽⁴⁴⁾いる。大宝律令は施行されてから二十年を経過し、弾正台ははやくも式部省との共同糺弾を受け入れざるを得なかったことになる。官人化政策は天武天皇の独裁的な権力のもとで推進されたのであるが、律令官僚機構に組み込まれた弾正台による非違の糺弾と官人統制は、極めて困難をとまなうものであつたと思われる。

むすび

以上、二節にわたり法秩序の形成と糺職について述べた。在地における国造法と、大王のもとでの法という二重構造を有する当該期の社会にあつて、二重構造を解消する手段として仏教思想である諸悪莫作を取り入れ、官人の罪の導入を図っている。つぎに在地の国造法のもとで罪は、サトにおける糺弾に置き換えられることになった。さらにサトに使用した糺弾の用語を禁省・朝庭にも用い、法秩序を一元化したのではないかと筆者は推察した。また国造法と大王法との二重構造を解消するこうした動きは、律令法を受容する素地をもたらしたと思われる。こうしたことは罪概念の変容をも加速させることになったのではないだろうか。

「官人化政策」としての天武十三年（六八四）閏四月詔は、罰則を設けている。罪概念の共有なくして罰則の理解は困難であり、そのことは法秩序の一元化によってもたらされたものである。また検閲に関連して、天武十四年（六八五）は京・畿内にかぎらず、諸国にも巡察が行なわれている。その際の京・畿内の巡察領域が令制弾正台の巡察に引き継がれたことから、弾正台の前身官司には巡察機能がなかったことを指摘することが出来、そのことから、弾正台の前身官司とされる糺職の設置は、持統四年（六九〇）以降であることを筆者は指摘した。そして、宮門前の朝服を着用しての羅列や、新朝服の着用、朝堂政における儀礼行為などの非違の糺弾を職務としたことを述べた。令制弾正台に引き継がれた糺職の職務は、朝廷に仕える者の「官人化政策」を核とするものであったのである。

註

(1) 関晃「畿内制の成立」(『関晃著作集』第二卷、吉川弘文館、一九九六年、初出は一九五四年) 一五六〜八

頁、および同「天武・持統朝の畿内武装政策について」(『関晃著作集』第四卷、吉川弘文館、一九九七年初出は一九八二年)三四〇頁。

(2) 菊池克美「諸悪莫作」小考」(『日本歴史』四一九、一九八三年)三七頁、および同「天武朝刑罰法制的特質」(『古代文化』三四―一、一九八二年)二八頁。

(3) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年)三三六頁。

(4) 菊池克美註(2)「諸悪莫作」小考」(『日本歴史』四一九、一九八三年)三七頁。

(5) 大津透「律令法と固有法的秩序―日唐の比較を中心に」(『新体系日本史』2、社会史、山川出版社、二〇〇一年)五〇六、二〇〇三頁。

(6) 大津透註(5)前掲論文、石尾芳久「律令の編纂」(『増補古代法の研究』法律文化社、一九六一年)八五―七頁、長山泰孝「浄御原律の存否についての一史料」(『続日本紀研究』一五一、一九七一年)一五〇六頁、井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(『律令』日本思想大系、一九七七年)七四六―五三頁、吉田孝「名例律継受の諸段階」(『日本古代の社会と経済』上、吉川弘文館、一九七八年)三一―一頁、榎本淳一「東アジア世界」における日本律令制」(大津透編『律令制研究入門』名著刊行会、二〇一一年)一〇頁。

(7) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年)三四二頁。

(8) 井上光貞「古典における罪と制裁」(『井上光貞著作集』第1巻、日本古代国家の研究、岩波書店、一九八五年、初出は一九六四年)二六二―七三頁、石尾芳久「天津罪国津罪論考」(『増補日本古代法の研究』法律文化社、一九六一年)一四〇八、二〇〇六頁、および同「補論天津罪国津罪再論」(『日本古代法史』塙書房、一九六四年)一八三―四頁。

- (9) 大津透註 (5) 前掲論文、および吉田一彦「石上乙麻呂と久米若売の配流について」(『続日本紀研究』二七一、一九九〇年) 三九〇四頁。
- (10) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三五二頁。
- (11) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三六六頁。
- (12) 佐藤全敏「彈正台と日本律令国家」(『日本史研究』六〇一、二〇一二年) 三二〇三三頁。
- (13) 吉田一彦註(9)前掲論文。
- (14) 寺崎保広「古代都市論」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六年、初出は一九九五) 七〇一二頁。
- (15) 西本昌弘「天武紀の新城と藤原京」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年、初出は一九九〇年) 六八〇七二頁。
- (16) 小澤毅「古代都市「藤原京」の成立」(『日本古代宮都構造の研究』青木書店、二〇〇三年、初出は一九九七年) 二〇九〇一三頁、および林部均「条坊性導入期の古代宮都」(『古代宮都形成過程の研究』青木書店、二〇〇一年、初出は一九九九年) 二三四〇九頁。
- (17) 以下の提示史料は、『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』である。
- (18) 松本政春は、高安城の行幸・修理と官人武装政策や軍事政策の一体化を指摘している。しかし、関晃が掲げる武装関連史料は藤原京遷都に関わるのだと思われる。「七世紀末の王権防衛構想―官人武装政策をめぐって―」(『日本史研究』五五五、二〇〇八年) 四四頁。
- (19) 山崎健「第七章 藤原宮跡から出土した馬の飼育形態と産地推定」(『奈良文化財研究所研究報告』第17冊、

二〇一六年）七六頁。

- (20) 吉川敏子「古代国家における馬の利用と牧の変遷」(『史林』七四―四、一九九一年) 三三頁。
- (21) 吉川聡「畿内と古代国家」(『史林』七九―五、一九九六年) 六五頁。
- (22) 『日本書紀』の天武十一年(六八二)六月丁卯条に「男夫始結_レ髮、仍著_二漆紗冠_一」とあり、また朱鳥元年(六八六)七月庚子条には、「勅、更男夫著_二脛裳_一、婦女垂_二髮于背_一猶如_レ故」とある。
- (23) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三七八頁。
- (24) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 四頁。
- (25) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 五頁。
- (26) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四〇四頁。
- (27) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 四―五頁。
- (28) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 五頁。
- (29) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 五頁。
- (30) 林陸朗「巡察使の研究」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年、初出は一九五七年) 七一頁。
- (31) 蝉丸昌子「畿内における弾正台の活動」(『文化史学』五八、二〇〇二年) 一六二―五頁、および黒須利夫「弾正台と畿内」(『史境』六三、二〇一一年) 七―一〇頁。
- (32) なお、巡察使の派遣は持統朝においても行なわれている。
- (33) 佐藤全敏註(12)前掲論文。大隅清陽も天武朝頃にタダスツカサは成立したとみる。「律令官僚制と天皇」(『岩波講座日本歴史』第三卷、古代3、岩波書店、二〇一四年) 九四頁。

- (34) 内容は多少異なるが、すでに直木孝次郎が指摘している。直木孝次郎「大宝令官制についての二、三の考察」(『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、一九九六年、初出は一九七八年) 四二〜五頁。
- (35) 荊木美行「淡海朝の「御史大夫」をめぐる問題」(『初期律令官制の研究』和泉書院、一九九一年) 一四四〜九頁。
- (36) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 一六九頁。
- (37) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三七六頁。
- (38) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四〇六頁。
- (39) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四〇六頁。
- (40) 弾正台の職掌について検討した佐藤全敏は、石尾芳久「律令国家の裁判制度」(『増補日本古代法の研究』法律文化社、一九六一年) 二六七〜七三頁の研究が顧みられないことを不服とする。註(12)前掲論文。石尾芳久の研究は、弾正台に裁判権がないことを指摘した重要な論文であることは、筆者も承知している。
- 『職原抄』にその記述がみられるところの、令制官職の職掌は検非違使に奪われたとする併帰使序観(谷森饒男『検非違使を中心としたる平安時代の警察状態』柏書房、一九八〇年) 二〇〜三一頁が支配的であった当時、弾正台の職掌を明らかにすべく検討したのは、武光誠である。しかし、以下の論者は武光誠の論考に異論を唱えている。早坂要「弾正台小考―弘仁期から貞観期にかけて―」(『川内古代史論集』創刊号、一九八〇年) 二九頁、小坂慶介「弾正台の活動に関する一考察」(『関西学院史学』三三、二〇〇六年) 二一〜三頁、および佐藤全敏「弾正台研究についての覚書」(『人文科学論集』四七、信州大学人文学部、二〇一三年) 一六五〜六頁。

(41) 早川万年「詔勅官符と式条文―延喜式編纂の一断面―」(『日本歴史』八一七、二〇一六年)五八〇六四頁。

(42) 山下信一郎「律令俸禄制と賜禄儀」(『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年、初出は一九九四年)三四頁。

(43) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年)九六頁。

(44) 小坂慶介は、弾正台が令制当初から礼儀の違反に糺弾を行なっていたとすれば、内礼司の規定のように礼儀に関する規定が存在してよいとする。註(40)前掲論文。しかし、内礼司と弾正台が分化する以前、持統朝の糺職は位階と年齢による羅列や、新朝服の着用、朝堂政における儀礼行為の監察であったことを本稿では導き出した。弾正台の非違糺弾とは、朝服の着用を含めた官人化政策に関わる違反行為全般を指すものと筆者はとらえている。そうした行為は礼秩序に反するものなのであり、小坂の指摘は当たらない。

第六章 弾正台の非違糾弾について

はじめに

弾正台は、唐の御史台の職務を不完全な形で受けついで官僚の不正を監視する職掌と、御史台にない礼による官僚の教化の二つの職務をもったとされる。⁽¹⁾ 令の規定では、弾正台長官の職掌は、風俗を肅清して非違を弾奏すること、次官以下は非違を糾弾することを職掌とする。風俗の肅清や非違の糾弾とは、礼の秩序の違反行為を統制するものである。日本における礼は、支配者層内部での政治的・身分的上下関係を示す性格が強く、ノリとして法や刑罰の体系に包摂されたといふ。⁽²⁾ 天武朝以降、より強力に推進された豪族の官人化政策は、律令制を視野に入れた政策内容を含み、この政策の違反者は非違糾弾の対象になったことが考えられる。弾正台とその前身官司については、そのことを踏まえたうえで、律令体制成立前夜の实情に踏みこんだ考察が必要である。

弾正台の研究動向は、活況の様相を呈している。⁽³⁾ 弾正台の前身官司である糺職について、糺職が浄御原令の時期とする点で学説は一致する程度である。この点、私見を提示する余地はあるように思われる。⁽⁴⁾ また官人の害政・抑屈の告言（公式令65陳意見条）は太政官の弁官が受推する慣例であり、奏弾の決定は刑部省の審理に委ねられたことについて、法制史の立場からは石尾芳久が指摘し、⁽⁵⁾ 日本古代史の研究では、武光誠も同様の指摘をしている。前出の公式令65陳意見条や獄令35察獄之官条は、法の運用が実際になされたかどうか、不明である。大宝令の制定直後、季禄支給の際の糺察を弾正台が行なうことになり、令規のほかに、新たな職掌が弾正台に追加されている。（『続日本紀』大宝元年八月七日丁未条）弾奏を可能とし、官僚の不正を糾弾する弾正台を設置する、

その理念は高いにもかかわらず、制定直後に職掌を追加するなどした点において、弾正台の位置付けは難しいものがあるといえる。

また弾正台の巡察の職掌は、令規内外の解釈や巡察領域、巡察の集中する時期などに視点をおいた研究が進められている。近年は弾正台の京中巡察が延暦十一年（七九二）から始まることや、令制当初から京中巡察機能があったとする指摘がある。⁽⁶⁾ 筆者は、弾正台は令制当初から朝政を監視し、朝政の衰退と弘仁年間（八一〇〜八二四）の外記政の成立に伴い、弾正台は新たに内裏の外に活動領域を広げたのではないかとの見通しを持っている。延暦十一年（七九二）に京中巡察が始まったことが指摘されている。しかし、京中巡察に、弘仁六年（八一五）に始まる平安京の客館という特定施設の巡検は含まれていなかったと思われる。また筆者は、前章の糺職の検討によつて、令制下の弾正台が官僚の髪形や冠・衣服、舄にいたる正式の着装法や、宮門前の列立順、朝政での厳正な行為、儀式の進行などの非違の糺弾を担ったと考えている。

その論点を前提として、本論では天武朝の巡察・糺職、持統朝の糺職、令規定の職掌について考察し、つぎに『延喜式』や儀式書にみられる弾正台の職掌について考察することにする。

一、巡察・糺職、令規定の弾正台の職掌

1、天武朝の巡察・糺弾

監察は孝徳朝から行なわれ、地方監察は礼制の一環であることが指摘されている。西本昌弘は、優遇・軍事・

力役・供御・監察・礼制・王都・畿外の視点で、日本の礼制導入について述べている。⁽⁷⁾ 天武十四年（六八五）は、事実上の巡察使が初めて派遣された年である。使者を畿内に直接派遣して監察・勸農を行なわせることが律令制下の方式と一致すること、この監察が中国御史台のうちの監察御史の職務に範をとったことなどは、林陸朗が指摘している。⁽⁸⁾ 『続日本紀』の大宝元年（七〇一）十一月九日丁丑条は、「令_三彈正台巡_三察畿内_一」とある。彈正台の畿内巡察がこの年に限られるのは、のち畿内には地方同様に巡察使が派遣されることになったためである。大宝令施行以前の段階で、彈正台の前身官司が京内巡察を行なったことを示す史料はない。そのことは、武光誠も指摘している。

『日本書紀』の天武十四年（六八五）九月戊午条は、

直広肆都努朝臣牛飼為_三東海使者_一、直広肆石川朝臣虫名為_三東山使者_一、直広肆佐味朝臣少麻呂為_三山陽使者_一、直広肆巨勢朝臣粟持為_三山陰使者_一、直広參路真人迹見為_三南海使者_一、直広肆佐伯宿祢広足為_三筑紫使者_一、各判官一人、史一人、巡_三察国司郡司及百姓之消息_一、⁽⁹⁾

とある。この史料は、東海・山陽・山陰・南海・筑紫などの諸道に、巡察使が派遣された記事である。

また天武十四年（六八五）九月甲寅条は、

遣_三宮処王、広瀬王、難波王、竹田王、弥努王於京及畿内_一、各令_レ校_三人夫之兵_一、⁽¹⁰⁾

とある。五人の使者が京及び畿内に遣わされて、人夫の兵を校えたとある。この京・畿内への使者の派遣は、「武装政策」の検閲としてよく知られている。天武十四年（六八五）は、諸道に巡察使が派遣されただけでなく、京・畿内にも使者が派遣されているのである。第二部第五章では、筆者は以下の指摘を行なった。すなわち、天武の命により諸道、京・畿内にも使者が派遣されている。これはおそらく、諸道では国司・郡司・百姓などの風

俗の様子を、京・畿内では豪族の官人化政策を検閲するための使者が派遣されたのだと考えられる。こうした畿内と諸道という区別での巡察は、文武三年（六九九）にも行なわれている。そのことから、天武十四年（六九五）の京・畿内の検閲と六道の巡察とは、無関係に行なわれたわけではないと思われる。大宝元年（七〇一）の弾正台の巡察領域は畿内である。弾正台が巡察した領域については、天武十四年（六八五）と文武三年（六八九）の巡察領域を引き継いだことが考えられる。とすれば、天武十四年（六八五）の時点では、弾正台の前身官司は巡察機能を持たされていなかったか、もしくは前身官司はなかったことを示すことになる、というものである。

また天武十一年（六八二）十一月十六日乙巳条は、親王・諸王・諸臣・庶民を対象に、法を犯す者は禁省・朝廷にあつても糺弾する、とする内容である。対捍の場合は当初の兵を発して捕えること、杖罪一百以下の場合を決すること、犯について争う構えをみせた場合は、罪を加えるとも記している。天武十一年（六八二）に糺弾の用語があることから、前身官司としての糺職の存在を主張する論拠となっている⁽¹¹⁾。しかし、その根拠は薄いと云わざるを得ない。それは、糺職大夫大野果安の帯びた直広肆の官位が天武十四年（六八五）以降の官位だからである。天武十一年（六八二）の詔は、法を犯した者を捕えることが出来る内容である。この場合の「当処の兵」とは、大舎人であつたと思われ⁽¹²⁾。大舎人は天武二年（六七三）に出身法に定められて以来、大王周辺の武力として活躍している。持統朝では大舎人だけではなく、兵衛の存在も認められるところである⁽¹³⁾。天武は大舎人を大王周辺の武力として用い、権力を介在させず、詔によって法を犯したものを捕えることが出来たのだと思われる。大舎人が大王周辺にいたことは、つぎの史料からも裏付けられる。

『続日本紀』の大宝三年（七〇三）正月九日辛未条は、

（前略）是日、制、主礼六人、元以三大舎人⁽¹⁴⁾為之、宜下准三斯例⁽¹⁴⁾、⁽¹⁴⁾其課役上、

とある。主礼の職掌は、もとは大舎人がその役割を担ったとあり、その例に准じて主礼の課役を免除した記事である。舎人の課役免除の規定（養老賦役令19舎人史生条）によるものだが、主礼の職掌は、もともとは大舎人が担ったとあることに注目したい。主礼とは中務省被管の内礼司に所属する品官であり、非違の分察を職掌としている（養老職員令12内礼司条）。主礼が所属した内礼司は、宮内の礼儀や非違を禁察する職掌を持っており、大同の官制改革で弾正台に併合されている。内礼司が宮内の非違を禁察し、主礼も非違を分察したが、主礼が設置されるまでは、大舎人がその役割を担ったとあることから、大舎人が宮内の非違を分察していたとみてよいと筆者は考える。大舎人は、大宝令の制定以前の天武朝では、こうした職掌を担っていたのだと思われる。⁽¹⁵⁾主礼は、『令集解』に「主礼者可読友造」とあることにより、伴造と解釈されている。⁽¹⁶⁾伴造は品部を率いて朝廷の職務を分掌し、王権に奉仕するものである。王権に奉仕するに際し、非違を分察するという職務が存在したであろうか。主礼は、大化前代に遡る伴造ではあり得ず、主礼を含む内礼司は、大宝令に伴ない設置されたと筆者は考える。また本論第二部第四章では、天武十三年（六八四）閏四月詔を検討し、関晃による「武装政策」は、豪族の官人化政策であることを確認した。その第一詔は、百寮を対象として進止・威儀を教え、言葉遣いや立ち居振る舞いの共通性を求めた内容がある。罪を犯す場合とは殺人や傷害などに限らず、進止・威儀、装束に欠けることなどや、礼秩序を乱す行為なども含まれるのである。当処の兵が大舎人であるとする筆者の推測は、あながち間違いはなからう。

大宝三年（七〇三）正月九日以前の大舎人は、宮内の非違を分察した。大舎人は、内礼司や内礼司の主礼、弾正台が成立するまで、大王周辺の武力として活躍したのだと思われる。

さて、弾正台の前身官司とされる糺職の設置はいつのことであろうか。この点もすでに第二部第五章で述べた

が、彈正台の職掌に関わる重要な事柄であり、改めて述べることにする。

2、持統朝の糺職

彈正台が大寶元年（七〇一）に畿内を巡察するまでは、その前身官司に巡察の機能はなかったと思われることは、すでに指摘している。また、彈正台の前身官司は糺職とされている。糺職について、官司の形をとらない職であること、また天武崩御の際の誅がないことからその存在は疑わしいとする武光誠の指摘がある。糺職が天武朝に存在したと仮定した場合は、そうした見解になるのは当然である。しかしながら、糺職の設置は天武朝ではなく、持統朝のことと思われる。

『続日本紀』の天平十四年（七四二）十一月二日癸卯条は、

参議従三位大野朝臣東人薨、飛鳥朝廷糺職大夫直広肆果安之子也、⁽¹⁷⁾

とある。天平十四年（七四二）に薨去した参議の大野東人は、飛鳥朝廷では糺職大夫で直広肆である大野果安の子とある。この大野果安の帯びた官職である糺職については、天武十四年（六八五）以降に設置されたという指摘は、すでに荊木美行が行なっている。⁽¹⁸⁾ 前章でも述べたが、大野果安の位階や官歴から類推して、天武十四年（六八五）以降に設置されたことが確実である糺職は、浄御原令の「職」であることは、衆目の一致するところである。筆者はさらに時期を絞り、その任命は持統四年（六九〇）七月以降と考える。持統天皇は即位後、持統四年（六九〇）七月庚辰条に八省百寮を任じた記事があり、また七月辛巳条は大宰府や国司を任じている。任官が相次いでいることが理由である。糺職の職掌に関連して、筆者は持統朝の以下の記事に注目している。

すなわち『日本書紀』の持統四年（六九〇）七月壬午条は、

詔、令_二公卿百寮_一、凡有_レ位者、自_レ今以後、於_二家内_一著_二朝服_一而参_二上未_レ開_レ門以前_一、蓋昔者到_二宮門_一而着_二朝服_一乎、⁽¹⁹⁾

とある。公卿百寮への詔は、有位者は以後、家内において朝服を着用のうえ、宮門の開門以前に参上せよ、というものである。それ以前は、宮門に到り朝服を着用することになっていたが、以後は家内での朝服の着用を求めた内容である。有位者は朝服を着用して、宮門の開門前に参上することになったのである。

また持統四年（六九〇）七月甲申条は、

詔曰、凡朝堂座上見_二親王_一者如_レ常、大臣与_レ王、起_二立堂前_一、二王以上、下_レ座而跪_一、⁽²⁰⁾

とある。朝堂の座上に親王がいた場合の動作として、大臣と王は堂前に立ち、二王（諸王のことか）は下座して跪くことが定められている。つぎの持統四年（六九〇）七月十四日己丑条も、「詔曰、朝堂座上見_二大臣_一動坐而跪」とあり、朝堂の座上に大臣がいた場合は、動座したうえで跪けとある。いずれも、朝堂における動作について記す記事である。同じ月は高市皇子が太政大臣に、丹比嶋も右大臣に任命されており、天武朝では大臣の任命がなかったための、新たな儀礼行為の設定である。⁽²¹⁾ 朝堂で行なわれる朝政は、政治決裁の場であり、大化前代の国政機関は天皇の宮や有力豪族の居宅に分散して行なわれていた。政治の場が王宮に集中するようになった結果、相応の儀礼行為が求められることになったのである。⁽²²⁾ 天武朝では告朔は天武五年（六七六）から、朝参は天武十二年（六八三）にその記述がある。⁽²³⁾

持統朝では、朝参のために朝服を着用して宮門の開門前に参上することになり、門前に到着して羅列し、宮門開門以後は朝政やそのほかの儀式が行なわれたのであろう。律令制以前の朝政は、大化三年（六四七）の小郡宮

での礼法や、推古十八年（六一〇）の蘇我馬子奏上などにより、政治の場などが推測されている。⁽²⁴⁾しかし、朝堂における具体的な動作は持統四年（六九〇）までは不明であり、朝政の内容や進行方法などは当該期に形成されたことが窺える。⁽²⁵⁾こうした朝服の着用、門前の羅列、朝政の開催に際し、糺職は非違を糾弾したと考えられる。

以上、糺職は、浄御原令班賜後の持統四年（六九〇）七月頃に任命されたことをここでは推察した。そして糺職は、有位者層の朝服の着用法や、宮門前の羅列、朝堂における動作などの非違を糺弾することを職掌としたことを推察した。

3、令規定の弾正台の職掌

前項では糺職の任命時期とその職掌について推察した。こうした糺職の職掌は、弾正台の前身官司としてふさわしい職掌なのだろうか。本項では、弾正台の職掌について令の規定を検討する。

養老職員令 58 弾正台条は、

尹一人、掌_下肅_三清風俗_一、彈_三奏内外非違_二事_上、弼一人、大忠一人、掌_下巡_三察内外_一、糺_中彈非違_上、余同_三神祇大祐_一、少忠二人、掌同_三大忠_一、大疏一人、少疏一人、巡察彈正十人、掌_下巡_三察内外_一、糺_中彈非違_上、史生六人、使部卅人、直丁二人、⁽²⁶⁾

とある。尹・弼・大忠・少忠・大疏・少疏・巡察彈正などは、弾正台のおもな職員構成である。尹（長官）の職掌は、風俗を肅清して内外の非違を弾奏することである。また弼・大忠・少忠は、内外を巡察して非違を糺弾する職掌である。大疏・少疏・巡察彈正の職掌は、内外を巡察して非違を糺弾することである。官位相当は、尹は

従四位上、弼は正五位下、大忠は正六位条、少忠は正六位下、大疏は正七位上、巡察弾正は正七位下、少疏は正八位上である。当初、弾正尹は八省卿よりは低い相当位であったが、天平宝字三年（七五九）七月三日に従三位に引き上げられている。そのほか、尹は勅任官であること（選叙令3任官条）、弼・大忠・少忠・大疏・少疏・巡察弾正が考課（勤務評定）を受ける際は、「訪察蔽明、糺挙必当」ならば最とされる（考課令20最条）。律令官人の勤務評定は、考課令3〜6善条の善の数と最の有無により、年間の勤務評定が決められている。弾正台に関わる令の規定について、まず配列順に示そう。

賦役令27营造条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）118 大营造時条。

宮衛令27有非違条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）124 隊仗条。

儀制令23内外官人条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）24 朝庭容儀条。⁽²⁷⁾

公式令8奏弾式条 『唐令拾遺』公式令4条に復旧条文の配列。『延喜式』（卷四十一・弾正）9 奏弾条。

公式令57弾正別勅条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）40 不得權任条。

公式令65陳意見条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）120 記非違条。

倉庫令9在京倉藏巡察条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）125 在京倉藏条、

（卷三十・大蔵）48 巡見正倉院条。

獄令8五位以上条 『唐令拾遺』獄官令六・九条に該当条文。『延喜式』（卷四十一・弾正）126 決死囚条。

獄令35察獄之官条 『唐令拾遺』獄官令二五条に該当条文。延喜式に該当条文はみられない。

獄令57在京繫囚条 『唐令拾遺』になく、養老令独自。『延喜式』（卷四十一・弾正）115 獄中非違条。

令の規定のうち、都城の造営の監視（賦役令27營造条）、行幸の際の隊仗の非違（宮衛令27有非違条）、在京の倉蔵の巡察（倉庫令9在京倉蔵巡察条）、在京の繫囚の巡行（獄令57在京繫囚条）などは、確實に行われたと想定した場合、弾正台の次官以下が内外の巡察と非違の糺弾をおこなったと思われる。また弾奏の規定（公式令8奏弾式条）や、決囚（獄令8五位以上条）の際の奏聞は、実質的には刑部省が審理している。佐藤全敏は、九世紀半ばの弾奏の実例を挙げるのだが、⁽²⁸⁾弾正台の不正の摘発は行なわれなかったとする武光誠の指摘は、佐藤の掲げた実例を除いて概ね妥当である。

『延喜式』（卷十三・図書）の30諸司紙筆墨条は、諸司に割り当てられた紙・筆・墨の量がわかる内容である。例えば左弁官に年料として正月に支給される紙は一二六〇張、筆は二〇管、刑部省は判事料を含めて紙は二四〇張、筆は二管であるのに対し、弾正台には紙三〇張、筆一管である。また墨も左弁官には十二延、刑部省は九延、弾正台は三延とある。文書行政の上で弾正台の使用する紙・筆・墨の量は、『延喜式』段階ではあるが、圧倒的に少なかったことが知られる。

二、朝政や儀式における弾正台

前項で掲げた弾正台に関する諸規定は、持統朝の糺職の活動と筆者が推察する、朝服の着用、開門前の羅列、朝堂の起立・跪礼・動座などの非違の糺弾とは齟齬するようにみうけられる。そこで、朝政にみられる弾正台の職掌については『延喜式』と儀式書を、また儀式にみられる弾正台の職掌は儀式書を検討することにする。⁽²⁹⁾

1、朝政にみられる弾正台の職掌

朝政について『延喜式』の条文を検討するが、行論の都合上、『延喜式』の条文配列順に拠らないこととする。
『延喜式』（卷四十一・弾正）

1 台弾人条

凡台弾^レ人者、詞容端嚴、依^レ理糺弾、其受^レ弾者、敬^ニ慎容止^一、恭^レ声称唯、乃陳^レ所^レ問、違者復弾、

2 糺弾不当条

凡台糺弾不^レ当者、即有^ニ得^レ弾之官^一、其台弾不^レ論^ニ合不^一、慎須^レ受^レ弾⁽³⁰⁾、

弾正式1・2条は、朝政に限らず、弾正台の基本的な糺弾方法が記された条文である。台官人は詞容^{||}言語・容姿は端嚴にして、理による糺弾を行なえとある。弾を受ける側は敬慎し、称唯の声も恭しくすることを求めている。また台の問う所を陳べ、非違があればさらなる弾を受けるとある。もし台の糺弾が不当であっても、まずは慎んで弾を受けよとある。このように、糺弾において厳正な行為が求められたが、それは律令官人の礼の秩序を維持するためである。こうした糺弾が行なわれる場の一つが朝政である。朝政の方法は『延喜式』や「朝堂儀」「儀式」に詳しいが、橋本義則は朝堂政治の変遷として、朝参の励行、匍匐礼と跪伏礼、律令制以前の朝政、律令制下の朝政、朝政の時刻と監視、朝堂院での執務などを検討している⁽³¹⁾。弾正台の監視活動についても橋本義則の論考に詳しいが、弾正台がどのように朝政に関わったのかについて、本論でも確認する必要があるだろう。

養老公式令60官人上下条

凡京官、皆開門前上、閉門後下、外官、日出上、午後下、務繁者、量事而還、宿衛官、不在此例⁽³²⁾とある。京官は開門前に参上して閉門後に退場すること、外官は日の出とともに参上し、午の終りに退場するとある。京官が参上する場合は朝堂であり、外官である国司は、元日の規定は僚属郡司等を率いて庁に向かつて朝拝し、長官も賀を受ける儀がある⁽³³⁾。この養老令にみられる朝政の唯一の規定は、弾正台とまったく関わりがないように見受けられる。しかし、『延喜式』には以下の条文が存在する。

『延喜式』（卷四十一・弾正）

15 開門時条

凡開門時者、令下忠已下立^ニ宮閣門^ニ糺^中彈非違^上、

21 未閉門下去条

凡諸司官人等、未^ニ閉門^ニ之間下去、宜^ニ嚴糺^ニ之、

22 京官五位已上条

凡京官五位已上、先参^ニ朝堂^ニ、後赴^ニ曹司^ニ、或三日頻不参、而式部不^レ勘者、台喚^ニ式部^ニ勘之、

131 諸司五位以上条

凡諸司五位以上、共率^ニ僚下^ニ、且就^ニ朝座^ニ、然後行^ニ曹司政^ニ、怠^ニ慢政事^ニ有^レ闕、嚴加^ニ禁制^ニ、⁽³⁴⁾

弾正台の忠以下は、開門時に宮門・閣門に立ち非違を糺弾し、諸門の閉門以前に立ち去ることを厳しく制限している。京官五位以上の官人は、まず朝堂で執務したあとで曹司に向かうことや、三日以上の不参について式部省の勘がなければ、台は式部省の勘を行なうこととされていた。諸司五位以上は、僚下の者を率いて朝座に就き、そののち曹司政を行なうこと、政事の怠慢や闕は厳しく禁制が加えられることになっている。

朝政は朝堂という建物が複数あり、それぞれの建物の朝座は官職ごとに定められ、朝座のない官職も存在した。孝徳天皇の難波長柄豊碕宮での存在が確認されて以来、聖武天皇の難波宮、平城宮・長岡宮・平安宮などで、その存在が確認されている。『延喜式』（卷十八・式部上）²⁴朝堂座条は、昌福堂は太政大臣・左右大臣の座、含嘉堂は弾正台の朝座のある建物である。昌福堂・含章堂・承光堂・明礼堂・延休堂・含嘉堂・顯章堂・延祿堂の八堂は北が上である。ほかに暉章堂・康樂堂・修式堂・永寧堂の四堂の計十二堂がある。²⁴朝堂座条は、この建物に入るための行列の規定であり、長官・次官は前行し、判官・主典を列の真ん中に、史生を最後列とする行列規定である。また『延喜式』（卷十八・式部上）²⁶就朝座条は、建物に入る際の階段の使用を厳しく制限している。例えば昌福堂に座を持つ太政大臣は北階段、左右大臣は中央階段を使用するとあり、各階段は自由に昇降できるものではなかった。朝堂施設を取り込む区画が朝堂院であり、その北側には、朝堂院より一段高く設定され、天皇が出御する大極殿も存在した。朝堂のほかに曹司の施設を持つ官職は、朝政終了後は曹司政を行なっている。こうした朝政の開催は、『延喜式』（卷十一・太政官）⁵朝堂政条では、三月・十月の旬日は朝堂で朝政が行なわれ、正月・二月・十一月・十二月の極寒月は曹司での政とある。

『延喜式』（卷四十一・弾正）

20 開門以後就座条

凡諸司官人、開門以後就_二朝座_一者、即加_二糺彈_一、但参議以上、左右大弁、八省卿、弾正尹不_レ在_二彈限_一、³⁵

23 空朝座条

凡諸司或空朝座、台即_レ彈_之、

開門以後の遅刻は糺彈の対象だが、参議以上、左右大弁・八省卿・弾正尹はその限りではないとしている。ま

た朝座が空席の場合も糺弾するとある。

『延喜式』（卷四十一・彈正）

3 彈正得不得条

凡彈正不_レ得_レ彈_ニ太政大臣_一、太政大臣得_レ彈_ニ彈正_一、其左右大臣与_ニ彈正_一、若有非違者、各得互彈、

4 彈親王条

凡彈_ニ親王及左右大臣_一者、弼以上在_ニ台座_一、而遣_ニ忠一人於堂上_一彈之、諸王諸臣三位已上及參議者、就_ニ其前座_一彈之、（預仰_ニ所司_一令_レ設_レ座、）四位已下不_レ問_ニ王臣_一、皆喚_ニ其身於台_一彈之、（五位已上設_レ座、）其被_レ彈人者、起座称唯、彈竟之後、亦起称唯、若不_レ起者亦彈之、

5 彈大納言以下条

凡彈_ニ大納言以下_一者、就_ニ第二堂座_一彈之、太政官序不_レ得、

6 彈參議已上条

凡為_レ彈_ニ參議已上_一、差_ニ忠一人_一令_レ度_ニ馳道_一、（嚴敬徐歩、）

7 威儀進退条

凡親王、諸王、諸臣威儀進退不_レ合_レ礼、若式部不_レ糺者、喚_レ省而彈之、⁽³⁶⁾

彈正台は太政大臣を糺弾することは出来ず、その反対に太政大臣は彈正台を糺弾することが出来るという。親王・左右大臣の糺弾は、弼以上は台の座に待機し、忠一人を派遣して堂上での糺弾を行なうとある。諸王・諸臣三位以上・參議の場合は座の前で糺弾するとあり、その際は糺弾のための座を設けさせるとある。王臣を問わず四位以下は、台に呼んで糺弾し、五位以上の場合には座を設けるとある。彈を受ける際は座から起立のうえで称唯

し、糺弾後はまた起立して称唯する。糺弾後の起立がなければ、さらに糺弾することになっていた。大納言以下の糺弾は、第二堂の座において糺弾し、太政官庁での糺弾はしないとある。第二堂とは、弘仁九年（八一八）に門号殿閣が唐風に改められるまでは北から順に第一、第二などの名数で呼ばれており、この場合は大納言の座がある東第二堂とあり、それは含章堂のことと思われる。太政官庁は朝堂院のすぐ東側の施設であり、そこでの糺弾はしないとある。参議以上の糺弾は、忠一人が馳道（天皇の御成り道）を渡るとある。親王・諸王・諸臣の威儀進退が礼に則つとらず、式部省が糺さなければ式部省を喚して糺弾するとある。

『延喜式』（卷四十一・弾正）

8 三位已上条

凡三位已上有_レ可_二糺弾_一而其身不_レ在_二朝座_一者、台喚_二家令_一勘問、若家令告_二於本主_一、猶不_二肯答_一、如_レ此之類、遣_下忠已下、就_二其家_一对_上弾、若事大者奏聞、⁽³⁷⁾

朝座に不在の三位以上の官人について、弾正台は家令を喚するか、家令が本主に告げるかし、糺弾に応じない場合、忠以下を派遣してその家において糺弾、もしくは奏聞の規定である。弾正台が家令を勘問するようになるのは、令制当初にはなく、平安時代に入ってからのことである。

『延喜式』（卷四十一・弾正）

14 入朝堂条

凡親王、太政大臣、左右大臣入_二朝堂_一者、諸司皆起_レ座、へ親王、太政大臣者、磬折而立、へ坐定乃以_レ次復_レ座、退出亦同、

18 諸堂官人道条

凡含嘉堂并顯章堂官人、不_レ得_下從_二暉章堂、修式堂後一通_中東門上、承光堂官人、不_レ得_レ通_二西門_一、⁽³⁸⁾
親王・太政大臣・左右大臣の朝堂への入退出の際は、諸司は起座し、着座または退出してから座に復すること。
含嘉堂と顯章堂に座を持つ弾正台・刑部省は、暉章堂・修式堂の後ろの東門を通ってはならない。承光堂に座の
ある中務省・図書寮・陰陽寮の官人は、西門を通ってはならないなどとあり、不用意に朝堂院の区画を横切る行
為は禁止されていた。

以上、弾正台は開門前の羅列と開門後の遅刻、朝政開催中の退席や不参を監視し、また式部省をも監視してい
るのである。また、弾正台・式部省双方の弾の作法なども記されている。

本論前章や前項で取り上げた持統四年（六九〇）の朝堂の動作は、動作内容はまったく同じではないにせよ、
令制下の朝政・朝堂儀の動作の前身と捉えることが出来る。筆者が弾正台は朝政の非違糾弾を行ない、持統朝の
糾職も朝政の非違糾弾を行なったと述べる点は、あながち的外れな見解ではない。令制下の朝政は、内容や進行
方法に関しては、律令制以前の朝政にさまざまに加味、修正されたうえで、形式が定まるに従い、より多くの動
作の細則が生まれたのだと考えられる。こうした厳正な態度で臨む必要のある朝政は、弘仁年間（八一〇〜八二
四）の外記政の成立とともに次第に衰退することになる。⁽³⁹⁾弾正台の巡察機能は延暦十一年（七九二）から京中巡
察が始まることや、または令制当初から京中巡察機能があったとする指摘がある。⁽⁴⁰⁾前者については後述するが、
後者の令制当初から京中巡察機能があったとする見解には従えない。令制弾正台は、持統朝の糾職の職務を引き
継いで、開門前の羅列と開門後の遅刻、朝政開催中の退席や不参を監視することを職掌としたからである。次の
史料は、京中巡察とも関わる史料である。

『日本後紀』の弘仁六年（八一五）三月二日癸酉条は、

制、蕃国之使、入朝有^レ期、客館之設、常須^ニ牢固^一、頃者疾病之民、就^レ此寓宿、遭^レ喪之人、以為^ニ隱処^一、破^ニ壞舎垣^一、汚^ニ穢庭路^一、宜^レ令^ニ彈正台并京職檢校^一、⁽⁴¹⁾

とある。蕃国の使とは渤海国の使者のことであり、入朝の期日が決まっている。外国使節の宿泊する施設である客館は、つねに牢固であるべきにもかかわらず、このごろは病気の民がここを宿とし、また亡骸の隠し場所ともなっている。舎垣は破壊され、庭路は汚穢にまみれている。については弾正台と京職は客館を檢校せよとの制が出されている。弘仁六年（八一五）には外国使節の宿泊場所である客館も、弾正台が巡檢して檢校することを命じられているのである。延暦十一年（七九二）に京中巡察は始まったことが指摘されているのだが、その時点では客館の巡檢は含まれていなかったと思われ、弘仁六年（八一五）以降、弾正台の職掌には客館の檢校も含まれることになったと思われる。

2、儀式における弾正台の非違糺弾

表 『延喜式』・儀式書にみられる弾正台				
儀式	『儀式』	『延喜式』	『西宮記』	『北山抄』
				『江家次第』

御齋会	儀正月七日	元日節会	朝拝	賀元正受朝儀
<p>史立左当南少に下へ 生。右日。に。し。弾。、五 ・（に外巡南正史正大 台弾相記察に台生忠極 掌正分・弾正掌の座。疏 ）職れ、・忠・座。昭訓 員は庭部・疏光面少壁 は中・弾の範門上し 疏列正座、の、南</p>	<p>分史へ かれ七・ て台豊 列掌楽 立を院 。率。弾 い正 て忠 東・ 西・ に疏 相、</p>			<p>の東て彈鳳てちり非舎り弾へ 紮西長す兩東にて違前出正六 弾朝樂る樓西は式等、列左忠・八 は集・この掖こ部を列右下、省 上堂永上南門よを正弾、に、院 の嘉永ににり弾せす札分朱雀 ご南兩ににり入ぜざ。儀か及て西 と頭門同列入りずる若はひ帯東 しによじ立り、、。は、犯帯東 。列り。、、。お、犯帯東 立入お面翔お、犯帯東 、りわ位鸞わた人仗西 内、り糺棲りだあの仗よ</p>
<p>備將（寺卷 之依中齋四 例略会一 巡）前忠弾 、三以下正 宣日喚向・ 使条左寺1 令右右紮1 告京彈4 寺職非東 家云違西 、二</p>			<p>以部卷 下省四 左引一 右刀へ 分衾弾 列、正 紮列式 彈朱・ 非雀3 違門1 。外朝 、詔拝 忠、式</p>	<p>違著糺卷 。用彈四 （物五 諸色位へ 節違以弾 准制上正 此、諸式 ）及王・ 朝諸3 拜臣0 刀威元 衾儀、 等、正 非并</p>
<p>（へ 中卷 略一 ）・ 式御 部齋 ・会 彈） 正天 分皇 着幸 座八 。省</p>	<p>弁（卷 弾一 正・ 立七 東西日 、節 北会 東西） 西王 面卿 着 外</p>			
<p>中座正等正間先へ 、、度也・所着卷 糺左龍治司東一 察右尾（部具廊・ 濫檢道中・否座年 行非前略玄、中 。違、）蕃（上、要 使着式・式卿抄 候東部堂部召、 庭西・童・外王 廊彈子彈記卿</p>	<p>違儀列座御へ 、立。南卷 ）弾左（殿・ 正兵式親、年 同衛部親中 入陣入王中 、南自以要 糺、春下抄 察教華着、 非正門外天 礼、弁皇</p>	<p>台公然代へ 式門而小卷 也、開節一 。可門、・ 行之弾年 糺時正中 彈、不要 之忠参抄 由以云上 、下々、 見立、近</p>		<p>立入へ 東自卷 西応三 朝天・ 集門拾 堂東遺 南西雜 頭掖抄 。門、 、彈 列正</p>
<p>略庭廊正也治司会へ ）中座度、部具始卷 座、龍（・不）三 、左尾中玄、上・ 糺右道略蕃式卿正 察檢前）・部召月 非非、式堂・外丙 違違著部童彈記・ （使東・子正問御 後著西彈等・諸齋</p>				

<p>儀天皇即位</p>	<p>新嘗会儀</p>	<p>二(大祓月六)・一</p>	<p>節五月五日</p>
<p>如頭よ等に、 しにりを、 。列入、 立、、 糺翔、 彈鸞、 す棲、 る鳳、 こと、 常、 の南</p>	<p>れ史へ て生五 列・豊 立台楽 。掌院 。等院 は東 西正 に忠 相・ 分・ 疏 か・</p>	<p>て出、 け。と 向。云 は。に し。唯 唯。立 。ち。 。台。西 。掌。忠 。は。舍 。版。命 。を。前 。捧。に 。げ。出 。て。版 、。づ 進退を置 み</p>	<p>非下、 違、 を、 糺、 彈、 す、 。仗、 。舍、 座、 に、 就、 し、 て、 以、 置</p>
		<p>祓卷正卷 。四坐一 忠一西九 以下へ 向正。式 。所・下 、3・6 糺4大 彈二祓 非季大 違</p>	<p>犯胃人へ部装走即雀走日卷 、飾。弾不束馬忠東馬走四 只之供正勤、装以東馬時馬一 彈外節、者、不、立、分、兵、 禁、衛1喚禁聽、左右省部以 、聽0省色、純、素、巡、台、 不得金人供主若、有、違、 抑銀、下、衛、之。犯、乘、 留、縦、除、官、兵、人、 違甲</p>
<p>立(正へ 東謂入卷 西応自五 朝天長・ 集門樂・ 堂東・祚 南西永抄 頭掖嘉) 。門兩 。儀參 式</p>	<p>也入部へ 、列卷 。行立二 糺東・年 彈西、中 而、要 已、抄 、正抄 見又) 儀參 式</p>	<p>版置省会刻面座仗へ 進版(中、集、、舍卷 札、三務(式云座、、台、 。省・中略、、史、 召計部)未(生座、、 刀・彈刻)中座、 祢兵正)略、 就)三司西南疏西</p>	
<p>堂西嘉位へ 南掖兩)卷 頭門門彈十 。列(入・ 立謂自踐 東応長祚 西朝天・ 集東永即</p>	<p>陣自弁会へ 南春儀次久卷 (華、止、第 門)外、事、十 、部(一 立左彈略)月 兵正)一 衛入外節</p>	<p>疏西幔朱閏月へ 座、舍東侍西其月・ 、面座、一、之、 彈(中二略、 正忠・)間、 。、)曳</p>	<p>非下、 違、 を、 糺、 彈、 す、 。仗、 。舍、 座、 に、 就、 し、 て、 以、 置</p>

前項では、朝政にみられる弾正台の職掌について検討した。本項では儀式にみられる弾正台の職掌をみることにする。表は、『儀式』『延喜式』『西宮記』『北山抄』『江家次第』にみられる弾正台の職掌を記したものである。

『延喜式』（巻四十一・弾正）では、元正・朝拝・御齋会・正月十五日の御薪・積奠・五月五日節・二季大祓などに弾正台が関与し、非違糺弾などを行なっている。元正儀や朝拝では、五位以上の諸王・諸臣の威儀や着装物の色の違制や、式部省が引率する刀袵の非違を糺弾するとしている。御齋会では寺での非違糺弾のほか、三日前には京職を喚して巡検が行なわれている⁽⁴²⁾。御薪の儀では、忠以下が主殿寮に参向し、文武官の進薪の違制を糺検している。積奠では散齋において朝夕の酒食に預かるほか、幣を瘞（うず）めることを検察するなどのほか、弾正台が儀式上の非違を検察している。五月五日節では、五位以上の諸王・諸臣が走馬を献上する際、禁物のほか、走馬や乗人の装束、禁色などの違犯があり、兵部省の勘がなければ省の喚と弾を行なうとある。また節に参加する諸衛府官人の甲冑などは金銀を用いることは許されていないため、違犯があれば、禁色は弾を行ない、抑留してはならないとある。大祓については、弾正台は西仗舎に坐し、祓所では非違を糺弾するとある。

そのほか『北山抄』では「近代不参」とあるが、元日節会に際し、弾正台の忠が開門時に立ち、糺弾を行なったことが知られる。「見台式」とも記すが、『延喜式』（巻四十一・弾正）は元日節会を立項しておらず、あるいは朝拝の際の弾正台の糺弾を指すのかもしれない。また『儀式』『西宮記』は、豊楽院での白馬節会では、弾正忠・疏が史生・台掌を率いて列立している。『北山抄』では紫宸殿の儀となっているが、弾正台が非違を糺察したことが記されている。御齋会については『江家次第』に「弾正近例不参」とあるものの、それ以前には弾正台が関わったことが知られる。

以上、儀式にみられる弾正台について検討した。朝政や各儀式において、弾正台は官人の威儀や着装物の色の

違制、開門時の糺弾、儀式執行上の非違糺弾を行なっている。持統朝では、公卿百寮などの有位者層は、家内において朝服を着用し官門前に参上することが定められていた。また、朝堂における動作の詔が出されているのも持統朝である。そのことから糺職は、弾正台の前身官司とする位置付けは正しいと考えられる。また大宝元年（七〇一）の弾正台の畿内巡察は、天武十四年（六八五）の「畿内武装政策」Ⅱ豪族の官人化政策の検閲を引き継いでいると筆者は考えるものである。弾正台は、官人秩序を逸脱しないために、官人の朝服や服飾の着装、門前の羅列、厳正な態度などの、非違を糺弾する職掌を持った官職だといえる。

むすび

以上、二節にわたり、弾正台の非違糺弾について検討した。

第一節では天武朝の巡察と糺弾について検討した。天武十四年（六八五）の諸道および京・畿内への巡察・検閲について、諸道へは令制巡察使と同様の使者の派遣であること、京・畿内への派遣は「畿内武装政策」の検閲とされ、両史料ともによく知られたものである。諸道では国司・郡司・百姓などの風俗の様子を、京・畿内では豪族の官人化政策を検閲するための使者が派遣されている。この巡察は、まったく無関係に行われた巡察ではなく、関連を持ったことを指摘している。そのうえで、弾正台の畿内巡察は、天武十四年（六八五）と文武三年（六九九）の巡察領域を引き継いだこと、巡察領域を引き継いだことから、弾正台の職掌が豪族の官人化政策と密接に関わるであろうことを指摘している。また弾正台の前身官司である糺職の設置は、天武朝ではなく持統四年（六九〇）七月のことと指摘し、官門前の羅列や朝政の動作の非違糺弾を行なったと指摘している。

第二節では、持統朝の糺職の職掌とは一見齟齬するようにみえる弾正台の職掌について、まず『延喜式』の朝政の条文を比較検討し、弾正台は開門前の羅列と開門後の遅刻、朝政開催中の退席や不参を監視した職掌を持つことを導き出した。また儀式において弾正台は、元正儀では五位以上の諸王・諸臣の威儀や着装物の色の違制などの非違糺弾を、元日節会では、弾正台の忠が開門時に立ち、糺弾を行なったとある。そのことから、持統朝の職掌と弾正台の職掌が系譜的に連続性を持つであろうこと、弾正台の職掌は官人秩序を逸脱しないために、朝服や服飾、門前の羅列、儀式執行上の非違糺弾をおこなった官職であることを指摘した。

弾例は官位制に表象される身分秩序体系は天皇（大王）を唯一の授与者とし、律令官人制の根幹としての身分秩序、国家の礼秩序の維持に関わる条例集であることを堀部猛は指摘している。⁽⁴³⁾ 首肯すべき見解である。令制下、弾正台が行なった糺弾の対象は官人であり、その非違である。弾正台の職掌である非違糺弾は、養老衣服令5朝服条に規定された朝服の着用を基本として、変更を余儀なくされる服飾や、律令官人を取り巻く諸規定の禁制について、柔軟に対応しつつ可能な糺弾を行なうことであった。

註

(1) 武光誠「弾正台と中国の御史制度」(『律令太政官制の研究』吉川弘文館、一九九九年、初出は一九七八年、のち『増訂律令太政官制の研究』吉川弘文館、二〇〇七年にも修正再録) 八〇〜四頁。以下、武光誠の論考はこれによる。

(2) 大隅清陽「儀制令における礼と法―律令法系の構造的特質をめぐって―」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出は一九九三年) 二四六頁。

(3) 早坂要「弾正台小考―弘仁期から貞観期にかけて―」(『川内古代史論集』創刊号、一九八〇年)二九頁、蟬丸昌子「畿内における弾正台の活動」(『文化史学』五八号、二〇〇二年)一六二―五頁、小坂慶介「弾正台の役割についての再検討―京内を中心に―」(『ヒストリア』一八三号、二〇〇三年)七一頁、同「弾正台の活動に関する一考察」(『関西学院史学』三三三号、二〇〇六年)二一―三頁、高野正人「弾正台の宮内における活動」(『皇學館論叢』三九―二、二〇〇六年)一九―二四頁、高野正人「弾正台の存在意義―律令官人の秩序維持機能―」(『皇學館史学』二四号、二〇〇九年)六三―四頁、黒須利夫「弾正台と畿内―律令国家監察制度の一考察―」(『史境』六三、二〇一一年)七―一〇頁、堀部猛「天長三年十二月二十九日太政官符所引の弾例」(『日本歴史』七七二号、二〇一二年)六―一四頁、佐藤全敏「弾正台と日本律令国家」(『日本史研究』六〇一号、二〇一二年)三一―三三頁、同「弾正台の弾と京中巡察をめぐって」(『日本歴史』七七二号、二〇一二年)九〇―四頁、同「弾正台研究についての覚書」(『人文科学論集』四七号、信州大学人文学部、二〇一三年)一六五―七頁、井上正望「九世紀弾正台の京内巡察体制」(『日本歴史』七九八号、二〇一四年)五―六頁、および北康宏「弾正台と太政官との互弾関係に関する覚書」(『文化学年報』六五輯、二〇一六年)二六八―七六頁。

(4) 武光誠は、糺職について、官司の形をとらない職であること、天武崩御の際の誅がないことから、糺職の存在は疑わしいとする。また佐藤全敏は、註(3)前掲論文において、天武十一年(六八二)に糺弾の用語が使用されたことをもって、天武朝の糺職の存在を主張する。

(5) 石尾芳久「律令国家の裁判制度」(『増補日本古代法の研究』法律文化社、一九六一年)二六七―七三頁。

(6) 堀部猛註(3)前掲論文、および佐藤全敏註(3)前掲論文。

- (7) 西本昌弘「畿内制の基礎的考察」(『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、初出は一九八四年) 六二～八頁。
- (8) 林陸朗「巡察使の研究」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年、初出は一九五七年) 七一頁。
- (9) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三七八頁。
- (10) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三七八頁。
- (11) 佐藤全敏註(3)前掲論文。
- (12) 「当処の兵」は大舎人であるとする点は、小坂慶介は否定している。註(3)前掲論文。
- (13) 大津透「律令国家と畿内」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出は一九八五年) 三九頁、笹山晴生「兵衛と畿内の武力」(『平安初期の王権と文化』吉川弘文館、二〇一六年、初出は一九八七年) 二三～五頁、および野田嶺志「兵衛・兵衛府成立の史的意義―偽兵衛柏原広山配流事件を中心として―」(『日本古代軍事構造の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は一九八四年) 一三一～四頁。
- (14) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 一七頁。
- (15) 大舎人の役割については、吉川真司「律令国家の女官」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出は一九九〇年) 一〇〇～三頁。
- (16) 春名宏昭「律令官制の内部構造―八省体制の成立―」(『律令国家官制の研究』吉川弘文館、一九九七年) 二三頁。
- (17) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』(吉川弘文館、一九八七年) 一六九頁。
- (18) 荊木美行「淡海朝の「御史大夫」をめぐる問題」(『初期律令官制の研究』和泉書院、一九九一年) 一四四

九頁。

- (19) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四〇六頁。
- (20) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四〇六頁。
- (21) 橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出一九八六年) 二〇三頁。
- (22) 岸俊男「朝堂の初歩的考察」(『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年、初出一九七五年) 二五〇～六四頁、橋本義則註(21)前掲論文一九〇～二一九頁、および今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出一九八四年) 二八三～四頁。
- (23) 古瀬奈津子「告朔についての一試論」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八〇年) 二六七頁。
- (24) 橋本義則註(21)前掲論文一九二～三頁。
- (25) 大隅清陽は、冠位十二階から大化五年(六四九)の冠十九階への改定や、大化三年(六四七)の朝参から、当該期の朝参と上日の集計、冠位に応じた何らかの経済的給付を想定している。「古代冠位制度の変遷」(『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九八六年) 一二三～四頁。
- (26) 『新訂増補国史大系 令義解』(吉川弘文館、一九八八年) 五五頁。
- (27) 本来は律外の格制である唐刑部格を儀制令の規定として日本独自に立条。養老儀制令9条規定の礼的秩序に違反した六位以下と郡司を、五位以上が笞杖の実刑を執行することで統制することを主眼とし、淵源は大化前代に遡る。大隅清陽註(2)前掲論文。
- (28) 佐藤全敏註(3)前掲論文。

(29) なお、延喜式の条文番号は、虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式 上』（集英社、二〇〇〇年）一一一四〜三九頁の条文番号・条文明一覧に拠った。

(30) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇五頁。

(31) 橋本義則註(21)前掲論文。

(32) 『新訂増補国史大系 令義解』（吉川弘文館、一九八八年）二五七・二五八頁。

(33) 大隅清陽「儀制令と律令国家―古代国家の支配秩序―」（『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九二年）二〇九〜一〇頁。

(34) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇六・九一五頁。

(35) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇六頁。

(36) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇五頁。

(37) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇五頁。

(38) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』（吉川弘文館、一九八五年）九〇六頁。

(39) 橋本義則「「外記政」の成立」（『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八一年）二九八〜三〇八頁、大隅清陽「弁官の変質と律令太政官制」（『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出は一九九一年）五三〜八頁。

(40) 堀部猛註(3)前掲論文、および佐藤全敏註(3)前掲論文。

(41) 『新訂増補国史大系 日本後紀』（吉川弘文館、一九八四年）一三二頁。

(42) 以下の史料は、御齋会についての新弾例の条文であることが明確であるという。「本朝月令」『群書類従

第六輯『公事部』（続群書類従完成会、一九八七年）二六八頁の（四月八日灌仏事）「弾例云、四月八日、七月十五日、京中諸寺齋会之時、遣巡察弾正等、糺弾非違事、（延暦十一年十一月十九日）」堀部猛註（3）前掲論文。

（43）堀部猛註（3）前掲論文。

第三部

内裏のなかの身分標識―童・女性・宿老―

第七章 内裏のなかの「蔭孫」童

はじめに

平安貴族は、どのような方法を経て貴族社会の一員となるのだろうか。律令法は律令官人の「出身」方法を規定し⁽¹⁾、位階を得る以前にトネリとして出身する規定もある（養老軍防令46・47条）。トネリは内舍人・大舍人・東宮舍人・中宮舍人の区別があったが、内舍人は蔭子孫の出身者に限られており（養老選叙令38条）、そのほとんどが京官の次官・判官に昇進している⁽²⁾。律令官人はトネリになるか、蔭位の制による授位か、もしくは大学に入学し、叙位後に官人としての道を歩むのであった⁽³⁾。平安中期の貴族官人の昇進は、

〔近衛コース〕叙爵↓侍従↓兵衛佐↓近衛少将↓近衛中将↓参議…頭中将↓公卿

〔弁官コース〕叙爵↓侍従↓兵衛佐↓少納言↓弁官↓参議…頭 弁↓公卿

であることを、笹山晴生が明らかにしている⁽⁴⁾。しかし、叙爵以前の動向は不明である。平安貴族の通過儀礼と貴族社会内部での官位獲得過程のあり方について、服藤早苗は元服同時叙爵であることを指摘している⁽⁵⁾。藤原時平を初見（仁和二年正月二日）として、摂関家の元服同時叙爵は慣例化し、それ以外の大任クラスの子息は元服後の恒例叙位日の叙位としての年給叙爵制であった。そして位階の授与原則に継承制のあることを指摘している。有職故実学における成年礼Ⅱ元服は、貴族社会の一員としての資格を得ることである。元服儀礼が貴族社会への正式な参加とするならば、元服以前のおさない童が貴族社会で行われた年中行事や臨時の宴会などの様々な行事に参加することは、貴族社会への参加準備とする位置づけも出来よう。童が間接的、没交渉的ながら父親やある

いは有力な後見役とともに行事に参加していくことは、その社会の成員となるだけでなく、将来にわたり、天皇との君臣関係を築くうえで重要な要素であったに違いない。

平安時代には位階と官職という身分標識のほかに、弘仁年間（八一〇～八二四）に成立した昇殿制がある。⁽⁶⁾ 元服という通過儀礼が貴族社会に定着しつつあった時期は、天皇との関係が薄いために高年齢になってようやく許される昇殿や、文人・学者などのように特殊な能力を持って許される昇殿があった。⁽⁷⁾ 貴族が内裏清涼殿への昇殿を許されることは、君臣関係の距離の近さを示すものである。天皇を頂点とした貴族社会において、貴族が継承者である「蔭孫」を披露する一連の手続きは、童殿上というものである。元服前の昇殿は、位階と官職の身分標識を持たない童にとつては、貴族社会の成員となる過程の一つである。『国史大辞典 第七卷』（吉川弘文館、一九九〇年）五六四～五頁「昇殿」の項は、⁽⁸⁾ 嘉承元年（一一〇六）正月一日付の月奏に「小舎人蔭孫藤原朝臣忠通」の名が見えることから、元服以前の忠通が従一位太政大臣の名義上の孫として昇殿を許されたことを童殿上とし、童殿上は名門の子弟に与えられた特別の待遇であるとしている。また橋本義彦は、撰関以下、上流貴族の元服前の子弟が昇殿を許可されたもの、⁽⁹⁾ としている。童殿上は、貴族社会のなかでも特定階層に許された資格であり、月奏にも名を記すのだとある。加藤理は、童殿上を元服前の準備期間と捉え、元服前後の「わらは」の行動について述べている。⁽¹⁰⁾

本稿では、童殿上の手続きとして、小舎人として昇殿すること、名簿に「蔭孫」と記して奉呈されること、着簡と童舞を行なうこと、そして元服するに至る過程について考察する。童殿上については、年齢区分や名前などを含めた服藤早苗の考察もある。⁽¹¹⁾ 筆者は、童が貴族社会の一員となり、授位任官に至る過程を中心として、考察をすすめることにする。

一、元服同時叙爵

童殿上を考察する手がかりとして、藤原敦忠と藤原斉敏の事例について検討する。

『日本紀略』の延喜二十一年（九二一）正月二十五日壬子条は、「贈太政大臣藤原朝臣第三息敦忠、於_二殿上_一加_二元服_一、叙_二従五位下_一」とある。故太政大臣藤原時平の第三男である藤原敦忠が殿上において元服を行ない、従五位下に叙位されたとある。

内記の執務を記録した「柱史抄」は、敦忠の元服を以下のように記している。

位記請印事

（中略）

為_二位記代_一事、

延喜廿一年正月廿五日未刻、小舎人敦忠加_二元服_一、即仰令_レ授_二従五位下_一、参_二入侍所_一、令_二右近少将伊衡_一唱叙_レ之、伊衡進跪_二御前階_一、展_レ紙叙_レ之、（倉卒不_レ書_二位記_一、紙為_二位記代_一是則先例也、）（後略）⁽¹²⁾

午後二時頃、小舎人の敦忠は元服し、醍醐天皇の仰せで従五位下に授位されることになった。右近少将、五位蔵人の藤原伊衡は、敦忠に従五位下に叙することを唱し、伊衡は御前の階に進んで跪き、紙を広げて叙位を行なっている。紙を広げたのは、すぐに位記を書くことが出来ず、位記の代わりとしたためであるとし、それは先例であったと記している。白紙を位記代とすることが「先例」とある。それはどこまで遡る先例であろうか。

『日本三代実録』の仁和二年（八八六）正月二日壬午条は、

太政大臣第一之男時平於仁壽殿始加元服、于時年十六、帝自手取冠、加其首、令主殿助從五位下藤原朝臣末並理鬢、即日授時平正五位下、其告身、天皇神筆書黃紙以賜之、勅參議右大弁從四位上兼行勘解由長官文章博士橘朝臣広相作告身文、其所須冠巾、皆是服御之物也、公卿大夫会太政大臣職院直廬稱賀宴飲、雅樂寮舉音樂、賜五位已上祿各有差、⁽¹³⁾

とある。このとき行なわれた宴会は、仁和二年（八八六）の内宴として知られるものである。⁽¹⁴⁾ 太政大臣藤原基経の第一男時平が、仁壽殿において元服を行なった記事である。時平は当時十六歳で、光孝天皇が自ら手に取り時平に冠をかぶせたこと、主殿助で從五位下である藤原末並が理髪し、即日正五位下を受けたとある。またその告身（位記）は、光孝天皇がみずから黄紙に認め下賜している。勅により参議で右大弁、文章博士でもあった橘広相が告身文を作成し、用いた冠などはすべて服御の物であったという。その後公卿らは、太政大臣基経の職院の直廬において賀による宴会を行ない、雅樂寮が音楽を奏し、五位以上は祿を賜っている。殿上での元服後、時平は光孝天皇の宸筆の位記を賜っている。本来の位記作成は内記が関わるのだが、天皇自らが位記を認めている。時平の子敦忠が元服を迎えたころには、宸筆位記の下賜は省略され、白紙位記を下賜する動作のみが先例として行なわれたことは注目される。

藤原時平の事例は、臣下でありながらも殿上の元服儀礼であったこと、元服と同時の叙位、それも高位での叙位である点で注目されている。⁽¹⁵⁾ この事例は以後の摂関家の先例であるのだが、天皇家の先例としての記録でもあるのである。

「宇多天皇御記」『扶桑略記』の寛平二年（八九〇）二月十三日己巳条は、以下のように記している。

大臣参入曰、可加小童仲平元服、即簾前立倚子就之、大臣祇候、爰使散位定国先結髮、次朕著冠、

此時左大臣融^(源)朝臣參入、太政大臣^(藤原基經)并仲平、相具舞蹈、賜仲平白掛一領、朕即手造位記曰、無位藤原仲平、今可正五位下、先帝御宇之日、兄時平加元服、皆率其流也、即儲座於雅院、為會飲之處、雅院者是息所之曹也、太政大臣會語曰、白壁^(光仁)天皇時、將立皇太子、其議未定、大臣真吉備併諸公卿、議立他帝之子、宣命之書奏了、爰藤原百川破其書、立^(桓武)柏原天皇為皇太子、大臣歎曰、我年耄、親恥如此、柏原天皇緣百川之功、親臨加子緒嗣元服、即賚劍曰、先帝所奏劍、今与汝、而拜内舍人、封戸百戸、先帝之賞時平、恩踰海岳、朕曰、先帝常言、我今長大潛藩底、因太政大臣之扶持、幸得登此皇極、枯木更榮、是誰德乎、又朕有兩兄、雖有先帝之顧託、自非大臣之濟導、朕宝位何至今日乎、⁽¹⁶⁾太政大臣藤原基經が参入し、小童仲平を元服させると伝えている。そこで簾の前に倚子を立てて宇多天皇は着座し、藤原基經も祇候している。藤原定国がまず仲平の髪を結び上げ、つぎに天皇は仲平に冠をかぶせている。藤原基經と子の仲平はともに舞蹈し、天皇は仲平に白掛一領を与えている。宇多天皇による手製の位記には、「無位藤原仲平、今、可正五位下」と書かれた位記が授けられている。「皆率其流也」とあり、父光孝天皇の時に仲平の兄時平が元服した時の先例に拠ったことが記されている。また座を雅院(基經の息所藤原温子)に儲けて宴会を行なった際、基經は功臣藤原百川とその子緒嗣のことを語ったという。白壁天皇(光仁天皇)の時、皇太子を誰にするか定まらず、大臣吉備真備がほかの子を立太子させようとし、宣命にそのように書いた。ところが藤原百川はその書を破り、柏原天皇(桓武天皇)を皇太子とした。大臣の吉備真備は嘆いたが時すでに遅く、桓武天皇は百川の功績により即位することが出来たとある。そして藤原百川の子緒嗣の元服に臨み、桓武は先帝からの剣とともに、内舍人および封戸百戸を与えている。つぎに宇多天皇の語りの部分がある。光孝天皇は、自分が即位することが出来たのは藤原基經のおかげであると、常々口にしたという。兄二人がいた宇多もまた、先

帝（光孝天皇）の顧託はあったものの、藤原基経の濟導なくして即位出来なかったことを語っている。

藤原氏の童の元服儀礼と叙位は、光仁天皇や光孝天皇の即位が藤原百川や藤原基経の功績であることを示すためのものであると、宇多天皇は述懐している。桓武天皇の立太子は、他戸親王の廢太子後のことで正確な事柄を伝えたものではないが、藤原氏の童の元服儀礼が如何にして成立したのかを伝える重要な内容を含んでいる。

「宇多天皇御記」は、藤原氏の元服の起源が藤原緒嗣であることを記している。延暦七年（七八八）、藤原緒嗣は元服と同時に正六位上に叙位され、内舎人に補任されている。筆者は以前、内舎人補任者とその氏族構成や、坂東掾任官について検討したことがある。⁽¹⁷⁾藤原氏は長良までは昇殿の翌年に内舎人に補任され、その後従五位下に叙位、良房は藏人のち従五位下に叙位、基経は元服後に藏人、のちに従五位下に叙位されている。良房・基経は内舎人に補任されておらず、公卿に昇進する藤原氏の内舎人補任は、九世紀末になくなっている。

大納言藤原実頼の第三男である斉敏について述べる。

『日本紀略』は、「天慶五年四月十八日乙丑、小舎人藤原斉敏加冠参入、召^(朱雀)御前」とある。小舎人斉敏が元服のために朱雀天皇の御前に参入した記事である。斉敏は二年後の天慶七年（九四四）二月二十八日、陽成院の延喜八年御給によって従五位下に叙位されている。『公卿補任』によれば、四月十四日にあらためて昇殿許可が下りている。⁽¹⁸⁾

藤原斉敏は、天慶五年（九四二）四月十八日に小舎人から元服し、天慶七年（九四四）二月二十八日に陽成院御給により従五位下に叙位され、四月十四日に改めて昇殿を許可されている。藤原斉敏の事例からは、小舎人・元服・叙位・昇殿のキーワードを読み取ることが出来る。

元服と同時の叙爵が藤原時平を「先例」としたことは、藤原氏と天皇家の双方の先例でもあった。小舎人藤原

敦忠は従五位下、小童藤原仲平は正五位下、小舎人藤原斉敏は従五位下に叙位されており、昇殿の際は小舎人もしくは小童の表記であった。移行期にある時平の事例では、そうした選択はなかったものの、小舎人は令制トネリの出身制度を模したもののように思われる。

二、童殿上の小舎人、蔵人所の小舎人

藤原敦忠と藤原斉敏は、元服の際に小舎人であった。あるいは小童仲平も小舎人なのかもしれない。小舎人は蔵人所に所属するトネリであり、そのほかの「所」にも小舎人の所属が知られる。⁽¹⁹⁾弘仁元年(八一〇)に設置された蔵人所の職員は、蔵人頭二人、蔵人八人、雑色八人、所衆二十人、そのほか出納・滝口・鷹飼などの構成である。仁和四年(八八八)十一月二十七日の蔵人所の整備によって、蔵人八人は五位蔵人二人、六位蔵人六人に分けられている。⁽²⁰⁾

「蔭孫無位」の公卿の子息は、寛平以後は蔵人八人の枠外として、「童殿上」としての昇殿を許されたことを、渡辺直彦は指摘している。⁽²¹⁾服藤早苗は、「蔭孫無位」が童殿上になったとする点は首肯できないとする。⁽²²⁾仁和四年(八八八)以前の「蔭孫無位」として、承和十二年(八四五)の無位源舒(十八歳)、仁寿二年(八五二)の無位藤原基経(十七歳)、仁寿三年(八五三)の無位藤原常行(十八歳)を列举し、彼らは無位であるものの元服後の成人であったと述べ、成人後も童殿上あるいは殿上童と呼ばれた事例はないことを根拠として、「蔭孫無位」が童殿上になったことを否定している。渡辺直彦が「蔭孫無位」が「童殿上」になったと述べたのは、元服如何を問題にした論証ではない。位階を基準とした蔵人所の階層を問題としているのであり、この場合の「蔭孫

無位」は、元服したかどうかではない。令の規定に年齢区分は存在するが元服の規定はない。律令官人の位階獲得について、養老選叙令34授位条は「凡授位者、皆限年廿五以上、唯以蔭出身、皆限年廿一以上」とあり、⁽²³⁾授位年齢は通常ならば二十五歳、蔭位の制によれば二十一歳という規定は存在する。そのことから、源舒（十八歳）、藤原基経（十七歳）、藤原常行（十八歳）という年齢での無位は、令の規定からすれば正常の範囲である。服藤早苗はまた、仁和四年（八八八）の蔵人所機構改革の前後に、「帝近侍児童」「帝左右年少」などの児童をもって童殿上の制度化を主張するが、東宮や天皇近侍の者であることと、蔵人所が「蔭孫無位」の童を統轄したこととは、別次元の問題であろう。

『侍中群要』には小舎人の職務が記されている。蔵人所における小舎人の様々な活動が見られるのだが、古記録に散見する小舎人の活動は、使者として遠方に派遣される場合もある。⁽²⁴⁾童殿上のために小舎人となっている子息が、こうした小舎人として活動したとは思えない。⁽²⁵⁾

『小右記』の寛和元年（九八五）正月三日戊申条は、

依レ召参レ殿、（中略）頃之罷出、依三聊儲三飲食一、引三賓客於細殿一、未時許所衆等引□儲□□□垣下饗同、
下官於三細殿一招三垣下一□□□羞三酒盃一、已及三沈醉一、不レ能三参内一、所衆等退帰之後、出三□□南廂一、同勸三
酒於垣下人々一、近衛『府』官人多来、依レ入三醉郷一、脱レ衣賜三近衛官人一、垣下人々相応、永頼朝臣先脱レ衣、
小舎人・仕丁等饗如レ例、見参雑色四人、衆十二人、小舎人二十二一人、垣下四位九人、五位三十七人、⁽²⁶⁾

とある。藤原実資が蔵人頭であった時に、実資の第宅において行なわれた宴会である。出席者のなかには、小舎人二十二人がいたことが記されている。

小舎人には「御蔵小舎人」もいたようである。『侍中群要』は、御器・御膳物は御蔵小舎人が関わりとし、定

額、つまり定員としての御蔵小舎人は、蔵人頭以下の職員が殿上において仰せ下し、それ以外の、つまり定員外の小舎人は名簿を下給するとある。

『朝野群載』は、小舎人月奏を載せている。

蔵人所

小舎人

定額従七位上中臣朝臣時正 上日 夜

定外

右、———如件、

長徳元年八月一日 出納正六位上惟宗朝臣

別当右大臣従二位藤原———正六位上———

蔵人頭———

(27)

とある。小舎人月奏は、小舎人に定額（定員）と定外（定員外）の区別があったことを記しており、人名があると思われる箇所は、定額に三行、定外に四行分の書き込み可能箇所があり、小舎人の定額・定外の総数は八となる。『権記』の長保二年（一〇〇〇）六月二十八日条は、「小舎人時正来、告源藏人一伝召之由一、即参入」とあり、小舎人時正は行成の内裏参入を促す使者となっている。『朝野群載』の小舎人月奏に定額の小舎人とある中臣時正は、『権記』にたびたび登場し、その際は「御藏小舎人」「小舎人」などとある。⁽²⁸⁾

『小右記』の長和三年（一〇一四）二月十五日辛未条は、

（前略）入レ夜資平従レ内罷出、出納海子範・御藏小舎人二人・小舎人四人奸ニ御所麿香・金青併納殿蘇芳茶碗・雑物等一、金青蘇芳等少々出来、或云、今日出納従者併仕丁於ニ左衛門府一拷訊云々、（後略）⁽²⁹⁾

とある。藏人所の出納・御藏小舎人二人・小舎人四人が御所に保管されている宝物を盗んだという記事である。すでにみたように、『小右記』の寛和元年（九八五）正月三日条には二十二人も小舎人がいたことがわかり、長和三年にもこの人数の小舎人が存在したならば、約四分の一の小舎人が罪を犯したことになる。時代は下るが、『兵範記』の仁安三年（一一六八）七月二十四日の記事は小舎人の定員を六人とし、天皇の代替わりの際は先帝の小舎人三人と春宮坊の小舎人三人を選定するとある。

貴族の子息は、童殿上後、殿上の間の日給簡に小舎人と表記されることになっていた。しかし童殿上の小舎人と藏人所所属の小舎人とは、藏人所に所属する点は同じだが、定額と定外とに区別されたのだと思われる。『西宮記』（卷十、殿上人事）に引用される「寛平御遺誠」は、

（前略）又曰、藏人八人之中、五位不レ可レ過ニ一兩一、其余殿上四位不レ可レ過ニ廿二人一、合三十人可ニ選用一、其備ニ顧問一、或要籍驅使之入耳、若無ニ其人一者、不ニ必盈員一也、小童十人以下在ニ此外一、其四位・五位・六

位加新階叙、改ニ朝服ニ者、自ニ内官ニ遷ニ外官ニ者、自ニ無官ニ預ニ有官ニ者、自ニ小童ニ為ニ冠者ニ例、除目給後宣旨、
其外留之間、必選ニ要否ニ、其去者申候藏人所者、特留ニ六位ニ之無官、令レ続ニ殿上前勞ニ、其余非レ有ニ異能ニ一
切停止、(後略)⁽³⁰⁾

とある。藏人八人のうち、五位藏人の定員は二人を一定としている。四位の殿上人は二十二人を過ぎてはならないとし、四位の殿上人と五位・六位藏人はあわせて三十人としている。殿上人の増大を防ぐための昇殿許可の人数枠を規制している。清涼殿の殿上間には日給の簡が掛けられており、藏人所配下の者の名前と上日・宿数を記録する簡が付けられることになっていた。「小童十人以下在ニ此外ニ」とある小童は、定員外の小舎人であることを示すと思われる。また「自ニ小童ニ為ニ冠者ニ例」とある。小童が冠者ニ元服することを示すものである。童殿上を予定した童は十人を過ぎてはならず、童殿上の人数は宇多天皇による規制がなされており、かつまた童殿上の小舎人は、「この外」の小童であったのである。童殿上の小舎人とトネリ活動の小舎人とは名称は同じでも、月奏では厳密に区別されていたのである。⁽³¹⁾

さきに示した藤原敦忠について、『日本紀略』の延喜十六年(九二六)三月五日己未条に、「又御ニ仁寿殿ニ、贈太政大臣藤原公第三男奏ニ散手舞ニ」とある。^(時平)敦忠が醍醐天皇に散手舞を奏上した記事である。敦忠について『公卿補任』(天慶二年)は、延喜二十一年(九三一)二月七日に「如レ元昇殿」とあり、ふたたび昇殿を許されたことがわかる。「寛平御遺誠」は小童が冠者ニ元服後は除目後に宣旨があるとしている。延喜十六年(九一六)三月五日に散手舞を舞った敦忠は、延喜二十一年(九二二)正月二十五日に小舎人であり、元服して従五位下を授けられると、二月七日にふたたび昇殿を許されている。⁽³²⁾位階の授与後、あらためて昇殿を許可されていることがわかる。藤原敦忠の事例からは、童舞・小舎人・元服・叙位・如元昇殿の手続きのあることがわかる。

童は、殿上において天皇とともに元服式を行なうことがある。即位後に元服した天皇は、清和・陽成・朱雀・円融・一条・後一条天皇である。⁽³³⁾紫宸殿での御元服ののち、殿上童の元服が内裏の便所で行われている。殿上童の元服が終了すると、天皇の御前に召されて禄が支給される。朱雀天皇の御元服の際の元服小舎人は計六人で、そのうち二人が公卿の子息であり、公卿の子息とそうではない小舎人の禄には差があったという。⁽³⁴⁾元服は差別なく行なわれたものの、禄に差があることから、殿上童には公卿の子息^{||}定外の小舎人と、そうではない小舎人^{||}定額の存在がわかるのではないだろうか。

天皇御元服にともなう元服は、身長四尺五寸の藤原氏童（勸学院小学生）も行なっている。彼らの元服は私宅にて行なわれたあと、勸学院別当に引率され、庭において天皇と対面している。その際、大臣から元服名と祖父名を一々問う儀が行なわれている。名簿奉呈によって元服名と祖父名を知り得るのが童殿上であったが、勸学院の小学生の場合にはそれがなかったことによる。勸学院の学生の中には、藤原師輔の子息公季（幼名宮雄）のように、五歳で入学した例もある。⁽³⁵⁾

三、名簿奉呈―内・院・女院―

1、名簿奉呈

藤原敦忠と藤原斉敏の事例にはみられなかったが、十世紀には公卿が子息の昇殿申請に名簿を捧呈することがあった。⁽³⁶⁾名簿捧呈の儀式は、主従関係を取り結ぶ重要な行為とされる。⁽³⁷⁾

『権記』の長徳四年（九九八）年十一月十九日条には、

（前略）次参_二殿上_一、次詣_二左_{（藤原道長）}□殿_一、鶴君_{（藤原頼通）}へ田つ、可_二昇殿_一、依_二相府命_一、書_二名簿二枚_一、へ□枚□東宮料、一枚内料□、即給_レ予、為_二奏聞_一也、大臣参内給、候_二御共_一、奏_二名簿_一、□□下給、即下_二出納允政_一、令_二権左中弁_一へ蔵人、付_レ簡、へ小舍人蔭□藤原朝臣頼□、⁽³⁸⁾

とある。蔵人頭藤原行成は殿上に参上したのち、左大臣藤原道長のもとへ行き、道長子息の頼通の昇殿許可を伝えていいる。行成は、道長の命により名簿二枚を書いており、一枚は東宮の料、もう一枚は内裏の料とある。その名簿は行成に託され、一条天皇に奏聞されることになった。行成は大臣道長の参内に随行し、天皇に名簿を奏上し、下給後の名簿は出納である允政に下されている。権左中弁の蔵人が殿上の間に付けた日給の簡には、「小舍人蔭□藤原朝臣頼□」と書かれてあったという。幼名を鶴（たづ）といった頼通に昇殿許可が下りたことを伝えられた道長は、能筆で知られる行成に名簿の作成を命じている。道長は父親であり、また蔵人所別当としてその名簿の書様を確認している。名簿にしたがって「小舍人蔭□藤原朝臣頼□」と記された簡が殿上間に付せられ、着簡は終了したのである。欠損文字は最初の□が「孫」、そのつぎは「通」であろう。

藤原頼通の事例によつて、昇殿許可と名簿奉呈とは表裏一体の関係にあることがわかる。昇殿者の名簿は天皇が確認したのは出納に下給され、それと同時に殿上の間、日給の簡を付ける作業も行なわれている。名簿に記載された元服後の氏名は、簡にも記され、蔭孫であることを記すとともに、小舍人の職名も付けられたのである。

2、童殿上の資格

のちに述べるように、藤原頼通と藤原頼宗は同日に童舞をしている。頼通の名簿奉呈の記述はあるものの、頼通の異母弟頼宗が童殿上や名簿奉呈をした記録はない。梅村恵子は、道長の子息について源倫子所生の頼通は正五位下、源明子所生の頼宗は従五位上に叙位されたことは、妻の正嫡差によることを指摘している。⁽³⁹⁾ 頼通と頼宗との年齢差はわずか一歳である。⁽⁴⁰⁾ 両者の元服日や任官日について比較してみると、頼通は長保五年(一〇〇三)二月二十日に十一歳で元服し、二月二十八日に侍従任官している。頼宗の場合は、寛弘元年(一〇〇四)十二月二十六日に元服し、翌二年正月に侍従に任官されている。⁽⁴¹⁾ 頼通と頼宗の場合は授位に差があるものの、昇進コースは定型に拠るためか、初任の際の正嫡差はみられない。童殿上の昇殿は、天皇だけでなく蔵人所別当の許可を必要としており、頼通と頼宗の場合は父道長が蔵人所別当である。童殿上の有無は正嫡差もあろうが、貴族の子息は必ずしも童殿上を行なったわけではなかったことがわかる。童殿上は十人とする『寛平御遺誠』の制限はとくに超過することもあるが、一定程度遵守されたといえる。

『小右記』の天元五年(九八二)正月二十日癸丑条には、

(前略) 先是左大臣孫小舎人信時、昨日加三元服、^(源雅信) 今夕参入、依太相府可被参入、不召御前、於腋陣賜_レ禄、無_二例禄_一、賜_二御衣_一、⁽⁴²⁾ (御単衣他、)

とある。左大臣源雅信孫の小舎人信時は、昨日元服を済ませ、今夕、内裏に参入する予定であった。しかし、太政大臣藤原頼忠の参入のために円融天皇の御前に召されることはなく、信時は腋陣において禄と単衣の御衣を賜ったとある。内蔵頭源時中の子である信時は、寛和元年(九八五)六月二十一日に頓滅している。『尊卑分脈』によると式部権少輔、備後介を歴任し、従五位上とある。⁽⁴³⁾ 信時が小舎人となったのは、蔵人所別当の源雅信の養子となったことによる。蔵人所別当の関係者が童殿上に預かる傾向を持つことは指摘できよう。

3、名簿の普遍化と書様

童殿上を強いて行なう理由があるとすれば、童と天皇が主従関係を結び、そのことを昇殿者にも知らしめることであつたと思われる。その主従関係を結ぶ名簿は、九世紀半ばの『将門記』にはその存在が確認される。

『吏部王記』の天慶七年（九四四）五月十三日は、東宮帯刀の募集のことが記される。

廿一日、送_二紀清名々簿於春宮大夫_一、兼案内可_レ加_二貢名_一乎、（44）
孫_二
へ簿注_二蔭位・姓名・年及故中務少輔恒躬

『吏部王記』の記主重明親王は二十一日になり、紀清名の名簿を春宮大夫藤原師輔宛てに送っている。その名簿には、童名ではない名が記され、蔭位・姓名・年および故中務少輔紀恒躬の孫であることを記したとある。二十日は歩射による試しを受けることを伝え、二十四日に朱雀院東対において歩射の試しが行なわれている。重明親王のもとには、紀清名という人物がおり、その名簿には蔭位と年、故中務少輔紀恒躬の孫と書かれている。当該期の名簿には、出仕後の氏名や蔭位、年、祖父の名や官職などを記したことがわかる。故中務少輔紀恒躬の孫とあるのだが、蔭位はどのように記されたであろうか。「蔭孫」か「蔭子」であるのか、ここでは不明である。

『九曆』の天徳三年（九五九）八月二十六日は、「宮雄名簿給勸学院事」とある。宮雄とは藤原師輔の子息公季のことである。彼の名簿は勸学院に提出され、その後、十月二十五日は公季の着袴が行なわれている。童殿上の童に限らず、名簿は春宮坊や勸学院などにも提出されており、名簿奉呈は一般に行なわれていた行為といえる。

名簿の書様について、『権記』の寛弘三年（一〇〇六）十一月二十日条には、

(前略) (藤原懷平) 左兵衛督男今日昇殿、注_ニ無位藤原朝臣經任_一、件名簿非_ニ先例_一、仍問_ニ武衛_一、答_ニ左金吾說_一也、(藤原公任)
童不_レ書_レ蔭云々、還_レ宅見_ニ旧宣旨_一、童不_レ書_レ位、但書_レ蔭、近則彼一家高遠実資懷平卿童殿上名簿、併公任
卿名簿、皆書_レ蔭、況他門人皆書_レ之、(45)

とある。左兵衛督藤原懷平の子息、経任の昇殿の名簿は「無位藤原朝臣経任」とあり、先例に則った書き方ではないとある。左金吾藤原公任の説であり、童の場合は蔭を書かないとの答えであった。藤原行成は宅内にある旧宣旨を参考に、童の名簿は位ではなく蔭を書くものとの自説を提示している。実例として、高遠・実資・懷平などの童殿上の名簿や、公任の名簿には蔭とあり、他門の人も同様であると記している。この記事からは、童の場合は無位とは書かずに「蔭」と記すことが名簿の原則とわかる。また藤原実資をはじめ、高遠・懷平も童殿上を行なったことが知られる。ただし、この場合にも「蔭孫」か「蔭子」であるのかは不明である。『公卿補任』によると、経任は治暦二年(一〇六六)二月十六日に六十七歳で薨去したことから、寛弘三年(一〇〇六)は七歳である。また六年後の寛弘九年(一〇一二)十一月二十一日、太皇太后宮の御給により従五位下に授位されている。昇殿とあり、童殿上や小舎人とは記されていない。

『中右記』嘉承二(一一〇七)年四月十日丙寅条には、

(前略) 今日若君可_下令_レ聽_ニ院昇殿_一給_上也、(中略) 此間時範朝臣依_レ召於_ニ東簀子敷_一書_ニ名簿_一二通_一、(一通院料、一通東宮料)書様在_レ裏、(中略)

裏書云、

蔭孫藤原朝臣忠通、

嘉承二年四月十日

書様如レ此、

長徳四年宇治殿童殿上時名簿書様、(行成書レ之、)

蔭孫藤原朝臣頼通、

故前太政大臣〔孫〕、

長徳四年 月 日

大殿併二条殿殿上時名簿同レ之、

当時殿下^(一〇八四) 応徳元年殿上名簿書様、

蔭孫藤原朝臣忠実、

関白孫、

応徳元年 月 日

此若君^(一〇九九) 康和元年十二月昇殿、

蔭孫藤原朝臣忠通、

前関白孫、

康和元年十二月 日

今度依^ニ長徳例^一、可^レ被^レ書^レ之^二處、大殿以^ニ当時殿下御養子^一、仍可^レ被^レ書^レ前太政大臣孫^一、然而^レ応徳元年御昇殿時、被^レ注^ニ関白孫^一、仍[□]後[□]可^ニ相違^一、然則只注^ニ御名并年^一□□□□□□^(前カ)白字也⁽⁴⁶⁾、

とある。殿下藤原忠実の子息忠通が白河法皇の御所の昇殿を許されたとある。平時範が召され、東簀子敷において名簿二通を書いたとあり、二通の内訳は白河法皇と東宮宗仁親王宛てである。名簿の書き様は裏書されており、

藤原忠通と藤原頼通の名簿の書き様を掲げて、藤原師実・藤原師通は頼通のものと同様とし、藤原忠実の名簿の書き様と再度の藤原忠通の名簿が記されている。ところが二通の藤原忠通の名簿には異同があるとし、後者は「前関白孫」と書き加えられている。『中右記』の記主藤原宗忠は、今回は藤原頼通の例によるべきだが、藤原忠実は当時師実の養子であったために前太政大臣孫と書き加えられることになった。ところが応徳元年（一〇八四）の昇殿の際は関白孫と記しており、前後で名簿の書き様が異なったことを記している。名簿の書き様について、藤原頼通は童殿上と明記するのに対し、大殿と二条殿は殿上とのみ記すことは注目される。また応徳元年（一〇八四）八月二十二日の藤原忠通の昇殿は、院と東宮のみであり、内裏昇殿がないことは注目される。当時堀河天皇は、前年新造の三条殿に行幸中であつた。

4、名簿奉呈―内・院・女院―

『中右記』の大治五年（一一三〇）正月三日条は、藤原頼長の名簿の事が記されている。すなわち、

（前略）今日大殿安也若君被_レ昇殿_一、可_レ早参_一之由、有_レ御消息_一、（中略）召_レ右中弁師俊朝臣_一令_レ清書_一、先々公卿雖_レ清書_一、只今依_レ無_レ其人_一、以_レ師俊_一令_レ清書_一、依_レ関白殿御子議_一、被_レ書_レ名簿_一、

蔭孫藤原朝臣頼長

前太政大臣孫

大治五年正月三日

名簿三通、内・院・女院料也、用_レ檀紙_一、有_レ裏紙懸紙_一、又被_レ問吉御令家榮朝臣、午時者、又居_レ円座_一、

召_二和泉前司道経_一（衣冠）、時於御髮、有_二夾形_一、殿下内々以_二名簿_一付_二頭弁_一御_二覽院_一、則出結、若君乘_二殿下御車_一給、予、右中将重通、左中弁実光、右中弁師俊、右少弁宗成、（師俊・宗成非_二院殿上人_一）入_レ從_二皇居三条第西門并西中門_一、渡_二南庭_一、殿下御_二殿上_一、予以_二名簿_一付_二頭弁_一奏聞之後、給_二五位藏人大学頭資光_一、若君着_二殿上_一給、（端座下大盤末程、）資光取_二名簿_一付_レ簡、小舎人蔭孫藤原朝臣頼長、次日給、其後有_レ召、令_レ参_二御前_一給、若君被_レ参、（後略）⁽⁴⁷⁾

とある。若君、藤原頼長の昇殿の知らせが大殿忠実よりもたらされている。右中弁師俊は内裏と院・女院への名簿を三通書いている。まず内裏での昇殿を済ませており、その際名簿は頭弁より奏聞後、五位藏人で大学頭の資光に下給され、資光は名簿に従い「小舎人蔭孫藤原頼長」の簡を付し、日給ののち御前に召されている。その後は院御所と女院の殿上にも名簿を持参し、それぞれ簡に付されたことが記されている。頼長の事例では内裏、院、女院の三通の名簿を作成している。藤原頼通の時の名簿は内裏と東宮の二通であったが、院宮家政機関である「所」の成立にともない、院や女院に名簿を奉呈することになったようである。⁽⁴⁸⁾万寿三年（一〇二六）、上東門院の殿上始の昇殿者は九十二人で、殿上における簡は「其体如大内」であったという。⁽⁴⁹⁾

藤原経任と藤原頼長の場合、昇殿手続きは同じだが、小舎人と着簡の手続きは、経任の場合にはみられない。昇殿の名簿は提出され、小舎人や着簡の儀がみられないことから、名簿を提出して昇殿を許可されただけで、そのほかの儀は省略された場合もあったと思われる。簡略化された童の昇殿は、左記のようである。

昇殿許可…名簿奉呈 ↓ 恒例叙位日による叙位

四、童舞と十一世紀の童殿上

1、童舞の小舎人

さきに藤原敦忠が元服以前に童舞を行なった史料をみた。昇殿許可と名簿奉呈、着簡を終えると童殿上の手続きは完了したが、それだけではなく童舞も要素の一つと思われる。

『日本紀略』は、

長保三年十月七日甲辰、(東三条院)院御賀宴試楽、今日、(藤原道長)左大臣息舞_二陵王、納蘇利_一、(一条)天皇有_二叡感_一、賜_二御衣_一、左大臣不堪_レ感、於_二庭上_一、唱_二天長地久之由_一、_二舞_一、彼童舞、左頼通、右頼宗云々、(50)

とある。十月九日に開催予定の、東三条院詮子の四十賀を前に試楽が行なわれている。その日、左大臣藤原道長の子息二人が陵王、納蘇利を舞い、天皇から御衣を賜ったことが記されている。舞を舞ったのは、さきに童殿上を行なった頼通と、幼名を巖君といった頼通の異母弟頼宗である。『権記』は、前日の六日、左大臣第の東対南廊において、鶴君と巖君の陵王・納蘇利の拍子合わせが行なわれたことも記している。童殿上の子息は、あまり時期が下らないうちに童舞を行なったことが注目され、この点はほかの事例でも確認できる。舞を舞うことは、肉体的な成長のあることを知らせる役割を果たしたことが考えられる。

貴族の子息が元服前に内裏清涼殿の殿上間に昇殿する許可を得ることが童殿上である。あらかじめ天皇に昇殿許可を得て名簿奉呈を行ない、名簿をもとに元服後の氏名が殿上の間、日給の簡に記され、その際は小舎人某と記される。のち童舞が行なわれ、元服後は叙爵・侍従任官後に昇進ルートを進むことになる。以上のことから、

元服以前は、

小舎人昇殿許可 ↓ 名簿奉呈・着簡 ↓ 童舞 ↓ 元服

という手続きが存在したのである。小舎人昇殿許可と名簿奉呈とは短期間（頼通の場合は同時）のうちに行なわれ、元服は昇殿から数年を要し、童舞は元服以前に行なわれている。

童殿上の昇殿許可は宇多天皇による制限が加えられており、昇殿許可は童の欠員が生じたときに限られたのではないだろうか。

『九曆』の天曆二年（九四八）八月十九日条には、

午時随身高光参内、予依_レ例自_ニ近衛御門末_一、小童自_ニ上東門_一令_レ入、先参_ニ藤壺_一、此間天皇御_ニ此舎_一、令_ニ伊尹・兼通参_ニ上殿上_一、聊調_ニ酒食_一出_ニ殿上_一、依_ニ寂然_一也、高光依_レ召候_ニ御前_一、随_レ仰暗_ニ誦文選_一都賦序_一、帝感歎云々、⁽⁵¹⁾

とある。藤原師輔の子高光も童殿上をしている。小童の傍注には「高光童殿上事、有_ニ殿上酒肴_一」とあり、童殿上を行ない殿上では酒肴のあったことを記している。正午ころ、師輔は高光を伴い参内し、師輔は近衛御門から参入、小童高光は上東門から参入したとある。そして、飛香舎（藤壺）に居住する藤原安子のもとに参上する間、村上天皇の出御があつた。また藤原伊尹や兼通も殿上に参上し、師輔は酒食を整えている。高光が御前に伺候して文選の暗誦をしたところ、天皇は感歎したとある。天徳元年（九五七）十一月二十七日の賀茂臨時祭は、「初此家息子五人（兼通・忠君・高光・兼家・遠量、）入_ニ舞人_一、而依_ニ妹喪_一、被_レ改_ニ入他人_一、舞人甚不調也云

々」とある。この家（九条師輔の家）の兼通・忠君・高光・兼家・遠量など五人の子息が一度に舞人となったものの、妹の喪により他の人に改められたとある。藤原高光は応和元年（九六一）十二月五日、比叡山の横川で二十三才の時に出家している。⁽⁵²⁾ 年令から逆算すると、天曆二年（九四八）の藤原高光は十歳である。また天徳二年（九五八）正月十九日に昇殿とあり、右近衛少将兼備後介、従五位上とあつた。⁽⁵³⁾ 藤原師輔の子高光の場合、十歳で昇殿して十九歳で舞人に選ばれ、再びの昇殿は二十歳であつたことが知られる。元服については不明である。

藤原兼家の子息道綱は、『公卿補任』に安和二年（九六九）八月十三日の童殿上とある。道綱はこのとき十五歳である。『蜻蛉日記』は、わが子道綱の貴族社会における儀式への参加の様子を記した箇所がある。⁽⁵⁴⁾ 日記を見る限りにおいて、童殿上以後の道綱は、そう頻繁に内裏に参上したわけではなかつた。道綱は天禄元年（九七

〇）の内裏賭弓に童舞を舞っており、天禄元年に比定される『蜻蛉日記』は、「されば、次に舞ひて、おぼえによりてにや、御衣たまはりたり。内よりは、やがて車の後に陵王も乗せて、まかでられたり。ありつるやうかたり、「わが面をおこしつること。上達部どもの泣きらうたがりつること」など、かへすも泣くかたたる。（中略）その夜も、後の二三日まで、知りと知りたる人、法師にいたるまで、「若君の御よろこびきこえに、」と、おこせいふを聞くにも、あやしきまでうれし」とある。童舞当日の道綱は、一条天皇から御衣を賜り、その夜から三日間にわたって道綱の童舞を祝う客が詰めかけた様子と、道綱母の喜びが書き記されている。貴族社会では、童舞を合図として元服に向けて予祝を行なつたことが認識できよう。

『蜻蛉日記』九三段目は相撲節会の記述であり、母は道綱を父兼家のもとへ行かせている。道綱は節会終了後、他の人の車に乗せてもらい帰宅し、また別の日には蔵人所の雑色に送ってもらい、父兼家は子の道綱に同行していない。内裏賭弓から相撲節会に至る間、『蜻蛉日記』には道綱が内裏に出仕した記述はみられない。九五段目

は「この大嘗へに院の御給ばり申さん。おさなき人に冠せさせてん十日の日」とあり、道綱が大嘗会の際に冷泉院御給により従五位下に叙位されたことが知られる。九七段目は「冠ゆへに人もまだあいなしと思ふ公事のわざもならへとて、とかくすれば、いと心あはただし」とあり、元服を前に公事を教わる様子が書かれている。藤原道綱は、童舞後から相撲節会までの間に内裏に参上した様子はみられず、大きな行事の時のみに内裏に参上したようでもある。

『小野宮年中行事』に引かれる「宇多天皇御記」の寛平元年（八八九）四月十九日庚辰条は、「又太政大臣息忠平齡始十歳、為_二納曾利舞_一、騰躍迅速、節不_二錯違_一、又賜_レ禄云々」とある。十歳の藤原忠平は、小舎人源敏相とともに納蘇利を舞ったことが記されている。『日本紀略』は「殿上小童為_二舞人_一」とあり、忠平も小舎人であつた可能性がある。

『侍中群要』は、殿上賭弓の舞は小舎人が舞うことが記されている。藤原道綱は賭弓の際に童舞を舞っている。殿上における諸行事・東宮童相撲・寺供養・庚辰御遊・臨時楽・女房歌合など、童舞はさまざまな宴で広く行なわれており、童殿上の童に限られたわけではなかつたようである。⁽⁵⁵⁾昇殿許可のない童も童舞は行なっている。『尊卑分脈』にみられる「童殿上」の文言に注目すると、摂関家の子息を中心に童殿上が行なわれ、それ他の子息も童殿上を行なっている。藤原道長の子頼宗のように童殿上を行なわない事例もみられるが、その場合も叙位・任官・昇殿手続きは同じである。

2、十一世紀の童殿上

『権記』の寛弘八年（一〇一一）八月十三日条には、「宮犬被_レ免_二殿上_一之由、小舎人良兼来告、給_二疋絹_一、仕人信濃布五端」とある。宮犬とは藤原行成の子息良経の童名であり、小舎人良兼が良経の昇殿許可の報をもたらししたことが記されている。八月二十三日には、

宮犬元服也、（中略）則参_二一条院_一、申_三案内於丞相_一、午時前大和守景齋朝臣来、即令_レ理_二小童髮_一了、令_二前備後守、政職朝臣_一被_レ物、_レ蘇芳染綾掛一重、茜染袴一具_一将_二参大内_一、此童装束一襲、於_レ家所_レ調也、青色織物、袍蘇芳薄物下襲、_レ加_二黒半臂_一浮文表袴、茜染単合、裃大口等、染色等皆家功也、於_二鴨院_一令_二裁縫_一、是依_二不知寸法_一、暗難_二裁縫_一也、（中略）参内、（中略）可_レ被_レ参之由云々、参_二殿上_一、告_二頭弁_一、令_三藏人朝光給_二小童日給_一童者六月十一日為_レ着_レ簡、以_二名簿_一令_レ献_二内併東宮_一々々即日付_レ簡、内今月十一日付云々理須宮初_レ付_レ簡、待_二初参_一付之也、（中略）頭弁云、小童榮爵宣旨、未_レ参之前被_レ下了、_レ是皇太后御給也、正月所給成、一昨触_二申大夫納言_一、々々令_二頭弁伝奏_一也、_レ（中略）下官申_二案内於丞相_一、将_二参小童於東宮_一令_レ煩_二日給_一退出、小舎人秋成持_二御冠_一来向（中略）亥剋小童加_二首服_一、加冠皇太后大夫、理髮侍従資平朝臣、_レ（四位）⁽⁵⁶⁾（後略）

とある。あらかじめ、良経の昇殿日を六月十一日と選び名簿奉呈を行なったが、内裏の簡は八月十一日に、また東宮の簡は六月十一日に付されたとある。実際には初参内を待ち着簡するものであることを、行成は述べている。良経の名簿は内裏と東宮の二通作成され、皇太后宮藤原遵子の当年御給は正月に給わっており、叙爵手続きはすでに済ませていた。行成は、八月二十四日にも良経をともない左大臣道長、皇太后遵子に元服の慶申を行なっている。名簿奉呈を行なった藤原行成の子息良経の事例は、藤原頼通の場合とは異なる。

藤原頼通の場合

童殿上⇨名簿奉呈⇨着簡⇨童舞⇨元服

藤原良経の場合

童殿上⇨名簿奉呈⇨着簡⇨元服

良経の場合は童舞を省略し、元服儀礼を中心とした儀式が短期間で行なわれたことを知り得る。十一世紀段階の童殿上は童舞が省略され、簡略化されているのである。

むすび

「蔭孫」童を披露する手続きが童殿上である。それについてまとめておきたい。

平安時代の童殿上は、元服以前の童が小舎人として殿上に侍ることの出来る資格である。童は昇殿許可が下りた際には名簿奉呈を行ない、その名簿には「蔭孫」と記し、誰の孫であるのかも記されていた。その名簿をもとに、日給の簡には「小舎人」の職名が記され、元服後に予定された氏名が付された。のちに童舞を披露し、貴族社会へのお披露目を行なってから元服し、叙位任官されたのである。昇殿の許可は、天皇および蔵人所別当の許可が必要であった。童殿上の資格は各公卿の子息や孫の中から一人といった具合で選ばれており、法則性はない。宇多天皇の『寛平御遺誠』によると、童殿上は十人前後と制限が加えられていたためである。しかし父親や祖父

が蔵人所別当を兼ねたときには、より有利に童殿上を行なうことができたのも事実であろう。道長の子息のうち、ただ一人頼通のみが童殿上を行なっており、のちに摂関家の正妻の子が童殿上を行なうと意識されたと思われる。摂関家以外の子息も童殿上を行なってはいるが、童殿上は摂関家に独占される形になったのではなからうか。

律令制以来、律令官人の出身方式の一つにトネリ出仕があり、有力貴族の子弟は、トネリのうち内舎人に任用されたのちに令制官の判官に昇進している。トネリを出身することの重要性は、平安時代になると希薄化した。が、蔵人所が成立すると、貴族は昇殿のための童殿上という儀式を獲得し、形式上はトネリとなっている。童が小舎人として貴族社会の一員となることは、天武朝以来の出身方法Ⅱトネリとして仕えることを、結果としては選択しているのである。令制以来の内舎人出身コースは、貴族によって放棄（藤原長良が弘仁十二年十九歳で昇殿、翌十三年二十歳で内舎人に任官したのが最後）されたのであるが、ふたたび貴族社会の一員となる際にはトネリとして、天皇との主従関係を結ぶことを選択しているといえる。

十世紀の童殿上に関わる手続きは、

小舎人昇殿↓名簿奉呈・着簡↓童舞↓元服

である。昇殿から元服までの期間が四、五年という一定期間のもとで行われてきている。

ところが、十一世紀の童殿上は、

昇殿許可…名簿奉呈…着簡 ↓ 元服（恒例叙位日による叙位）

である。昇殿から元服までは数ヶ月、あるいは元服の当日に童殿上の手続きがとられるように変化している。藤原行成の子良経の事例では、八月の元服式であったが、その年の正月、すでに御給による叙爵手続きは済ませていた。童殿上の簡略化の背景には、内裏再建の断絶、里内裏の日常化、殿上の際の院・女院などへの拡散の事情

もまた含まれるのであろう。

令規定の蔭子は四位・五位の子、蔭孫は三位以上の子・孫である。延暦十九（八〇〇）年に四位の孫にも蔭位資格が拡大されるのだが、蔭子・蔭孫の実質的な意味は失われ、童の昇殿許可の場合は蔭孫に集約されることになる。童殿上において名簿に記載された「蔭孫」とは、父祖以来の朝廷との関わりを有した証しなのである。

童殿上は、貴族の子であって官職を持たない童が、代々天皇に仕えた貴族の子孫である証し「蔭孫」身分として、内裏清涼殿の殿上間の昇殿を許された、無位無官の童が内裏に出入りすることになったのである。童身分は公的に認められ、童殿上は令制の出身法式の遺制から通過儀礼としての元服儀へ転換したといえる。

註

(1) 野村忠夫「蔭子孫・位子・白丁―官人の出身区分―」『律令官人制の研究』（増訂版、吉川弘文館、一九六七年）二四九〜五〇頁。

(2) 土田直鎮「奈良時代における舎人の任用と昇進」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九五〇年）一一八〜一二〇頁。

(3) 令条文の不明瞭な部分に格が出されている。仁藤敦史「蔭位授与制度の変遷について―慶雲三年格を中心に―」（『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年、初出は一九八九年）一八七〜九頁。

(4) 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」（『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年）二二九〜三二頁。

(5) 服藤早苗「元服と家の成立過程―平安貴族の元服と叙位―」（二九一〜四頁、同「転換期における王権と元

服」(『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出は一九八九年、一九八八年)三一―四頁、および小林茂文「古代子ども論序説」(『周縁の古代史―王権と性・子ども・境界』有精堂、一九九四年)一九八―二〇二頁。

- (6) 所京子「所の成立と展開」(『平安朝「所・後院・俗別当」の研究』勉誠出版、二〇〇四年、初出は一九六八年)六四―七七頁、渡辺直彦「蔵人所の成立をめぐる」四三―六八頁、同「蔵人所別当について」(『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版、吉川弘文館、一九七八年)四四―七五頁、玉井力「道長時代の蔵人に関する覚書―家柄・昇進を中心として―」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出は一九七八年)一九九―二〇二頁、古瀬奈津子「昇殿制の成立」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八七年)三四―五二頁、今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理―昇殿制の歴史的意義の再検討から―」(『歴史学研究』六六五号、一九九四年)六三―七頁、白根靖大「院政と昇殿制―院政系列の秩序体系の形成―」(『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九九四年)一六〇―六頁、および佐藤全敏「所々別当制の特質」(『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年、初出は一九九七年)一二―三三頁。

- (7) 工藤重矩「蔵人所の文学的活動について」(『平安朝律令社会の文学』ペリカン社、一九九三年)二八―三二頁。

- (8) 『国史大辞典 第七卷』(吉川弘文館、一九九〇年)五六四―五頁。「昇殿」の項。

- (9) 橋本義彦「昇殿と殿上人」(『歴史と地理』二四九号、一九七六年)三二―六頁。

- (10) 加藤理「「わらは」の生活」(『「ちび」と「わらは」の生活史Ⅱ日本の中古の子どもたちⅡ』慶応通信株式

会社、一九九四年）二二五〜九頁。

(11) 服藤早苗「童殿上の成立と変容―王権と家と子ども―」一一三〜一五頁、同「童殿上の成立と命名―王権と子ども―」一五一〜六頁。（『平安王朝の子どもたち』吉川弘文館、二〇〇四年、初出はいずれも一九九七年）。

(12) 「柱史抄」『群書類従 第七輯 公事部』（続群書類従完成会、一九八七年）五四四頁。

(13) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 後篇』（吉川弘文館、一九八七年）六〇三頁。仁和二年（八八六）正月二日壬午条

(14) 弥永貞三「仁和二年の内宴」（『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八年）八七〜九一頁。

(15) 服藤早苗註（5）前掲論文。

(16) 『新訂増補国史大系 扶桑略記』（吉川弘文館、一九九九年）一六〇頁。

(17) 拙稿「内舎人と東国」（『野田市史研究』一五号、二〇〇四年）四八〜五一頁。

(18) 藤原齊敏は、天延元年（九七三）に薨去しており、逆算すると延長六年（九二八）生まれである。また元服年齢は十四歳である。

(19) 所京子註（6）前掲論文。

(20) 蔵人と六位蔵人、および童殿上の関係については、渡辺直彦註（6）前掲論文。

(21) 渡辺直彦註（6）前掲論文。

(22) 服藤早苗註（11）「童殿上の成立と変容―王権と家と子ども―」（『平安王朝の子どもたち』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九七年）。

(23) 『新訂増補国史大系 令義解』（吉川弘文館、一九八八年）一四四頁。

(24) 渡辺直彦「藏人所牒の研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版、吉川弘文館、一九七八年) 四八五〜七頁。

(25) 『新訂増補国史大系 本朝世紀』(吉川弘文館、二〇〇三年) 八八〜九〇頁。天慶五年(九四二) 四月九日の賑給使派遣には、十人の小舎人の名がみえる。

(前略) 此日有勅、召内給所錢百貫文、為使藏人所雑色等、差小舎人併諸衛物節、分給東西飢饉疾疫之輩、就中、

左京一條料錢廿貫文(加北辺併獄所料、)

使雑色内舎人平佐忠、小舎人宇治善種

左衛門番長車持常用

二條料錢六貫文

使雑色左近衛将監藤原中孚、小舎人中臣良通

左兵衛番長早部貞房

三四條料七貫文

使散位藤原清平、小舎人檜原是茂

左衛門番長若倭部滋利

五六條料八貫文

使散位橘定平、小舎人文部宗時

左兵衛番長阿刀益永

七八九條料十九貫文（加悲田料）

使蔭子橘公輔、小舎人長尾元生

左衛門府掌高橋清則

右京一條料十三貫文（加北辺併獄所料）

使雜色内舎人藤原輔道、小舎人秦吉影

二條料五貫文

使蔭孫南淵忠助、小舎人物部良茂

右兵衛番長桑原利貫

三四條料六貫文

使山城権大掾安倍恒春、小舎人佐伯春卿

五六條料四貫文

使蔭子藤親公、小舎人別福濟

右衛門番長秦安道

七八九條料十二貫文（加悲田料）

使蔭孫平佐道、小舎人財部保家

右衛門番長丈部福貞

件賑給、依仁和五年例被行、但至于料錢、随居住條里人之多少、所被分配也、

とある。賑給使は藏人所の雜色と小舎人の構成を基本とし、兵衛府か衛門府の番長も随行していることが

わかる。ここにみられる小舎人は、宇治善種・中臣良通・檜原是茂・文部宗時・長尾元生・秦吉影・物部良茂・佐伯春卿・別福濟・財部保家などの人物である。少なくとも撰関家や上級貴族の氏族ではないことがわかる。

(26) 『大日本古記録 小右記 一』(岩波書店、一九九二年) 七一頁。

(27) 『新訂増補国史大系 朝野群載』(吉川弘文館、二〇〇三年) 一一八〜九頁。(巻五、朝儀下) 「小舎人月奏」

(28) 『史料纂集 権記 二』(続群書類従完成会、一九八七年) 一三二〜三、三八頁。長保三年(一〇〇一)十月一日戊戌条、同年十月十八日条。

(29) 『大日本古記録 小右記 三』(岩波書店、一九九二年) 一九一頁。

(30) 『改訂増補故実叢書 西宮記』(明治書院、一九九二年) 一三三頁。(巻十、殿上人事)

(31) 月奏については、縣和恵「藏人の職務としての日給と月奏」(『聖心女子大学大学院文学・史学』六、一九八四年) 五六〜六一頁、渡辺直彦註(7)前掲論文、および佐藤全敏註(7)前掲論文。

(32) 藤原敦忠は天慶六年(九四三)に三十八歳で死去しており、そのことから逆算すると延喜六年(九〇六)に誕生、元服年齢は十五歳であったことになる。

(33) 天皇の元服については、詫間直樹「天皇元服と撰関制―一条天皇元服を中心として―」(『史学研究』二〇四号、一九九四年) 四四〜五一頁。

(34) 『神道大系 北山抄』(巻四、拾遺雜抄下、天皇御元服) 二三五〜六頁。

(35) 桃裕行「平安時代初期の大学寮の盛容と大学別曹の設立」『上代学制の研究(修訂版)』思文閣出版、一九

九四年)二六一頁。

(36) 服藤早苗註(5)「転換期における王権と元服」(『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出は一九八八年)。

(37) 中田薫「「コムメンダチオ」と名簿奉呈の式」(『法制史論集 第二巻』岩波書店、一九七〇年)九三五〜四二頁。

(38) 『史料纂集 権記 一』(続群書類従完成会、一九八八年)一〇五〜七頁。

(39) 梅村恵子「撰関家の正妻」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)四四六〜五一頁。

(40) 『新訂増補国史大系 公卿補任 一』(吉川弘文館、一九八八年)三二二頁によると、頼通は治暦元年(一〇六五)に七十三歳で薨去しており、正暦四年(九九三)生まれである。

(41) 『大日本古記録 御堂関白記 上』(岩波書店、一九七七年)一〇〇頁によると、頼宗は寛弘元年(一〇〇四)七月二十五日に名簿を奏上したとある。同年十一月二十日には「巖・苔等加冠事定」一一八頁とある。

同時期に元服した頼信が昇殿を許されるのは、元服した翌二年七月二十八日である。

(42) 『大日本古記録 小右記 一』(岩波書店、一九九二年)九頁。

(43) 『新訂増補国史大系 尊卑分脈 第三篇』(吉川弘文館、一九八七年)三八八頁。

(44) 『史料纂集 吏部王記』(続群書類従完成会、一九七四年)一二四頁。

(45) 『史料纂集 権記 三』(続群書類従完成会、一九九六年)一二五頁。

(46) 『大日本古記録 中右記 七』(岩波書店、二〇一四年)五五〜七頁。

- (47) 『増補史料大成 中右記 六』(臨川書店、一九九一年) 一四三〜四頁。
- (48) 栗山圭子「所始について」(『中世王家の成立と家政』吉川弘文館、二〇一二年) 一二九頁。
- (49) 大島幸雄「藤原頼通とその日記」(『史聚』二九号、一九九五年) 二六〜八頁。
- (50) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 一九八頁。
- (51) 『大日本古記録 九曆』(岩波書店、一九九五年) 九〜一〇頁。
- (52) 「大鏡異本陰書」『大日本史料 第一編之十一』(東京大学出版会、一九七一年) 五頁。
- (53) 「三十六人歌仙伝」『大日本史料 第一編之十』(東京大学出版会、一九七一年) 四二四頁。
- (54) 以下、論文中に引用する『蜻蛉日記』は、新日本古典文学大系『蜻蛉日記』(岩波書店、一九八九年)である。
- (55) 大日方克己「相撲節」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年) 一〇一頁。
- (56) 『増補史料大成 権記 二』(臨川書店、一九九二年) 一七九〜八一頁。

第八章 輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車

はじめに

輦車れんしゃは「てぐるま」と読むことができ、平安時代に内裏で利用された車である。内裏は徒歩が原則であり、輦車は許可を得た者が乗用することができた。

平安時代の儀式書『西宮記』によると、輦車は「親王大臣中、老宿人有_二此恩_一」とあり、老宿の人を対象としたとある。「新儀式」(『群書類従 第六輯 公事部二』続群書類従完成会、一九八七年、二五七頁)は、「親王大臣有_二別勅_一聽_下乗_二輦車_一出_二入宮中_一、帶劍_上事、親王、太政大臣、大臣若有_二国_一之元老、朝之重臣_一、別聽_下乗_二輦車_一出_中入宮中_上、又王卿之中、有_レ事次聽_二帶劍_一者」とある。十世紀の段階で、親王・太政大臣および大臣のなかでも国家の元老・朝廷の重臣を宣旨対象としており、そのほか僧侶も対象である。初めは女性を対象とした宣旨であったが、大臣や僧侶に拡大したことは、内裏において政務や儀式が行なわれたことと無関係ではない。⁽¹⁾ それでは、宣旨対象者はどのような状況で輦車宣旨を許可されるのであろうか。

徒歩以外の内裏の出入り方法は、輦車宣旨のほかには牛車宣旨がある。輦車に乗り換えるのが輦車宣旨であるのに対し、牛車宣旨は乗車のまま内裏に出入りすることが出来る。藤原忠平を初見とするが、牛車宣旨は輦車宣旨と同様に親王・大臣・僧侶を対象としている。また『国史大辞典』「牛車宣旨」は『台記』仁平元年(一一五⁽²⁾)一)二月二十七日条を典拠として、「輦車の宣旨を受けてから牛車を勅許されるのを例とした」とある。輦車宣旨後に牛車宣旨の許可が下りる例であったのかどうかについては、両宣旨を受けた者について考察する必要があ

ろう。両宣旨の出された時期は同時期であるため、平安中期になると、両宣旨の出入り門についての疑義が生じる。両宣旨は出入り門についてどのように明記したのか、実例をあげて考察する。

輦車宣旨は大別して男女二種の宣旨形式があると渡辺直彦は指摘している。そして男性を対象とした宣旨形式のなかに、中重輦車があるという。⁽³⁾侍読や天皇の外祖父は、稀にこの宣旨を蒙るとするが、四例が知られるこの宣旨は、どのような状況下で許可されたのかについて考察する。

本論の第一節では輦車宣旨対象者について、第二節では牛車宣旨対象者を考察する。第三節では輦車宣旨と牛車宣旨の関係と出入り門、僧侶の輦車宣旨と牛車宣旨について考察する。第四節では中重輦車を考察する。

一、輦車宣旨対象者

輦車宣旨の対象者は、侍読・親王、入道親王、大臣にわけて作表している。親王は官職を持つ者と皇太子に大別しており、ここでは官職を持つ親王について述べる。

1、侍読・親王の輦車宣旨

菅原清公は、『尊卑分脈』によれば、嵯峨・仁明両天皇の侍読であったという。『続日本後紀』の薨伝は「老病羸弱、行步多_レ艱、勅聽_下乘_二牛車_一到_中南大庭梨樹底_上」（承和九年十月十七日条）とあり、老病で歩行困難のため牛車に乗って南庭梨の木の下までの出入りを許されている。薨伝は牛車に乗ることが許された日付を承和六年

表1 輦車宣旨 侍読・親王

官職を持つ親王								侍読	人名	官職	位階	年齢	父	宣下年月日	宣旨内 出入門	出典	備考
8	7	6	5	4	3	2	1										
為平親王	元長親王	敦実親王	是忠親王	本康親王	仲野親王	賀陽親王	葛原親王	菅原清公	文章博士	従三位	七十		承和六年(八三九)正月七日頃力	不明	続日本後紀		
式部卿	式部卿	式部卿	式部卿	式部卿	式部卿	治部卿	大宰帥										
一品	二品	一品	一品	一品	二品	二品	一品										
二十七	七十一	四十七	不明	不明	七十三	七十一	六十五										
村上	陽成	宇多	光孝	仁明	桓武	桓武	桓武										
天元元年(九七八)十一月二十八日	天禄二年(九七一)十一月二十四日	天慶二年(九三九)十一月八日 天慶九年(九四六)十二月	延喜八年(九〇八)正月十七日	寛平元年(八八九)十月十九日	貞観六年(八六四)正月頃力	貞観六年(八六四)四月二十七日	嘉祥三年(八五〇)五月十七日頃力										
不明	不明	不明	不明	不明	宮中	宮中	入宮										
日本紀略	公卿補任・日本紀略	小右記・本朝世紀・日本紀略	西宮記裏書	公卿補任	日本三代実録	小右記	日本文徳天皇実録										
		輦車参入は十一月二十日、一回は宣旨	免列宣旨とともに														

(八三九) 正月としている。清公はその年の正月七日に従三位に叙位されており、叙位儀の当日かそれ以前の宣下と推察される。「南大庭梨樹底」とあり、内裏の南に位置する紫宸殿前の南庭のことと思われ、梨の木があったと推測される。『続日本後紀』はこの日、仁明天皇が紫宸殿に出御して白馬を観、百官に宴を賜ったことを記している。叙位儀は節会とともに行われることになっており、清公は叙位儀の際に車で紫宸殿前の庭に出入りしたことになる。牛車と記されていることから、渡辺直彦は中重の宣旨に分類している。⁽⁴⁾ 内裏に出入する際は宮城門、宮門、閤門の計三つの門を経る必要があり、宮城門の石壇を牛が通過することは困難であることから、輦車の可能性もある。

つぎに、親王に対する輦車宣旨について八例の事例を検討する。親王のうち初めて宣旨を下されたのは、葛原親王(桓武天皇の子)である。嘉祥三年(八五〇)の宣下の際、「久在_ニ式部_一、諳_ニ職務_一、凡在_ニ旧典_一、莫_レ不_ニ達練_一、挙朝重_レ之、勅賜_ニ輦車_一入_レ宮。礼儀異_ニ諸親王_一」(『新訂増補国史大系 日本文徳天皇実録』吉川弘文館、一九八八年、五三頁)とある。葛原親王は、弘仁三年(八一二)正月から嘉祥三年(八五〇)五月十七日に大宰帥に任官されるまで式部卿に在任している。宣旨許可は、大宰帥転任以前とするのが穏当であろう。しかしその

表2 輦車宣旨・入道親王

人名	宣下年月日	宣旨内出入門	出典	備考
1 入道覚真親王 (敦実親王)	天曆九年(九五五)十二月二十日	不明	北山抄(年中要抄下)十二月十九日御仏名事	遍照の例による。村上天皇の召しによる
2 入道性信親王 (師明親王)	治曆四年(一〇六八)二月二十三日	不明	孔雀經法記 扶桑略記 仁和寺御伝	孔雀明法による。後冷泉天皇の病氣平癒、同時に牛車宣旨

年は三月二十一日に仁明天皇が崩御し、即位した文徳天皇は雅院から中殿に移御している。文徳天皇が内裏に居住し始めるのは、四月十一日以降である。葛原親王が嘉祥三年（八五〇）五月十七日に大宰帥に任官された際、時康・仲野・賀陽・人康・本康の五親王も一斉に任官されている。薨伝は「礼儀は諸親王と異なる」としており、一斉任官の折に宣下されたのではないだろうか。

仲野親王（桓武天皇の子）は、『日本三代実録』の貞観九年（八六七）正月十七日戊午条の薨伝に、

（前略）六年^{（貞観）} 勅聴_下乘_二輦車_一出_中入宮中上、親王能用_二奏壽宣命之道_一、音儀詞語足_レ為_二模範_一、当時王公罕_レ

識_二其儀_一、勅_二參議藤原朝臣基経、大江朝臣音人等_一、就_二親王六條亭_一、受_二習其音詞曲折_一焉、故致_二仕左大臣藤原朝臣緒嗣_一授_二此義於親王_一、々々襲持不_レ失_二師法_一焉、薨時年七十六、（後略）^{（5）}

とある。仲野親王は奏壽宣命の道をよくして模範とするに足り、当時の王公はその儀を識る者はまれであったという。勅により、藤原基経や大江音人などにその音詞曲折を習わせたとある。親王は藤原緒嗣からその道を伝えられ、緒嗣の手法を失わなかったとある。仲野親王は、輦車宣旨をいつ許可されたのであろうか。貞観六年（八六四）正月朔日は清和天皇の元服儀があり、親王以下五位以上の者が儀式に臨んでいる。また正月七日は白馬節会があり、群臣に賜宴している。御元服か、菅原清公を先例とすれば正月七日に許可されたと考えることができ。また四月二十七日は、藤原良房をはじめ公卿・親王・僧侶に一斉宣下はあるものの、仲野親王の名はない。奏壽宣命の道をよくすることが特筆されており、宣命を読み上げる儀式を持つ御元服の際のことと考えられる。

貞観六年（八六四）四月二十七日は、輦車宣旨の一斉宣下された日である。治部卿賀陽親王（桓武天皇の子）、太政大臣である藤原良房、左大臣の源信、右大臣藤原良相らへの宣下である。翌日二十八日は清和天皇が武徳殿に出御して左右馬寮の馬を閲覧している。五月五日の端午の節会では、清和天皇出御のもとで諸衛の騎射を観覧

し、親王以下の競馬も行なわれている。翌六日も武徳殿出御があり、左右馬寮による走馬や諸衛の騎射、馬上の雑芸などを観覧している。その様は「皆如旧儀」(『日本三代実録』貞観六年五月六日辛卯条)であったという。端午の節会を含む四月二十八日・五月五日・六日に行なわれた三日にわたる儀式は、当該期には中止のことが多かったとされる。⁽⁶⁾ 賀陽親王は前年の正月十九日に致仕を願い出、七十歳の高齢でもあったことから、端午節会などへの参列を促すためと考えられる。

本康親王(仁明天皇の子)は、寛平元年(八八九)十月十九日に輦車宣旨を受けている。親王は「八条式部卿私記」の日記(逸文)があることで知られており、元慶八年(八八四)三月九日から、延喜元年(九〇一)十二月十四日に薨去するまで、式部卿に在任しており、一品の品位を有していた。年齢は不明だが、『古今和歌集』には本康親王の七十の賀を詠んだ紀貫之の歌が残されている。

つぎは是忠親王(光孝天皇の子)が延喜八年(九〇八)正月十七日に輦車宣旨を受けている。寛平三年(八九一)十二月十九日に源氏姓から親王に戻り、右近中将兼中納言から三品の品位を与えられている。『西宮記』(臨時人、親王大臣補大学別当饗事)延喜四年(九〇四)に式部卿で大学別当を兼ねている。『日本紀略』によると、宣下の日は醍醐天皇が豊楽院に行幸し内射をしたとある。是忠親王に対する宣旨はこの豊楽院行幸と関連するのかもしれない。

敦実親王(宇多天皇の子)は、親王の時期と入道後の計二回の輦車宣旨を受けている。『本朝世紀』の天慶二年(九三九)十一月八日は、

(前略) 次移_ニ着_ニ左衛門陣_一、召_ニ彈正_一、仰云、式部卿敦実親王、左大臣等、聽_下乘_ニ輦車_一出_中入_中宮_中上、及諸節会日不_レ着_レ列、随_ニ便参入_一者、⁽⁷⁾

とある。親王と左大臣藤原仲平が輦車宣旨を許可されるとともに、免列宣旨も許可されている。⁽⁸⁾翌日の記事は、九日、丙子、式部卿親王依_二昨日慶_一、自_二陽明門_一步行、以_三藏人右少将義方_二奏_三事由_一、於_三宜陽殿西砌_一拜_レ舞、⁽⁹⁾

とある。親王が陽明門から步行して内裏に参入し、宣旨の慶申（よろこびもうし）のため、宜陽殿の西砌において御礼を奏上し拝舞したとある。宣旨許可は免列宣旨と同時であることから、十一月に行なわれる新嘗祭への参列を促すためであったと思われる。敦実親王は、天曆四年（九五〇）二月に出家して覚真と名乗るまで、式部卿に在任している。天曆九年（九五五）十二月二十日は、遍照の例に准じ入道覚真親王に輦車宣旨が下っている。つぎは元長親王（陽成上皇の子）である。天禄二年（九七一）十一月二十四日に豊明節会が行なわれ、二品元長親王に輦車宣旨、太政大臣藤原伊尹には牛車宣旨の許可が下りている。親王は貞元元年（九七六）九月十日、二品式部卿として七十六歳で薨去している。

つぎは為平親王（村上天皇の子）⁽¹⁰⁾である。康保元年（九六四）正月二日、親王は皇太子憲平親王とともに村上天皇に拝覲し、帯剣を許されている。康保三年（九六六）十一月二十日は、内裏昭陽舎において源高明娘との婚姻が行なわれた。安和の変（安和二年三月二十五日）が起こると、左大臣源高明は大宰員外帥に左遷されており、親王は源高明娘との婚姻により藤原氏に警戒され、皇太子になることができなかった。天元元年（九七八）十一月二十八日、親王は輦車宣旨を許可されている。翌二年正月三日、式部卿為平親王は関白太政大臣藤原頼忠とともに牛車宣旨を下されている。寛和元年（九八五）年十二月五日、源高明娘との間に儲けた婉子女王が花山天皇の女御になると、親王は七日に昇殿を許可され、十六日に牛車宣旨を宣下されている。

輦車宣旨を許可される親王に共通することは、品位が一品もしくは二品で、式部卿の地位にあることで

あり、⁽¹¹⁾また内裏での儀式に関連する宣旨許可であり、儀式への参列を促す目的があったと思われる。為平親王を最後として式部卿親王への輦車宣旨はなくなる。なお、為平親王は牛車宣旨の許可もされており(表5)、皇太子になることはなかったものの、内裏の出入りは優遇されていたといえる。

2、大臣の輦車宣旨

表3を参考に、大臣以上の輦車宣旨について述べる。ここでは、藤原良房・藤原基経・源融・藤原仲平・藤原忠平・藤原実頼・源雅信・藤原為光・藤原実資・藤原経宗などの事例を取り上げることにする。

『小右記』の万寿二年(一〇二五)十月三日辛亥条は、弾正台に下された宣旨である。

権大納言従三位藤原朝臣氏宗宣、奉^レ勅、治部卿賀陽親王・太政大臣藤原朝臣・左大臣源朝臣・右大臣藤

原朝臣・僧正真雅聽^(良相)下乗^ニ輦車^一出^中入^中宮^中上、

貞観六年四月廿七日 従六位下守少忠藤原朝臣海魚奉⁽¹²⁾

貞観六年(八六四)四月二十七日は、治部卿賀陽親王・太政大臣藤原良房・左大臣源信・右大臣藤原良相・僧正真雅の五人に輦車宣旨が許可されたことは、前項でも述べた。太政大臣藤原良房は貞観六年(八六四)の冬以降、病気のために参内しなかったことが、『日本三代実録』の貞観七年(八六五)正月七日の記事によって知られる。輦車宣旨が下された時点で良房は、自邸である染殿第にいたと推察される。前項の賀陽親王でも述べたが、一括の宣旨は、武徳殿での端午節会への参加を促したと考えられる。藤原基経の輦車宣旨は良房の例に倣ったものである。藤原良房は太政大臣に任命されたのち、勅授帯剣・輦車宣旨・准三宮・隨身兵仗の順に諸待遇を与えられ

表3 輦車宣言・大臣

8	7	6	5	4	3	2	1	
藤原実頼	藤原忠平	藤原仲平	源融	藤原基経	藤原良相	源信	藤原良房	人名
	摂政			関白				摂関
左大臣	太政大臣	左大臣	左大臣	太政大臣	右大臣	左大臣	太政大臣	官職
正二位	従一位	従二位	従一位	従一位	正二位	正二位	従一位	位階
五十九	六十	六十五	六十八	四十九	四十八	五十五	六十一	年齢
天徳二年（九五八）三月 康保四年（九六七）五月二十七日	天慶八年（九四五）三月二十八日	天慶二年（九三九）十一月八日	寛平元年（八八九）十月十九日	元慶八年（八八四）五月二十五日	貞観六年（八六四）四月二十七日	貞観六年（八六四）四月二十七日	貞観六年（八六四）四月二十七日	宣下年月日
宮中・ 宮門	不明	宮中・ 宮門	宮中	宮中	宮中	宮中	宮中	宣旨内 出入門
公卿補任・日本・扶桑 略記	貞信公記	公卿補任・日本 紀略・本朝世 紀・貞信公記 小右記	公卿補任 日本紀略	公卿補任・日本 三代実録・日本 紀略・小右記	小右記	小右記	小右記	出典
内裏焼亡後、 新造内裏清涼 殿	内裏綾綺殿	内裏綾綺殿	東宮	内裏綾綺殿	東宮	東宮	東宮	天皇御在所
応和元年十一月二 初日新造内裏へ の輦車利用、康 保四年は「旧如輦 車」	病氣、藤壺より退 出の際、輦車宣言							備考

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
藤原実資	藤原公季	藤原顕光	藤原為光	藤原兼家	源雅信	藤原頼忠	源兼明	藤原兼通	藤原師尹	源高明
				摂政		関白		関白		
右大臣	右大臣	左大臣	右大臣		左大臣	左大臣	左大臣	太政大臣	右大臣	左大臣
正二位	正二位	正二位	従一位	従一位	正二位	正二位	従二位	正三位	正二位	正二位
七十	六十四	七十四	五十	六十	六十七	五十四	六十一	五十	四十八	五十四
長元九年（一〇三六）四月十九日	治安元年（一〇二一）七月二十五日	寛仁元年（一〇一七）三月二十二日	正暦二年（九九一）正月	永延二年（九八八）三月二十五日	寛和二年（九八七）正月二十六日	貞元二年（九七七）十一月十八日	天延二年（九七四）二月二十八日	天延二年（九七四）二月二十八日 （関白） 天延三年（九七五）十月五日	康保四年（九六七）十二月十三日	康保四年（九六七）十二月十三日
待賢門・宮城門		不明	不明	宮門	待賢門	不明	不明	宮中	不明	不明
公卿補任・日本紀略・左経記	公卿補任・左経記・小右記	公卿補任	公卿補任	日本紀略	日本紀略 本朝世紀	公卿補任	公卿補任	公卿補任 日本紀略	公卿補任	公卿補任
内裏清涼殿	内裏清涼殿	一条院	内裏清涼殿	内裏清涼殿	内裏	新造内裏	内裏清涼殿	内裏清涼殿	内裏	内裏
七月九日、輦車にて初参内。長元九年は「如旧輦車」	公卿補任は輦車とあるも、牛車宣旨の誤り		九月七日太政大臣小右記に九月十九日「太政大臣不聴輦・牛車事」	常寧殿にて六十賀輦車宣旨にて中重進入	二十八日除目の入眼・執筆は雅信	免列宣旨		公卿補任に牛車宣旨とあり	任右大臣の際	任左大臣の際

天皇御在所については、詫間直樹編『皇居行幸年表』続群書類従完成会、一九九八年を参照した。	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
	藤原経宗	平清盛	藤原伊通	藤原実行	藤原家忠	源雅実	源俊房	源師房	藤原頼宗	藤原教通
	左大臣	太政大臣	左大臣	太政大臣	右大臣	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	右大臣
	従一位	従一位	正二位	従一位	正二位	従一位	従一位	正二位	正二位	正二位
	六十四	五十	六十五	七十二	七十	六十五	六十二	六十五	六十五	六十一
	寿永元年（一一八二）十一月二十三日	仁安二年（一一六七）二月十一日	保元二年（一一五七）十月二十六日	仁平元年（一一五一）三月七日	天承元年（一一三一）八月二日	保安四年（一一二三）正月二十七日	永長元年（一〇九六）正月二十六日	延久四年（一〇七二）六月十三日	天喜五年（一〇五九）十一月十五日	天喜四年（一〇五八）十二月二十九日
	不明	不明	不明	宮門	不明	不明	不明	不明	不明	宮中
	公卿補任・玉葉	公卿補任	公卿補任	公卿補任・本朝 世紀・台記	長秋記	公卿補任 中右記	公卿補任・中右 記・後二条師通	公卿補任	公卿補任・一代 要記・中右記	公卿補任・一代 要記・皇代曆
	内裏	内裏	新造内裏	四条東洞院殿	土御門烏丸殿	土御門烏丸殿	閑院	新造内裏	一条院	四条殿
「不能整申」につき「被改下牛車宣旨」						二月二十七日、慶賀参内				

ている。基経に対する諸待遇は順序としては輦車宣旨を最後とし、待遇面での優遇はそれだけではならず、腰輿宣旨も与えられている（本論第一部第二章）。

源融（嵯峨源氏）は、藤原基経が摂政に任じられると、貞観十八年（八七六）以後は外出せず、政務に関与しなかつたと『日本三代実録』には記されている。太政大臣の職掌勘申が行なわれると、その勘申の命を受けて元慶八年（八八四）五月二十九日、じつに八年ぶりに内裏に参上している。源融は、本康親王とともに、宇多天皇即位後の寛平元年（八八九）十月十九日に輦車宣旨を受けている。同じ日、太政大臣藤原基経は腰輿宣旨を許可されている。腰輿宣旨は源融にも下されており、これはかつて皇位継承を主張した源融への優遇策といえる。

藤原仲平は式部卿敦実親王とともに、天慶二年（九三九）年十一月八日、輦車宣旨および免列宣旨を許可されている。⁽¹³⁾十一月に行なわれる新嘗祭への参列を促すものと思われる。仲平は、兄忠平の大臣大饗（天慶四年正月四日）に輦車で参会しており、従来の利用法とは異なる。

左大臣藤原仲平にはつぎの勅命が下っている。

『本朝世紀』の天慶四年（九四一）十一月十三日条は、

（前略）衙後、公卿就_ニ宜陽殿西廂座_一、中納言師輔卿、奉_レ勅、召_ニ弁官_一、仰云、今日以後官奏、令_レ候_ニ左大臣并大納言藤原実頼卿_一者、右大弁藤原在衡朝臣奉_レ之、伝_ニ仰右大史尾張元鑿宿祢_一已了、其故何者、太政大臣年来之間、撰録万機、而以_ニ去月卅日_一、被_レ奉_下辞_ニ撰政_一之表上、仍其勅答詔書等、准_ニ仁和例_一、有_ニ関白事_一、因_レ茲、勅_ニ左大臣、大納言実頼卿_一、初擇_ニ吉日_一、為_レ令_レ候_ニ官奏_一、所_レ被_レ仰_ニ於弁官_一也、⁽¹⁴⁾

とある。太政大臣藤原忠平が関白に就任したため、左大臣藤原仲平と大納言藤原実頼に対し、朱雀天皇は官奏の伺候を命じている。⁽¹⁵⁾官奏とは公卿が天皇の前に伺候して奏文を進めて裁許を得る政務である。藤原仲平は、輦車宣旨の許可後に官奏伺候を命じられている。輦車宣旨と官奏伺候の関連性は如何であろうか。

康保四年（九六七）年十二月十三日、太政大臣に藤原実頼、左大臣は源高明、右大臣には藤原師尹が昇任して

おり、安和元年（九六八）正月五日、冷泉天皇は初めて官奏をみている。『日本紀略』の安和元年（九六八）二月一日甲寅条は、「左大臣於_二里第_一行_二政務_一、廿五日上日、是其政定也」とある。左大臣源高明は里第において政務を行ない、二十五日分の上日を与えられている。里第での政務を許された者は、この二十五日分の上日を与えられているのである。これに関連して、『台記』の仁平元年（一一五一）年二月十日辛亥条は、「安和元年二月一日記云、去月九日、大外記菅野正縁朝臣、参_二太相国第_一之次、令_二家司布瑠千門宿祢申_一云、承平元年十月九日記云、官奏事、在_二左大臣私第_一、仍大臣給_二上日_一云々、今聞_二食官奏_一、（康保四年八月一九日）又有_二関白詔_一、依_二旧例_一、一月内可_レ奉_二五日御上日_一者」とある。左大臣藤原頼長が太政大臣の上日の可否を問い合わせ、外記日記を勘申している。太政大臣藤原実頼の第に参上した際、外記は家司布瑠千門から実頼の言葉を伝えられたとある。それには、承平元年（九三一）十月九日の記では、左大臣藤原忠平の第で官奏が行なわれ、忠平は上日を与わったとある。藤原実頼は、官奏（康保四年八月一九日…史料上の所見なし）を行なっており、関白の詔を賜ってはいるが、旧例により、ひと月に二十五日の上日を奉るべきである、とある。文意は取りにくい、左大臣藤原忠平は、私第で官奏を行なったことによる上日を給わっており、太政大臣藤原実頼も関白の立場ではあるが官奏を行なっており、私第での政務を行なったからには上日を給わりたいとある。また天禄元年（九七〇）正月二十七日、大納言藤原伊尹は右大臣となり、五月二十日に摂政に就任する。『日本紀略』の天禄元年（九七〇）七月二十六日乙丑条は、「依_二旧例_一、正月廿五日上日令_レ奉_二摂政_一」とあり、上日を給わっている。藤原忠平・藤原実頼・源高明は私第において政務をみ、藤原伊尹は淑景舎で官奏をみ、上日を給わっている。藤原忠平以前に私第での政務を見たという歴史的前提があり、その際に上日を給うことが行なわれたのであろう。藤原忠平以前

に、私第で政務を行なった人物とは、藤原基経にほかならぬ、藤原基経であろう。そのほか左大臣源兼明（天延二年三月十六日）、大納言源雅信（天延二年十二月十九日）も官奏に伺候している。源雅信には、寛和二年（九八六）正月二十六日に輦車宣旨が下っている。

藤原実頼は輦車宣旨を複数回許可された人物である。最初の宣旨は、天徳二年（九五八）三月、五十九歳の時であり、『九暦』の天徳二年（九五八）二月二十二日は「左太閤御惱殊重」とあり、病気を理由としている。

『西宮記』（巻七、臨時甲、官奏）は、「天徳四年七月八日、左大臣令_ニ右大弁頼忠朝臣_一、奏_下請令_ニ納言遞勤_一官奏_上状」とある。左大臣藤原実頼が官奏の納言を指名するように、天皇に奏上している。これは自身の病気や、その約二か月前に右大臣藤原師輔の薨去による。八月二十二日になると、大納言藤原顕忠が右大臣に昇任しており、実頼が一人で官奏を行なうことは回避されている。平安京遷都以来、初めて内裏が焼失したのは、天徳四年（九六〇）九月二十三日である。村上天皇は、応和元年（九六一）十一月二十日に新造内裏に遷御している。

『日本紀略』の応和元年（九六一）十一月二十二日は、

政始、今日左大臣始乘_ニ輦車_一参内、去年十月二日蒙_ニ宣旨_一、於_ニ春華門前_一下_レ之、即着_ニ左仗座_一、諸卿同参、有_ニ饗饌_一、⁽¹⁶⁾

とあり、藤原実頼は初めて輦車に乗り、新造内裏に参上している。その後、冷泉天皇の即位に伴い、康保四年（九六七）五月二十七日、藤原実頼に「如_レ旧」の輦車宣旨が下されている。六月二十二日に関白に就任し、八月十九日には天皇の御惱の間の官奏をみている。十二月十三日に藤原実頼が太政大臣に就任すると、源高明・藤原師尹は左・右大臣に任命されて輦車宣旨を許可されており、任大臣と同時に輦車宣旨が下されている。安和元年（九六八）二月五日に冷泉天皇が官奏を行なった際は源高明が伺候し、六月五日の天皇不予の際は藤原実頼が

官奏を行なっている。安和の変後の八月七日の官奏は、天皇御悩により左大臣藤原師尹が官奏を行なっている。

さて官奏伺候と輦車宣旨との関係だが、まず官奏伺候の際に輦車に乗車したかどうか、それは不明である。しかしながら、官奏に伺候したことがわかる藤原忠平・藤原実頼・源高明・藤原師尹・源雅信らは、官奏伺候の後に輦車宣旨を下されているのである。そのことから、大臣への輦車宣旨は、儀式の参列をうながすだけでなく、政務も輦車宣旨を許可する理由の一つであることがわかる。

藤原忠平は、「藤壺退出、有_二宣旨_一乗_二輦車_一」（『大日本古記録 貞信公記』天慶八年三月二十八日条）とあり、飛香舎（藤壺）から輦車で退出している。内裏参入の際ではなく退出時に宣旨が下されているのは、天慶五年（九四二）以降、藤原忠平が病気がちであったためである。藤原忠平は牛車宣旨と輦車宣旨を下されており、この事例はのちに両宣旨の前後関係の問題に発展することになるのであるが、それについては後述する。

つぎに、藤原為光の事例である。藤原為光の娘藤原祇子は、花山天皇に入内している。藤原為光妻は一条尼君恵子女王の名を借りて輦車で参内している。また藤原為光も莚張車に乗り、朔平門陣下まで進んでいる。『公卿補任』は、正暦二年（九九一）正月「輦車宣旨」と記すのだが、『小右記目録』の同年九月十九日は、「太政大臣不_レ被_レ許_二輦牛車_一事」とある。輦車宣旨の許可がないまま、莚張車で朔平門陣の下まで「侵入」した藤原為光は、太政大臣就任後も輦車・牛車宣旨は許されなかったのである。

つぎの事例は、藤原実資である。万寿三年（一〇二六）四月一日に宣旨を許可され、翌二日の早朝、子の資平を通じて藤原道長に宣旨許可の謝意を報告させている。五日は輦車を造るべき日時を勘申させている。七月九日に輦車で参内することを決め、賀茂社に風雨の難を避ける祈りを捧げている。同日、輦車を二、三日にわたって彩色させたとある。輦車参入の当日は、

(前略) 今日巳時可_レ乗_レ輦、是守道朝臣所_ニ勘申_一、仍遣_ニ輦車于待賢門_一、寮宰相_(藤原經通)、右兵衛督・左中將_(藤原)、資平、_(云)先來玄、相共從_ニ待賢門_一可_ニ參入_一者、余相下_ニ示猶參_ニ入從_ニ陽明門_一可_レ參_ニ來會春華門_一之由上、余推_ニ時剋_一參入、(中略)於_ニ待賢門外_一留_レ車、下_レ自_レ車乘_ニ輦車_一、_(同門カ)立_ニ門同内_一、_(藤原)到_ニ春華門下_一、_(少)曳_ニ輦車_一者着_ニ冠・褐衣・帶・脛巾等_一、_(藤原)前駟人外四位從_ニ經任_一・刑部小輔資頼・少納言資高相_ニ從_ニ輦車_一、余下_レ從_ニ輦車_一、_(春脱カ)兩宰相來_ニ會華門_一、相共參入、(後略)₍₁₇₎

とある。藤原実資は待賢門から輦車に乗ったこと、輦車を曳いた者が前駟の他は藤原実資の親族であることなどがわかる。参議である藤原経通と藤原資平は、通常通り陽明門から参入し、春華門前で待機している。このことから、輦車の許可を受けた人物は待賢門、許可を受けていない者は陽明門の門を使用したことがわかる。

つぎの事例は、藤原経宗である。『玉葉』の寿永元年(一一八二)十一月二十三日庚寅条は、

此日大嘗会叙位也、於_ニ撰政直廬_一行_レ之、(中略)今夜左大臣被_レ聽_ニ輦車_一、明日駕_ニ輦車寄_一参内云々、後聞、左大臣先蒙_ニ輦車宣旨_一、而忽_レ能_ニ調申_一之由被_レ申、仍被_レ改_ニ下牛車宣旨_一云々、甚過分事也、依_ニ自由申状_一、₍₁₈₎被_レ改_ニ宣旨_一、朝廷之軽忽、爰而炳焉者歟、

とある。この日は大嘗会の叙位が撰政の直廬で開催されている。左大臣の藤原経宗が輦車宣旨を許可されることになり、翌日の輦車での参内が求められている。藤原経宗は輦車宣旨を宣下されたが、すぐに輦車を製作するとは難しいと申しあげ、そのため牛車宣旨に改められたとある。九条兼実は「甚だ過分の事なり」と書き記し、申し入れによって宣旨を改めるとは、朝廷も軽忽であると難じている。

大臣以上に対する輦車宣旨は、老宿の大臣に与えられる宣旨と言われているが、その実、藤原良房らへの一斉宣下にみられるように、端午節会などの儀式への参列を促す目的であったと思われる。藤原基経は義父藤原良房

と同等の待遇として輦車宣旨を与えられており、老宿の条件には入らない。また皇位継承権を主張した源融には、優遇措置としての輦車宣旨が与えられている。また、官奏候侍の前後に輦車宣旨を与えられた事例がみえ、そのことから、儀式に限らず政務を行なうためにも宣旨が下されたことがわかる。任大臣にもなう輦車宣旨許可の傾向もみられる。年齢別にみると、四十代後半では藤原良相・藤原基経・藤原師尹が挙げられ、五十代は源信・藤原実頼・源高明・藤原兼通・藤原頼忠・平清盛などである。対象者が老宿であることはおおむね守られたといえる。大臣に許可された輦車宣旨は、藤原経宗を最後とし、十三世紀までみられない。

藤原経宗は、輦車宣旨を許可された翌日の乗車参内を要求され、輦車はすぐに製作できないと答えている。しかし、輦車に乗るかどうかは許可された側の裁量によるのであり、実際には輦車に乗らないこともあったようである。また藤原経宗の返答からは、輦車宣旨を許可された人物が輦車を製作することを示している。藤原実資の事例では、輦車宣旨を許可されたあと、輦車の製作には三ヶ月を要している。藤原教通は娘の入内に際し、兄藤原頼通に輦車の貸与を申請したが拒否され、教通はやむなく娘のための輦車を製作している。藤原頼通は輦車宣旨を得ていないが、藤原氏は代々複数の人物が輦車宣旨を許可されており、藤原頼通は摂関家の輦車を所有したとみられる。しかし、摂関家所有の輦車は、容易に借りることの出来ない車となっていたのである。

二、牛車宣旨対象者

1、陽明門と上東門

牛車宣旨を述べる前に、出入り門について検討しておきたい。

(1) 陽明門

平安時代は貴族官人の内裏侍候が日常化し、桓武天皇の頃から内裏上日も出勤日数に加算されることになっていった。天皇の居住空間である内裏に近い施設として、左衛門陣での陣定や外記庁における外記政といった政務が開催されるようにもなっている。政務の開催場所に近い門のためか、陽明門を出入りに利用することが多かったようであるが、この門の利用がいつごろまで遡るのかは不明である。この頃の貴族官人は、陽明門前で牛車を下りる慣例であったようである。『西宮記』（巻八、裏書）の天曆四年（九五〇）十月二十二日は「御庇差車、入_レ自_二陽明門_一、至_二縫殿陣_一御手車」とあり、東宮憲平親王が陽明門から参入し、縫殿寮付近で輦車に乗り換えている。ちなみに、憲平親王は元服を済ませている。

『日本紀略』の正暦四年（九九三）二月二十三日辛巳条は、

敦道親王参内、於_二陽明門外_一税_レ車、撰政・内大臣以下参仕、今夜叙_二四品_一、

とある。敦道親王（冷泉天皇の子）が参内し、陽明門前で牛車を下りている。撰政藤原道隆や内大臣藤原道兼らが参仕し、夜には四品の叙品があったという記事である。その前日に敦道親王は元服している。さきに見た憲平親王も陽明門の出入りであったのだが、同じ親王の身分でありながら、憲平親王が陽明門前で牛車を下りなかったのは、東宮という身位によるのかもしれない。また『小右記』の長徳三年（九九七）十一月八日は、藤原実資の参内の際、陽明門に納言の車と参議の車三両があったことを記している。寛仁四年（一〇二〇）九月十三日も「陽明門網代車二両立、車今一両不_レ知、往古不_レ見事也、一車者立_二四條大納言車_一敷」とあり、陽明門前に牛車が駐車されていたことがわかる。

(2) 上東門

藤原忠平の牛車宣旨は、上東門と明記されており、上東門特有の構造は指摘されるところである。⁽²⁰⁾

『日本紀略』の延長元年（九二三）九月五日丙午条は、

中宮從_二右大臣五条第一、移_二御主殿寮_一、諸司諸衛於_二上東門下_一下馬⁽²¹⁾、

とあり、これが上東門の初見記事である。醍醐天皇の中宮藤原穩子は、右大臣藤原忠平の五条第から主殿寮に移御したとする記事である。諸司・諸衛は上東門の下で下馬したとあり、おそらく穩子は上東門から主殿寮に入ったものと思われる。このとき、生後二か月に満たない寛明親王（のちの朱雀天皇）を伴っていた。⁽²²⁾ 藤原穩子は、里第退下中に立后した、最初の皇后であるとする指摘がある。⁽²³⁾ 上東門を利用したと思われるこの記事は、上東門の初見記事であるとともに、藤原穩子立后後の初入内の記事である点も注目される。皇后の身位は輿の利用である。⁽²⁴⁾ 皇太后藤原順子は牛車に乗車しており（『日本三代実録』貞観三年二月一八日壬戌条、二月廿五日己巳条）、状況により中宮や皇太后は、輿か牛車を選択したようである。女性が初めて天皇のもとに入内する場合は、徒歩もしくは輦車宣旨を許可されている。そのほか内裏の出入りに際し、皇后や女御は輦車宣旨や牛車宣旨はみられない事例も多く、あるいは入内の最初に輦車宣旨を許可されるだけであったのかもしれない。牛車で出入りする女性の場合、とくに牛車宣旨はない慣例であったようである。

『延喜式』（卷四十一・弾正）92糸葺庇条は、

凡内親王、三位已上内命婦、及更衣已上、並聽_レ乘_二糸葺有庇之車、并著_レ緋牛鞞_一、⁽²⁵⁾

とある。女性に身分を限定する牛車についての条文である。「糸葺有庇」の牛車とは糸毛車（庇付）のことで、内親王や三位以上の内命婦、更衣以上の女性に限定した糸毛車（庇付）の乗車許可の条文である。

また99裁絹繩条は、

凡裁⁽²⁶⁾絹繩⁽²⁶⁾為⁽²⁶⁾獵衣袴⁽²⁶⁾、縫⁽²⁶⁾白絹縑⁽²⁶⁾著⁽²⁶⁾從女衣裳⁽²⁶⁾、以糸茸車⁽²⁶⁾、及用⁽²⁶⁾金銀飾等⁽²⁶⁾、悉皆禁斷、(但金泥釘非⁽²⁶⁾制限⁽²⁶⁾)

とある。「糸茸車」と「金銀飾」を用いる牛車、すなわち糸毛車と金銀装車は禁斷の対象であり、貴族社会では女性に身分を限定した牛車である。金銀装車は嵯峨天皇の時代に遡る牛車であり、糸毛車は比較的新しい種類の牛車といえる。藤原忠平が牛車宣旨を利用して内裏に出入りした際の牛車は不明だが、院政期になると貞信公（藤原忠平の諡号）の青糸毛車が珍重されている。如上のことからは、藤原忠平の牛車宣旨による内裏への出入りには青糸毛車を利用したと推測される。しかし、『延喜式』は糸毛車の利用は女性としており、藤原忠平が利用する以前に糸毛車を利用した女性の存在を示すものである。その女性をあえて臆測するならば、それは藤原穩子ではあるまいか。藤原穩子は、立后後に入内しており、その際糸毛車を利用したことが考えられる。藤原穩子とその所生子は内裏を居住空間としている。藤原忠平は、娘の藤原貴子や妹穩子を抛り所として内裏を利用することができたことから、糸毛車の初めての利用者が忠平とは考えられず。条文の規定通り女性である。⁽²⁷⁾

『延喜式』では女性に限定された牛車が糸毛車である。藤原忠平は牛車宣旨による内裏への出入りは、乗用の牛車は利用しなかったのだと推測される。また、当該期に上東門を利用した人物は、藤原忠平のほかに後述する藤原実頼を挙げることが出来る。のちに上東門と糸毛車との関連性はなくなり、上東門と撰関家とが結び付けられるようになる。両者を結びつけるものは、ほかならぬ牛車宣旨である。

2、大臣の牛車宣旨

表4 牛車宣旨・大臣

7	6	5	4	3	2	1	
源 雅信	藤原道隆	藤原頼忠	藤原兼通	藤原伊尹	藤原実頼	藤原忠平	人名
	関白	関白	関白	摂政	関白 摂政	関白 摂政	摂関
左大臣	内大臣	太政大臣	太政大臣	太政大臣	太政大臣	左大臣 太政大臣	官職
従一位	正二位	正二位	正三位	従一位	従一位	正二位	位階
七十一	三十八	五十六 六十一	五十	四十八	六十八 七十	五十三 六十七	年齢
永祚元年（九九〇）七月十五日 正暦元年（九九〇）七月十五日	正暦元年（九九〇）五月二十五日	天元二年（九七九）正月三日 永観二年（九八四）八月二十八日	天延二年（九七四）三月二十六日	天禄二年（九七一）十一月二十四日	（関白） 康保四年（九六七）十月五日 （摂政） 安和二年（九六九）八月十六日	（摂政） 承平二年（九三二）二月二十九日 （関白） 天慶九年（九四六）九月十二日	宣下年月日
上東門 退出	宮門	上東門	不明	不明	上東門	上東門	宣旨 入門内
公卿補任 本朝世紀 小右記	公卿補任 日本紀略	公卿補任 日本紀略 小右記目録	一代要記	公卿補任 日本紀略	公卿補任 日本紀略	公卿補任 日本紀略 貞信公記	出典
七月二十一日、陽明 門より（徒歩）参 入、朔平門から乗車 し上東門より退出	五月二十六日に摂政 就任	天元二年十月二十八 日、牛車参内			十月七日、除目のた め上東門より参入	乗車参入は承平六年 八月十九日の太政大 臣就任後	備考

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
藤原家忠	藤原忠通	源俊房	藤原忠実	藤原師通	源師房	藤原師実	藤原教通	藤原公季	藤原頼通	藤原道長
	関白		摂政	関白		関白			摂政	内覧 摂政
左大臣	内大臣	左大臣	右大臣	内大臣	右大臣	左大臣	右大臣	太政大臣	内大臣	左大臣
従一位	正二位 従一位	従一位	正二位	正二位	従一位	従一位	従一位	従一位	正二位	正二位
七十五	五十九 二十五	七十三	三十	三十三	六十八	三十四	六十三	六十五	四十二 二十六 十五	五十四 十六 十一
保延二年（一一三六）四月十四日	保安二年（一一二一）三月十一日 久寿二年（一一五五）七月二十四日	嘉承二年（一一〇七）十一月二十九日	嘉承二年（一一〇七）七月十九日	嘉保元年（一一〇九）三月二十二日	承保二年（一一〇七）十一月七日	承保二年（一一〇七）十月二十七日	康平元年（一一〇五）七月二十五日	治安元年（一一〇二）七月二十五日	寛仁元年（一一〇一）三月二十二日 長元九年（一一〇三）四月七日 長元九年（一一〇三）四月十九日	寛弘八年（一一〇一）八月二十三日 長和五年（一一〇一）二月三日
宮中	不明	不明	不明	不明	閤門	不明	不明	上東門	宮門	上待賢門
公卿補任	公卿補任	中右記	殿曆	中右記	公卿補任	水左記	公卿補任 一代要記	公卿補任 小右記 左経記	公卿補任 日本紀略 範圍記	公卿補任 日本紀略 小右記 目録
五月十二日、病氣出家、十四日薨去			元初めの参内は元永元年十一月二十五日			初めの参内は永保二年正月十一日			長元五年八月十三日、上東門から参入	初めの乗車参内は寛弘九年十一月十七日

25	24	23	22	21	20	19
九条兼実	藤原師家	藤原経宗	藤原基通	藤原基房	藤原基実	藤原実行
摂政	摂政		関白	摂政	関白	
右大臣	内大臣	左大臣	内大臣	左大臣	左大臣	太政大臣
従一位	従二位	従一位	正二位	正二位	正二位	従一位
三十九	十二	六十四	二十	二十三	二十	七十三
文治二年（一一八六）三月十六日	寿永二年（一一八三）年十二月八日	寿永元年（一一八二）十一月二十五日	治承三年（一一七九）十一月十七日	仁安元年（一一六六）八月十七日	応保二年（一一六二）十月一日	仁平二年（一一五二）正月七日
不明	不明	不明	不明	不明	不明	宮門
公卿補任 玉葉	公卿補任	公卿補任 玉葉	公卿補任	公卿補任	公卿補任	公卿補任
玉葉には「参内、到陣口下車、経左衛門陣代」とあり	牛車宣旨とのみ	「不能整申」につき「被改下牛車宣旨」		牛車宣旨とのみ	牛車宣旨とのみ	

表4を参考に、大臣以上の牛車宣旨について述べる。ここでは、事例として藤原忠平・藤原実頼・源雅信・藤原頼通・藤原師実・源師房などを取り上げる。

牛車宣旨の初見は、藤原忠平に対するものである。朱雀天皇の受禅の際、藤原忠平は延長八年（九三〇）九月二十二日に摂政に就任している。

『日本紀略』の承平二年（九三二）二月二十九日辛巳条は、

勅、聴_下左大臣乗_二牛車_一、自_二上東門_一出入之事_上、⁽²⁸⁾

とある。牛車宣旨を利用して上東門を出入りしたのは、藤原忠平が初見である。そして藤原忠平が内裏に出入り

したのは、太政大臣の任官後である。おそらく、藤原良房と藤原基経の輦車宣旨に倣ったと思われる。

「初任大臣大饗雜例」は、

承平六年八月十九日、左大臣從一位藤原朝臣任_二太政大臣_一、仍天皇出_二南殿_一、事大臣令_レ奏_二慶賀_一、(畢)乘_二牛車_一、入_レ自_二上東門_一、依_レ無_二昇殿宣旨_一、立_二飛香舍邊瀧口陣下_一、(中略)同日外記云、今日以_二左大臣從一位藤原朝臣_一任_二太政大臣_一、(29)諸司各退散、參_二太政大臣第二儀_一、同日申一刻太政大臣參入、令_レ奏_レ賀之由、(29)依_二去承平二年宣旨_一、乘_二牛車_一、出_二入宮中_一、今日自_二上東門_一乘_二牛車_一、就_二職曹司_一、即入_レ自_二建春門_一、經_二昭陽舍前_一、參_二御所_一、飛香舍邊瀧口陣下令_レ奏_レ悦由、是依_二拜職之後_一、未_レ憂_二昇殿宣旨_一也。

とある。承平六年（九三六）八月十九日、初めて上東門を出入りして職曹司に就き、建春門から入り昭陽舎の前を通過し、内裏飛香舎周辺で慶賀を奏したことが記されている。

つぎの事例の藤原実頼は、花山天皇の即位に伴い、康保四年（九六七）六月二十二日に関白となっている。

『日本紀略』の康保四年（九六七）十月五日庚申条は、

被_レ告_二御即位之由山陵_一、関白左大臣如_レ旧乘_二牛車_一、可_レ出_二入上東門_一者、(30)

とある。「如_レ旧」とあるが、それ以前に実頼は牛車宣旨を宣下されていない。天徳二年（九五八）に輦車宣旨、康保四年（九六七）五月二十七日に「如_レ元」の輦車宣旨、そして今回の「如_レ元」の牛車宣旨の順である。十一歳の円融天皇が即位して実頼が摂政となり、安和二年（九六九）八月十六日、ふたたび牛車宣旨を許可されている。『本朝世紀』の康保四年（九六七）十月七日壬戌条は「於_二左大臣職曹司_一、被_レ行_二除目_一、諸卿皆參、有_二饗饌_一、左大臣始乘_二牛車_一、自_二上東門_一參_二入職曹司_一給」とある。

『日本紀略』の天禄元年（九七〇）五月十八日戊午条は、

申刻、摂政太政大臣従一位藤原朝臣実頼薨、年七十一、子刻、以尋常車_一奉_レ移_二法性寺良松林寺_一、⁽³¹⁾とある。藤原実頼の薨去記事は、尋常の車に乗せて亡骸を移したことを記している。尋常の車とあることは、実頼が日常的に乗用した車の存在を示すと思われる。またそのことは、尋常ではない牛車に乗用したことも示す。尋常には乗用しない牛車とは、つまり、内裏に出入りするための牛車とは、これも推測にすぎないが、糸毛車だったのではないだろうか。糸毛車は立后したキサキが入内のために利用した牛車である。牛車宣旨の初見である藤原忠平も、上東門を牛車で出入りする際に糸毛車を利用したと推測される。藤原実頼も牛車宣旨により上東門を出入りした際は、糸毛車を利用したのだと思われる。しかし、薨去後は藤原実頼の亡骸を糸毛車に乗せるわけにはいかず、乗用の車を利用したことが推察される。

つぎの事例は源雅信である。『本朝世紀』の正暦元年（九九〇）七月十五日戊子条に、「午後権中納言源伊陟卿、参議同時中卿、参_三著左仗座_一、今日被_レ聴_二左大臣牛車宣旨_一了」とあり、牛車宣旨を許可されている。それ以前に雅信は高齢により致仕を願ひ出ている。源雅信については、第三節においても詳述する。

つぎの事例の藤原頼通は、寛仁元年（一〇一七）三月十六日に摂政に就任し、三月二十二日に牛車宣旨を許可された際は内大臣である。年齢は二十六歳である。後一条天皇の不予の際、長元九年（一〇三六）四月七日は、関白左大臣の頼通が二度目の牛車宣旨を許可されている。後朱雀天皇が受禪すると、同年四月十七日、関白は元の如しの宣旨が下されている。同年四月十九日は「次殿下如_レ旧被_レ聴_下可_レ乘_二牛車_一、右府可_レ乘_二輦車_一出_中入待賢門上者」（「_一範囲記_一」『大日本史料』東京大学史料編纂所データベース）とある。藤原頼通は牛車宣旨を、右大臣藤原実資は輦車宣旨を許可されている。

つぎの事例の藤原公季は、治安元年（一〇二一）七月二十五日に太政大臣に任官され、牛車宣旨を下されてい

る。『左経記』によると、任太政大臣の慶申の際に牛車宣旨を蒙ることになったものの、「雖^レ有^ニ先年輦宣旨^一、未^レ乗、仍参入之時、自^ニ陽明門^一歩行云々」とある。輦車宣旨を下された後も輦車を利用しようとはせず、公季は陽明門から歩行したとある。藤原公季の事例については、第三節でも触れることにする。

つぎの事例の藤原師実は、承保二年（一〇七五）十月十五日に関白になると、十月二十七日に牛車宣旨を許可されている。藤原師実の父頼通の異姓養子右大臣源師房も、十一月七日に牛車宣旨を許可されている⁽³²⁾。その際の宣旨は「勅聽^下乗^ニ牛車^一出^中入閣門^上」とある。

以上、表4を見ると、藤原忠平が摂政左大臣の時に初めて牛車宣旨を許可されている。藤原忠平が実際に牛車宣旨を利用したのは、太政大臣就任時である。表をみる限り、撰関もしくは太政大臣就任時に牛車宣旨が下されていることがわかり、牛車宣旨は概して撰関に下された宣旨であるといえる。また牛車宣旨宣下時の年令は、輦車宣旨対象者と比較すると相対的に低年齢下しており、撰関補任年令が低くなる傾向を反映したものである⁽³³⁾。

表5の親王に対する牛車宣旨は、二例である。いずれも第一親王でありながら皇太子になれず、内裏への出入りは優遇された事例といえるであろう。

表5 牛車宣旨 親王

人名	官職	位(品)階	年齢	父	宣下年月日	出典	備考
1 為平親王	式部卿	一品		村上	寛和元年(九八五)十二月十六日	小右記目録	天元二年正月三日、牛車での参入
2 敦康(親王)			一	一条	長保二年(一〇〇〇)二月十二日	日本紀略	長保元年十一月六日誕生、同二年四月十八日親王宣下

三、輦車宣旨と牛車宣旨の關係

1、輦車宣旨・牛車宣旨の前後關係

表6 輦車宣旨・牛車宣旨の前後關係

3	2	1	
藤原兼通	藤原実頼	藤原忠平	人名
天延二年(九七四)二月二十八日(閏白)天延三年(九七五)十月五日	天徳二年(九五八)三月康保四年(九六七)五月二十七日	天慶八年(九四五)三月二十八日	輦車宣旨宣下年月日
のち 關白		攝政	撰関
太政大臣	左大臣	太政大臣	官職
正三位	正二位	従一位	位階
五十	五十九	六十	年齢
天延二年(九七四)二月二十八日	(閏白)康保四年(九六七)十月五日(攝政)安和二年(九六九)八月十六日	(攝政)承平二年(九三二)二月二十九日(閏白)天慶九年(九四六)九月十二日	牛車宣旨宣下年月日
關白	關白	攝政	撰関
太政大臣	太政大臣	左大臣	官職
正三位	従一位	正二位	位階
五十	六十八	五十三	年齢

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
洞院公賢	洞院実泰	藤原実行	藤原家忠	源俊房	源師房	藤原教通	藤原公季	源雅信	藤原頼忠
貞和五年（一三四九） 十二月十四日	元応二年（一三二〇） 三月二十二日	仁平元年（一一五一） 三月七日	天承元年（一一三一） 八月二日	永長元年（一〇九六） 正月二十六日	延久四年（一〇七二） 六月二十三日	天喜四年（一〇五六） 十二月二十九日	治安元年（一〇二一） 七月二十五日	寛和二年（九八七） 正月二十六日	貞元二年（九七七） 十一月十八日
									関白
太政大臣	左大臣	太政大臣	右大臣	左大臣	右大臣	右大臣	右大臣	左大臣	左大臣
従一位	従一位	従一位	正二位	従一位	正二位	正二位	正二位	正二位	正二位
五十九	五十一	七十二	七十	六十二	六十五	六十一	六十四	六十七	五十四
貞和五年（一三四九） 十二月二十五日	元亨二年（一三二二） 三月十一日	仁平二年（一一五二） 正月七日	保延二年（一一三六） 四月十四日	嘉承二年（一一〇七） 十一月二十九日	承保二年（一〇七五） 十一月七日	康平元年（一〇五八） 七月二十五日	治安元年（一〇二一） 七月二十九日	永祚元年（九八九） 七月十五日	正元二年（九七九） 正月三日 永観二年（九八四） 八月二十八日
									関白
太政大臣	左大臣	太政大臣	左大臣	左大臣	右大臣	右大臣	太政大臣	左大臣	太政大臣
従一位	従一位	従一位	従一位	従一位	従一位	従一位	従一位	従一位	正二位
五十九	五十四	七十三	七十五	七十三	六十八	六十三	六十五	七十一	五十六

表6は、輦車宣旨と牛車宣旨の両宣旨を許可された人物の表である。藤原忠平は、牛車宣旨と輦車宣旨の両宣旨を許可された初例であるといえる。輦車宣旨は老宿の人を対象とし、藤原忠平は病身により内裏からの退出の際に輦車宣旨を得ている。藤原実頼は、天徳二年（九五八）の段階では、老宿で有能な大臣として輦車宣旨を下されたのだと思われる。ところが二年後の天徳四年（九六〇）に右大臣藤原師輔が亡くなり、藤原実頼は藤原長者、筆頭公卿として、藤原師輔孫の冷泉天皇の関白となり、牛車宣旨を許可されている。藤原兼通は、史料上は太政大臣で輦車宣旨・牛車宣旨を同時に許可され、関白に就任したのちに輦車宣旨を許可されている。ただし内裏の出入りの事例がなく、不明な点が多い。藤原頼忠も藤原兼通と同様に関白に就任し、輦車宣旨を受けている。

『台記』仁平元年（一一五一）二月二十七日戊辰条は、

（前略）又太政大臣、請_レ聽_ニ牛車_一如何、先例、多先聽_ニ輦車_一、後聽_ニ牛車_一、直聽_ニ牛車_一、非_レ無_レ所_レ疑、先_{（鳥羽）}先皇命、対曰、仰旨可_レ然、非_ニ執政臣_一、先聽_ニ輦車_一、後聽_ニ牛車_一、是定例也、（後略）_{（34）}

とある。『台記』の記主藤原頼長は、先例の多くは輦車宣旨後に牛車宣旨を許されるとして藤原実行の牛車宣旨許可を難じている。結局、藤原実行には同年三月七日に輦車宣旨が下され、翌年には牛車宣旨を許されている。両宣旨の前後関係について、十二世紀半ばになると、撰関に就任する人物はまず牛車宣旨を許可されている。大臣として有能で、なおかつ高齢の人物は輦車宣旨を許可され、そのちに牛車宣旨を許可されるという先例が固定化していることが知られる。

2、僧侶の輦車宣旨・牛車宣旨

表7 輦車宣言・僧侶

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
信覚	明快	明尊	深覚	院源	寛朝	良源	遍照	真雅	僧侶名
永保二年（一〇八二） 八月十三日	天喜四年（一〇五六） 二月十日 康平四年（一〇六一）	永承二年（一〇四七） 五月二十日	万寿三年（一〇二六） 五月十一日	万寿二年（一〇二五） 十月三日	正暦三年（九九二） 十二月十五日	天元四年（九八一） 八月十六日	仁和二年（八八六） 三月十四日	貞観六年（八六四） 四月二十七日	宣下年月日
祈雨の験（孔雀経法）	一条院落成、安鎮法	内裏御修法	持後一条天皇の御惱に加	後一条天皇の仁王経読 經に奉仕	高齢	円融天皇の御瘧病平癒	保護朕（光孝天皇） 躬、一朝一夕頼其普 導、朕所以身濟鴻業至 于今日	清和太上天皇降誕之 初、入侍擁護聖躬	宣下事由
僧正 法務 東寺長者 仁和寺別当	大僧正 天台座主	大僧正 法務 天台座主 園城寺長吏	大僧正 東寺長者 東大寺別当	僧正 天台座主	大僧正 法務 東寺長者 東大寺別当	大僧正 天台座主	僧正	僧正	地位
真言宗	天台宗・延暦寺	天台宗・千手 院・三井寺	真言宗・東寺	天台宗・延暦 寺・法性寺	真言宗・東寺・ 仁和寺・遍照寺	天台宗	天台宗	真言宗	宗派・所属寺院
法橋徹覚に賞を讓る				十月二十三日、 輦車にて 内裏参入		八月三十日、任大僧正			備考
水左記	華頂要略・諸門跡伝・東寺 長者補任	大鏡異本裏書・釈家初例 抄・皇代曆	小右記・東寺長者補任	小右記・左経記	権記	日本紀略・小右記目・僧・ 釈家初例抄	三実・紀・小右記・西宮記 （裏書）	三実・小右記	出典

10	良真	寛治五年（一〇九一）五月二十日	郁芳門院御惱快癒	大僧正	天台宗・延暦寺	五月十三日に寂す	真言伝・僧綱補任・華頂要略
11	隆明	嘉保二年（一〇九五）十一月二十七日	白河院御惱平癒	権僧正 崇福寺別当	天台宗・千手院		中右記
12	明雲	承安三年（一一七三）正月十二日		権僧正 天台座主	天台宗		玉葉

出典、三実^三は日本三代実録、僧は僧綱補任、天は天台座主記の省略である。

僧侶の輦車宣旨の初見は、藤原良房と同日に宣下された真雅である。『日本三代実録』の元慶三年（八七九）年正月三日癸巳条は「清和太上天皇降誕之初、入侍擁^ニ護聖躬^ニ」とあり、真雅は清和天皇誕生時より、その聖体を擁護している。遍照について、『日本三代実録』の仁和二年（八八六）年三月十四日癸巳条は、「保^ニ護朕躬^ニ、一朝一夕頼^ニ其普導^ニ、朕所^下以身濟^ニ鴻業^ニ至^中于今日^上」とある。光孝天皇の即位は、遍照の普導によるとある。良源は、天元四年（九八一）年八月十一日、円融天皇の瘡病が平復したことにより、輦車宣旨を許可されている。また『小右記目録』は「同八月十六日、良源僧正御修法結願事、（聴^ニ輦車^ニ、賜^ニ法服・御念珠・砂金等^ニ事^レ」とあり、宣旨のほか法服・御念珠・砂金などを下賜され、八月三十日には大僧正に転任している。

大僧正寛朝は、正暦三年（九九二）十二月十五日に輦車宣旨を、長徳元年（九九五）十二月二十六日には牛車宣旨を許可されている。寛朝は宇多法皇に入室した敦実親王の二男であり、円融法皇に灌頂を授けている。長徳四年（九九八）六月十二日入滅の際は八十四歳であり、両宣旨許可は高齢を理由とするほかに、寛朝が敦実親王の子という貴種性の高い人物であることも大きいと思われる。

七十二歳の院源は、『小右記』の万寿二（一〇二五）年十月一日己酉条に、後一条天皇のための仁王経読経を依頼されている。三日になると、院源には輦車宣旨が許可されている。院源が治安二年（一〇二二）の法成寺金

堂供養に奉仕した際、昇進を欲せずと発言している（『小右記』治安二年七月十四日壬午条）。関白藤原頼通は、「若可_レ被_レ聴_ニ輦車_一欲_{（輦）}」と発言し、藤原実資は「至_ニ于輦車_一僧俗傾申敷、寔雖_レ無_ニ公損_一皆有_ニ由緒_一乎、古昔有_レ驗人_{（若）}不_レ堪_ニ行步_一之御導師、或儒者・医師等而已、抑可_レ在_ニ叡慮_一、関白深以甘心」と述べている。藤原実資は、輦車宣旨は来歴を持ち、有驗の人や歩行困難の導師、儒者・医師などのみ、また許可は叡慮によるべきとしており、関白頼通は実資の言葉に納得している。

深覚は後一条天皇御惱の加持祈禱を行ない、万寿三年（一〇二六）五月十一日に輦車宣旨を許可されている。また長元九年（一〇三六）は後一条天皇の召しによる御薬があり、前大僧正として牛車宣旨も許可されている。深覚は故右大臣藤原師輔の子で、母は藤原公季と同じ康子内親王である。長久四年（一〇四三）九月十四日に八十九歳で入滅しており、両宣旨の許可は高齢および貴種性の高い人物であることによる。

明尊は、永承二年（一〇四七）五月二十日の内裏御修法の折り、輦車宣旨を許可されている。天喜元年（一〇五三）七月二十九日は、後冷泉天皇の御薬奉仕の際に牛車宣旨が下っている。しかし、歩行することを理由に、宣旨を辞退している。明尊は小野東風の孫である。明快は、一条院落成の際に安鎮法を修するため、天喜四年（一〇五六）二月十日に輦車宣旨を許可されている。また康平四（一〇六一）年に大僧正補任と同時に輦車宣旨を許可されている。信覚は、永保二年（一〇八二）八月十三日、祈雨のための孔雀経法に験があることにより、輦車宣旨を許可されている。信覚は故太政大臣藤原公季の三男であり、深覚を師として入寺している。良真は寛治五年（一〇九一）五月二十日に輦車宣旨を許可されている。白河院の娘郁芳門院の御惱快癒による。隆明は、白河院の御惱平癒の験により、嘉保二年（一〇九五）十一月二十七日に輦車宣旨を許可されている。『僧綱補任』は、そのほかに車を白河院より下賜されたことを記す。隆明は牛車宣旨も許可されており、故藤原隆家（中

関白家伊周の弟の息男である。

表8 牛車宣旨・僧侶

7	6	5	4	3	2	1	
増誉	隆明	覚円	明尊	深覚	済信	寛朝	僧侶名宣下年月日
長治二年(一一〇五)七月二十九日	長治元年(一一〇四)三月二十二日	永長元年(一〇九六)正月十八日	天喜元年(一〇五三)七月二十九日	長元九年(一〇三六)四月三日	寛仁四年(一〇二〇)二月二十七日	長徳元年(九九五)十二月二十六日	
堀河天皇病氣平癒の祈禱、及び自身の歩行困難	白河法皇御惱	御修法のついで	大僧正・法務・天台座主・園城寺長吏	後朱雀天皇不豫		高齡	宣下事由
大僧正 園城寺長吏 天台座主	大僧正 崇福寺別当	前大僧正	大僧正 法務	大僧正 東寺長者 東大寺別当	大僧正 法務 東寺長者 勸修寺別当	大僧正 法務	地位
天台宗 園城寺	天台宗 千手院		天台宗 千手院 三井寺	真言宗 東寺	真言宗 仁和寺	真言宗 仁和寺・東大寺	宗派・所属寺院
はじめ輦車宣旨、増誉は牛車宣旨を所望		前駟八十人とあることから、宮中出入りの宣旨から牛車乗車の宣旨に変質か				「東寺」「仁和寺」は十二月二十四日の日付とする	備考
中右記・殿曆	殿曆・中右任 記・僧綱補任	中右記・後二 条師通記	釈家初例抄語 僧・栄花物語	日本紀略		西宮記・東寺 長者補任・仁 和寺諸院家記	出典

明雲は承安三年(一一七三)正月十二日に輦車宣旨を許可されている。明雲は権大僧都禎喜とともに高倉天皇の護持僧を務めている。

済信は寛仁四年(一一〇二〇)二月二十七日に牛車宣旨を許可されている。じつは僧侶の牛車宣旨の初例であり、

大臣や撰関らと同様の牛車宣旨の慶申（よろこびもうし）を行なっている。済信は源雅信の子である。

覚円は、藤原頼通の子であり、永長元年（一〇九六）年正月十八日に牛車宣旨を許可されている。

増誉は長治二年（一一〇五）七月二十九日に輦車宣旨を許可されたが、牛車宣旨を希望している。これは、増誉の師明尊の輦車・牛車宣旨の許可と関わるのかもしれない。

以上、僧侶に対する輦車・牛車宣旨について、若干の考察を加えた。僧侶の輦車宣旨は、天皇の身体護持をした真雅・遍照、病氣平癒をした良源など、天皇の護持のために宮中に参上するために許可されており、かつ高齢であることが理由である。牛車宣旨については、平安時代は貴種の入寺があり、親王や撰関家に出自を持つ僧侶が牛車宣旨を許可される傾向にある。また、両宣旨はともに天台宗と真言宗の僧侶への宣旨許可である。

3、輦車・牛車宣旨の出入り門

輦車宣旨を許可された藤原実資は、待賢門から輦車に乗り、春華門前で輦車を下りている。また牛車宣旨の初見である藤原忠平は上東門を利用しており、輦車宣旨は待賢門、牛車宣旨は上東門という区別がつきそうである。そのほか宣旨のない貴族は、内裏に参上する際は陽明門を出入りし、その門前に牛車を留めたようである。宮城門は基壇のある構造とされ、直接牛車での出入りが出来ないという物理的な状況が存在した。そのため輦車に乗り換えたとされる。ところが、基壇のない宮城門が十世紀初頭に表れる。上東門である。その初見は延長元年（九二三）九月五日のことである。上東門の出現は、牛車での直接の出入りを可能にした点が最大の特徴である。表2の大臣以上の輦車宣旨では、宣旨に出入り門の明記があるかどうかを記している。出入り門について、宣

旨の初見記事は「宮中」と記し、「宮門」と書かれる場合もある。『公卿補任』に「輦車」や「輦車宣旨」とある場合は、宣旨形式が不明の場合も多いが、なかには「待賢門」と明記する場合もある。十一世紀になると、実際の出入り門については、区別がなくなっていることが知られる。

『本朝世紀』の寛和二年（九八六）正月二十六日乙未条は、つぎのように記している。

（前略）大納言兼皇太后宮大夫陸奥出羽按察使源朝臣重信宣、奉勅、左大臣源朝臣、宜_レ聴_下乘_二輦車_一出_上三入_二從_二待賢門_一者、

寛和二年正月二十六日 大外記兼主税助長門権守菅原朝臣忠輔^{〔野〕}_{〔奉脱カ〕}（三五）

左大臣源雅信が得た宣旨は、出入り門を待賢門と明記している。源雅信は牛車宣旨も許可されたが、その後、永祚元年（九八九）正月八日に致仕を上表している。『本朝世紀』の正暦元年（九九〇）七月十五日戊子条は「今日被_レ聴_二左大臣牛車宣旨_一了」とし、七月二十一日は、

廿一日、甲午、天晴（中略）無_レ政、午後_中納言藤原顕光卿、源保光卿、参議源時中卿、参_二着左仗座_一、次左大臣、從_二陽明門_一、着_二同仗座_一、以_二藏人右少弁源朝臣俊賢_一、令_レ奏_下乘_二牛車_一從_二上東門_一可_レ参_二慶賀_一之事_上、（時酉二刻、）其後從_二玄輝門_一退出、於_二朔平門外_一、乘_二用牛車_一、即從_二上東門_一退出、中納言藤原顕光卿、起_レ座着_二左衛門陣座_一、召_二二省_一、彈正少弼日佐真文、于_レ時真文唯称退出、下_二給件牛車宣旨_一、早罷出、其後戌時、上卿各退出^{〔36〕}、

とある。左大臣源雅信は陽明門から入って左衛門陣において着座し、藏人源俊賢を介して「乘_二牛車_一從_二上東門_一可_レ参_二慶賀_一」とあり、慶申（よろこびもうし）を奏上している。その後、雅信は玄輝門から退出して朔平門外で牛車に乗車し、上東門から退出している。牛車宣旨自体は弾正台下給されている。

源雅信の場合、輦車宣旨は待賢門、牛車宣旨も上東門と出入り門の明記はされている。両宣旨を許可された人物で、出入り門の判明する宣旨を持つ人物は、源雅信に限られる。

また藤原道長の牛車宣旨は、『日本紀略』の寛弘八年（一〇一一）八月二十三日甲子条に、

（前略）政始、今日右大臣召_レ外記_レ仰云、太政_{（大臣）}官所_レ申_レ内外文書_レ、先申_レ左大臣_レ、可_レ奏聞_レ、又召_レ檢非違使_レ仰云、左大臣乘_レ牛車_レ、可_レ聽_レ出_レ入待賢、上東兩門_レ、（中略）亥剋左大臣参_レ弓場_レ、申_レ慶賀_{（37）}、

とある。宣旨は出入り門に待賢門・上東門と明記している。『御堂関白記』は「仰云、上東門并待賢門、々々々是一条左大臣例」とある。三条天皇の仰せでは、兩門を宣旨に盛り込んだのは源雅信の例に拠るとある。

藤原公季は、任太政大臣の際に牛車宣旨を許可されている。その出入り門について、『小右記』の治安元年（一〇二一）七月二十五日戊戌条は、

（前略）太相府徘徊壁後_レ、招_レ余云、今日被_レ下_下聽_レ牛車_レ之宣旨_上、亦可_レ奏_レ其慶_レ歟、余答云、可_レ然、（中略）余云、太府先出_レ三里亭之程_レ歟、重以_レ為_レ国_レ令_レ見、小時帰来云、只今乗車了退出、（後日大外

記_{（文）}久義云、撰政関白者出_レ入上東門_レ、其外被_レ聽_レ牛車_レ了_{（之）}人用_レ待賢門_レ、今尋_レ前例_レ、欲_レ宣旨書_レ之間、於_レ朔平内_{（門）}乗車、被_レ出_レ自_レ上東門_レ者、件事公任卿所_{（藤原）}承行_レ也、後日請_レ送故殿御記并檢非違使類聚_レ、其

後示送云、出_レ入自_レ上東門_レ、是先例也、史公親朝臣所_{（所カ）}申者、用_レ待賢門_レ、不_レ謬覺_レ也、依_レ說_レ文義所_{（源）}申歟、左大臣雅信初乗_レ車、自_レ上東門_レ出入、其後出_レ入自_レ待賢門_レ、於_レ外記南_{（藤原）}下_レ自_レ車者、此事彼時下官又所見、時人所_{（知カ）}文也、又章信朝臣云、牛車宣旨伝_レ仰公任卿_レ、可_レ用_レ上東門_レ者、而文義等所_{（藤原）}申不_レ当、先例皆用_レ上東門_レ者（後略_{（38）}）

とある。藤原公季は任太政大臣の慶申に際し、牛車宣旨の慶申はすべきかどうか、藤原実資に尋ねている。藤原実資はするべきだと返答している。その後、実資が公季の様子を見に行かせると、乗車して退出してしまったという。◇内の割注部分は、後日談を載せている。大外記文義は撰関が上東門を使用し、それ以外は待賢門を利用するのだと主張し、前例を勘申する間、公季は朔平門から牛車に乗り、上東門から退出してしまったという。牛車宣旨の上卿は藤原公任であり、藤原実資は藤原実頼の日記・檢非違使類聚を公任に送っている。公任は、牛車宣旨は上東門を先例とし、左大臣源雅信が初めて牛車に乗った時は上東門を出入りし、その後は待賢門も利用していることは、実資も実際に目撃し、皆も知っていることとある。牛車宣旨の先例は、上東門であるとしている。

このように出入り門を混同する背景には、どのような事情があつたのであろうか。

まず内裏の焼亡と再建を繰り返すうち、門の構造上の違いによる出入りの違いがわからなくなつてしまったことがある。牛車宣旨が藤原忠平の時代に許可されることになつたのは、基壇のない構造を持つ上東門が出現したことによる。それ以前に、そうした門はなく、そのため輦車宣旨を許可されていたのであつたのだが、輦車宣旨と牛車宣旨とが並行して宣下される状況が出現することになつた。両宣旨を許可された源雅信は、牛車宣旨の際は上東門を利用したが、のちには待賢門を利用することもあつたのだと思われる。待賢門を利用した際は、牛車から輦車に乗り替えたのか、あるいは牛車で出入りしたかは不明である。待賢門と明記する輦車宣旨は、のちに藤原実資にも与えられている。

『中右記』の元永元年（一一一八）十一月二十五日癸酉条は、

今日殿下初駕（藤原忠実）ニ牛車ニ可下令ニ参内ニ御上也、（中略）又被レ仰云、執政人駕ニ牛車ニ事、除ニ陽明藻壁門ニ外、雖ニ何門ニ任レ意出入無ニ其憚ニ云々、次々大臣ハ雖レ蒙ニ牛車宣旨ニ、從ニ待賢門ニ出入之事ハ、又蒙ニ宣旨ニ者、此事未

レ知、尤有ニ深意ニ也、牛車輦車可レ用上東門ニ之故歟、(後略)⁽³⁹⁾

とある。藤原忠実^一は若くして摂政と同時に牛車宣旨を受けており、道長や頼通、師実にならい、四十一才で初めて牛車に乗って参内している。撰関家の牛車宣旨は、陽明・藻壁門両門以外の利用が可能であり、それ以外の者が牛車宣旨を受けて待賢門を利用する際はまた宣旨を受けるのだとある。また、両宣旨を受けた者が上東門を利用することを述べている。忠実の仰せは以下の三点である。①撰関家は、陽明門以外のどの門も利用可能である。②撰関家以外の者が牛車宣旨を許可され、許可された場合も待賢門を利用する場合は、また宣旨を蒙る。③両宣旨を許可された者は上東門を利用する。①は第四節で述べる藤原道長の中重輦車と関連する事柄である。②・③は忠実のまったくの思い込みであると思われる。②待賢門の出入りは輦車宣旨である。③牛車宣旨は上東門、輦車宣旨は待賢門を利用するとの記述であるが、本来は門の構造上の違いによる出入りであったのである。

『世俗浅深秘抄』は、

一牛車輦車人、大略先聴ニ輦車ニ、後聴ニ牛車ニ、尋常事也、直聴ニ牛車ニ事、執政之外頗不ニ分明ニ、執政家之牛車之人用上東門ニ、自餘之輩用ニ待賢門ニ歟、雖ニ執政之人ニ又用ニ此門ニ例間々存、入ニ待賢門ニ時泰ニ春華門ニ、仍車立ニ彼門外東辺ニ、或又入レ自ニ上東門朔平門ニ、或用ニ建春門ニ、各於ニ門外ニ下車之、門腋頗退立之。参ニ八省ニ時入レ自ニ待賢門ニ、於ニ昭訓門壇下ニ下車、有ニ八省於幣物ニ時、雖ニ牛車輦車人ニ必令ニ歩行ニ也、況又於レ令レ奉ニ仕上卿ニ哉、執政人駕ニ牛車ニ、往ニ還陽明門藻壁門ニ、此兩門之外依ニ便宜ニ用レ之常事也、但大臣雖レ聴ニ牛車輦車ニ不レ蒙ニ別仰ニ以前不ニ出入ニ、待賢門依ニ重宣旨ニ用ニ此門ニ也、⁽⁴⁰⁾

とある。後鳥羽天皇著とされる十三世紀の儀式書である。撰関家の牛車宣旨は上東門を、そのほかは待賢門を利用するとの記述は、藤原忠実の言質そのままだが、本来は門の構造上の違いによる出入りだったのである。

四、中重輦車宣旨

永長元年（一〇九六）年正月二十六日、藤原師実⁽⁴²⁾に中重（なかのへ）の輦車宣旨⁽⁴¹⁾が下されている。藤原師実の奏請によるものであり、のちには藤原忠実にも下されている。藤原師実の慶申は二月十日のことであり、それは二条西洞院の辻で牛を牛車から外し、閑院内裏の兵衛陣まで車を手引くというものであった。中重の輦車宣旨は、侍読や天皇の外祖父の立場の者が蒙るとい⁽⁴²⁾う。

藤原師実と同日に輦車宣旨を下された左大臣源俊房も、二月二十七日に慶申を行なっている。俊房の場合は二条町尻の辻に待機させた輦車に乗り換え、東隣に位置する東三条第の西門北のあたりで輦車を下り参内するものであった。⁽⁴³⁾注目すべきは、源俊房は牛車から輦車に乗り換えたのに対し、藤原師実⁽⁴²⁾は牛車での出入りをしたことである。中重の輦車宣旨であることから、輦車を使用する必要はあった。それにもかかわらず、師実はなぜ牛車による出入りを行なったのであろうか。

中重の輦車宣旨は師実・忠実のほか藤原兼家・道長の四例である。藤原師実の中重の輦車をめぐり、いくつかの諸問題について検討する。

1、藤原兼家・道長父子の「中重の輦車」

(1) 藤原道長の牛車宣旨・「中重」輦車宣旨

まず、藤原道長の「中重」の輦車について検討する。『御堂関白記』の寛仁二年（一〇一八）年正月三日丁酉条は、「此間余中隔被^レ免^ニ輦車宣旨^一下、（中略）不^レ申^レ賀」とある。一条院で行なわれた、後一条天皇の御元服の際に宣旨は下されている。藤原道長の場合是一条院の内裏に限り中重の宣旨を利用し、内裏では輦車宣旨の範囲での移動と渡辺直彦は述べる⁽⁴⁴⁾。だが藤原道長は、天皇御元服の際、あとから聞いたと慶申をせず、翌月には太

表9 中重輦車宣旨

人名	撰関	官職	位階	年齢	宣下年月日	実際の輦車利用	出典	備考
1 藤原兼家	撰政		従一位	六十	永延二年（九八八）三月二十五日		日本紀略	実際は輦車宣旨
2 藤原道長				五十三	寛仁二年（一〇一八）正月三日	万寿三年（一〇二六）八月十五日	公卿補任 日本紀略 御堂関白記	「御」 「小」に は中重と 明記
3 藤原師実		前太政大臣	従一位	五十五	永長元年（一〇九六）正月二十六日	永長元年（一〇九六）二月十日	中右記	
4 藤原忠実		前太政大臣	従一位	六十三	保延六年（一一四〇）二月十日		公卿補任	

政大臣を辞任している。新造内裏へは四月二十八日に遷御しており、その間の中重の輦車による出入りは史料上確認できない。『小記目録』は輦車宣旨とし、『公卿補任』は中重の輦車と記しており、「中重」の有無はあるものの輦車宣旨を下されていることがわかる。藤原道長は、輦車宣旨以前に牛車宣旨を下されており、撰関になる人物はまず牛車宣旨を下されている⁽⁴⁵⁾。そこで、道長の牛車宣旨・中重の輦車宣旨とその出入りの時期、下された当時の年令を提示しておきたい。

牛車宣旨：寛弘八年（一〇一一）年八月二十三日（三条天皇の即位、即日慶賀）……………四十六歳

*この宣旨による出入り：長和元年（一〇一二）年十一月十七日……………四十七歳

牛車宣旨：長和五年（一〇一六）二月三日（後一条天皇の即位）……………五十一歳

*この宣旨による出入り：長和五年（一〇一六）二月七日（後一条天皇即位儀）

中重の輦車宣旨：寛仁二年（一〇一八）正月三日（後一条天皇の御元服）……………五十三歳

*この宣旨による出入りか：万寿三（一〇二六）年八月一五日（出家後初参内）……………六十一歳

左大臣であり四六歳の藤原道長は、三条天皇の即位後に牛車宣旨を許されて即日の慶申を行なっている。牛車宣旨による出入りをしたのはその翌年である。史料をみる限り、宣旨を許された人物は参内のたびごとに宣旨に因む出入りはせず、支障がなければ徒歩の参内であるとの指摘がある⁽⁴⁶⁾。それは牛車宣旨にも共通することである。

摂政左大臣の道長にふたたび牛車宣旨が下ったのは、後一条天皇即位後のことである。『小右記』の長和五年（一〇一六）二月一日条は、「今日公卿多従右大臣参入八省^(左)、（中略）大臣步行被^レ参、依^ニ牛車宣旨未^レ下敷、旧主宣旨皆以復旧、而此事未^レ下」とある。旧主（三条天皇）に与えられた宣旨はみな復旧するものと記した藤原実資の手配により、道長には牛車宣旨が下されている。『御堂関白記』の二月三日の記事は、「右大将余下^(藤原実資)牛車宣旨」とあり、また二月七日の即位儀には、皇太后彰子と同輿の後一条天皇の御後に乗車して候し、建礼門前で下車している。

中重の輦車は、道長が太政大臣で五三歳の時のことである。だがこの宣旨による参内は、道長が太政大臣を辞し、さらに出家した後のことである⁽⁴⁷⁾。

『小右記』の万寿三年（一〇二六）七月十日癸丑条は、

（前略）禪閣曰、衰老病患之身相扶参内、従^ニ朔平門^一步行参入、其程太遠、更不^レ可^レ堪、故入^(藤原兼家)道殿乗車入^レ自^ニ朔平門^一到^ニ其輝門^(玄)下^一々給、合^(思カ)恩彼例^一入^レ従^ニ式乾門^一到^ニ陰明門^一下^一々^レ従^レ車欲^ニ参入^一、雖^レ有^レ所^レ憚進退

惟谷、歩行之程頗可_レ近々_一、仍内々所_レ思也、故殿無_二御病_一、而乗車入_二給中隔_一、我者病極重、蜜々乗車到_二陰陽門下_一々々自_レ車欲_二参入_一者、(後略)⁽⁴⁸⁾

とある。道長は、衰老病患の身で朔平門から歩行する困難を述べ、藤原兼家を参考に式乾門から陰明門までを車で参入する提案を藤原実資に語った。『局中宝』(尊経閣善本影印集成52)は、「入道太政大臣御出家以後参内事」として、「万寿三年八月十五日、小野記云、或人云、禅閣今朝被_二参内_一乗車入_レ自_二朔平門_一致_二玄暉門_一、是故大入道大閣例之云々」とある。結局、藤原兼家と同様に朔平門から玄輝門までを車で出入りしたようである。

(2) 藤原兼家の輦車宣旨

太政大臣である藤原兼家に下されたのは輦車宣旨である。ところが「牛車にて北陣までいらせたまへば、それよりうちはなにばかりのほどならねど、ひもどきていらせたまふこそ」とあり、『大鏡』は兼家が朔平門(北陣)を牛車で出入りしたことを特筆する。さきの『小右記』には故入道殿の「乗車」とあり、牛車で内裏を出入りしたことがわかる。兼家は輦車宣旨を下されて牛車で内裏に出入りし、宣旨内容とは異なる行動をとったのである。

輦車宣旨は、藤原実資の例では待賢門(宮城門)内に持ち込んだ輦車に乗り換え、待賢門から春華門に到る経路の乗車を許されるものである。また撰関では藤原忠平を初見とする牛車宣旨は、基壇を持たない門である上東門を牛車のまま入り、職御曹司あるいは朔平門に到る経路を乗車するものであった。⁽⁴⁹⁾ 撰政左大臣の藤原忠平は、承平二年(九三二)二月二十九日に牛車宣旨を下されているが、宣旨による出入りは太政大臣就任後(承平六年八月十九日)のことである。牛車宣旨は藤原実頼・藤原伊尹・藤原兼通・藤原頼忠の頃までは太政大臣就任時に下されている。そのことから、兼家は太政大臣の身位にふさわしいものとして、牛車宣旨の経路を積極的かつ半

ば強引に選択したのだと思われる。天皇に入内するキサキの場合、朔平門から徒歩のことが多かった。しかし兼家は朔平門を牛車で出入りしており、一条天皇の外祖父として絶大な権限を持つ兼家に対して、その行動を咎める者はいなかったであろう。

ところで牛車で出入りの際の牛はどうするのだろうか。所見はないものの、藤原師実の例では二条西洞院で牛を放していることから、宮城門がある場合はそこで牛をはずしたと思われる。牛をはずした牛車は輦車のかわりにならなくもない。のちには輦車宣旨と称し、牛をはずした牛車を輦車に見立てる例もみられるからである。忘れてはならないのは、『延喜式』の規格通りとするならば、輦車と牛車の大きさはまったく異なることである。輦車は牛車に比べて小ぶりで、大人二人が乗れるほどであり、進行方向と後方にも轆が付く。牛車は進行方向にのみ轆を持ち四人乗りである。

以上、中重の宣旨を奏請した藤原師実が牛を外した牛車で出入りしたことは、藤原兼家・道長父子を先例としたことを確認した。藤原兼家・道長父子は内裏中重を牛車で出入りしている。兼家は六十賀の際に輦車宣旨を許されて、太政大臣という自らの地位にふさわしい待遇として牛車による出入りを選択した。道長は出家した身分であるにもかかわらず、八年後に宣旨による出入りをした。これは六十歳で宣旨による出入りをした兼家を先例としたものである。位階を持たない出家後の道長がそのことを行ない得たのは、後一条天皇の外祖父の立場によると考えられる。

では藤原師実が中重の輦車宣旨に関し、父頼通を先例としなかったのはなぜだろうか。つぎに藤原頼通・師実父子の牛車宣旨について述べる。

2、藤原頼通・師実父子の牛車宣旨

(1) 藤原頼通の牛車宣旨

結論からさきに述べると、藤原師実は父頼通が輦車宣旨を許されていなかったために、先例にすることが出来なかったからである。宿老の大臣に許された輦車宣旨は、三代の天皇の関白を務めた藤原頼通に下されてしかるべきであるし、藤原頼通はたしかに輦車を所有している。藤原頼通は寛仁元年（一〇一七）三月四日に内大臣に任命され、藤原道長に代わって摂政に就任した。そして三月二十二日に隨身兵杖・牛車宣旨を許されている。藤原頼通の牛車宣旨とその出入りの時期、宣旨を下された際の年令を提示する。

牛車宣旨：寛仁元年（一〇一七）三月二十二日（摂政内大臣就任）……………二十六歳

*この宣旨による出入り：長元五年（一〇三二）八月十三日……………四十一歳

牛車宣旨：長元九年（一〇三六）四月十九日（後朱雀天皇の即位）……………四十五歳

『日本紀略』の長元五年（一〇三二）八月十三日条は、「関白左大臣初乗_二牛車_一、入_レ自_二上東門_一、立_三車於朔平門前_二とある。藤原頼通は十五年後に宣旨による出入りをしている。

このように一定期間を置く必要性は何に基づくのだろうか。中世摂関家における乗車参入の年齢制限について、その本質は功臣の老体を配慮したものと⁽⁵⁰⁾する桃崎有一郎の指摘がある。その側面を否定するものではないが、期間を空けることの理由や年齢の由来の検討は必要である。

その際に参考となるのが藤原頼通の事例である。藤原頼通が摂政に就任した際の年齢は二十六歳であり、これ以降、摂関の継承年齢は相対的に低くなり、公卿に補任される年齢も低下して若年公卿が増加の傾向をたどるこ

とが指摘されている。⁽⁵¹⁾ 牛車宣旨は撰関の継承にともなう宣旨であるから、若くして撰関になるため、牛車での出入りを憚ったことは容易に理解できる。そのため藤原頼通は四十一歳に達するまでの一定期間を要したのである。武家政権が台頭する平安後期以降、撰関の入れ替わりは激しく、四十歳を迎える以前での交替や再任も多かった。⁽⁵²⁾ 『園太暦』の延文五年（一三六〇）二月十四日付書状は、「撰政関白輦車・牛車、大略所職同時宣下候敷、然而四十未滿之間者、不_レ駕_レ之、如_レ本陣中歩行、年限至之時必駕之由、鷹司故博陸^(冬平)など被_レ命候き、随而故左府・愚身^(洞院公賢)なども、奏慶之後者内外不_レ論_レ用候し」とある。牛車の乗物許可と、本来の牛車による内裏参入許可の両側面を合わせ持つ洞院公賢の言葉である。鷹司冬平の命とある、牛車宣旨は四十歳未滿は乗らず、とする中世に伝えられた先例は、藤原頼通の事例と関わるのではないだろうか。

(2) 藤原師実の牛車宣旨

藤原師実の牛車宣旨と中重の輦車、その出入りの時期、その当時の年令を提示する。

牛車宣旨：承保二年（一〇七五）年十月二十七日（関白就任）……………三十四歳

*この宣旨による出入り：永保二年（一〇八二）正月十一日……………四十一歳

中重輦車：永長元年（一〇九六）正月二十六日（師実の奏請による）……………五十五歳

*この宣旨による出入り：永長元年（一〇九六）二月十日……………五十五歳

『水左記』の永保二年（一〇八二）正月八日条によると、師実は四一歳にこだわり、十一日に宣旨による出入りをするという。四十一歳の年齢にこだわる師実は、源俊房にとっては理解しがたかったようである。その日記には「予申云、何事候哉」と書きつけているからである。しかし師実は強いて四十一歳にこだわったのである。

師実を養父と仰ぐ藤原忠実は、道長・頼通・師実の先例を参考に、牛車宣旨による出入りを行っている。『殿曆』は元永元年（一一一八）十一月二十五日癸酉条に「余須_二早参_一、而始乘_二牛車_一今日参内、（中略）宇治殿・故殿皆於_二御年四十一_一令_レ駕_二牛車_一給、就_二彼例_一余乘_レ之、御堂十一月尔令_レ乘給」とある。⁽⁵³⁾『小記目録』第十五「輦車宣旨事付牛車」は、「長元五年八月十三日、関白初乘_二牛車_一参内事」とあり、八月のこととする。藤原頼通と藤原師実は四十一歳で参内したこと、藤原道長は十一月に参内したことを掲げており、忠実が先例とした事柄はそれぞれ異なる。父師通が康和元年（一〇九九）六月二十八日に三十八歳で亡くなり、二年後には祖父師実もその後を追うように亡くなっている。藤原忠実は幼いころから祖父師実に政務・儀式の指導を受けていた。⁽⁵⁴⁾しかしながら、摂関家の所有する車に関する知識はほぼなかったといつてよい。藤原忠実が輦車と糸毛車とを混同し、輦車の形状さえ分からなかったからである（本論第三部第九章）。しかし藤原忠実が祖父師実の先例は遵守している。⁽⁵⁵⁾そのことから藤原師実は、牛車宣旨について父頼通の四十一歳の年齢の先例化に成功したといえる。

藤原師実が中重の輦車宣旨を下されながらも、牛車による出入りをしたのは藤原兼家・道長父子を先例としたものであった。中世において、牛車宣旨は内裏門までの乗車を認める効力は失われたとする指摘がある。⁽⁵⁶⁾十一世紀における牛車宣旨の経路は確認できないものの、兵衛陣への牛車の手引きを可能にした宣旨が中重の輦車宣旨であった。藤原忠実もこの宣旨を下されたのだが、その後この宣旨はなくなる。

『長秋記』の天承元年（一一三一）八月三日丁卯条は、「自_二宰相中將許_一、輦車宣旨後、未_レ乘之先、参内否由被_二尋下_一、不_レ乘之先参内之議、不_レ見之由答畢」とある。輦車の参内以前に参内はしてよいのかの問い合わせであり、忠宗父の家忠が前日に輦車宣旨を下されたことによる。輦車宣旨は与えられた人物に委ねられており、

そうした議論はないと源師時は答えた。十二世紀は政務や儀式の場が拡散し、参内の意義は薄れた結果である。

師実―忠実の先例観は、「撰関家」として生き残りをかけた政治的な取り組みであると末松剛は指摘している。⁽⁵⁷⁾ 藤原師実は、大殿として中重の輦車宣旨を奏請するとともに、四十一歳の時には頼通の先例を根拠に牛車宣旨による出入りをしている。⁽⁵⁸⁾ 輦車宣旨は養和元年(一一八二)に藤原経宗に下されたものの、牛車宣旨に変更されて以後は公卿への宣旨許可は途絶していた。中世の撰関家冬平を通じて、牛車と牛車宣旨は四十歳を過ぎて利用するとの観念は、清華家の家格を持つ洞院実泰・公賢にも伝えられた。洞院家の父子は二代にわたり輦車宣旨・牛車宣旨を下されており、中世における輦車宣旨・牛車宣旨の再生産を示すものである。四十一歳で牛車宣旨による出入りをした頼通の事例は、師実・忠実を経て中世に展開する先例になったといえる。

むすび

以上、四節にわたり輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車について考察した点をまとめておきたい。

第一節は輦車宣旨の対象者について考察した。侍読および親王の輦車宣旨は、親王は一品もしくは二品で式部卿であること、内裏での儀式に伴ない侍読・親王ともに宣旨を許可されたことを明らかにした。大臣に対する輦車宣旨許可は、それと前後して官奏候侍の勅命が下ることもあり、儀式のほか官奏候侍を理由とする。また老宿の侍読・親王・大臣への宣旨許可のうち、唯一例外といえるのは若年で宣下された為平親王である。大臣に対する輦車宣旨は藤原経宗を最後とするが、経宗はすぐに輦車は製作できないとして牛車宣旨に変更されている。その後、平清盛を最後に十三世紀まで輦車宣旨はみられなくなる。

第二節では牛車宣旨の対象者について、まず出入り門の考察をした。内裏に歩行して出入りする際、牛車は駐車して陽明門から参入する。牛車宣旨の場合の出入り門は上東門である。この上東門の初見については藤原穩子との関係性が推測できること、『延喜式』には身分を限定して乗用する糸毛車があり、藤原穩子は内裏の出入りに際し糸毛車を使用した可能性があること、そして院政期に藤原忠平の牛車として争奪の対象となる糸毛車があることから、藤原忠平が糸毛車に乗車して上東門を出入りしたことを推測している。また牛車宣旨はおもに撰関を中心とする許可であり、輦車宣旨対象者と比較して許可時の年齢が相対的に低いことがわかる。

第三節では、輦車宣旨と牛車宣旨の関係と、両宣旨の出入り門の検討をした。両宣旨の前後関係について、十二世紀半ばになると撰関に就任する人物はさきに牛車宣旨を、大臣として有能で高齢の人物には輦車宣旨ののち牛車宣旨の許可があるとの先例がある。しかし、藤原忠平は病気によって輦車宣旨を許可され、藤原実頼は予定のない撰関の就任によって牛車宣旨の許可があった。偶然性の高い事例が二件続いたことが両宣旨許可の背景となったことを指摘した。僧侶の輦車宣旨は、天皇護持を目的に高齢の僧侶が内裏に参上するために許可されている。貴種の入寺が開始されると、親王や撰関家など貴種に出自を持つ僧侶に対し牛車宣旨の許可の傾向がある。両宣旨ともに天台・真言二宗の僧侶が対象である。つぎに出入り門について、輦車宣旨は「宮中」、牛車宣旨は「上東門」と明記されたが、源雅信と藤原実資の輦車宣旨は待賢門と記されていることから、十一世紀には両宣旨の出入り門の区別がつかず、混同されるにいたったことを指摘した。藤原忠実は、撰関家は陽明・藻壁門のほか、どの門を利用しても良いと発言しており、撰関家が上東門を利用する根拠も、代々牛車宣旨を許可され、上東門を利用してきたことによる思い込みであることを指摘した。

第四節では、中重輦車を考察した。撰関家としての先例を重視した結果、藤原師実は中重輦車を奏請しており、

また四十一歳の時に、藤原頼通の先例を根拠とした牛車宣旨による出入りを行なった。藤原忠実はまだ、藤原師実を先例にするが、牛車宣旨は四十歳を過ぎて利用するものとの観念が中世に展開したことを明らかにしている。

註

(1) 古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八四年)一四〇〜五五頁、橋本義則「朝堂政治の変遷」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八六年)一八九〜二二七頁、加藤友康「朝儀の構造とその特質―平安期を中心として―」(『講座前近代の天皇』第五卷、青木書店、一九九五年)一六五〜七〇頁、および吉田歆「天皇聴政と大極殿」『日中宮城の比較研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)一三八〜四三頁。

(2) 『国史大辞典 第四卷』(吉川弘文館、一九九三年)一五八頁。

(3) 渡辺直彦「蔵人方行事と輦車宣旨」(『増訂版 日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七八年)五八八〜九頁。

(4) 渡辺直彦註(3)前掲論文。

(5) 『新訂増補国史大系 日本三代実録 前篇』(吉川弘文館、一九八六年)二〇九〜一〇頁。

(6) 大日方克己「五月五日節」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)七九〜八一頁。

(7) 『新訂増補国史大系 本朝世紀』(吉川弘文館、二〇〇三年)四二頁。

(8) 免列宣旨については、末松剛「節会における内弁勤仕と御後祇候」(『平安宮廷の儀式文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は一九九六年)八二〜五頁。

- (9) 『新訂増補国史大系 本朝世紀』(吉川弘文館、二〇〇三年) 四二頁。
- (10) 安田政彦「勅授帯剣について」(『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年) 二五四頁。
- (11) 安田政彦「平安時代の式部卿」(『平安時代皇親の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九二年) 二三九〜五二頁。
- (12) 『大日本古記録 小右記 七』(岩波書店、一九九二年) 一三九〜四〇頁。
- (13) 藤原仲平の免列宣旨は源融の例に准じたとあり、輦車宣旨は十一月に下したとある。『続神道大系 朝儀祭祀編 一代要記(一)』(神道大系編纂会、二〇〇七年) 二六六頁。
- (14) 『新訂増補国史大系 本朝世紀』(吉川弘文館、二〇〇三年) 七二頁。
- (15) 山本信吉「平安中期の内覧について」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九七二年) 三六〜五〇頁、坂上康俊「関白の成立過程」(『日本律令制論集』下巻、吉川弘文館、一九九三年) 三四四〜六頁、同「初期の撰関政治・関白について」(『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年) 一九六〜二〇〇頁、および同『撰関政治と地方社会』(日本古代の歴史5、吉川弘文館、二〇一五年) 三一〜二頁、一〇〜二頁。
- (16) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 八四頁。
- (17) 『大日本古記録 小右記 七』(岩波書店、一九九二年) 一七九頁。
- (18) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 八』(宮内庁書陵部、二〇〇二年) 一四一〜二頁。
- (19) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 一七五頁。
- (20) 瀧浪貞子「初期平安京の構造―第一次平安京と第二次平安京」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版、

一九九一年、初出は一九八四年) 三五六〜六一頁。

(21) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 二五頁。

(22) 中町美香子「平安時代の皇太子在所と宮都」(『史林』八五―四、二〇〇二年) 八九〜九一頁、西野悠紀子

「九世紀の天皇と母后」(『古代史研究』一六、一九九九年) 一六頁、東海林亜矢子「母后の内裏居住と王権」(『御茶の水史学』四八、二〇〇四年) 六一〜五頁、および同「撰関期の后母―源倫子を中心に―」(服

藤早苗編『平安期の女性と政治文化 宮廷・生活・ジェンダー』明石書店、二〇一七年) 七八〜九〇頁。

(23) 東海林亜矢子「女房女官饗禄―後宮の中の皇后―」(服藤早苗編『女と子どもの王朝史―後宮・儀礼・縁―』森話社、二〇〇七年) 三七頁。

(24) 橋本義則「古代御輿考―天皇・太上天皇・皇后の御輿―」(『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年) 四七〜八頁。

(25) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』(吉川弘文館、一九八五年) 九一一頁。

(26) 『新訂増補国史大系 延喜式 後篇』(吉川弘文館、一九八五年) 九一二頁。

(27) 東海林亜矢子註(22)前掲論文、および岡村幸子「職御曹司について」(『日本歴史』五八二、一九九六年) 八〜一一頁。

(28) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 三三頁。

(29) 『大日本史料 第一編之七』(東京帝国大学、一九三一年) 四〇〜一頁。

(30) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 一〇五頁。

(31) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 一一六頁。

- (32) 異姓養子源師房については、坂本賞三『藤原頼通の時代』（平凡社、一九九一年）六六〜八〇頁。
- (33) 服藤早苗「転換期における王権と元服」（『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年、初出は一九八八年）三一〜四頁。
- (34) 『増補史料大成 台記 二』（臨川書店、一九八九年）七一頁。
- (35) 『新訂増補国史大系 本朝世紀』（吉川弘文館、二〇〇三年）一三〇頁。
- (36) 『新訂増補国史大系 本朝世紀』（吉川弘文館、二〇〇三年）一四六頁。
- (37) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』（吉川弘文館、一九八八年）二二六頁。
- (38) 『大日本古記録 小右記 六』（岩波書店、一九九二年）二六〜三一頁。
- (39) 『増補史料大成 中右記 五』（臨川書店、一九九一）九五〜七頁。
- (40) 「世俗浅深秘抄」『群書類従 第二十六輯 雑部』（続群書類従完成会、一九八七年）四七〇頁。
- (41) 閑院内裏については野口孝子「閑院内裏の空間領域」（『日本歴史』六七四号、二〇〇四年）二〜一〇頁、および同「閑院内裏の空間構造」（『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六年）九六頁。
- (42) 渡辺直彦註（3）前掲論文。
- (43) 師実が牛車を手引きした兵衛陣と俊房が輦車を下りた地点との間は、里内裏における中重空間を想定したものでないかとの指摘がある。中町美香子「平安時代中後期の里内裏空間」（『史林』八八―四、二〇〇五年）八三〜四頁。
- (44) 渡辺直彦註（3）前掲論文。
- (45) 中町美香子註（22）前掲論文。

- (46) 下向井龍彦「徒歩の実資、乗車の実資―『小右記』長和二年二月十二日条から―」(『日本歴史』七一二、二〇〇七年) 四一頁。
- (47) 末松剛は輦車宣旨を五十三歳、中重の輦車を六十一歳としている。「儀式・先例からみた藤原頼通」(『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は二〇〇四年) 二五八頁。
- (48) 『大日本古記録 小右記 七』(岩波書店、一九九二年) 一七九〜八〇頁。
- (49) 『新訂増補国史大系 日本紀略 後篇』(吉川弘文館、一九八八年) 三三頁。承平二年(九三二)年二月二十九日辛巳条。『大日本史料 第一編之七』(東京大学出版会、一九八九年) 四〇〜一頁。「初任大臣大饗 雜例」承平六年(九三六)八月十九日条。
- (50) 桃崎有一郎「中世里内裏陣中の構造と空間的性質」(『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版、二〇一〇年、初出は二〇〇四年) 二二〇頁。
- (51) 服藤早苗註(33)前掲論文。
- (52) 撰関の就任は即「家」の継承ではないとする指摘がある。樋口健太郎「中世撰関家の権力構造とその展開」(『中世撰関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年) 三七九頁。
- (53) 『大日本古記録 殿暦 五』(岩波書店、一九九五年) 九二〜三頁は、『公卿補任』と同様に、長元五年(一〇三二)十月十三日を頼通の牛車宣旨の出入りの日と補注する。しかし、日付は長元五年(一〇三二)八月十三日の方が正確と思われる。
- (54) 元木泰雄『藤原忠実』(吉川弘文館、二〇〇〇年) 三二頁。
- (55) 末松剛「撰関家の先例観―御堂流故実の再検討―」(『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初

出は一九九九年）二三二〜四頁。

(56) 桃崎有一郎「中世洛中における街路通行者と第宅居住者の礼節的關係」(『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版、二〇一〇年) 一七二頁。

(57) 末松剛註(23)前掲論文。

(58) 大殿の権限については、樋口健太郎「院政期撰関家における大殿について」(『中世撰関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出は二〇〇二年) 一三七〜九頁。

はじめに

本論の目的は、内裏・里内裏の出入りの際に乗用された輦車の消長を考察することにある。輦車宣旨及び牛車宣旨は、内裏空間への出入りに際し、輦車もしくは牛車の乗車を許可した宣旨のことであり、内裏や里内裏空間なくして論じることとはできない。⁽¹⁾ 輦車宣旨は、『西宮記』（巻八、輦車）に「女親王、女御、尚侍、每出入、蔵人経_ニ奏聞_一、仰_ニ閣門吉上_一」とあり、内親王・女御・尚侍の出入ごとに蔵人が奏聞の上、吉上が仰せ言葉を述べる宣旨である。⁽²⁾ 輦車は手車と表記することもある。

輦車宣旨の宣下対象者は、初期の段階では女官がおり、やがて男性官人に拡大したと考えられる。また皇位継承を期待された親王や、天皇と婚姻予定にある女性、すでに天皇と婚姻関係を持つ女性やその近親者に対し輦車宣旨があること、もしくは輦車の乗車があるものの、それほど多くの事例は見出せない。というのも、『枕草子』にみられるように、女性が牛車に乗車して直接内裏を出入りした事例も散見されるからである。藤原忠平を初例とする牛車宣旨は、男性を対象とした宣旨であることが特徴的で、そこに対象者の階層が幅広い輦車宣旨との大きな違いが見いだせる。理由は不明だが、女性が牛車に乗車して輦車宣旨を得ずに内裏を出入りした例は多く、また輦車宣旨と称して輦車に乗り換える場合と、牛車に乗車のまま内裏に出入りした事例とが混在している。前章では、男性や僧侶に与えられた輦車宣旨・牛車宣旨について検討し、両宣旨を与えられた人物について考察している。⁽³⁾ 撰関家は牛車宣旨について輦車宣旨を与えられ、そのほかに両宣旨の許可がある者の場合は撰関家

とは反対に輦車宣旨、続いて牛車宣旨が与えられたことは前章において述べた。しかし、式部卿親王以外に輦車宣旨を許可された親王の存在や、輦車そのものについてなど、細かな検討には至らなかった。

本論では、輦車もしくは輦車宣旨を許可された女性と、皇位継承を期待された親王の事例に絞って、考察することにする。第一節では、輦車の規格と九世紀の親王・女御・女官の輦車と、それ以降の親王に対する輦車宣旨について述べる。第二節では、天皇・皇太子のキサキ、摂関家の正妻、その他の女性と輦車宣旨との関わりについて述べる。第三節では輦車のゆくえについて検討し、平安貴族社会における輦車の消長について考察する。

なお、天皇の御在所については、詫間直樹編『皇居行幸年表』続群書類従完成会、一九九七年を、後宮については神道大系編纂会編、石田実洋ほか校注『一代要記』を参照した。

一、輦車の規格と親王・女御・女官の輦車

1、輦車の規格

輦車の消長を考察する前提として、その規格について述べておく。『延喜式』（卷十七、内匠）には、御輿・腰輿・腰車・牛車の順に四つの乗物を記しており、そのうちの「腰車」が輦車にあたりと考えられる。その輦車の部材について『延喜式』23腰車条を掲げておきたい。

腰車一具、屋形へ長六尺、広五尺、障子六枚へ二枚各高二尺六寸、広二尺、四枚各高二尺六寸、広六寸五分、椀料、椀廿四枚、へ四枝各長八尺五寸、方二寸五分、四枝各長五尺、方二寸五分、八枝各長四尺五寸、

方一寸五分、二枝各長五尺、広一尺一寸、厚二寸五分、四枝各長三尺五寸、方二寸五分、二枝各長二尺、径七寸、^レ轆并輪料櫟七十二枝、柱并高欄、鳥居等料、檜榑二村、桁并椽、箕形等料、歩板四枚、熟銅大十一斤二両、減金小十両三分、水銀小三両三分三銖、鉄十一延、漆四升、掃墨一升五合、胡麻、荏油各三合、帛一尺二寸、石見綿一斤八両、伊予砥一顆半、青砥一枚、白綾四丈、油絹二丈八尺、両面一丈一尺二寸、錦七尺五寸、東繩二丈二尺四寸、練糸二両、調布三丈二寸、東席二枚、苧大五両、毛料草二圍半、糯米一升、小麦一升、墨九斗、和炭廿四斛六斗、熬炭五斗、焼土五升、長功二百九十二人半、^レ木工一百十九人、銅五十六人半、鉄卅五人半、晝三人、釘四人、張十二人、漆廿二人、夫卅人半、^レ中功三百一人、^レ工二百九十余人、夫七人、^レ短功三百八十九人大半、^レ工三百卅六人、夫五十三人大半、⁽⁴⁾

部材品目の屋形の規格をみると、輦車は長さ六尺（約一・八m）、広さ五尺（約一・五m）であり、幅一・五m×長さ一・八mの屋形の下に乗車空間を持つ。一人ないし二人が乗車可能であろう。牛車の屋形と比較してみると、牛車の場合は長さ八尺（二・四m）、高さは三尺四寸（約一m）、広さ三尺二寸（約九十六cm）であり、幅九十六cm×長さ二・四m×高さ一mの屋形である。牛車の下の空間は余裕があるとは言えないが、定員四人が座るには十分であろう。

実際に輦車を製作させたことがわかる人物は、藤原実資である。実資は万寿三年（一〇二六）四月一日に輦車宣旨を許可されている。五日に安倍吉平と賀茂守道が輦車新造の日時を勘申しており、約三カ月の製作期間を経て彩色を施し、七月九日に初めて輦車で参内している。その輦車での移動経路は、待賢門から春華門に到る間である。内裏は歩行が原則である。下向井龍彦が指摘するように、藤原実資は可能な限り歩行で参内しており、輦車参内と歩行参内の双方を状況によって使い分けていた。⁽⁵⁾ 『小右記』長元四年（一〇三一）二月二十九日には

「午時令^レ造^ニ輦車^一、例乗用車太狭少、仍所^レ令^ニ改造^一也」とあり、車内が狭小のため輦車を造り改めたとある。輦車は「小車」の表現もあり、『延喜式』の規格による製作は、男性一人には狭く感じられたようである。

『為房卿記』の寛治五年（一〇九一）十月二十五日の割注は、

（前略）往古物也、簾紛失之間、無^下覚^ニ先例^一之人^上、仍為^ニ後日^一記^レ之、往輦^{（古脱カ）}朱漆、蓋上葺^レ糸、四面有^ニ糸
総^一、御簾染蘇芳、繡^ニ牡丹孔雀等^一、左右立^ニ障子^一、張^ニ紫絹^一、画^ニ番^{（蚕）}絵^一、其内垂^ニ紫帷^一、前後有^レ軒、其体
如^ニ衣袈^一、床下構^ニ少輪^一、御車内敷^ニ畳・茵等^一、駕御之時放^ニ障子^一、有^レ繡^ニ下帷^一、不^ニ貝摺^一、（後略）^{（6）}

とある。「往古の物」の輦車は、全体に朱漆が塗られ、蓋は糸を葺き四面に糸総を垂らす。簾は蘇芳染めで、牡丹や孔雀などをあしらひ、左右には障子を立て、紫絹を張り、蚕絵を描く。内側に紫帷を垂らし、前後に軒（轆のことか）があり、まるで衣架のようである。床下に小さな車輪を構え、御車の内側には畳と茵を敷き、輦車に乗る際は障子を放つ。刺繡をほどこした下帷があり、貝摺り（貝磨）などの細工はないとある。

この記述が『延喜式』の規格通りのものかどうか、その判断は容易ではないが、『延喜式』の部材を見る限り、苧や毛料草などが使用されており、屋形（『為房卿記』では蓋と記す）に糸が葺かれたか、糸総を持つなどの共通性はあるであろう。また藤原実資は輦車を製作したのちに狭小を理由として改造を施しており、乗車する人物によつては寸法や様式も変化したと思われる。なお『輿車図考』（故実叢書）が示す輦車の屋形は、唐破風で全体に八葉を散らしており、『延喜式』『為房卿記』の輦車とは著しくその様相が異なる。

九世紀に輦車を使用した親王・女性・女官については、西本昌弘や橋本義則も述べている。^{（7）}しかし、その後の輦車や牛車の使用と深く関わるのであり、次項では筆者の視点から、あらためて述べてみたい。

2、九世紀に輦車を使用した親王・女御・女官

正良親王・恒貞親王 『日本紀略』の弘仁十四年（八二三）四月二十日甲辰条は「先是、皇太子移_二權中納言藤原朝臣三守宅_一、即差_二三守等_一迎_レ之、兵衛陣_二列御車前後_一、至_二待賢門_一、更御_レ輦入_レ坊」とある。皇太子正良親王が藤原三守宅から「御車」で待賢門に至り、輦車に乗り換えて春宮坊に入っている。春宮坊と待賢門との特別な対応関係や輦車での出入については西本の指摘があり、また西本は正良親王の「御車」は牛車か輦車かとする。『続日本後紀』承和九年（八四二）八月十三日甲戌条には「遣_二參議正躬王、送_二廢太子於淳和院_一、備前守從四位上紀朝臣長江自_レ院逢迎、其儀、駕_二小車_一出_二禁中_一、到_二神泉良角_一、駕_二牛車_一」とある。牛車に乗り換えた恒貞親王の例があることから、正良親王の御車は牛車であろう。おもに女性の牛車使用を認めた弘仁六年（八一五）勅は、孫王にも牛車使用を認めている。当時の皇太子は大伴親王（淳和天皇）であり、嵯峨天皇の異母弟にあたる。当該期には式部卿葛原親王をはじめ、桓武天皇の子世代が高い地位におり、そのような孫王の立場にある親王に牛車使用を認めたと考えられるからである。

藤原澤子 『続日本後紀』の承和六年（八三九）六月三十日己卯条に「女御從四位下藤原朝臣澤子卒（中略）俄病而困篤、載_二之小車_一、出_レ自_二禁中_一、纔到_二里第_一、便絶矣」とある。仁明天皇の女御である藤原澤子が病のため、小車（輦車のこと）に乘車して退出した記事である。

菅原閑（員）子・当麻浦虫・大和館子 菅原閑（員）子は承和五年（八三八）十一月二十九日に無位から從五位上に授位されており、嵯峨太上天皇の侍女とある。翌年三月十一日に掌侍となり、承和十三年（八四六）十二月に輦車宣旨を許可された。その際は典侍である。⁽⁸⁾ 承和十四年（八四七）正月に永宣旨の輦車宣旨を持つ典侍の

当麻浦虫は、初出記事の承和八年にはすでに従四位上の位階を有し、斉衡元年（八五四）には従三位に叙位され、天安元年（八五七）に典侍から尚侍に昇任している。また承和十年（八四三）十月の宣旨がある掌侍大和館子は、「乗^{（手カ）}牛車^一免^二朔平門出入^一者」とあり、牛車（手車）に乗車して朔平門に到る宣旨を許可されている。承和十一年（八四四）には典侍に任官されており、後宮における活動期間が長期に及ぶ大和館子は、相当な高齢であったろうと思われる。

『延喜式』（卷五十、雑）は、8輦車腰輿条「凡乗^二輦車・腰輿^一出^二入内裏^一者、妃限^二曹司^一、夫人及内親王限^二温明、後涼殿後^一、命婦三位限^二兵衛陣^一、但嬪女御及孫王大臣嫡妻乗^レ輦限^二兵衛陣^一」や、9乗車出入条「凡乗車出^二入宮城門^一者、妃已下、大臣嫡妻已上限^二宮門外^一、四位已下、及内侍者、聴^レ出^二入土門^一、但不^レ得^レ至^二陣下^一」とある。前者は輦車（腰輿藻含まれる）での進入域を制限し、移動範囲を女性の身分により限定している。後者は牛車で宮城門と土門を出入りした場合の移動範囲を示したものである。『枕草子』にも清少納言が朔平門から牛車に乗車して内裏内外を出入りする様子が記されており、当該期やそれ以降の女官は牛車に乗車して内裏を出入りすることが許されていた。九世紀以降に女官の輦車宣旨がみられなくなるのは、このためである。

車の利用は八世紀に遡ることが指摘されているが、平安京では弘仁六年（八一五）に公的に牛車の使用を認められており、それと同時に内裏でも輦車の使用は開始されたのだと思われる。弘仁六年（八一五）勅では天皇と親子関係を持つ内親王や孫王、天皇のキサキのうち女御以上が乗車を許可されている。⁽⁹⁾ また弘仁六年（八一五）という年は、七月になると橘嘉智子が立后している。皇后の身位による乗物は御輿であり、皇后以外のキサキとの身分差を明らかにする必要から、女御以上の乗物が定められたと考えられる。

3、十世紀以降に輦車宣旨を得た親王

保明親王 父は醍醐天皇、母は藤原穩子である。延喜九年（九〇九）年二月二十一日に初めて朝覲し、その際に輦車を使用している。『西宮記』（巻一、童親王拜覲事）に「皇太子始朝覲、乘レ輦入レ自ニ玄暉門ニ、至ニ清涼殿北簷ニ下レ輦、候ニ息所直曹ニ」とある。延喜三年（九〇三）に誕生し、のち延喜十一年（九一一）に崇象から保明に改名している⁽¹⁰⁾。しかし保明親王は延長元年（九二二）に亡くなり、保明の子で皇太子となった慶頼王もまた亡くなったため、保明親王と父母を同じくする寛明親王（朱雀天皇）が皇太子となっている。

なお、保明親王は延喜十八年（九一八）十月十九日の北野社行啓の際、「始御馬」（『貞信公記』）とあり、騎馬による初めての行啓をしたことが知られる。親王身分は牛車に乗車し得たのだが、元服前は牛車、元服後には騎馬での移動手段のあり方が記された興味深い事例である。

憲平親王（冷泉天皇） 父は村上天皇、母は藤原安子である。天曆四年（九五〇）五月二十四日に誕生した。桂芳坊を東宮御所と定められ、七月二十三日に立太子している。母である皇后藤原安子が応和四年（九六四）四月二十九日に崩御したため、左近衛府に移御している。康保元（九六四）年七月九日に凝華舎に還啓した際、「乗ニ輦車ニ入レ陣、是前例也」と『西宮記』（巻八、裏書）にある。

居貞親王（三条天皇） 父は冷泉天皇、母は藤原兼家娘、藤原超子である。貞元元年（九七六）に誕生しており、一条天皇に御面会の際、この時の内裏である一条院において輦車を使用している。『御堂関白記』の寛弘八年（一〇一一）六月二日甲辰条は、「有レ御レ対ニ面東宮ニ、是御讓位事、以ニ巳時ニ渡御、自ニ東陣ニ御ニ南殿東面ニ、從ニ左衛門陣ニ入ニ御輦ニ、從ニ東対南妾門口ニ下給、御ニ直廬ニ、御ニ主上昼御座ニ、以ニ道方朝臣ニ、令ニ参上ニ給有ニ御消

息ことある。一条天皇は六月十三日に讓位し、居貞親王は一条院において踐祚を行なっている。

なお居貞親王は、長保元年（九九九）六月十四日に内裏が焼亡したのちの翌年十二月十三日、東三条院から新造内裏の昭陽舎に入っている。『権記』は「戌刻入_二御昭陽舎_一、御車輦_三寢殿_一、左大臣候_三御車後_一、兵衛尉以下供奉、公卿有_レ数、_レ不_レ可_レ列_レ陣、_レ陣頭宮司・侍臣・侍者・帶刀等、供_二□陣列_一如_レ常、至_二待賢門_一、左大臣下車、至_二建春門下_一駐_二御車_一、所司舖_三筵道_一、入御之後、公卿以下就_二殿上坐_一、_レ有_レ饗、_レ事了左大臣以下退出」とある。左大臣藤原道長が居貞親王の御車の後に伺候し、公卿をはじめ宮司・侍臣・侍者・帶刀らが陣列を組み供奉した。待賢門に着くと藤原道長は車から降り、居貞親王は乗車のまま建春門に到り御車を駐車している。寛弘八年と異なり、このときは輦車宣旨を得ていない。

敦成親王（後一条天皇） 父は一条天皇、母は藤原道長の娘、藤原彰子である。寛弘五年（一〇〇八）九月十一日に誕生し、十一月一七日に母とともに牛車で内裏に入った。翌六年六月十六日には「参_二中宮_一、此夜若宮出_二給近衛御門殿_一、_レ高松殿云々、_レ候_二御共_一、手車事藏人仰云々」（『権記』）とあり、敦成親王が高松殿に退出する際、輦車を使用している。彰子は十一月二十五日に敦良親王を出産しており、母子が離れた理由はこの出産であらうか。

敦成親王は三条天皇の即位とともに皇太子となっている。新造内裏に入御した際、『小右記』の長和四年（一〇一五）九月二十日には、

（前略）参_二東宮_一、_{（敦成親王）}（中略）次寄_二御車_一、_{（安倍）}吉平奉_二仕反問_一、宮司外諸卿_{（併）}併_二徊中門辺_一、先出、騎馬、出_レ自_二西門_一、経_二上東門大道_一、入_レ自_二陽明門_一、右大臣_{（藤原顯光）}・内大臣_{（藤原公孝）}從_二別道_一乗車参入、右大臣已下陽明内從_二御車後_一、御車暫留_レ門、左大臣下_レ從_二御車尻_一、与_二諸卿_一相共歩_二御車後_一、左大臣以_二広業朝臣_一示_二遣御

手輦^(車カ)宣旨事於藏人許^一、御車到^二朔平門^一、良久藏人不^レ見、時移^(剋敷)推移、藏人右衛門尉^(源)季範、(着^二趨塵^一)、小舎人二人令^レ指^二脂燭^一、来^二陣頭^一、出^二陣南^一向立、召^二吉上^二声^一、吉上称唯、仰云、御子宮参給、御手車令^レ入、吉上称唯、太子移^二給輦車^一、女房同移乗、若是相府北方^(源倫子)歟、御輦寄^二凝華舎東面垣戸^一(後略)⁽¹¹⁾

とあり、糸毛車で陽明門から進入し、輦車宣旨を得て朔平門から輦車に乗り換えて凝華舎まで進入している。

敦良親王(後朱雀天皇) 父は一条天皇、母は藤原道長の娘、藤原彰子である。敦成親王は兄である。一条院焼

亡のため、枇杷第の一条天皇に参上する際、輦車を使用している。寛弘七年(一〇一〇)閏二月二十一日に「无

品敦良親王加^レ輦、参^二枇杷第^一」(「御産部類記」『大日本史料』第二之六)とある。敦良親王は、寛仁元年(一

〇一七)八月九日に東宮を辞退した敦明親王(小一条院)に替わり、皇太子となっている。一条院から新造内裏

に遷御した際にも輦車を使用している。『御堂関白記』寛仁二年(一〇一八)四月二十八日辛卯条に「此参^(後脱)

東宮御迎^(敦良親王)、同時入御、入^レ自^二陽明門北陣^一給、用^二御輦宣旨^一与^(下カ)」とある。ここでも陽明門から進入している。

親仁親王(後冷泉天皇) 父は後朱雀天皇、母は藤原道長の娘である尚侍藤原嬉子である。長暦元年(一〇三

七)年八月十七日に皇太子となっている。『春記』によると、長久元年(一〇四〇)正月三日に親仁親王の拝覲

が行なわれている。「申^三剋皇太子参入給、(本御坐憲房宅、供奉人皆以步行也、)於^二右衛門陣下^一々^三給御車^一云

々、(輦車也、)入^レ自^二敷政門^一」とある。内裏は長暦三年(一〇三九)六月二十七日に焼亡しており、この時の

里内裏は京極院である。

実仁親王(皇太子のまま薨去) 父は後三条天皇、母は源基子である。延久四年(一〇七三)十二月八日に皇太

子となり、輦車宣旨を許可されている。⁽¹²⁾ 実仁親王は、応徳二年(一〇八五)十一月八日に薨去している。

宗仁親王(鳥羽天皇) 宗仁親王の父は堀河天皇、母は藤原苅子である。康和五年(一一〇三)正月十六日に誕

生し、八月十七日に皇太子となっている。長治二年（一一〇五）年十二月二十五日、始めて禁中に渡御している。『中右記』には、

今夕東宮初令入禁中御也、仍晚頭先参東宮、右大将以下公卿十余人許参集、戌剋寄御車、（糸毛、殿下進給之）先有反閉、出從東御門、經東倉・土御門・太宮大路等、經陽明門并北陣、先於朔平門下留御車立榻、此門内大臣被参會、依官奏了、爰藏人左衛門尉平知信仰替車宣旨、（於朔平門北砌下召吉上、二声、仰云、御子宮参給、御手車令入與、）次引廻御車、於北面寄輦車令乗移給、（輦車藏人并所衆・庁官等昇之、）經朔平并玄輝門、入從弘徽殿西細道（後略）とある。宗仁親王は、糸毛車に乗車して陽明門から削平門下まで進入した。そして輦車宣旨を得て輦車に乗り移り、藏人や所衆、庁官らが輦車を昇き朔平門及び玄輝門を通過して弘徽殿に入御したとある。藤原忠実の進上した糸毛車を使用したのが、『殿暦』によればそれは左右に轆の付いたものであったという。つまり、忠実が進上した糸毛車とは輦車の可能性もあるのである。この糸毛車についてはのちに述べるが、親王は糸毛輦車で行啓し、輦車に乗り換えたことも考えられる。

嘉承元年（一一〇六）二月七日は、宗仁親王が内裏弘徽殿から法皇の御所である土御門殿に退出している。『殿暦』には「今日物忌也、雖然参東宮行啓、予依為関白、不乗馬乗車、亥時許令退出給、寄御輦、（入内輦予進之、）於朔平門乗給糸毛、自陽明門出給」とある。宗仁親王は退出に際し輦車を使用し、朔平門では糸毛車に乗り換えて陽明門から退出している。

顕仁親王（崇徳天皇） 父は鳥羽天皇、母は待賢門院璋子である。元永二年（一一一九）五月二十八日に誕生している。七月二十日、顕仁は三条烏丸殿から院御所である白河殿に渡御し、即日帰還している。

『長秋記』には、

若宮始入内給、(中略)未刻先輦^(顯仁親王)若宮御車於南階、唐御車也、(赤色簾、同色下簾、)(中略)次陰陽師光平朝臣入^(藤原忠実)御簾中^(白河)反閑、了退出、(中略)次輦^(藤原)御車^(藤原)如初、若宮先乗給、閑白^(藤原忠実)參^(藤原)御車寄^(藤原)給、次上皇乘御、如^(藤原)前經^(藤原)本路^(藤原)還御、(中略)此間頭中将宗輔朝臣付^(藤原)長実^(藤原)令^(藤原)申云、自^(藤原)顯隆朝臣許^(藤原)申送云、若宮入内間可^(藤原)仰^(藤原)輦車^(藤原)事、奏^(藤原)事由^(藤原)可^(藤原)下知^(藤原)者、承曆度不^(藤原)被^(藤原)仰云々、何様候哉、又以^(藤原)誰藏人^(藤原)可^(藤原)令^(藤原)仰乎、長実答云、事已中間也、不^(藤原)可^(藤原)進^(藤原)御車^(藤原)、如^(藤原)此事兼可^(藤原)被^(藤原)申請^(藤原)也者、(中略)若宮御車後女房車渡云々、至^(藤原)内裏北陣^(藤原)、中宮御輿退後輦^(藤原)宮御車^(藤原)、不^(藤原)仰^(藤原)輦車^(藤原)、乍^(藤原)懸^(藤原)牛遣^(藤原)入陣中^(藤原)、前例未^(藤原)見事也^(藤原)(後略)⁽¹⁴⁾

とある。顯仁親王は唐車に乗車し白河殿に渡御、その日のうちに帰還している。帰還の際、輦車の用意が出来ず、したがって輦車宣旨もなかったこと、牛を懸けたまま陣中に入ったことなど、前例にないことが記されている。

以上、保明親王・憲平親王・居貞親王・敦成親王・敦良親王・親仁親王・宗仁親王・顯仁親王の事例をみた。皇太子である親王が輦車宣旨を許可された背景としては、内裏を居住空間とすることが指摘されている。⁽¹⁵⁾ 彼らは若くして皇太子となった。保明親王と実仁親王は皇太子のまま亡くなったが、それぞれは天皇として即位している。輦車に乗り換える門は朔平門で一致するが、出入りの宮城門について居貞親王は待賢門を、敦成親王・敦良親王・宗仁親王は陽明門を使用しており、平安中期には皇太子と待賢門との特別な関係がなくなる傾向にある。牛車については、敦成・宗仁は糸毛車、顯仁は唐車を使用している。

内親王に輦車宣旨が与えられた理由は、それぞれの内親王ごとの検討は省くが、第二節で後述する事例のほかは、天皇である父や兄弟が内裏に居住し、その対面のためである。

二、天皇・皇太子のキサキ、摂関家の正妻、その他

1、天皇のキサキ

藤原安子 右大臣藤原師輔の娘である。藤原安子は、村上天皇の女御となり、天徳二年（九五八）に皇后となっている。天徳四年（九六〇）五月四日に父藤原師輔が薨去し、十日に飛香舎から藤原伊尹の一条宅に移御している。『西宮記』（巻八、裏書）には「乗ニ牛車ニ出レ自ニ玄輝門并上東門ニ到ニ彼宅ニ」とある。牛車に乗車して玄輝門と上東門から退出している。「今夜依ニ先例ニ、不レ仰ニ牛車宣旨ニ云々」とも記す。牛車とあるのは手車の誤写の可能性、もしくは牛車での出入りの場合は、玄輝門から朔平門に至る経路について、牛車宣旨がないことを記したものである。理由は不明だが、牛車での内裏の出入りの場合に輦車宣旨はない先例であることを記したものである。安子は皇后であり、皇后の身分は御輿を使用するが、この時は牛車を使用している。⁽¹⁶⁾

藤原嬪子 内大臣藤原兼通の娘である。天延元年（九七三）二月二十日、円融天皇に入内している。その際「親信卿記」は「夜先帝女^(村上天皇)十親王^(選子内親王)参入、内大臣同輦^(藤原兼通)参入、候ニ麗景殿ニ」とある。⁽¹⁷⁾ 嬪子は村上天皇の娘選子内親王と同輦して参入している。四月二十日に女御、七月一日に皇后となっている。六月二十日も「今夜先帝十内親王同輦退出、参入之時称ニ十内親王ニ参入、同輦参入、此度称ニ女御ニ退出、不レ定ニ十親王退出之詞ニ」とある。入内時は十親王選子内親王に対して輦車宣旨の仰せがあり、嬪子は選子内親王と同輦している。退出の際は女御嬪子に対して輦車宣旨の仰せがあり、ふたたび選子内親王と同輦して退出している。嬪子は内親王と同輦することにより輦車を使用することが出来たのであり、本来はそうしたことは出来なかった。とすれば、天皇と関わりのない

女性が内裏に参入する際の参入手段は、原則は徒歩であろう。このことは内裏を徒歩で出入りする男性官人と、手段の上では変わりがなかったことを示すものである。

藤原遵子 左大臣で関白の藤原頼忠の娘である。天元元年（九七八）四月十日、円融天皇に入内している。

『日本紀略』は、

（藤原頼忠）
左大臣二女遵子入_二掖庭_一、准_二女御_一、被_レ免_{（18）}輦_一、

とある。女御に准じて輦車の使用が許されており、女御は輦車の使用が可能であることを示すものである。女性が内裏に初めて入内する際は徒歩が原則であることは前述した。これは左大臣で関白の娘が入内することを意識した待遇であるといえる。遵子は五月二十二日に女御となり、のちに皇后藤原媼子が崩御すると、天元五年（九八二）三月十一日に立后されている。『栄花物語』には「素腹の后」とある。すでに花山上皇の皇子師貞親王が皇太子に立っており、天元三年（九八〇）六月一日には円融天皇の第一皇子、懐仁が誕生していた。第一皇子を強いて皇太子にする理由を持たない円融天皇は、自らが御元服の年に官奏に指名して以来の藤原頼忠との関係性を重視し、遵子立后を実現させたのであろう。

藤原低子 大納言藤原為光の娘である。永観二年（九八四）八月二十七日、花山天皇が踐祚し新造内裏に入ると、

『小右記』の十月二十九日には、

（藤原為光）
大納言如_{（女）}去夜徒歩参入云々、依_レ不_レ被_レ免_{（19）}輦_一也、

とある。藤原低子は内裏参入の原則通り、徒歩で参入したことがわかる。花山天皇は「母もおはせぬ姫君」である藤原低子に矢のような催促を重ねて入内を実現させている。十一月七日には女御となり弘徽殿を居所としている。寛和元年（九八五）五月に御悩とあり、七月十八日に妊娠したまま亡くなった。再度の内裏への召しがかな

った時の花山天皇の様子は、「泣く泣く御暇許させ給ても、御輦車ひき出でて、まかでさせ給まで出で居させ給へり」（『栄花物語』）とあり、内裏退出の際には輦車を使用している。藤原柅子の薨去を嘆き悲しんだ花山天皇が藤原兼家らの手によって内裏を脱出して出家し、一条天皇が即位したことはよく知られている。

さてこの柅子の入内に際し、父とその妻は奇妙な行動を取っている。

『小右記』永観二年（九八四）十二月十九日は、

或者云、大納言為光妻乗_レ輦参内、仮_ニ名於_一一條尼君_ニ云々、（中略）又大納言乗_ニ莚張車_一列_ニ朔平門陣下_ニ云々、件両事可_ニ大奇_一事也、⁽²⁰⁾

とある。藤原為光の妻（藤原伊尹娘）は、一条尼君の名を借りて輦車で参内したとある。一条尼君は花山天皇の外祖母恵子女王である。恵子女王は醍醐天皇の孫にあたる人物であり、藤原為光妻は実母恵子女王の名を借りて輦車を使用したのである。柅子は為光妻の実子ではないが、輦車宣旨が遠縁にしる血縁関係を基本として許可されていたことを示すものであるといえよう。また、為光も莚張車に乗車して朔平門に到達している。この時使用した車が服喪期間に使用される莚張車であったため、藤原実資が日記に特筆している。そればかりではないのは、為光はこの時輦車宣旨・牛車宣旨も許可されていなかったことにある。為光のこうした行動には、当該期におけるキサキの入内資格が輦車宣旨・牛車宣旨を与えられた者の娘に限定されつつあった状況を示すものである。

藤原覬子 太政大臣藤原頼忠の娘である。花山天皇に入内している。

『小右記』の永観二年（九八四）十二月十五日は、

亥時姫君入内、（乗_ニ金作車_一）、人給車十両、朔平門陣辺源中納言・三位中将来迎也、徒歩被_レ参、御几帳四本下仕差_レ之、右馬頭・修理大夫・権中将・余等嗟助御几帳、常寧殿辺大相府迎坐之、丑一點参上、御使内

匠藏人給^(女)如装束一襲、被^三参上^二之間太相府副被^レ坐、(後略)⁽²¹⁾

とある。金作車に乗車して朔平門の陣に到り、朔平門からは徒歩で参入している。つまり、輦車宣旨は得ておらず、牛車で朔平門まで進入した事例である。謁子はのち女御となっている。

藤原元子 右大臣藤原顕光の娘である。長徳二年(九九六)十一月十四日、一条天皇に入内している。『日本紀略』には「右大臣顕光^(藤原)女元子、初参内、(承香殿、)仰^三牛車^二、母氏天曆盛子内親王、同車被^レ参、仍仰^レ之」とある。牛車はおそらく手車の誤りであろう。入内の際、母盛子内親王と同車して参入している。元子は十二月二日に女御となっている。内親王との同車での参入は、皇子の例に続き二例目である。『権記』の長徳四年(九九八)二月二十三日は「手車輦^三御上廬^二、懷任被^レ参也」とあり、妊娠中の元子が輦車で内裏に参入した記述である。六月には広隆寺に参籠して出産祈願をしたが、産み月が過ぎても産気がなく、出産の際には水様ばかりであったという(『栄花物語』)。

藤原彰子 藤原道長の娘である。長保元年(九九九)二月九日に著裳を迎え、従三位に叙位された。入内を予定した叙位と思われる。『御堂関白記』の十一月一日に「輦車宣旨藏人泰通^(藤原)仰」とある。十一月七日に女御、翌二年二月二五日には中宮となっている。

藤原威子 藤原道長の娘である。長保元年(九九九)年十二月二十三日に誕生し、長和元年(一〇一二)尚侍となった。寛仁二年(一〇一八)三月七日、後一条天皇に入内している。

『御堂関白記』には、

(前略) 以^三酉時^二入内、(中略) 時剋召^(安倍)吉平朝臣^一令^(反問カ) 寝殿南階倚^三糸毛車^二、(中略) 藏人式部丞定経^(大江)仰^(後賢) 源大納言^(藤原)等^(藤原)在中門^一、自^三中納言^二已下在^レ門、行^三輦車事^二、五位

十二人付^レ輦、殿上人取^ニ突松^一、对^ニ南面^一倚^レ之、⁽²²⁾

とある。後一条天皇が正月三日、十歳で御元服を迎えたことによる婚姻である。四月二十八日に女御、十月十六日に中宮となっている。里内裏は一条院である。

藤原妍子 藤原道長の娘である。妍子は皇太子居貞親王のもとに参入しており、寛弘八年（一〇一一）六月十三日に居貞親王が三条天皇として踐祚すると、女御妍子は改めて入内し、輦車宣旨を得た。『御堂関白記』の十月五日は、「以^ニ亥時^一参^ニ入尚侍大内^一、候^ニ飛香舎^一、有^ニ輦車宣旨^一」と記している。

姫子女王 敦康親王の娘として長和五年七月十九日に誕生している。藤原頼通の養女となり長暦元年（一〇三七）正月七日、後朱雀天皇に入内した。正月二十九日に女御、正四位下に叙位され、三月一日に中宮となっている。

『春記』長暦二（一〇三八）年十一月十五日に

今夜中宮出御、高倉殿、是依^レ避^ニ清涼殿犯土事^一也、戌時許御^ニ輦車^一寄^ニ弘徽殿^一、於^ニ北陣^一移^ニ御金作御車^一、⁽²³⁾

とある。清涼殿の犯土を避けるため、藤原頼通の高倉殿に退出する際に輦車を使用している。輦車で北陣に到り、金作御車に乗り換えている。妍子は翌長暦三年（一〇三九）八月二十八日、御産のため亡くなっている。

藤原生子 内大臣藤原教通の娘である。長暦三年（一〇三九）十二月二十一日、後朱雀天皇に入内している。

『春記』は、

（前略）亥終許、内大臣^(藤原教通)長女^(藤原生子)参^ニ入於北陣下^一云々、（以^ニ北御門^一為^ニ玄暉門^一、然者計^ニ朔平門程^一可^ニ下給^一敷如何、而近々御所、）此間左衛門尉頼資、着^ニ青色袍^一帯^レ劍、出^ニ陣外^一、（小舍人二人取^レ火前行、）仰^下聴^レ入

二輦車之事上（其詞云、）畢退入、良久乘二輦車二参入給、（後略）⁽²⁴⁾

とある。里内裏である京極院への参入であり、朔平門を想定して下車する案が出され、輦車への乗り換えも行なわれた。関白藤原頼通が輦車を貸さなかつたため、新たに輦車を製作している。藤原頼通は姫子女王を養女として入内させたが、姫子はこの年に御産のため亡くなっている。頼通が輦車を貸そうとしなかつた理由もこのあたりにあるだろうか。藤原頼通が弟の藤原教通ではなく子の師実に関白職を譲ろうとし、上東門院彰子が制止した説話も想起される。⁽²⁵⁾

篤子内親王 父は後三条天皇、母は藤原能信の養女藤原茂子である。白河上皇とは兄妹であり、陽明門院禎子は実の祖母で、篤子の養母ともなっている。寛治五年（一〇九一）十月二十五日に堀河天皇に入内して中宮となった。この婚姻の入内定は藤原師実が行なっており、篤子は師実の養子でもあつた。⁽²⁶⁾ 『後二条師通記』は、「暫之間寄二御車一、（糸毛紫色御車、後方絹不出云々、）（中略）御車北陣東小門懸レ榻、（南角也、）（中略）藏人永実（藤原）（左兵衛尉也、）青色也、仰二手車宣旨一」とある。紫糸毛の御車で北陣東小門に到り、手車（輦車）宣旨を得ている。この時の里内裏は堀河院である。

藤原苡子 故大納言藤原実季を父に持つ。承德二年（一〇九八）十月二十九日、堀河天皇のもとに入内している。この婚姻は白河上皇の「旧意」により沙汰されたとある。

『中右記』には、

（前略）次入内、院御唐車、（中略）経三条大路并大宮一、留二中御門面北陣一、（西門、）爰藏人縫殿助実光、^(藤原)
（著□色、）出レ陣仰二輦車宣旨一、（其詞云、召二吉上一、二声、仰云、手車令レ入與、但不レ仰二誰人由一、有レ
故歟、或人云、後冷東院御時、^(泉)四條宮令二入内一給時、藏人正家仰旨如レ此、不誰人云々、此事可レ尋、或人云、^(藤原)
^(仰脱)

家指其人参入由云々、則乍^レ乘^ニ唐車寄^ニ北中門中西腋^一、(後略)⁽²⁷⁾

とある。白河院の唐車に乗車して輦車宣旨を得たのち、輦車に乗り移らず牛車のまま進入したことが記されている。十二月八日に女御となり、康和五年(一一〇三)正月十六日に宗仁親王(鳥羽天皇)を出産し崩御している。里内裏は高陽院である。

藤原聖子 父は藤原忠通、母は藤原宗子である。大治三年(一一二八)十一月九日に従三位の位階を授けられ、翌年正月一日に御元服を終えた崇徳天皇のもとに入内している。

『中右記』の正月九日は、

(前略) 藏人一臈兵衛尉季兼出^レ自^ニ北陣^一、更南向召^ニ吉上二音^一、従三位藤原朝臣参給、牛車令^レ入与、次放^レ牛引^ニ御車^一、(藏人五位十二人、多ハ候^ニ三院北面^一人々也、皆又前駟、)寄^ニ御車於御所廊東面^一、女房車引^ニ寄西面^一、北門敷^ニ筵道^一参入、(後略)⁽²⁸⁾

とある。牛車は手車の誤りであろう。十六日に女御、二月九日に中宮となっている。里内裏は土御門烏丸殿である。

藤原多子 藤原公能の娘であり、公能姉である藤原幸子と藤原頼長の養女である。久安六年(一一五〇)正月十日、近衛天皇に入内し、女御となっている。『台記』によると、二十二日に四条東洞院第に移御した際、入内に用いた青糸毛車に乗車し輦車宣旨を許されている。三月には皇后となっている。里内裏は東三条殿である。

藤原忻子 父は右大臣藤原公能、母は権中納言藤原俊忠娘、藤原豪子である。近衛天皇の女御多子は忻子の実姉にあたる。久寿二年(一一五五)七月二十四日に後白河天皇(雅仁親王)が踐祚し、忻子は十月二十日に一本御書所への入内を行なっている。

『兵範記』は、

(前略) 今夜天皇行_ニ幸一本御書所_一、来廿六日御即位可_レ有_ニ便宜_一之故也、次右衛門督公能卿_(藤原)一_(藤原忻子)女被_ニ入内_一、
祖父内大臣沙汰也、_(藤原実能)貞信公青糸毛車、被_レ申_ニ請_ニ宇治入道殿_一、_(藤原忠実)藏人左衛門尉橘泰経於_ニ御書所_一仰_ニ輦車宣旨_一、
(後略)₍₂₉₎

とある。二十六日の即位式のため、後白河天皇が一本御書所に行幸した。忻子の入内は、貞信公藤原忠平の青糸毛の車を宇治入道殿藤原忠実に借りて行なわれている。その際、輦車宣旨が許可されているが、輦車への乗り換えは不明である。藤原忻子は即位式の際に従四位上に叙位されて女御となり、翌年中宮となっている。里内裏は高松殿である。

平徳子 平清盛の娘である。承安元年(一一七一)正月三日に御元服を済ませた高倉天皇に入内するため、十二月二日、後白河法皇の猶子となり従三位に叙位された。

『玉葉』の承安元年(一一七一)十二月十四日に、

(前略) 子刻許寄_ニ糸毛車於寝殿南階_一、₍₃₀₎永_レ久_レ不_ニ乘移_一、依_ニ里内_一也、_(後略)
此間於_ニ朔平門外_一仰_ニ手車_一、則乘移、₍₃₀₎永_レ久_レ不_ニ乘移_一、依_ニ里内_一也、_(後略)

とある。また『兵範記』の十二月二日に「諸事准_ニ待賢門院永久入内例_一有_ニ沙汰_一云々」とあり、この入内は待賢門院璋子の例にならったという。待賢門院璋子は永久五年(一一一七)十二月十三日に鳥羽天皇に入内しているが、輦車宣旨の所見はない。また璋子は院の唐車を使用した。徳子は先例による糸毛車を使用し輦車に乗り換えしている。この時は内裏への入内である。

藤原任子(宜秋門院) 父は九条兼実である。文治五年(一一八九)十一月十五日、従三位に叙位され、建久元

年（一一九〇）正月三日、御元服を済ませた後鳥羽天皇に、一日に入内している。十六日に女御、四月二十六日に中宮となっている。

『玉葉』には、

（前略）入_レ自_二上東門_一、（藤原兼美）余同於_二上東門_一下車、（中略）到_二朔平門外_一、先_レ是、糸毛車昇_二放牛_一立_レ榻、（中略）仰_二手車_一、（其詞云、從三位藤原朝臣任子參給手車令_レ入ヨ）（中略）次輦車ヲ引_二上壇上_一、（後略）（31）

とあり、内裏の上東門から朔平門まで進入し、輦車宣旨の仰せを受けて輦車に乗り換えている。

以上、天皇のキサキの事例では、藤原安子と藤原禊子以外は輦車宣旨を許されている。この二人の女性に輦車宣旨がなかったことは、たんなる偶然のものかどうか不明である。藤原祇子の頃までの参入手段は徒歩か輦車で一定せず、内裏は徒歩が原則であるとする観念が残っていたと考えられる。また祇子の父とその妻の奇妙な行動からは、入内する娘の父親の身分が大臣以上に限定されつつあった状況と一致するものである。（32）

2、皇太子のキサキ

藤原時平娘 保明親王が延喜十六年（九一六）十月二十二日、紫宸殿において元服を迎えた夜に、故左大臣藤原時平の娘が参入した。『西宮記』（卷十一、裏書）には「自_二東宮息所許_一奉_レ書申、東宮元服夜、故左大臣女可_レ令_二参入_一事、又参入時、可_レ用_レ輦車、報書並許」とある。藤原時平娘のもとから醍醐天皇に宛てられた書状では、東宮元服の夜に参入すること及び輦車を使用する申請がなされている。

禎子内親王（陽明門院） 父は三条天皇、母は藤原道長の娘藤原妍子である。長和二年（一〇一三）七月六日に

誕生し、十月二十二日に内親王宣下を得た。万寿四年（一〇二七）三月二十三日、東宮敦良親王のもとに参入したが、母崩御のため枇杷第に退出している。『左経記』の長元元年（一〇二八）六月十九日に「（禊子内親王） 品宮令（敦良親王） 参（東宮） 給、路間檳榔毛、陣中輦車」とある。七月二日の記述によると「被（藤原頼通） 用下在（御院） 尋常御車上也」とあり、輦車ではなく院にある尋常の車を使用したこと、朔平門から乗り換えた車は「（藤原頼通） 関白殿御車」であったことを記している。また上東門から退出したことも記されている。この時は里内裏ではないが、入内場所や、敦良親王の居住空間は不明である。（33）

章子内親王 父は後一条天皇、母は藤原道長の娘藤原威子である。長暦元年（一〇三七）十二月十三日に著裳を行ない、東宮親仁親王（後冷泉天皇）の御息所となった。飛香舎（藤壺）を居所としている。章子内親王母と親仁親王の母嬉子は姉妹である。

『春記』の長暦二年（一〇三七）十月二十七日に、

（前略）（章子内親王） 亥時許、一品宮出御、是依（藤原頼通） 避清涼殿犯土云々、先是（藤原頼通） 関白被命云、可入輦車之宣旨事、可（藤原資房） 奏聞者、予奏此由一畢、即仰（源） 藏人頼資、令仰（34） 北陣吉上等云々、此度藏人不到仰、只召吉上等一仰之云々、亥終許、寄輦車於藤壺、（後略）

とある。清涼殿の犯土を避け、退出の際に輦車宣旨を得ている。以上、皇太子のキサキとして三例を挙げることができる。

3、摂関家の正妻、入内するキサキと天皇の母

(1) 撰関家の正妻

源倫子 藤原道長の正妻であり、娘彰子が入内した二日後に輦車宣旨を得ている。長保元年(九九九)十一月三日のことである。「左大臣室免輦車^(藤原道長)、依大臣旨^(種)、候気色^(種)、有勅許^(種)、令藏人則隆仰^(種)之、有懷任事^(種)、依神事^(種)被退出^(種)云々」と『権記』にはある。藤原道長の申請によって輦車を許可されたのであるが、それは倫子の懐妊のためである。

源麗子 永承六年(一〇五一)に藤原師実の正妻になっている⁽³⁵⁾。父は右大臣源師房である。兄源頭房の娘賢子を養女とし、延久三年(一〇七一)に東宮貞仁親王のもとに参入させている。承保元年(一〇七四)に中宮賢子は立后し、麗子は賢子の母であることによつて、六月二十五日に従三位に叙位された。賢子は応徳三年(一〇八四)九月に亡くなるが、賢子の子堀河天皇が即位し、麗子の夫の師実が摂政になると、麗子は内裏に参上している。『本朝世紀』の寛治元年(一〇八七)八月二十三日は「今夜撰政殿北政所、被聴輦車^(藤原師実)参内給^(源麗子)」とある。

『為房卿記』は、

(前略) 藏人大膳亮邦家^(藤原)仰輦車宣旨⁽³⁶⁾、(其詞云、撰政乃家室乃参入給布、手車令入與、愚案、従一位藤原朝臣可仰敷^(後略))

とある。藤原邦家は、「撰政乃家室」と仰せたが、藤原為房の案としては「従一位藤原朝臣」と仰せるのが良いのではないかとしている。このときの里内裏は堀河院である。

藤原宗子 関白忠通の室であり、権大納言宗通の娘である。崇徳天皇に入内した中宮聖子の母として、大治五年(一一三〇)正月八日に従三位に叙位された。そして、輦車宣旨を許可されている。『中右記』は「関白殿之上今夜坐女御殿御方也、三位之後初令退出^(源)給、藏人兵衛尉長時仰輦車宣旨^(源倫子)、(中略)鷹司殿、京極北政所、

共令レ候レ内給之間叙ニ三位ニ、退出之次被レ仰ニ輦車宣旨ニ也」とある。鷹司殿は源倫子で、京極北政所は源麗子である。源倫子と源麗子の二人の摂関家の正妻を先例として、叙位後の輦車宣旨のことが記されている。

藤原幸子 左大臣藤原頼長の室であり、内大臣藤原実能の娘である。弟の藤原公能の娘多子を養女としている。多子は久安六年（一一五〇）正月十日に、御元服を四日に済ませた近衛天皇に入内し、十九日に女御となっている。二十八日、藤原幸子にも輦車宣旨が与えられている。

松殿基房室 治承三年（一一七九）二月十日、松殿基房の室に輦車宣旨を許されている。『山槐記』には「今夜北政所可下令ニ参内ニ給上、即可レ被レ仰ニ輦車ニ也」とあり、また「不レ令レ移ニ乘輦車ニ、是又例也」とも記し、唐車を使用して輦車に乗り換えず参内している。参内後は中宮徳子などと対面している。『山槐記』では、続けて次のように述べる。

（前略）先例非ニ准后ニ之女人被レ聴ニ輦車ニ事、多后宮母儀也、京極北政所、法性寺北政所、宇治左府室家等也、今度無ニ其儀ニ有ニ此事ニ、希代事歟、可レ有ニ東宮御養母之儀ニ云々、（後略）⁽³⁷⁾

准后でもなく、ましてや天皇に入内するキサキの母でもない女性が輦車宣旨を得るのは希代と記している。松殿基房室は『尊卑分脈』では太政大臣藤原忠雅の娘忠子（師家母）と内大臣藤原公教の娘（家房母）がいる。

以上、摂関家の正妻の五例をみた。源倫子は妊娠を理由に、そのほか松殿基房室を除いて、実の娘や養女が天皇に入内したことを契機に輦車宣旨を得ている。

（2）その他

俊子内親王 父は後三条天皇、母は藤原能信の養女藤原茂子である。白河天皇や篤子内親王と兄弟である。承德二年（一〇九八）十二月十六日、『中右記』は「院御車蔵人実光^(藤原)於ニ北陣ニ仰ニ輦車宣旨ニ、女御養母」とある。俊

子内親王が女御の藤原苺子の養母であることにより、輦車宣旨を得ている。院の御車で参内しており、その際の里内裏は高陽院である。

令子内親王 父は白河天皇、母は藤原賢子である。

『中右記』の康和四年（一一〇二）十一月十七日には、

（前略）今夜前齋院令入禁中給、是今上同産姉也、（中略）被用院御車云々、於北陣朔平門前、藏人大学重隆仰輦車宣旨、以弘徽殿為御所、（後略）⁽³⁸⁾

とある。堀河天皇の姉であることにより輦車宣旨を得、弘徽殿を居所とした。この時、白河院の御車を使用している。また堀河天皇が七月十九日に崩御し、その子鳥羽天皇の即位式の際に母后に准じて同輿するため嘉承二年（一一〇七）十月十八日に御入内定があった。『中右記』は「准母后可被同輿之故」とある。十月二十六日は、

（前略）戊剋寄御車、（本院唐車也、^(藤原忠実)殿下御牛、）（中略）留御車於皇居北門前、（中略）藏人左近将監藤原長隆仰輦車宣旨、（其仰云、無品内親王参給、手車令入輿、）但不下移乘輦車御上、只昇放本御車牛、（後略）⁽³⁹⁾

とある。輦車宣旨を得、院の唐車から輦車に乗り移らずに牛車の牛を外して進入している。里内裏は大炊殿西殿である。

佳子内親王 父は後三条天皇、母は藤原能信の養女藤原茂子である。『中右記』には天仁元年（一一〇八）三月二十五日に「今夜前齋院佳子被入内、是後三条院第二女也、依為故女院養母被入内也、藏人尹通仰輦車宣旨云々」とある。佳子内親王は、白河上皇の娘で故郁芳門院の養母であることにより輦車宣旨を得ている。

この時の鳥羽天皇は、皇后令子内親王の御所に滞在している。

平時子 平清盛の妻である。永暦元年（一一六〇）十二月二十四日に従三位となり、仁安元年（一一六六）十月二十一日の大内遷御では従二位に叙位された。治承三年（一一七九）正月二十三日には中宮徳子の母（平時子）が閑院に参内するため、輦車宣旨を蒙ったとある。

『山槐記』は、

（前略）引ニ入車於門内一、輦ニ西向妻戸一、不レ乗ニ移輦車一、無ニ送物一、今夜不レ被ニ退出一、□輦車者乗ニ移輦一也、而先例或不レ然、乍レ乗ニ唐車一引レ之、至ニ于半庇車一今度始之歟、（後略）⁽⁴⁰⁾

とある。平時子は半庇車（内大臣の半舘車を借りたとある）に乗り、輦車には乗り移らなかったとある。日記の記主である中山忠親は、先例は唐車に乗車する見解を示し、半舘車で輦車宣旨を得た初例であることを記している。

藤原通子 藤原通子は故摂政藤原基実の娘である。『尊卑分脈』には高倉院妃、安徳天皇の御准母とある。養和元年（一一八一）十一月三日と七日、輦車宣旨を許可されたことが『吉記』にみえる。牛車（庇車）は皇嘉門院に申請したものであることが記されている。

以上、五例をみた。入内するキサキの養母や天皇の准母、故女院の養母や中宮の実母を理由として輦車宣旨を得ていたことが考えられる⁽⁴¹⁾。平時子の場合には娘徳子の入内に伴うものであり、撰閥家の正妻の実例を模倣したものである。

輦車宣旨を許可された事例を列挙し、その考察を試みた。輦車自体は内裏のなかで利用するもので、内裏に入りする女性は必然的に天皇との関係を有する人物ということになる。輦車宣旨を得た者は、九・十世紀では内

裏に居住する皇太子や天皇・皇太子のキサキ、女官、天皇に入内するキサキの母（実母・継母）であり、キサキの実母はのちに摂関家の正妻へと転化している。

三、輦車のゆくえ

輦車は内裏での使用が原則である。藤原仲平が兄忠平の大饗に使用した例はあるものの、原則としては内裏外での使用は平安京内に限られていたといえる。ところが、十一世紀になると、藤原仲平と同様の使用例のほか、平安京外での使用例もみられ、十二世紀には輦車の形状さえも分からなくなってしまふことがある。

1、石清水八幡宮参詣

寛仁元年（一〇一七）九月二十二日、大殿藤原道長は妻の源倫子、娘の尚侍藤原威子らとともに石清水八幡宮に参詣しており、その際に輦車を使用した。『御堂関白記』は、出発の際に神宝・競馬・舞人・隨身、藤原道長の牛車、女房の車として唐車・金作車が続き、次に上官を伴った摂政藤原頼通の牛車などの車列があったことを記す。唐車と金作車は源倫子と尚侍藤原威子が乗車したものである。翌日の二十三日は「寅時女方令_二参上_一、又次女方乗_レ輦参上_一、（藤原道長）余相共、辰時許_二撰政率_二上卿・上官_一参上、後献_二神宝_一」とあり、源倫子と藤原威子は輦車に乗車したことが記されているのである。『御堂関白記』は誤記も多いため、藤原実資の日記『小右記』によつ

て確認すると、九月二十四日は「(源倫子)北方・(藤原威子)尚侍・(藤原嬉子)小姫君乗_二輦車_一參_二上御在所_一、女房徒步」と記しており、源倫子、藤原威子そして小姫君（藤原嬉子）はたしかに輦車に乗車している。藤原道長の事例に限られるが、輦車の使用範囲が京外に拡大していることが確認できよう。

2、無量寿院（法成寺）落慶法要

寛仁四年（一〇二〇）三月二十二日、藤原道長の御願寺である無量寿院（法成寺）の落慶法要が行なわれている。『御堂関白記』には「此日无量寺供養、寅時皇太后宮・(藤原妍子)中宮同輦従_レ西渡給」とあり、皇太后藤原妍子・中宮藤原威子が輦車に同車して上東門第から行啓したことが記されている。太皇太后彰子の行啓は御輿であった。妍子と威子が「御手車」で行啓したことは、『左経記』にも記されている。彼女たちが滞在した上東門第とは土御門殿のことであり、法成寺はその東側に建っていた。妍子と威子は輦車宣旨を得て入内の際に輦車を使用してはいる。上東門第から法成寺への移動は、内裏・里内裏に入内する手段としての輦車の概念からは外れた使用方法であるといえる。

3、輦車の形状

長治二年（一一〇五）十二月二十五日、藤原忠実(宗仁親王)は東宮宗仁親王の求めに応じて糸毛の手車を進上した。『殿曆』は「自_二東宮_一糸毛手車召_レ之、件手車左右有_レ轆」と記している。忠実の記述では、その糸毛の手車は左右に

轅があるという。翌年の日記は「仍糸毛輦車可_レ進者、(藤原忠実)予承由申了」と記している。左右に轅があることは、輦車の大きな特徴である。しかし藤原忠実は、屋形の糸毛の形状から、輦車を糸毛車と混同している。

また『台記』の久安六年(一一五〇)正月二十八日には、藤原頼長が多子入内の際に使用した輦車の記述がある。藤原頼長が禅閣藤原忠実に問い合わせ、輦車であるとされたその車の形状は、「左右有_レ廂、前後無_レ廂、物見所為_二連子_一、上青画_二唐草圓文_一、左右又画_二同文_一、赤色簾、蘇芳帷裳、上白轅、鷄尾、如_二尋常車_一也」とある。藤原道長―頼通に伝領されたと藤原忠実によって推定される車は、左右に廂があり、前後に廂はない屋形であり、唐草圓文の彩色が施され、その彩色は左右側面にもあることを記している。通常の牛車のようにあるとも記しており、屋形に糸を葺くことや、糸総もなく、『延喜式』や『為房卿記』の輦車とは明らかに形状が異なる車を輦車と認識している。

さらに『兵範記』の承安元年(一一七一)十二月十四日は「院御車、二条院儲君之時被_レ摸_二造貞信公輦車_一云々」とある。平徳子が入内した時に使用した輦車は、二条天皇が皇太子であった際に貞信公藤原忠平の輦車を模造して製作したものであったという。藤原忠平は病身のため、退出した際、内裏の輦車を用いている。(42)十二世紀には、藤原忠平の輦車や糸毛車が珍重された様相もみられる。(43)

むすび

以上、三節にわたり、輦車宣旨を許可された親王・女性について述べてきた。親王は保明親王の事例を除き、天皇として即位する皇太子が輦車宣旨を得、平安中期には皇太子と待賢門との特別な関係はなくなる傾向にある

ことを確認した。また輦車宣旨を得る内親王は、父や兄弟が天皇として内裏に居住し御対面するほか、内親王自身が入内もしくは入内するキサキの実母・養母、天皇の准母であることを理由とする。

キサキの内裏参入手段について、花山天皇に入内した藤原低子の頃までは徒歩か輦車で一定しないこと、またこの段階では徒歩が内裏における原則である観念が残っていたことを指摘した。また内裏進入の際の牛車について、藤原暲子は金作御車、藤原威子は糸毛車、姫子は金作御車、篤子内親王は糸毛紫色御車、藤原苺子は院御唐車、藤原多子は青糸毛車、藤原忻子は貞信公の青糸毛車、平徳子は糸毛車、藤原任子は糸毛車、禎子内親王は檳榔毛車、俊子内親王と令子内親王は院御車、唐車を使用している。皇太子では敦成親王と宗仁親王は糸毛車、顕仁親王は唐車である。牛車の種類は一定しないが、摂関期は糸毛車、院政が開始されてからは唐車が使用される傾向にある。

摂関家の正妻は、藤原道長の正妻源倫子が妊娠を理由として輦車宣旨を許可されて以後、松殿基房室の事例を除き、キサキの母として輦車宣旨が許可される傾向にあった。

輦車の使用はそれまでも例外的な使用はあったが、内裏使用が原則である輦車が平安京の外、石清水八幡宮参詣において使用されている。そのことは、輦車が内裏の中で使用する特別な乗物から、単なる移動手段としての乗物へ変質を遂げたことを示すものである。その結果、内裏で使用する乗物としての輦車の価値は、牛車と均質化することになった。輦車宣旨の仰詞は残るが、輦車に乗り換える場合と牛車のまま牛をはずして進入する場合とが混在することは、それを証明するものである。里内裏であることもその方法を助長したであろう。だがそれだけではない。平徳子入内の際に参考とされた待賢門璋子の事例に輦車宣旨の所見はなく里内裏であること以上に院の指示による影響も無視できないと考えられる。

最後に輦車の消長について言及しておきたい。内大臣藤原教通の娘藤原生子が入内した際には、藤原頼通が輦車を貸し出さず、教通はやむなく輦車を製作している。代々の天皇に娘たちを入内させ、皇太子を誕生させてきた摂関家に輦車が所有されているのは、当然のことといえよう。そして宗仁親王（鳥羽天皇）が使用した糸毛車は、藤原忠実が進上したものだ。忠実は日記に糸毛の手車とも記し、左右に轅の付いた牛車とも記している。翌年の日記には糸毛輦車と記している。おそらく宗仁親王が行啓に使用した糸毛車は、輦車の可能性もあろう。藤原忠実が糸毛車として進上した乗物は糸毛の形状を持つ輦車であり、宗仁親王は轅の付いた輦車で路中を移動し、さらに輦車宣旨を得て、別の輦車に乗り換えたと思われる。その際「無_二便宜_一寄_二御車_一、仍_二舁_三放輪_一寄_レ之、人々頗難云、至_二輦車_一者以_レ不_レ放_レ輪為_レ事」と『中右記』にはある。輦車を殿舎の板敷に寄せて輪（車輪）を外したとあり、輦車は車輪を外して板敷に載せるものではないと人々が難じたことを記している。当該期には輦車の形状はおろか、その使用法さえもわからなかったことは明らかである。藤原頼長が修理した輦車も、道長―頼通に伝領されたと推定される乗物だが、輦車である確証はない。

本来、輦車と牛車とは、大きさや規格そのものがまったく異なる乗物であったが、十二世紀には両者の区別がつかなくなり、輦車は平安貴族社会から消失することになる。

註

(1) 以下は、筆者が参考とする輦車宣旨についての諸論文である。渡辺直彦「藏人方行事と輦車宣旨」（『増訂版 日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七八年）五八八―九頁、法政大学延喜式攷究会「延喜雜式の研究」（『延喜式研究』七号、一九九二年のうち、齋藤融執筆部分「一輦車条・乗車条―付・

キサキについて―」四五―六頁。西本昌弘「建部門参向者交名をめぐる憶説」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年、初出は一九九五年)一四八―五四頁、下向井龍彦「徒歩の実資、乗車の実資―『小右記』長和二年二月十二日条から―」(『日本歴史』七一―二、二〇〇七年)四〇―一頁、中村義雄「輦車入らしめよ―輿と輦車と牛車と―」(『陽明叢書国書篇 源氏物語』月報9、一九八一年)、佐藤宗諄先生退官記念論文集刊行会編『親信卿記の研究』思文閣出版、二〇〇五年、および「55 輦車宣旨」(柴田博子執筆部分)二二八―三〇頁。また陣中輦車を扱った中町美香子「平安時代中後期の里内裏空間」(『史林』八八―四号、二〇〇五年)八三―四頁や、古代の御輿全般を扱った橋本義則「古代御輿考」(『古代・中世の政治と文化』思文閣出版、一九九四年)四七―八頁なども参照。

なお、延喜式の条文番号は、虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式』上、集英社、二〇〇〇年の条文番号・条文名一覧に拠った。

(2) 吉上については、鈴木裕之「吉上」について―平安中後期の衛府活動実態の一端―」(『日本古代学』五号、二〇一三年)九―一二頁。

(3) 本論第三部第八章参照。

(4) 『新訂増補国史大系 延喜式 中篇』(吉川弘文館、一九八七年)四五四―五頁。

(5) 下向井龍彦註(1)前掲論文。

(6) 『大日本史料 第三編之二』(東京帝国大学、一九二七年)三一三―四頁。

(7) 西本昌弘註(1)前掲論文、および橋本義則註(1)前掲論文。

(8) 女官の輦車・手車宣旨は、『改訂増補故実叢書 西宮記』(卷十四、裏書)(明治図書、一九九二年)二五〇

く一頁。

(9) 本論第一部第二章参照。

(10) 朝覲については、服藤早苗「平安朝の父子対面儀と子ども認知」(『平安王朝の子どもたち 王権と家・童』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九八年)二五く八頁。

(11) 『大日本古記録 小右記 四』(岩波書店、一九六七年)七五く八頁。

(12) 「為房卿記」『大日本史料』(東京大学史料編纂所データベース)。

(13) 『大日本古記録 中右記 六』(岩波書店、二〇〇八年)一二二く四頁。

(14) 『増補史料大成 長秋記 一』(臨川書店、一九八九年)一五二く四頁。

(15) 中町美香子「平安時代の皇太子在所と宮都」(『史林』八五―四、二〇〇二年)八九く九一頁、西野悠紀子「九世紀の天皇と母后」(『古代史研究』一六、一九九九年)一六頁、および東海林亜矢子「母后の内裏居住と王権」(『御茶の水史学』四八、二〇〇四年)六一く五頁。

(16) 皇后の乗物については、橋本義則註(1)前掲論文。

(17) 『大日本史料 第一編之十四』(東京大学出版会、一九七五年)二五六く七頁。天延元年二月二十日、円融天皇に入内している。その際「親信卿記」選子内親王同行については、山田彩起子「平安後期から鎌倉後期における国母と妻后の内裏居所について」(『中世前期女性院宮の研究』思文閣出版、二〇一〇年)五五く六頁。

(18) 『新訂増補国史大系 日本紀略 第三』(吉川弘文館、一九八八年)一三七頁。

(19) 『大日本古記録 小右記 一』(岩波書店、一九五九年)五四頁。

- (20) 『大日本古記録 小右記 一』(岩波書店、一九五九年) 六七頁。
- (21) 『大日本古記録 小右記 一』(岩波書店、一九五九年) 六六頁。
- (22) 『大日本古記録 御堂関白記』(岩波書店、一九九一年) 一四五～六頁。
- (23) 『増補史料大成 春記』(臨川書店、一九八九年) 一六頁。
- (24) 『増補史料大成 春記』(臨川書店、一九八九年) 八三頁。
- (25) 「藤原頼通の関白移譲に上東門院彰子沙汰の事」(第二 臣節 六一)『新日本古典文学大系 古事談』(岩波書店、二〇〇五年) 一九六頁。
- (26) 栗山圭子「篤子内親王論」(『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年、初出は二〇〇七年) 六一頁。
- (27) 『大日本古記録 中右記 四』(岩波書店、二〇〇二年) 八七～九頁。
- (28) 『増補史料大成 中右記 六』(臨川書店、一九九一年) 一一～三頁。
- (29) 『増補史料大成 兵範記 二』(臨川書店、一九八七年) 二二頁。
- (30) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 一』(明治書院、一九九四年) 三二〇～三頁。
- (31) 『図書寮叢刊 九条家本玉葉 十二』(明治書院、二〇〇九年) 一六四～七二頁。
- (32) 伴瀬明美「院政期における後宮の変化とその意義」(『日本史研究』四〇二、一九九六年) 五三～五頁。
- (33) 中町美香子註(15)前掲論文。
- (34) 『増補史料大成 春記』(臨川書店、一九八九年) 一一～二頁。
- (35) 服藤早苗『平安朝の家と女性 北政所の成立』(平凡社、一九九七年) 一〇九～一四頁。

- (36) 「為房卿記」『大日本史料 第三編之一』(東京帝国大学、一九六八年)一九〇〜一頁。
- (37) 『増補史料大成 山槐記』(臨川書店、一九八九年)二二二〜四頁。
- (38) 『大日本古記録 中右記 四』(岩波書店、二〇〇二年)二四二頁。
- (39) 『大日本古記録 中右記 七』(岩波書店、二〇一四年)一五六〜八頁。
- (40) 『増補史料大成 山槐記 二』(臨川書店、一九八九年)二一〇〜五頁。
- (41) 野村育世「不婚内親王の准母立后と女院領の伝領」(『家族史としての女院論』校倉書房、二〇〇六年、初出は一九八九年)一七四〜八〇頁、および栗山圭子「准母立后制にみる中世前期の王家」(『中世王家の成立と院政』吉川弘文館、二〇一二年、初出は二〇〇一年)七七〜九頁。
- (42) 『大日本古記録 貞信公記』(岩波書店、一九五六年)二一四頁。天慶八年(九四五)三月二十八日条。
- (43) 樋口健太郎「平安末期撰関家の「家」と平氏―白川殿盛子による「家」の伝領をめぐる」(『中世撰関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出は二〇〇四年)一六三〜八頁。

付論 道鏡の「赤皮鳥」

はじめに

道鏡のものと伝わる赤皮鳥が、源師房（一〇一〇〜七七）の日記『土右記』の礼服御覧の記事にみえる。礼服御覧とは、天皇の即位式にさきだち、即位式に着用する天皇の礼服を検分するものである。⁽¹⁾ 赤皮鳥は弓削法王の鳥と伝えられており、その名称から道鏡が法王に就任した際に作製されたものと思われる。道鏡は、孝謙上皇の病気の治療をきっかけとして政界に進出し、大臣禪師・太政大臣禪師に就任している。そして法王となり、皇位を狙い宇佐八幡神託事件をおこしたとされ、称徳天皇の崩御とともに造下野薬師寺別当に補任されることで事実上は左遷された僧侶である。⁽²⁾ 多くの道鏡をめぐる先行研究では、称徳天皇の崩御と直結する道鏡の左遷はほとんど問題にされることはなかった。ところが長谷部将司は、宇佐八幡神託事件の史料を分析し、宇佐八幡の神託は道鏡の排除までは求めておらず、『続日本紀』の編纂過程において「无道之人、宜早掃除」とする文言が付加されたことを論証している。また道鏡の左遷理由のなかでは神託事件に言及しないことを指摘し、事件そのものは桓武天皇による「新王朝」の確立と嵯峨天皇の王権拡大と並行する形での『続日本紀』や『日本後紀』の編纂があり、事件の「物語」が構築されて道鏡の専横ぶりを強調する叙述に終始することになったとする。⁽³⁾

道鏡に関して考察の余地は残されていると思われる。僧侶としての道鏡が大臣禪師・太政大臣禪師、法王と昇任していく過程で、どのような形で政治に参加したのか、あるいは参加しなかったのかなど道鏡と政治をめぐる問題はいまだ不明の部分も多い。史料の制約がある以上、こうした問題を解くことは容易ではないが、道鏡の赤

皮鳥を多角的にみることにより、問題の所在をわずかながらも明らかにできるのでないかと筆者は考える。

本論では道鏡の赤皮鳥を素材として、礼服御覽と天皇の礼服、クツと衣服制、僧侶のクツ・仏事の王卿・道鏡の赤皮鳥、国家財政の危機と大蔵省の綿などに考察を加えることにする。

一、礼服御覽と天皇の礼服

本節では、後朱雀天皇の礼服御覽と天皇の礼服、礼服の管理方法、クツの製作について考察する。

一条天皇を父に、藤原道長の娘彰子を母とする後朱雀天皇（一〇〇九〜四五）は、即位式をあと数日にひかえていた。長元九年（一〇三六）七月四日、天皇は源師房とともに礼服御覽をおこなっている。即位式は七月十日に行なわれる予定であり、当日のための礼服を内蔵寮が保管する唐櫃から取り出すことになったのである。長文だが、『土右記』を引用しておきたい。

（前略）此日御_ニ覽_ニ礼服_ニ、御装束納_ニ御装束辛櫃_ニ合_ニ、（内次）蔵寮官人等昇_ニ立殿上前_ニ、（後朱雀）主上於_ニ書御座_ニ御_ニ覽_ニ之_ニ、凡有_ニ三五具_ニ、一具男御装束、御冠巾子、凡本定櫛仙人、（但非三山）前後有_ニ櫛形_ニ、（以羅立有金筋）押鬘、（以金則鏤）御巾子上置_ニ方物_ニ、以_レ羅為_レ之、如_ニ折敷_ニ、有_ニ金筋_ニ、四面端立_レ玉、有_レ茎、其前後垂_ニ玉瓔珞_ニ、各十二流、所謂十二章也、其頂有_ニ日形像_ニ、（傍本定）向中有_ニ三足赤鳥_ニ、以_ニ水精_ニ二枚_ニ令_レ作、日形有_レ光、大袖緋色綾、繡_ニ日月火焰鳥龍虎猿_ニ、小袖同色無_ニ繡文_ニ、御裳同色、繡_ニ折枝、斧形、巴字_ニ等、一具童御装束、御冠下作_レ如_ニ成人御冠_ニ、但無_ニ巾子_ニ、頂有_ニ日形_ニ、（正面鳥同上向方与異可尋）以_ニ金玉_ニ飾_レ之、但無_ニ十二章_ニ、御額立_ニ鳳形_ニ、正面開_レ羽、大袖、小袖、裳色繡等同_レ上、一具女御装束、御冠只有_ニ平巾子_ニ、無_ニ櫛

形^一、押鬘上有^二三花形^一、以^三花枝形^一飾^レ之、前有^二鳳形^一、小寄^レ左立、若右方之落失敷、大袖、小袖、裙等皆白綾無^二繡文^一、小袖下縫^二付白羅^一、如^二男裳^一者也、一具皇后御装束、大袖、小袖、裙皆青色、大袖、裙等図絵生地鳩形、小袖無^レ絵、又副^二纈御裙一腰^一、一具皇太子御装束、御冠只布巾子、無^二余飾^一、損失敷、大袖、小袖、裳等色文等大略同御、但無^二日月形^一、天子御笏一枚、其頭方小袖、天子笏方其頭無^レ所^レ屈云々、見^二六帖笏部^一、綬有^二具皆白色^一、玉佩四流、二流成人御料、二流童礼御料、皆同無^レ異、御舄四足、三足赤革、皆鼻中央窪、此中有^二小一足^一、亦有^二烏皮一足^一、鼻有^二三形^一、御鞆有^二六足^一、皆錦、此中有^二小白絹一絹一足^一、別有^二赤皮舄片足^一、寮官人申云、伝云、弓削法皇舄云々、御冠図二卷、一卷天子御冠図、如^二御冠一、外題曰^二佐保朝庭礼冠図^一、一卷皇太子礼冠図、御覽畢留^二御装一具^一、為^二熨縫縮^一也、自余返^二収本寮^一、(後略)⁽⁴⁾

傍線部分は弓削法皇の「赤皮舄」とある。このときに、男装束―御冠・大袖・小袖・御裳のひと揃えと、御笏・玉佩・烏皮舄・錦鞆などの服飾品を取り出した。それ以外のものはすべて内蔵寮に返却した、と源師房は記している。そのなかに内蔵寮の官人の間では道鏡のものと伝えられる、赤皮舄の片足が入っている⁽⁵⁾。即位に関わる装束類とともに唐櫃に納められており、なおかつ内蔵寮の保管であったことはどのような意味があるのだろうか。この疑問を解くために、まずは天皇の礼服について述べることにしよう。

天皇の礼服とは袞冕十二章のことであり、袞冕十二章は詳しくは袞衣という衣服、冕冠という玉を垂らした冠のことである。律令に天皇衣服の規定はなく、『日本紀略』の弘仁十一年(八二〇)二月二日の記事に、帛衣・袞冕十二章・黄櫨染衣の三種類の天皇の衣服が初めて定められている。礼服として袞冕十二章は、平安時代になつてから元日朝賀と即位式に着用することが定められたのである。それ以前に奈良時代の天皇は、即位式では帛

衣、白色の衣服を着用したとされ、⁽⁶⁾天平四年（七三二）に聖武天皇が袞冕十二章を着用したことを初見とする。

『土右記』はこの礼服について五具の存在を記している点で貴重であり、その内訳を以下に記しておく。

男御装束（御冠・緋色の大袖・緋色の小袖・御裳同色）

童御装束（御冠・緋色の大袖・緋色の小袖・御裳同色）

女御装束（御冠・白綾の大袖・白綾の小袖・裙も白綾）

皇后御装束（冠の記述なし・青色の大袖・青色の小袖・裙も青）

皇太子御装束（御冠・大袖・小袖・裳同色、青色カ）

男装束は成人天皇の礼服である。礼服御覧の際に、二十七歳の年齢である後朱雀天皇が男装束を取り出したことは当然といえる。童装束は単純に童の装束ではなく、幼少の天皇の即位時に着用するものである。女装束は女性天皇の礼服と思われる、女帝である孝謙天皇着用のものであろう。ほかに皇后装束と皇太子装束の存在がある。成人天皇と幼少の天皇の服色は緋色であり、女性天皇の服色は白、皇后は青（＝緑）、皇太子は同色とする記述である。皇后装束の配列のつぎに皇太子装束であることから、皇太子装束は青（＝緑）ということになるか。

唐櫃に納められた礼服の服色は、天皇は成人・幼少の区別なく緋、女性天皇は白、皇后・皇太子は緑ということになる。養老衣服令によると、皇太子の礼服は黄丹衣に深紫褶、親王の礼服は深紫衣に深緑褶、内親王の礼服は深紫衣に浅緑褶とあり、親王と内親王の礼服の褶の色は緑である。親王と内親王の褶について、令の礼服規定は緑と規定しており、そのことから皇后と皇太子の装束も青＝緑であったと思われる。『土右記』はほかの服飾品も列挙しており、道鏡の赤皮舄はその中にあることが知られる。

礼服は着用する時々に応じた検分であり、それが礼服御覧である。『延喜式』には礼服の検分の条文がある。

『延喜式』（卷十四・縫殿）18御礼服用条は、「元日御礼服用、前二日受ニ内蔵寮一、熨脩即付ニ本寮一」とある。元日朝賀式の二日前に、内蔵寮から縫殿寮に手渡された礼服用は、火熨斗をかけて整えられることになっていた。⁽⁷⁾そして『延喜式』（卷十五・内蔵）31御礼服用条には、「元日御礼服用玉冠、牙笏等、当日平旦、寮官人於ニ大極殿後殿下ニ持候之、随ニ内侍宣ニ進之」とある。元日朝賀の当日、内蔵寮官人が礼服用・玉冠・牙笏などの服飾品を大極殿後殿に運び込むことになっている。また『儀式』には礼服用次第がある。年一回のペースでの礼服用の着用となると、着付け方もたいへんなものであったに違いない。元日の朝賀式は正暦四年（九四〇）を最後におこなわれなくなり、天皇が礼服用を着用するのは即位式のみとなる。そのため礼服用御覧は、特別な意味を持つようになって⁽⁸⁾る。

礼服用は内蔵寮が管理したが、内蔵寮は、養老職員令7内蔵寮条によれば、金銀珠玉、諸蕃貢物などの管理をしたとある。内蔵寮の職員構成は四等官のほか典履が所属し、靴・履・鞍具などを作製する百濟手部を管理下においていた。そのほか大蔵省に所属する典履もあり、賞賜用のクツを作製したとある。

典履は内蔵寮と大蔵省の二カ所に所属したが、道鏡の赤皮烏はどちらで作製されたのだろうか。結論から先に述べれば、天皇のクツを扱う内蔵寮において作製されたと思われる、作製された時期は道鏡の待遇を供御に準じるとした時以降のことと考えられる。天平勝宝四年（七五二）、東大寺の大仏開眼会が開催されており、法会に出御した孝謙天皇と聖武太上天皇は、白色の服に赤沓の衣服一式であったことが指摘されている。⁽⁹⁾孝謙天皇と出家身分の聖武上皇は赤色の沓を履いたのであり、道鏡の烏が赤色である点はこの沓を模したことが考えられる。道鏡がこの烏を履き、内蔵寮が保管、管理したのである。

では道鏡がこの赤皮烏を履いたのはいつのことか、なぜ内蔵寮に保管されることになったのだろうか。

二、クツと衣服制

孝謙天皇と聖武上皇の沓を模したものと推測される⁽¹⁰⁾とはいえ、天皇や出家の上皇の立場とは異なり、還俗することのなかった僧侶のために作られる赤皮舄は特殊なクツであると思われる。本節では律令衣服制について述べるとともに、天皇のクツや律令官人のクツに関わる律令格式の規定を比較することにする。

前節では東大寺の大仏開眼会で孝謙天皇と聖武上皇が白色の衣服に赤沓を着用したことを述べた。白の衣服と赤の沓がアンバランスだったと認識されているのだが、それは帛衣⁽¹⁰⁾ 白が我が国固有の貴色に由来するものであることと、それに中国律令を継受したとみられる沓を組み合わせたことによる指摘である。天皇の衣服について律令に規定はないが、律令官人は衣服に組み合わせるためのクツを履く規定がある。

『続日本紀』の大宝元年（七〇一）三月二十一日甲午条は、

（前略）始依^三新令^一、改^三制官名位号^一、（中略）始停^レ賜^レ冠、易以^三位記^一、語在^三年代曆^一、又服制、（中略）皆漆冠、綺帶、白襪、黒革舄、其袴者、直冠以上者皆白縛口袴、勤冠以下者白脛裳、（後略）⁽¹¹⁾

とある。新令とある大宝令によって、官名・位号の改制とともに冠の賜与を停止して位記を授けることになった記事である。また律令官人の服制として、漆の冠・綺帶（ベルト）・白襪・黒革舄、直冠以上の官人は白の袴、勤冠以下の官人は白の脛裳の着用を求められている。律令官人は、黒革舄を履くことに統一されているのである。⁽¹²⁾

クツを履くことは、古代国家の衣服制と密接に関わることである。⁽¹³⁾ 『日本書紀』の持統四年（六九〇）七月朔

条は、「公卿百寮人等始著_二新朝服_一」とあり、新朝服の着用記事がある。朝服はそれ以前の天武朝から着用が励行されていた。朝服制に先行する冠位制は、大化三年（六四七）是歳条に「此冠者大会、饗_レ客、四月・七月齋時所_レ着焉」とあり、冠の着用は大会、饗客、四月・七月の齋時に決められている。持統四年（六九〇）七月朔日は、告朔の政務が行なわれたと思われ、そのことから朝服着用の指定の日にあたる。黒革舄は、朝服着用にあわせて履かれたと思われる。着用日を指定された朝服は、やがて日常的な朝参のための服制として採用されるようになる。それも持統朝になってからのことである。

『日本書紀』の持統四年（六九〇）七月壬午条は、

詔、令_二公卿百寮_一、凡有_レ位者、自_レ今以後、於_二家内_一著_二朝服_一而参上未_レ開_レ門以前_一蓋昔者到_二宮門_一、而着_二朝服_一乎、⁽¹⁴⁾

とある。有位者は家内において朝服を着用して参上することが命じられている。この記事によれば、それ以前は宮門に到着した際に朝服に着替えた⁽¹⁵⁾とある。クツの規定に関しては、大宝元年（七〇一）までみられることはない。

律令官人の衣服は、養老衣服令によると朝服・礼服・制服の規定である。朝服は天武朝、礼服は大宝令、制服は養老令ではじめて規定されたことを武田佐知子は指摘している。⁽¹⁶⁾着用日の規定とそれに合わせたクツについてみておきたい。礼服は大祀・大嘗・元日に着用し、また朝服はそれ以外の朝廷の公事に着用する規定である。制服は無位の官人の着用であるが、公事ときは皮履、それ以外は草鞋を履く規定である。

養老衣服令のクツ規定は、以下のように整理することが出来る。

男性官人

礼服 皇太子・親王（一品～四品） …… 烏皮舄

諸王（一位～五位） …… 烏皮舄

諸臣（一位～五位） …… 烏皮舄

朝服 一品以下初位以上 …… 烏皮履

女性官人

礼服 内親王・女王（一位～五位以上） …… 緑舄

内命婦（一位～三位以上） …… 緑舄

内命婦（四位・五位） …… 烏舄

朝服 一品以下五位以上 …… 緑舄（四位・五位は烏舄カ）

六位以下初位以上 …… 烏皮履

武官

礼服 衛府督・佐 …… 烏皮靴

兵衛督 …… 赤皮靴

朝服 衛府督・佐・志以上、兵衛・主帥 …… 烏皮履

男性官人の場合は、礼服は舄、朝服は履とあり、クツの表記と形状は異なる。しかし、烏Ⅱ黒色という点では礼服・朝服ともに共通する。そのことから男性官人は、礼服・朝服ともに黒の舄・履を履く規定といえる。女性官人の場合は、内親王・五位以上の女王、三位以上の内命婦の礼服は緑舄、四位・五位の礼服は烏舄とある。また女性の一品以下五位以上の朝服は「同礼服」とあることから、一品以下三位以上は緑舄、四位・五位は烏の舄、

六位以下は烏皮履であろう。内親王・三位以上の女性は、礼服・朝服ともに緑の烏、四位・五位の礼服は黒の烏、六位以下の女性の朝服の場合は、黒の履を履く規定である。武官の場合は礼服には靴を履くが、兵衛督は赤色で、それ以外は烏⁽¹⁷⁾黒色である。朝服では烏皮履の規定である。

クツの形状・色・表記について述べておこう。クツの形状は、男性・女性官人ともに礼服は烏、朝服は履、武官の礼服は靴、朝服は履である。クツの色は、男性官人は黒、女性官人は緑か黒、武官は兵衛督のみ赤でそのほかは黒である。クツの表記は、令の規定では烏・履・靴とあり、表記によって形状も異なっていたとみられる。そのクツの形状について、衣服令集解の解釈は、烏の表記の場合は「高鼻履」、履の表記の場合は烏から烏皮を取り除いたものとある。これだけでは烏・履ともどのような形状なのか想像もつかないが、正倉院に納められた「衾御礼履」が烏にあたり、履は有職故実にみられる浅沓にあたる形状のものである⁽¹⁸⁾。また靴の表記の場合は、現代のブーツのようなものである。履とする表記のクツは、『延喜式』（卷十四・縫殿）2神今食御服条に、神今食の衣服規定があり、神事にも用いられた履物である。履の漢字には糸で作るという意味や、クツの総称の意味も含まれており、用途（神事・仏事など）によっては素材が異なったものであるらしい。

律令官人のクツの素材に関する規定はない。しかし、天皇や中宮のクツに関わる規定は、『延喜式』（卷十五・内蔵）45月料御靴条に記載がある。それによると、天皇の靴・挿鞋は毎月一両ずつ作製されることになっており、靴の場合は猪毛・麻子・牛皮・深紫綾・深紫糸・浅緑絹などを材料としている。挿鞋は、一五両分として、浅紫綾・裏白綾・中黏絹・調布・紙・粳米・紫糸・牛革・漆・白綾・綿を材料としている。靴・挿鞋ともに牛皮・牛革を材料とするが、牛皮は剥いだまま毛のついた状態、牛革は毛を抜いてなめしたものであり、両者は明確な違いがある。天皇・中宮の靴・挿鞋の色は、『延喜式』によれば紫である。

以上、律令官人のクツの形状・色・表記と、天皇・中宮のクツについて述べた。道鏡の赤皮舄は、赤色という点で律令官人のものとも、また天皇・中宮のものとも形状・色ともに異なることが判明する。

三、僧侶のクツ・仏事の王卿・道鏡の赤皮舄

1、菲

僧尼がほかと異なる点は、剃髪と袈裟の着用にあつたとい⁽¹⁹⁾う。僧尼にはどのようなクツがあつたのだろうか。養老僧尼令10聴着木蘭条は、僧尼に木蘭・青碧・皂・黄・壞色の衣の着用を規定するが、とくにクツの規定はみあたらない。そのほか六国史をみても、僧尼のクツに関する記述は見当たらない。

『類聚三代格』（巻二、造仏々名事）の宝龜五年（七七四）三月三日の太政官符は、「応_レ奉_レ造_二四天王寺_一捨像四軀_二事_一とある。大宰府に対し、四天王寺に捨像四軀を造らせ、浄行僧四人に春秋二回、像前の読経を命じた内容である。そのため僧侶の法服として、「麻袈裟・蔭脊・麻裳・絶綿袴・絶綿襖子・汗衫・襪・菲」などの準備を命じている。また読経・法服の財源は、寺の庫物と正税から用立てるように官符が下されている。この法服ひと揃えのなかに含まれた菲とは、草履のことである。

2、烏皮履

『延喜式』（卷十四・縫殿） 8衆僧法服条は、正月八日に開催される御齋会の講師・読師について、法服のほか烏皮履が作られたとある。法会に際し、僧侶はどのような状況のもとでこの烏皮履を履いたのであるか。『儀式』によつて、御齋会の式次第を確認しておきたい。皇太子以下の出席者が座に就いたのち、講師・読師がそれぞれ小輿に乗る。そして大極殿の階下まで進み、輿から下りる。僧侶は大極殿上に登る。三拝のちに高座に就き、法会が開催される。講説が終わると、僧侶はまた小輿に乗って退くことになっていた。以上が御齋会の式次第である。この儀式次第からすると、僧侶は法服を着用するとともに履を履いて小輿に乗り、大極殿に登壇、高座に着いた際に履を脱いだのだと思われる。細かい動作までは記されておらず想像するほかはないが、そのように仮定しておきたい。

3、高鼻履

『延喜式』（卷二十一・玄蕃） 27仁王会講師条・28仁王会読師条は、一代一度の仁王会に講師・読師について、高鼻履一両ずつが製作されたことを記している。一代一度の仁王会も、御齋会と同じような状況のもとで履の着脱がなされたと思われる。ただし一代一度の仁王会では高鼻履とあり、御齋会の烏皮履とは、表記の上で一致しない。御齋会と一代一度の仁王会で製作されたクツは、烏皮履と高鼻履であり、ともに「履」の表記であることからすれば、有職故実書にみられる浅沓の形状であろうか。あるいは一代一度の仁王会は、天皇即位に関わることでもあり、また「高鼻」ともあることから、舄の形状であったとも考えられる。⁽²⁰⁾

4、仏事の王卿

僧侶が履くものではないが、仏事における王卿のクツについて触れておきたい。御齋会に参加する王卿は、『西宮記』によれば脱靴して昭訓門外の座に就くとある。王卿は大極殿に昇殿する前に靴を脱いでいるのである。牛皮を素材とする靴は殺生の上で製作されるものであり、身体から離す意味合いもあるのかもしれない。会の行道は、旧例では草履を着すとある。行道の際は草履を履いて仏像の周りを廻ることになっていた。⁽²¹⁾

以上、僧侶のクツは、菲や烏皮履・高鼻履であり、いずれも仏事のために作られたものである。また仏事に参列する王卿には靴が用意され、行道の際は近年では用意されなくなったとあるが、草履が用意されていたのである。大宰府に命じた四天王寺での法服に草履が用意され、ミヤコでの御齋会や仁王会などの法服には烏皮履や高鼻履、仏事に参加する王卿には靴、行道では草履であった。道鏡の赤皮烏は、色・形状の点からも仏事の際に履かれたものではなかったことがわかる。⁽²²⁾

5、道鏡の赤皮烏

赤皮烏の製作時期として、道鏡が法王に就任した天平神護二年（七六六）十月二十日以降と限定することは可能であろう。また法王という地位に関わる製作の可能性からは、つぎの史料が注目される。すなわち『続日本紀』の天平神護二年（七六六）十月二十三日乙巳条は、「詔、法王月料准_二供御_一」とある。月料に関連して、天皇や中宮のクツに関わる『延喜式』の規定をさきに見たが、月料として天皇の靴・挿鞋は毎月一両ずつ作製され

ることになっていた。法王道鏡の月料が供御に准じたことから、道鏡には月料として毎月一兩ずつのクツが作製された可能性はある。

『延喜式』によって、供御に関連し毎月準備される御服を調べると、以下のようなのである。

(卷十四・縫殿) 9年中御服条、靴・挿鞋

(卷十五・内蔵) 45月料御靴条・46作履料条、狭帖一枚・織席一枚・葉薦四枚

(卷三十八・掃部) 79供御料功程条、米などをはじめとする食料品・朱器台盤・黒漆台盤・金銀朱漆瓷雑器

(卷三十九・内膳) 19供御月料条・24供御料雑器条、氷・御手巾

(卷四十・主水) 19御氷条・27供御年料条

供御に准じる扱いとは、毎日の食事、身にまとう服、座具、食器、手ぬぐいなど、日常生活に関わるすべてを支えることである。

道鏡の赤皮烏は、供御に准じた扱いを受けることにより作製されたとみられる。しかし、赤皮烏は法服に合わせたクツではなく、仏事にも履かれたものではないことは前述した。この赤皮烏を、道鏡はいつどこで履いたのだろうか。供御に准じた点で日常的に履いたものとも思われるのだが、それでは内蔵寮は保管、管理してきた礼服一式と同じ唐櫃に納められていたことの説明がつかない。では日常的に履かれたものでないとすれば、いつ履いたものなのであろうか。

『続日本紀』の神護景雲三年(七六九)正月三日壬申条には、

法王道鏡居^(2,3)西宮前殿⁽¹⁾、大臣已下賀拜、道鏡自告^(2,3)壽詞⁽¹⁾、

とある。法王道鏡は、西宮前殿において大臣以下の賀拜を受け、道鏡はみずから壽詞を述べたという。推測の域

を出るものではないが、正月三日の賀は法王道鏡への拝賀であり、道鏡が赤皮烏を履いたのは、まさにこのときであったのではないだろうか。朝賀に参加する男性官人には礼服を着用し烏を履く規定がある。そのことから、朝賀を受ける側である道鏡にも、同じ形状の烏の用意がなされたと考えられるのではないだろうか。

道鏡の烏が赤であったのは、聖武太上天皇が東大寺の大仏開眼会に出席した際の赤沓の先例によるのではないかと推測は前述している。『続日本紀』の天平勝宝四年（七五二）四月九日乙酉条は、この開眼会について「其儀一同三元日⁽²⁴⁾、五位已上著^ニ礼服^一、六位已下者当色」と記している。五位以上の官人も元日朝賀に准じた礼服を着用したのである。聖武上皇は出家の身分であり、法会の参列は袈裟に赤沓の服装であることが推測されている。法王という特殊な立場ではあるが、僧侶の身分である道鏡は袈裟・赤皮烏の服装で神護景雲三年（七六九）正月三日に賀拝を受けたことが考えられるのである。

道鏡は、同年正月七日にも法王宮において宴会を開催している。律令官人の場合、礼服は大祀・大嘗・元日以外には着用しない規定である。礼服の着用規定からすると、この宴会の際に赤皮烏を履くことはなかったとみられる。正月三日の賀拝のあと、赤皮烏はただちに内蔵寮に保管されたと推察される。そうした過程を経て、道鏡の赤皮烏は礼服一式とともに管理され、礼服御覧のたびに衆目にさらされることになったのではあるまいか。

四、国家財政の危機と大蔵省の綿

本節では、称徳朝の財政事情とともに、後世語られることになった道鏡像について述べることにする。

法王道鏡の赤皮烏は供御に准じて作製されたことから、内廷経済に関わる問題といえる。『延喜式』による

と、供御は皇后にもかかる経費であったから、独身の称徳天皇と法王道鏡との経費はとくに負担となったとは思われない。⁽²⁵⁾ だが称徳朝は、法王道鏡の存在のほかに国家財政を逼迫させたとみられる事情が存在している。

称徳天皇に対する評価は、『続日本紀』の宝亀元年（七七〇）八月十七日丙午条に、

（前略）^(称徳) 天皇尤崇^(天) 仏道^(天)、務恤^(天) 刑獄^(天)、勝宝之際、政称^(天) 儉約^(天)、自^(天) 太師被^(天) 誅^(天)、道鏡擅^(天) 權^(天)、輕興^(天) 力役^(天)、務繕^(天) 伽藍^(天)、公私彫喪、国用不^(天) 足、政刑日峻殺戮妄加、故後之言^(天) 事者、頗称^(天) 其冤^(天) 焉。⁽²⁶⁾

とある。道鏡が政界に出てからは、軽々しく力役をおこし、寺の修善につとめたので、公私ともに彫喪し、国用も不足したとある。力役とは、神護景雲元年（七六七）四月十四日の記事に新造の平城宮東玉殿も含まれ、また寺とは、西大寺・西隆寺の建立のことであろう。こうした力役は、道鏡の擅権があったと記されるのだが、実際には称徳天皇の指揮下でおこなわれた土木工事であった。⁽²⁷⁾ そのほか後世の藤原基経の語りからすると、国家財政の不足は土木工事による宮の修繕や寺の建立といった側面だけではなかったようである。

『九曆』の天慶七年（九四四）十月九日条は、

（前略）其例見^(天) 故八条式部卿（本康）私記^(天)、彼朔日王卿・諸大夫等参^(天) 会職御曹司^(天)、数盃後^(天) 太政大臣語宣、在^(天) 昔仍元日宴、以^(天) 三一日^(天) 可^(天) 行^(天) 宴会^(天)、彼朔日王卿・諸大夫等参^(天) 会職御曹司^(天)、数盃後^(天) 太政大臣語宣、在^(天) 昔女帝^(称徳) 治下時^(天)、弓削法皇任^(天) 意下^(天) 用大蔵物^(天)、今日下^(天) 内蔵寮御服^(天) 給^(天) 大夫已上^(天) 如何、王卿申云、此事甚面白也、親王以下給^(天) 御服^(天)、各々分散、⁽²⁸⁾（後略）

とある。故八条式部卿とは本康親王のことであり、本康親王の私記に太政大臣藤原基経の言葉が記されている。それによれば、元慶六年（八八一）正月二日、陽成天皇の御元服があるために元日節会は停止し、御元服当日に宴会をおこなうことになった。しかし、元日は王卿・諸大夫が職御曹司に参会しており、太政大臣藤原基経のも

とで酒宴が開催されている。盃を重ねるにおよび、藤原基経はつぎのように語ったという。称徳天皇の治世では、弓削法王は意のままに大蔵省の物品を下し使用している。今日は内蔵寮の御服を下し大夫以上に給うというのはいかがであろうか、と。王卿は面白いと口々に言い、親王以下の者たちは御服を給い、解散したとある。

御服は供御として毎月作製されており、天皇が着用したのちは内蔵寮で管理・保管されていたと思われる。基経は、それを職御曹司の酒宴に集まった王卿らに与えているのである⁽²⁹⁾。御服は内蔵寮が保管し、大蔵省が保管したものと異なる。内蔵寮と大蔵省という点で相違するが、基経の行為は道鏡を真似たものであるという。藤原基経の語りでは、大蔵省の物品を使用したことは道鏡の専横と捉えられている。この藤原基経の話に基づき、道鏡と大蔵省の物品の下し物に関連する史料を探してみると、以下の記事につきあたる。

『続日本紀』の神護景雲三年（六七九）正月七日丙子条に以下の記述がある。

御^ニ法王宮^一、宴^ニ於五位已上^一、道鏡与^ニ五位已上摺衣一領^一、蝦夷緋袍人^一領^二、賜^ニ左右大臣綿各一千屯^一、大納言已下亦各有^レ差⁽³⁰⁾、

法王宮に出御した称徳天皇は、五位以上の官人とともに宴会を行なっている。この宴会の主催者は称徳天皇であったが、ただし禄を与える行為は道鏡が行なっており、五位以上の官人に摺衣一領ずつ、蝦夷に緋袍を一領ずつ、左右大臣には綿を千屯ずつ、大納言以下にも綿を与えたとある。正月七日は本来、白馬節会が行なわれた節日であり、左右馬寮が白馬を引き、天皇以下、群臣がそれをみて邪気を払う内容であった。しかし称徳天皇の治世下では放鷹司を廃して放生司を設置（天平宝字八年十月二日）したことや、鷹や狗・鶉を飼うこと、御贄としての種々の完（宍・肉）・魚、中男作物としての魚・完（宍・肉）・蒜などの停止（同年十月十一日）を求めている。殺生禁断の立場をとる称徳天皇としては、たとえ邪気を払うものであったにせよ、白馬をみる行為をするわけに

はいかなかったのだろう。この日の節会の賜禄について、左右大臣に与えられた綿を節録とし、そのほかの摺衣については、八世紀以前の節会の賜物に特徴的な衣服とする。また摺衣は、神事に用いる衣服であることが指摘されている。⁽³¹⁾

正月七日の記事によってわかることは、道鏡が衣服の分与をただけでなく大蔵省の綿もまたかづけたことである。藤原基経が語った話として道鏡が意に任せて大蔵省の物を用いたとあり、それはこの日の綿の分与のことを指していると思われる。道鏡と大蔵省の綿がセットで出てくる記事は、それ以前にもみられる。

天平神護元年（七六五）十月十三日は、称徳天皇が紀伊国に行幸した記事である。⁽³²⁾ 和泉・河内国へも行幸し、『続日本紀』の天平神護元年（七六五）閏十月二日庚寅条では、道鏡を太政大臣禪師に任じたあと、

（前略）詔文武百官令^レ拜^ニ賀太政大臣禪師^一、事畢幸^ニ弓削寺^ニ礼^レ仏、奏^ニ唐高麗樂、及黒山企師部舞^一、施^ニ太政大臣禪師綿一千屯^一、僧綱及百官番上已上、至^ニ直丁担夫^ニ各有^レ差、（後略）⁽³³⁾

とある。称徳天皇はまず文武百官に対し、太政大臣禪師道鏡に拝賀するよう詔を出している。そして弓削寺に礼仏したのち、道鏡には綿千屯、僧綱および百官、番上から直丁・担夫にいたるまで、すべての官人に対しても綿を賜っていることがわかる。平城京に還御した称徳天皇は、『続日本紀』の天平神護元年（七六五）閏十月八日丙申条は、「留守官拜賀^ニ太政大臣禪師^一、賜^ニ五位已上綿人卅屯^一」とあり、留守官にも道鏡を拝賀させたうえで、五位以上にそれぞれ三十屯の綿を与えていることがわかる。

藤原基経は、道鏡が大蔵省の物を意のままに使用したと述懐したが、実際は衣服も大蔵省の綿も称徳天皇の同意のもと、天皇の命によって出庫されていたのではなからうか。大蔵省の物は道鏡が自由に用いることができたわけではなかったのだと思われる。なぜならば、道鏡には宴会や太政大臣禪師拝賀のときにも、かならず称徳天

皇が詔を出し、それと同時に出御もしていたからである。藤原基経が実際には称徳の詔による大蔵省の物品の在庫であることを、道鏡の恣意によると語る背景には、どのような理由が考えられるのであろうか。藤原基経の語りは、光仁天皇の即位直後に開始された、一連の官制改革、国家財政建て直しのための冗費節減政策を経て、約百十数年後のことである。古い時代には如上のこともあったという軽口程度のものであったかもしれないが、しかしそれだけでは済まされない事情があったということである。周知のように、光仁天皇の時代は、称徳天皇と道鏡による政治的な弊害の刷新を図ったことが評価されている。⁽³⁴⁾ その刷新のひとつが道鏡の左遷であり、時を経ずしておこなわれた令外官廃止であった。光仁天皇は皇太子に指名されると、すぐさま道鏡の左遷と令外官を廃止している。さらに宝龜五年（七七四）三月十八日になると、員外国司の解任をおこなっている。そして停廢した員外国司の得点を中央財政に充てようとし、失敗はしたものの、員外国司がたびたび任命された国に対し、掾・目の増員を図り、結果として行政上の迅速化を図ったとされている。桓武天皇は、光仁朝の引き継ぎの政策として、京官の員外官・冗官を整理し、地方行政に重点を置く政策をとっている。それに続く平城朝では、逼迫する財政のために、大幅な官司の統廃合をおこなったこと⁽³⁵⁾で知られている。実際のところは、称徳天皇の指示のもとで、大蔵省の綿は出庫されたのであろう。しかし、道鏡の意のままであったとする、新政府側の論理にすりかわったことが考えられる。藤原基経の語りにみられるように、貴族の間では道鏡が大蔵省の物品を自由に使用したと認識・記憶され、「作られた記憶」が受け継がれることになった。称徳天皇崩御の際、『続日本紀』は政治的な弊害と国家財政の浪費を称徳天皇の時代を象徴する言葉に選んだが、天皇に責任が生じるのを避けて、その矛先に左遷された道鏡が選ばれたといえる。

むすび

道鏡の赤皮舄について考察した。この舄は道鏡が供御に准じる扱いを受けて以降内蔵寮が製作し、聖武太上天皇・孝謙天皇の赤沓の模倣であることを述べた。つぎに律令官人や僧侶の仏事のクツと比較し、赤色の点はいずれのものとも異なるとしたうえで、朝賀の際の律令官人の礼服用規定に則り、道鏡にも舄が製作され、そして神護景雲三年（七六九）正月三日の賀拝の際に道鏡が履いたものと推察した。その後赤皮舄は、内蔵寮に保管され天皇の礼服とともに管理されることになっている。法王は供御に准じる立場とされる令外官である。その令外官にも令の礼服規定に則る舄が製作されたことは明らかである。

称徳天皇の時代は、道鏡が政界に進出した直後から寺や宮などの土木工事があいつぎ、国用は不足したと『続日本紀』は記している。道鏡を供御に准じる扱いは内廷経済の問題であり、国用の不足問題とは直結せず、また寺や宮の土木工事は、称徳天皇の指示によるものである。『九曆』に記された藤原基経の語りでは、道鏡は自由に大蔵省の物を使用したとある。しかし宴会や太政大臣禪師拝賀の際に下賜された大蔵省の衣服や綿は、称徳天皇の詔による出庫の可能性がある。貴族の間では、いつしか道鏡が意のままにしたことに認識・記憶されることとなったが、実際の様相は異なったということである。

道鏡の左遷は、光仁天皇の皇太子指名によって始まる令外官廃止、員外国司の停廢などの政治的な弊害の刷新に関連して行なわれたものであり、称徳朝の仏教政治の修正に限られるものではなかったのである。

註

- (1) 源師房の『土右記』は、『増補続史料大成』（臨川書店、一九六七年）二〜三頁に収められている。原本は内閣文庫所蔵の冊子「長元礼服御覽記」（請求番号は古34―597）により、一部校訂している。
- (2) 勝浦令子「称徳天皇の『仏教と王権』―八世紀の「法王」観と聖徳太子信仰の特質―」（『日本古代の僧尼と社会』、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九九七年）二四三〜五頁。
- (3) 長谷部将司「神託事件「物語」の構築過程」（『日本古代の地方出身氏族』岩田書院、二〇〇四年、初出は二〇〇二年）二五六、二六三〜六頁。
- (4) 註(1)参照。
- (5) 礼服御覽は、永万二年（一一六六）の記事が詳細である。それにも道鏡の赤皮烏のことが記されている。
- (6) 大津透「天皇の服と律令・礼の継受」（『古代の天皇制』（岩波書店、一九九九年）一五二頁。
- (7) 火熨斗、およびその用法については、桑野一幸「熨斗と火熨斗」（『河内古文化研究論集』一九九七年）一四三頁。
- (8) 礼服御覽については、米田雄介『正倉院宝物の歴史と保存』（吉川弘文館、一九九八年）二五〜七〇頁。
- (9) 大津透註(6)前掲論文、および米田雄介註(8)前掲書。
- (10) 大津透註(6)前掲論文、および米田雄介註(8)前掲書。
- (11) 『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』（吉川弘文館、一九八七年）一〇頁。
- (12) 勤冠以下の官人の脛裳については、列島固有の下衣であり、脛裳から袴への移行はかんたんなことではなかったが指摘されている。武田佐知子「奈良時代における袴に先行する衣服形態―記紀の服制解明のてがかりのために―」（『古代国家の形成と衣服制』吉川弘文館、一九八四年、初出は一九八〇年）四七〜八頁。

(13) 武田佐知子は、頭巾・衣・笏・白袴までを朝服とするが、小林聡も指摘するように、舄までをも含む服制を一式とするべきであろう。武田佐知子「日本衣服令の特質」(『古代国家の形成と衣服制―袴と貫頭衣―』吉川弘文館、一九八四年) 三一九頁、および小林聡「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系―『隋書』礼儀志の規定を素材として―」(『東洋学報』七七―三・四、一九九六年) 二六二頁。

(14) 『新訂増補国史大系 日本書紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 四〇六頁。

(15) 『魏志』倭人伝によると、このころの倭人は徒跣、裸足とある。伊藤清司「日本の習俗と信仰」(『新版古代の日本』第一巻 古代史総論、角川書店、一九九三年) 七頁によれば、日本人の裸足の歴史は長く、農民は江戸末期まではふだんは裸足の生活を続けたとある。林田孝和は、履物が一般に普及していたかどうかは論断しかねるものの、都では沓を用いる生活がゆきわたっていたとする。林田孝和「沓の力―万葉集『履著けわが夫』の歌を中心に―」(『王朝びとの精神史』桜楓社、一九八三年、初出一九七〇年) 四三頁。

(16) 武田佐知子「日本衣服令の成立」(『古代国家の形成と衣服制―袴と貫頭衣―』吉川弘文館、一九八四年) 二八三頁。

(17) 『延喜式』(卷四十五、左右近衛府) 1大儀条・2中儀条・32行幸条。

大儀 大・中・少将 ……靴

将監・将曹・府生・近衛 ……麻鞋

中儀 少将以上 ……靴

将監以下府生以上 ……麻鞋

近衛 ……麻鞋

行幸 大将く少将 ……草鞋

将監以下 ……麻鞋

『延喜式』（卷四十六、左右衛門府） 1大儀条・2中儀条・4供奉行幸条。

大儀 督・佐 ……靴

尉・志・府生・門部・衛士……麻鞋

中儀 大儀に同じ

行幸 府生以上 ……麻鞋

衛士 ……草鞋

『延喜式』（卷四十七、左右兵衛府） 1大儀条・2中儀条。

大儀 督・佐 ……靴

尉・志・府生・兵士 ……麻鞋

中儀 督・佐 ……靴

尉・志 ……麻鞋

府生・兵士 ……麻鞋

(18) 米田雄介註(8)前掲書。

(19) 吉田一彦「僧尼と日本人」(『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、初出は一九九一年)二五一頁。

(20) 一代一度の仁王会は、即位に関する仏事である。即位式の律令官人は、礼服と烏を着用するので、それにあわせての烏の形状なのかもしれない。

- (21) 『神道大系 北山抄』(巻一、御齋会始事) 一九頁には「東西行香如_レ常、(往年、着_二草履_一、今即無_二此事_一)とある。『西宮記』や『北山抄』の成立時期に、行道のための草履は用意されなかつたのであろう。
- (22) ただし「法中装束抄」『群書類従 第八輯 装束部』(続群書類従完成会、一九八七年) 三四六頁は、「一草鞋錦事、当時諸僧老若之草鞋ノ錦、或赤地或青地或紺地紫、凡思々而未一准、是無定様之故歟、或云、俗中靴ノ履ニ准之者、公卿ハ赤地錦ニテ張之、殿上人ハ青地ノ錦用之、綱凡可准之歟、」とある。クツは諸僧、老若ともに定まつた様式がないとしながら、公卿の履に准ずるとし、赤地錦や青地錦などを用いるとする。
- (23) 『新訂増補国史大系 続日本紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三六一頁。
- (24) 米田雄介註(8)前掲書。
- (25) 瀧川政次郎は、法王道鏡の地位はヨーロッパ近世諸国のクイーンに対するプリンスのようなものであるとし、天皇の配偶者でなければ天皇に准ずる待遇など与えようもないとする。「法王と法王宮職」(『法制史論叢』四、角川書店、一九六七年) 三二九頁。
- (26) 『新訂増補国史大系 続日本紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三八〇頁。
- (27) 横田健一は、道鏡時代すなわち称徳朝の前半は天災が著しく、米価も高騰し、土木工事などによる財政支出に拍車がかつたとする。横田健一『道鏡』(吉川弘文館、一九五九年) 一二八〜三七頁。
- (28) 『大日本古記録 九曆』(岩波書店、一九九五年) 一一八頁。
- (29) 衣服の分与は、人格的支配の手段であると梅村喬は指摘している。梅村喬「饗宴と禄―かづけもの」の考察」(『歴史評論』四二九、一九八六年) 二二二頁。
- (30) 『新訂増補国史大系 続日本紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年) 三六一頁。

- (31) 大津透註(6)前掲書、および武田佐知子註(16)前掲。
- (32) 称徳天皇の行幸の意図は、道鏡の故郷である河内弓削で、道鏡を太政大臣禪師に任命することが目的であったという。瀧浪貞子『最後の女帝 孝謙天皇』(吉川弘文館、一九九八年)一六六頁
- (33) 『新訂増補国史大系 続日本紀 後篇』(吉川弘文館、一九八六年)三二四頁。
- (34) 川上多助『平安朝史 上』(国書刊行会、一九八二年)九〇一頁。
- (35) 目崎徳衛「平城朝の政治史的考察」(『平安文化史論』、桜楓社、一九六八年)四七〇頁。

終章 身分表象としての馬・牛車のゆくえ

一、本論のまとめ

第一部「路上における古代の身分秩序」、第二部「官人秩序と非違の糺弾」、第三部「内裏のなかの身分標識」、および付論により、可視的な身分標識である馬・牛車について考察した。

第一部第一章は「養老儀制令在路相遇条の検討」と題し、官人同士の路上の儀礼行為について考察を加えた。養老儀制令10在路相遇条は下馬礼を規定した条文だが、位階による下馬礼のみを記し、路上の儀礼行為である下馬礼のすべてを網羅したものとはいえず、ほかの規定との組み合わせにより六つの下馬礼・致敬礼を持つことがわかった。また史料に散見する下馬礼は規定と異なり、同位の官人や山陵、学問を学ぶ学生や僧侶など尊敬し得る立場の場合にも行なわれている。『延喜式』に引き継がれ展開する下馬礼は、令の規定の僧尼下馬礼を記載しないことも特徴の一つである。これは平安時代の僧侶が、令の規定とは異なる身分秩序のもとにあつたためである。十世紀半ばの貴族官人の移動手段は馬および牛車となっていたが、筆者は『延喜式』に牛車の路上における儀礼行為の記述がない点を考察し、また牛車の乗車許可が初めは身分を限定したことを踏まえて、女性や子どもが下馬礼規定の身分体系になかったことを明らかにした。『西宮記』の車礼の考察では、律令制的身分秩序としての位階に抛らず、官職や身分による路上の儀礼行為であることを指摘し、車礼が身分秩序に強く規制される儀礼行為へと変容したことを明らかにしている。また下馬礼に関連する、弾正台と京職の下馬法の考察をしている。令の規定による下馬礼・致敬礼は、所属を異にする官職間の下馬礼を想定しておらず、そのため弾正台と京職の下

馬法は、両者の巡察時に限るとして「弘仁式」に明文化されたのである。しかし、京の治安維持の職掌を持つ京職と、官人の非違を糺弾する弾正台の職掌とが重なり、弾正台の糺弾を受け続けることになった京職は職務を放棄せざるを得ず、弾正台の巡検は京職が持つ京の治安維持の職掌を困難にさせる事態を招いたといえる。

第一章は、当初下馬札に限られた路上の儀礼行為に牛車加わることによって車札も成立することを述べ、馬・牛車などの移動手段に応じた路上の儀礼行為が存在したことを明らかにした。

第一部第二章は「平安前期の牛車と官人統制」と題し、平安前期の牛車政策について考察した。嵯峨天皇は牛車を女性と子どもに限り許可したが、貴族官人は許可のないまま牛車に乗り、やがて牛車は貴族の移動手段ともなった。宇多天皇はこれに禁制を加え、移動手段は天皇権力のおよぶことを貴族社会に認識させたことを明らかにした。その手法は男性官人の乗車を全面的に禁止し、段階的に許可、最終的には一斉に牛車の乗車を解禁するという方法である。寛平六年（八九四）五月に男性官人の乗車を禁止し、その二ヶ月後は左右大臣の乗車を許可している。つぎは宇多天皇が信任する者や、子の齊世親王の乗車を追加して許可している。一年二ヶ月を経て、一斉に乗車の禁制を解除している。この方法によって、天皇を頂点とする身分秩序の再構築を図ったことも筆者は明らかにした。約一年二ヶ月の時限立法に過ぎず、また牛車の流行を述べる際にならず引用された寛平六年（八九四）官符は、移動手段が天皇権力の権限にあることを認識させた重要な官符である。十世紀半ばには、牛車を許可する内容を持つ宣旨が二通残されており、この宣旨は貴族にとっては牛車の乗車を許可するものである。時限立法であるがために、寛平六年（八九四）官符は法制上の位置付けは曖昧であったが、貴族社会では一定の拘束力を有する官符であることを指摘している。そして長保元年（九九九）に公家新制が発効されるまでは、貴族社会において効力を有したのは寛平六年（八九四）官符であったことを指摘している。

第一部第三章は「車札からみた殿下乗合事件」と題し、『平家物語』の殿下乗合事件について、従来の武士と貴族の対立構造によらず、貴族社会内部の問題として車札を素材に考察を加えている。平重盛の報復理由は逆恨みとみなされ、報復の咎め立てがないことは後白河院と平重盛との男色関係によると説明されてきた。筆者は『平家物語』諸本の本文比較を行なったうえで、平資盛の移動手段が馬や女房車、車などとばらつきがあったことを指摘し、『玉葉』による殿下乗合事件の考察により、平資盛が女車に乗車したことを確認した。そして、闘乱事件が起きた場合、加害者側が下手人を引き渡し、被害者側が下手人の処分はせずに返上する慣行があり、実際の殿下乗合事件は、貴族社会の慣行通りの解決をみたことも確認した。そのうえで、平重盛による報復の正当性について考察した。その際、史料に散見する下馬札・車札および『枕草子』『蜻蛉日記』による女車の考察からは、牛車に乗った人物を特定する手がかりが隨身や従者の存在にあること、女車は車札を行なう慣行がなかったことを明らかにしている。そして平資盛が路上の儀礼行為をしなかったのではなく、女車に乗車した平資盛は、路上の儀礼行為を行なう必要がなかったことを明らかにした。さらに貴族社会の慣行を無視して恥辱行為におよんだ松殿基房の非を、平重盛が貴族社会に知らしめたと結論づけた。

第二部第四章は「律令官人と乗馬―天武十三年閏四月丙戌詔の検討―」と題し、天武十三年（六八四）閏四月丙戌条を素材として、乗馬訓練に関わる天武朝の政策を考察した。天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔は三部構成であり、第一詔は百寮という令制六位以下に相当する官人層を対象とし、進止・威儀の統一を図るものであることを指摘している。進止・威儀とは、言葉遣いや立ち居振る舞いの統一を図ることであると、筆者は捉えている。天武朝では畿内豪族に限らず、地方豪族層や伴造層の出仕を想定しており、畿内豪族と地方豪族との間の意思疎通や共通理解のための言語・振る舞いなどを求めたと筆者は理解している。つぎに第二詔は、文武官に兵器

所持やその訓練、馬の所有や乗馬訓練、人と馬の装束の準備などを命じた内容である。騎士・歩卒とある記述は、律令軍制の研究では戦闘武力と捉えられてきた。筆者は聚会への参加手段の記述であることに注目し、戦闘武力としての騎士・歩卒ではなく、会の参加手段としての乗馬・歩行と単純化して捉えた。第三詔は、男女を対象として会集日以外の従来の衣服などの既存の習俗を認めた内容である。その反対条件として、会集日は襦袢・長紐・男性の圭冠・括緒褌の着用と、女性は四十歳の年齢を区切り結髪・乗馬方法を命じていることがある。以上の天武十三年（六八四）閏四月丙戌条の第一詔から第三詔は、それぞれが対象や内容を異にすることを本論ではまづ明らかにした。またこの天武十三年（六八四）閏四月丙戌の詔は、武装政策の一つに数えられている。天武朝では武装政策と指摘されるほどに、頻繁に乗馬訓練を行なったことが知られるのだが、本論では官僚下位層の乗馬訓練に注目し、武装政策というよりは官僚層の日常的な乗馬を目的とした豪族の官人化政策であることを明らかにしている。天武朝は畿内豪族や地方豪族を含めた官僚層の形成過程にあり、官人化政策は重要課題であったといえる。そして天武十三年（六八四）閏四月丙戌条が罰則を伴ったことから、七世紀には一定の階層にとどまった乗馬の励行を含む、官人化政策を目的としたことを指摘している。

第二部第五章は「天武朝における法秩序の形成と糺職」と題し、糺職を考察する前提として天武朝の法秩序の形成を論じ、官人化を監視する糺職の職掌を考察した。まず、天武朝では諸悪莫作の仏教思想を詔として導入し、つぎに、死刑をはじめとする刑罰の存在を示して「有犯者罪之」とする科罪を行なった。この科罪は日本列島に由来存在する原初的刑罰とは異なるもので、官人の罪というものの定着を促す目的を持つと考えられる。また巷里、禁省、朝廷の順に法を犯す者は糺弾すると詔し、糺弾という同じ用語をそれぞれ異なった領域に使用することにより、在地の法と大王周辺の法の一元化を図ったことが考えられる。官人の罪というものの理解と法の一元

化の動きが背景になれば、天武十三年（六八四）閏四月丙戌詔の罰則は実現が難しいと考えられる。また法の一元化と豪族の官人化政策の動向と並行して、藤原京の造営も行なわれており、豪族の官人化政策が遷都と深い関わりを有したことを明らかにしている。また筆者が官人化政策であると指摘した、関晃が唱えるところの武装政策について、その検閲が翌年行なわれたかどうかが問題視されてきた。天武十三年（六八四）閏四月丙戌条は翌年の検閲予告をしたが、実際に畿内の検閲は行なわれている。その年は諸道の巡察も行なわれており、畿内は検閲が、それ以外の地域では巡察が行なわれているのである。そのことから検閲は巡察と類似のものと捉え、巡察は畿内と諸道のセットで行なわれたことや、特定官司ではない、使者の派遣であったことを、明らかにした。さらに巡察の領域がのちの弾正台の巡察と同じ領域であることから、天武十四年（六八五）段階では弾正台の前身官司は巡察の職掌を持たなかったことを明らかにした。そして、通説では天武朝設置とされる糺職の職掌について、宮門前の羅列、新朝服の着用や朝堂政における儀礼行為などの非違の糺弾などを職掌とする、総じて朝廷に仕える者の官人化を監視する職掌であることを指摘した。

第二部第六章は「弾正台の非違糺弾について」と題し、令制弾正台の職掌を考察した。天武十四年（六八五）の諸道の巡察と畿内の検閲とが使者を派遣する巡察であること、大宝元年（七〇一）の弾正台の巡察領域が畿内であったことなどから、弾正台の前身官司である糺職の設置は持統四年（六九〇）七月以降であることを指摘した。そしてその職掌は、有位者層の朝服の着用法や、宮門前の羅列、朝堂の動作などの非違の糺弾ではないかと推察した。つぎに令の規定や『延喜式』、儀式書にみられる弾正台の職掌を列挙し、令の規定は持統朝の糺職の職掌とは齟齬するかのときだが、『延喜式』は朝政について、また儀式書では装束物の非違糺弾や、開門時の糺弾などを行なったことから、弾正台の職掌は持統朝の糺職と系譜上も連続することを明らかにした。日本の弾

正台は、朝服やその服飾、宮門前の羅列、儀式執行上の非違の糺弾をおこない、官人秩序の逸脱行為を監視した職掌であることを明らかにしている。

第三部第七章は「内裏のなかの「蔭孫」童」と題し、童殿上の考察を行なった。九世紀末に藤原氏のなかで内舎人補任がなくなると、殿上での元服と授位が行なわれることがあった。童はまず蔭孫無位・小舎人として昇殿し、その後童舞を行ない身体的な成長を披露し元服している。こうした童身分での昇殿を童殿上と称するが、十世紀の童殿上は、蔭孫無位・小舎人として昇殿し、童側からは名簿が奉呈される。それと同時に、内裏清涼殿の殿上間の簡には、元服後の童名と父祖名が記され、童舞後の来たるべき日に元服し、叙位に預かっていた。十一世紀になると、昇殿許可とともに名簿が奉呈され、内裏に限らず東宮や院・女院などの殿上間への昇殿も許可されており、事例では童舞は省略されている。また童殿上から元服に到る期間は、四、五年の年数をかけたのが十世紀であるのに比して、十一世紀の事例では一日で童殿上を済ませていることがわかる。律令制以来の官人の出身方法は童殿上に変質し、通過儀礼としての元服儀に転化したことを指摘している。

第三部第八章は「輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車」と題し、内裏への出入りに際しての輦車宣旨・牛車宣旨・中重輦車などの各宣旨の考察を行なった。親王の輦車宣旨は、一品もしくは二品の式部卿の地位にある親王に許可されていること、大臣の輦車宣旨の許可年齢は、四十代後半から五十代であること、宣旨許可は内裏で開催される儀式や官奏などの政務への参加を促すものであることを明らかにした。牛車宣旨は、撰関または太政大臣就任時の許可事例が多いこと、許可年齢も輦車宣旨と比較して相対的に低いこと、皇太子になることのなかった第一親王にも許可されたことを指摘している。輦車宣旨と牛車宣旨の両宣旨の許可事例もあり、撰関は牛車宣旨のあとに輦車宣旨を許可され、大臣として有能で高齢の者は輦車宣旨後に牛車宣旨を許可されるとする先例が、十

二世紀半ばに成立している。また僧侶は天台・真言二宗のみであり、高齢を理由とするほかに、天皇の身体護持や病氣平癒のための内裏参入に輦車宣旨・牛車宣旨の許可があることなどを明らかにしている。

また輦車宣旨は「宮中」、牛車宣旨は「上東門」と明記する事例から、内裏への出入り門は基壇のない宮城門「上東門」が十世紀初頭に現れるまでは、門において輦車に乗り換える必要があり、上東門の出現は牛車での出入りを可能にさせ、牛車宣旨成立の背景となったことを指摘している。上東門の出現後も輦車宣旨は存続し、両宣旨の対象者も重複することがあり、ついには撰関とそれ以外という、身分秩序の要素を含み両宣旨の前後関係が問題にされるまでになっている。中重輦車許可は、父藤原兼家を先例とする藤原道長、藤原師実・忠実父子（孫）の四例であり、兼家・道長父子を先例としていること、それに関連して中世では牛車宣旨は四十歳になつてから利用するとの観念は、藤原頼通の先例を藤原師実・忠実らが重視した結果であることを明らかにした。

第三部第九章は「輦車と平安貴族社会——親王・女性——」と題し、前章の対象から外れた人物に許可のある輦車宣旨の考察を行なった。あわせて輦車のゆくえについても考察している。輦車宣旨を得る親王・内親王身分について、式部卿親王以外は皇太子が、また内親王は父や兄弟が天皇である場合や、自身の天皇への入内とキサキの実母・養母、天皇の准母である場合の許可であることを明らかにした。女性身分のなかでも天皇に入内するキサキは、十世紀末までは徒歩か輦車かで一致をみず、内裏参入は徒歩の原則が残っていたとみられる。そしてキサキの父親の身分が大納言の場合は徒歩、大臣以上の場合には輦車宣旨が許可されており、キサキの父親身分が大臣以上に限定される傾向と連動したことを指摘している。藤原道長の妻源倫子を契機として、以後の撰関家の正妻は天皇に入内するキサキの母身分として輦車宣旨を許可されたことを指摘した。輦車は、藤原道長の妻や娘の利用により画期を迎え、内裏のなかで利用する原則が崩れたことを明らかにした。

付論「道鏡の赤皮寫」では、法王道鏡の赤皮寫について考察を加えた。赤皮寫は、道鏡が法王に就任した天平神護二年（七六六）十月二十日以降、さらに供御に准じて以降に製作されたこと、また仏事の際の僧侶のクツとは異なることを明らかにしている。そのうえで、神護景雲三年（七六九）正月三日の賀拝の際、道鏡は拝賀を受ける立場にあり、律令官人の礼服規定に則り作製された寫であることを述べた。令外官である法王にも、令の規定に則る身分標識としての赤皮寫が作製されたことを明らかにしている。

以上、馬・牛車からみた身分秩序についての考察を終えた。牛車の流行を伝えた寛平六年（八九四）官符は、実際は乗車身分を規制する単行法令であり、これまで許可されることのなかった牛車への乗車を、男性官人に許可する目的を持った官符であることを明らかにし、牛車をはじめとする移動手段が、天皇の権限にあることを改めて認識させた法令であることを指摘した。牛車以前の移動手段は馬であるが、日本の古代国家が律令官人の移動手段を示す法令はなく、わずかに駅伝馬の利用と下馬礼の規定から馬と判断できるにすぎない。四世紀に乗馬の風習は広がり、また壬申の乱での舍人ら下級官人層の騎馬の描写もあることから、騎馬は階層の裾野を広げたかのように解釈されてきた。しかしながら、日本の律令法は中国の移動手段の規定を継受せず、駅伝馬の利用や本論で考察した下馬礼の規定を掲載するに過ぎなかったことから、官人が移動手段に利用する馬の獲得問題も背景に存在したことが考えられよう。その点を踏まえ、官僚層と馬との関わりについて天武朝の詔を考察した。その結果、従来は律令軍制と関連付けられてきた天武十三年（六八四）閏四月丙戌条の詔は、豪族の官人化政策であり、移動手段として公事における天武朝文武官の乗馬を奨励したものとする結論を得た。しかし乗馬を前提としつつも歩行を可としていることは、天武朝文武官の馬の獲得を含む装備の不足にあることを指摘している。そして律令施行後にも乗馬の奨励を継続したことは、なおも律令官人の乗馬と馬の獲得の実現が困難であったこ

とを推察した。馬料の支給が、律令官人の基本的な給料体系にないこともそれを裏付けるものであろう。筆者は、馬を官人の移動手段とすることは、天武朝に始まる方針であることを明らかにしたが、官僚層の馬の供給は追いつかず、移動手段を法制化する際は、馱伝馬や下馬札にわずかに乗馬の条件を記さざるを得なかったといえよう。また歴史的な発達段階において、公事以外は貫頭衣という男女の着衣形態からすれば、乗馬・朝服・羅列など豪族の官人化の維持は不可欠であり、そのためにあらためて必要とされた官職が糺職や弾正台であることを指摘した。また筆者は糺職の持つ職掌は弾正台に移行し継続したことを、第二部第六章において明らかにしている。律令官人の身分秩序を乱す行為は、朝服の着用や着装物のほか、言葉や儀礼行為なども含まれると考える。弾正台は中国御史台の制度を模したが、官人の不正糺弾というよりはむしろ、律令制以前からの豪族の官人化が正しく行なわれているかに重点がおかれたことを本論では結論づけている。

平安時代に蔵人所が成立すると、官職体系はゆるやかに変質し、弁官や近衛府を本官とする蔵人を経て参議に昇任する昇進システムが平安中期に成立する。昇殿制も充実し、童身分の昇殿も通過儀礼の元服を取り込み成立している（本論第三部第七章参照）。天皇と特定氏族との関係が親密になり、なかでも藤原氏はその女性を天皇に入内させて皇子を得ることでミウチ関係を築いている。藤原氏は天皇の後見として摂関に就任して天皇権力を支え、同時に皇位継承権も掌握するようになる。公卿の内裏侍候も日常化し、外記政や陣定などの政務や儀式も内裏で行なわれるようになる。そうした動向と対応するように、身分的特権としての輦車宣旨や牛車宣旨が出現し、徒歩ではなく輦車あるいは牛車で内裏に出入りすることができるようになる。内裏の造営が行なわれずに里内裏となって以降も、牛車宣旨は摂関の身分的特権として幕末まで継続して与えられる宣旨の一つとなる。

二、身分表象としての馬・牛車のゆくえ

1、下馬礼

日本の古代国家が族制的秩序を背景に官位を体系化し、それに基づいて路上の儀礼行為として下馬礼を規定した。令の規定とは異なる下馬礼の様相からは、下馬礼が日本列島の社会に根付いたとみる。

僧尼下馬礼の存在による僧尼の移動手段に関しては、若干の補足が必要である。天武朝以前の僧尼は乗馬を移動手段の一つとしたようである。天武朝では約三千人の僧尼の存在が知られており、形成過程にある天武朝文武官との関係が考慮された。その結果、僧尼の行路は天武朝で定まり法制化されることになり、僧尼下馬礼に結実する。その特徴は、僧尼身分が官人層の下位に位置づけられていることである。『日本霊異記』には歩行の僧が騎馬の諸王身分の者に遭遇し、散々に打ちのめされた話が載せられている。当該期は僧尼がこうした行為をつねに受けたわけではないであろうが、僧尼が官人の下位にあることを示すものである。⁽¹⁾ また奈良時代の僧は、御齋会などの法会では輿に乗って登壇し法会を執行する立場にあり、僧尼身分は輿などの乗り物とは切り離せない関係といえる。行基は大僧正に任じられるとともに輿に乗ることを許されており、このことは法会の場ではなく、日常的な輿の利用を許したことを示すものである。平安初期には僧良勝が女性との同車により配流処を受けており（第一部第二章参照）、すでに僧と牛車との関わりも見受けられる。僧尼下馬礼は『延喜式』の下馬礼規定に展開せず、また『西宮記』車礼に僧尼の車礼も見当たらず、僧尼に関わる下馬礼・車礼をめぐる禁制がみられないことは、僧尼身分が律令格式とは離れた身分秩序の下にあったことを示すと思われる。「生来不乗車馬」とい

う相応和尚に例（第一部第二章参照）を取れば、当該期の僧侶の移動手段は車馬であったことが知られる。一条天皇は公家新制を立て続けに出しており、長保元年（九九九）は六位以下の乗車の禁止、同二年は六位以下の乗車の禁止と乗車の場合の車の破却、同三年は四位・五位・六位の牛車の種類の制限が設けられている。その記事に関連して僧尼の美車禁制をめぐる惟宗允亮の問答も『政事要略』に記されている。僧尼の美車は破却を命じられており、すでに移動手段は貴族と何ら変わらない状態にあったことが知られる。平安中期の天台宗では貴種の入寺と僧綱への補任も開始されると、補任後の慶申（よろこびもうし）は貴族の牛車を借りて行なわれている。また比叡山を下り京に在する僧侶は、牛車を所有している。⁽²⁾

下馬礼・車礼の中世的な展開については、中世公家社会の路頭礼や武家社会の路頭礼として、桃崎有一郎による考察がある。⁽³⁾ 移動手段とそれに伴う儀礼行為は、その時代の権力核を頂点とした身分秩序体系において有効な身分標識であったことは、全時代に共通するといえる。

2、公家新制との関わり

寛平六年（八九四）官符は、男性官人の乗車許可が翌年に出されたための時限立法であり、宇多天皇による牛車の禁制である。十世紀半ばに牛車の乗車許可を与える宣旨が二通残されており、それは牛車許可制ともいうべきものである。こうした許可制が継続したかどうかは不明であるものの、牛車に関わるつぎの法令が長保元年（九九九）の公家新制という点では、一定期間効力を有したことが考えられる。早川庄人は、寛平六年（八九四）官符を「新制」と指摘している（本論第一部第二章参照）。水戸部正男は公家新制について、その対象は五

位以上を問題にせず、六位以下と従者や地方官、大社寺が対象で、法の性格は天皇や院の勅旨に発源する禁制法的な性格が強く、ある種の法令をほかの官符や詔勅とは別個の観念を以て指称したものと定義している。⁽⁴⁾また律令的身分制の維持の建前を持ち、身分を超えた奢侈が身分秩序を破るものとして、これを厳禁する態度で一貫していたのだとし、公家新制の成立を村上天皇の天暦年代間（九四七～五七）としている。公家新制の成立時期について、佐々木文昭は十世紀末の一条朝としている。⁽⁵⁾

公家新制が五位以上を対象とせず、また天皇や院の勅旨に発源する禁制の性格を有するとの二つの観点から寛平六年（八九四）官符をみた場合、男性官人を対象とする点は公家新制の定義とは一致しない。しかし、強い拘束力を持つ点は、天皇の勅旨に発源する禁制としての意味合いは強く公家新制の特徴と一致する。身分と移動手段との関係は位階の高下にかかわらず、すぐれて公家新制の特徴であるといえる。五位以上の者を対象としないとする公家新制の定義は、移動手段に限っては改められるべきであろう。移動手段に関わる勅として、嵯峨天皇の弘仁六年（八一五）勅が存在する（第一部第二章参照）。四位参議以上の嫡妻と子、大臣孫に牛車を許可し、それ以外は禁断する点も同様に、身分と移動手段とに関わる禁制である。

公家新制における移動手段と身分との関係について、もう少し述べておこう。長保元年（九九九）七月二十七日は、乗車の過差が問題とされ、六位以下の乗車を停止している。しかし、外記・官吏・諸司三分以上や公卿の子孫、昇殿者、蔵人所衆、文章得業生を例外としたため、乗車を禁止された者の方が少数派という結果であった。禁制の根拠である六位以下の身分は消滅しており、もはや律令的な身分秩序に拠ることは意味をなさず、翌年六月五日は、六位以下が誤って乗車した場合の措置に関する法令を出している。さらに長保三年（一〇〇一）閏十二月八日は、車が華美であるとして四位は網代、五位は筵張、六位は板車として、身分による牛車の種類を規

制している。また諸司・諸衛の番上の乗馬を下馬礼を忘れることを理由として禁制し、背いた場合の鞍の破却を命じている。三年間立て続けに禁制を出し、結局のところ六位の乗車は認め、番上身分の乗馬を禁止している。長保年間のこうした公家新制が効力を有したとは考えられず、むしろ立て続けに禁制を発行し続けたことに意味があるとすら思えてくるのである。時代は下り、永久四年（一一一六）七月十二日は、諸司・諸衛の官人は乗車を禁止し、蔵人所小舎人・弁官の使部・王臣家の雑色や使庁の下部などの騎馬を禁止している。

公家新制における身分秩序の指標の一つが移動手段にあったことを指摘でき、馬・牛車は身分秩序の分析には欠かせない身分標識であることがあらためて認識されるのである。

3、初期の牛車、その後の牛車

牛車の種類について、京楽真帆子は檳榔毛車と網代車を提示し、檳榔毛車は『西宮記』にみられるような上級貴族の乗り物であり、網代車は平安期には故実書にとくに定義がないほど、貴族が日常的に使用した牛車であるとしている。⁽⁶⁾そして、最高級ランクの檳榔毛車を手がかりに平安京における乗車文化を検討している。檳榔毛車を扱った本格的な論文といえる。徳仁親王・木村真美子は中世の牛車絵図を通じ、撰閑家や西園寺家などで用された牛車の考察を加えており、家格と牛車との対応関係が判明する。⁽⁷⁾しかしながら、家格や官職と牛車との対応関係が定着をみるまでには、なおも時間を要したと思われる。また高橋秀樹は、中世の貴族の嫡子は家記・家文書のほか、家の可視的象徴となる物具（含牛車）を継承することが指摘されている。⁽⁸⁾

そこで、最後に六国史や古記録にみられる牛車について、その歴史的な変遷と諸身分との対応関係に関わる考

察を行なっておきたい。『西宮記』（巻十九、車）は輦・糸毛・檳榔毛・板車・筵および種々車と記し、それぞれ車の利用身分を記している。『西宮記』は取りあげていないが、古記録にみられる牛車についても考察する。『西宮記』は輦を最初にとりあげるが、行論の都合上、最後に論じることにする。まず檳榔毛車の考察とともに、女性と子ども以外は禁制の対象となった金銀装車に言及する。

金銀装車・檳榔毛車

金銀装車は牛車の種類としてはあまり知られていないが、『日本後紀』の弘仁六年（八一五）十月二十五日壬戌条の詔（以下、弘仁六年詔と省略）に金銀装車とある。六国史では、『日本三代実録』の貞観三年（八六一）二月十八日壬戌条は皇太后藤原順子は鳳輦に駕すべきところ、牛車を用いたとあることや、同じく皇太后藤原順子が大原野神社の行啓に牛車を利用した記述がみられる。『日本三代実録』の元慶三年（八七九）十月二十四日庚辰条には、清和上皇も牛車に駕して御幸したことを記すが、牛車の種類は不明である。皇太后藤原順子は、弘仁六年（八一五）詔が女性と子どもに限定して金銀装車を許可していることからすれば、金銀装車に乗車したと推察される。清和上皇は誕生と同じ年に立太子し、九歳で即位する以前の移動に牛車を利用したと考えられ、金銀装車であったかどうかは不明である。尊経閣善本影印集成6『西宮記』六（第五 臨時 行幸）の太上皇御行によれば、宇多上皇は金飾檳榔を利用したことが判明する。「大嘗会部類記」（『大日本史料』第一編之八）の村上天皇の大嘗会御禊（天慶九年十月二十八日）では、女御藤原安子の近親者による出車として、糸毛无庇車二両・檳榔金飾二両・檳榔黒作七両などの記述がある。この御禊では、朱雀上皇は黒作檳榔毛車に乗車して見物している。このうち檳榔金飾二両・檳榔黒作七両、朱雀上皇の黒作檳榔毛車などの牛車は、檳榔金飾は檳榔毛車を金飾飾りにしたもの、檳榔黒作は檳榔毛車を黒金具留にしたものと理解できる。また寛弘五年（一〇〇八）十一月

十七日、中宮藤原彰子は生後二ヶ月の敦成親王とともに金造御車に乗車して内裏に参上している。そのほか、脩子内親王（父一条天皇・母藤原定子）が三条宮へ参上した際（長和二年正月二十七日）に、藤原道長は金作車を献上している。以上のように、村上天皇の大嘗会御禊の檳榔金飾、中宮藤原彰子の金造御車、脩子内親王の金作車とある牛車は、いずれも弘仁六年詔にある金銀装車と同様の牛車であることが考えられる。そして檳榔金飾とあることから、金飾を取り外せば檳榔毛車であることを明示しているのである。そのことから初期の段階にある牛車とは、檳榔毛車であると推察し得る。京楽真帆子は檳榔毛車の高級性を強く前面に出すのだが、檳榔毛は耐水に優れた性質があり牛車に採用されたと思われる。『西宮記』は檳榔毛車を太上天皇以下四位以上の貴族の乗り物としているから、檳榔毛が入手しにくい中世では高級車かもしれないが、『西宮記』の時代に普及した牛車は檳榔毛車と考えられる。樋口健太郎は、蔵人頭から参議に昇任した吉田定房のために近衛家平が檳榔毛を一袋与えていることから、檳榔毛車は公卿の身分表象としての性格を有することを指摘している。⁽⁹⁾ 中世では檳榔毛のみを与えたことがわかるが、本論第一部第二章では、藤原行成が参議に就任した時、藤原道長からは車と笏が与えられている。檳榔毛の授与はおそらく、参議就任の際の慣行を背景としたと思われる、檳榔毛車が公卿が乗車するものであることをますます補強するものであろう。

糸毛車

糸毛車は『西宮記』が二番目に記す牛車である。京楽真帆子は檳榔毛車の方が格は高いとしている。⁽¹⁰⁾ そうした位置づけを行なう根拠を、筆者は知らない。本論第三部第八章において、糸毛車が金銀装車の後継ともいふべきもので、身分を限定する牛車であることは『延喜式』の式文の考察から指摘した。皇后藤原安子（村上天皇キサキ）は崩御の際、「いとけの御くるま」に遺体を乗せたと『栄花物語』（一・月宴）にはある。そのことは、安

子が生前に糸毛車に乗車したことを示すものであろう。糸毛車は藤原安子の子憲平親王（即位して冷泉天皇）も乗車したことが知られる。太皇太后宮昌子内親王（冷泉天皇の皇后）は、行啓の際に糸毛車を利用し、その葬送にも藤原安子と同様に糸毛車が利用されている（長保元年十二月五日）。長保二年（一〇〇〇）二月十六日の皇后藤原定子（一条天皇キサキ）の葬送は、「こかねつくりのいとけの御くるま」とあり、金造糸毛車が利用されている。寛弘五年（一〇〇八）十一月十七日、中宮藤原彰子（一条天皇キサキ）と敦成親王の内裏入御に際し、中宮は御輿、親王は糸毛車が利用されている。長和三年（一〇一四）三月二十二日、彰子は枇杷殿に移御の折り、糸毛車を利用している。寛弘七年（一〇一〇）二月二十日、尚侍藤原妍子（三条天皇キサキ）は、東宮居貞親王に参上の際は糸毛車を利用している。のちに中宮となった妍子は御輿も利用している（長和二年正月十日）。長和三年（一〇一四）正月十九日、出産後の中宮妍子は内裏還御の際に御輿、禎子内親王は糸毛車を利用している。万寿四年（一〇二七）九月十四日に妍子が崩御すると、葬送に糸毛車が利用されている。

皇后藤原安子と憲平親王、太皇太后宮昌子内親王、皇后藤原定子、中宮藤原彰子と敦成親王、中宮藤原妍子と禎子内親王の事例からは、糸毛車は天皇の妻后や親王・内親王が利用する牛車であることを指摘できる。そして安子、憲平親王はともに内裏を居住空間としていたことから、糸毛車が内裏入御のための牛車であるといえる。糸毛車が皇后の移動手段であることや皇后が内裏を居住空間とすることに注目すれば、それ以前に内裏を居住空間とした皇后の存在が際立ってみえる。藤原穩子その人である。藤原穩子は延長元年（九二二）、立后後に内裏に参入した初めての皇后である。キサキの立后は淳和天皇の妻后正子内親王の立后以来、九十六年ぶりのことである⁽¹⁾。藤原穩子は所生子とともに内裏に居住している。糸毛車に穩子が乗用したとする史料的な裏付けはないものの、それ以降の天皇の妻后や所生子が利用したことを踏まえるならば、穩子の立后により糸毛車は製作された

との憶測も可能であろう。皇后の入内のために牛車が製作される、そうしたことはあり得ないと考えるのが大勢の見方であろう。皇后や中宮の移動手段に注目してみると、皇后の身位に拠る移動手段は輿である。皇太后藤原順子の行啓は鳳輦に駕すべきを牛車にすると記されている。天皇の乗り物も輿であり、天皇・皇后の移動手段は輿である。嵯峨天皇は讓位後に騎馬で外出しており、輿は天皇の乗り物として独占される状態にあり、皇后や上皇は徐々に輿を身位とする身分体系から排除されたことが背景にある。中宮彰子や中宮妍子はなおも御輿を利用したことが知られるが、それは所生子を伴う内裏入御の際のことである。皇后の身位による乗り物は依然として輿であったが、九六年ぶりの立后という事態を受けて糸毛車が製作されたと筆者は考えている。

『延喜式』（卷十七、内匠）の牛車の部材には苧と茜が大量に使用される。部材の中に檳榔毛はなく、檳榔毛車ではない。『延喜式』の記載順は御輿・腰輿・腰車・牛車の順である。御輿は天皇の乗り物であり、上皇や皇后の乗り物でもある。また腰輿は天皇が神事に利用し、齋宮も利用する乗り物である。腰車は輦車のこと、内裏の中で利用する乗り物である。この記載順からは、貴族官人のための牛車を記したとは考えにくい。牛車を製作する際に参考したであろうが、苧と茜を大量に使用する用途は不明である。弘仁六年（八一五）詔の金銀装車はおもに金具による名称であり、金銀装車と『延喜式』の牛車は別の物である。『延喜式』記載の牛車は、糸毛車という名称が示すように、糸毛を作り出すために苧と茜が使用された糸毛車であると考えられる。『延喜式』が醍醐天皇の命を受けて編纂された書物であることから、当該期に皇后の身位に見合うように製作された糸毛車を記したと推察される。藤原忠平の青糸毛車は、摂関家内部の争奪や院の模造の対象となつて⁽¹²⁾いる。

板車

『西宮記』は四番目に板車を挙げている。長保三年（一〇〇一）の公家新制は、板車を六位の者の牛車に位置

付けるが、板車は史料上にあまり見られることはない。

筵車

筵車は筵張車とも記すが、『西宮記』は五番目に挙げる車である。筵張車は長保三年（一〇〇一）の公家新制では五位の者が乗用する車として位置づけられている。藤原為光が輦車宣旨を得ず、永観元年（九八三）十二月十九日に朔平門までの「侵入」に筵張車を利用している。密々の行動として利用されたのであろう。『枕草子』は雨ふらぬ日の張筵の車を敬遠しており、雨天に乗用する車でもあったのであろう。⁽¹³⁾ 『小右記』の長徳元年（九五）年五月七日は、藤原道隆薨去後の牛車に関わる問い合わせに藤原実資が答えており、服喪期間の筵張車の利用を勧めている。そのほか、永祚元年（九八九）三月九日は、円融法皇が東寺に御幸の際に筵張車を利用している。筵張車は密々の行動や雨天、服喪期間や法皇の寺への御幸に利用されたことが古記録に散見される。

網代車

網代車は『西宮記』に記載のない車である。長保三年（一〇〇一）の公家新制では、四位の者の乗用する牛車として位置付けられるが、源高明が左遷（安和の変）の際に網代車を利用したことが初見である。寛弘二年（一〇〇五）四月二十日の賀茂祭の見物に際し、花山上皇は網代車の車輪に金漆を塗り美しく仕立てたとある。寛仁四年（一〇二〇）九月十三日は藤原実資は陽明門に見慣れぬ網代車が駐車してあるのを目撃し、参内後に一台は藤原斉信のものであることが判明したとある。陽明門は内裏に参上する公卿が牛車を留め置く門で、公卿が檳榔毛車を利用したことからすれば、網代車の駐車はこれまでなかったことと思われる。『左経記』の長元元年（一〇二八）正月十七日条は、藤原頼通が父藤原道長の烏戸野での葬送を終えた際、網代車で帰ったとある。また同年十二月二十五日に経季が兼綱娘と婚姻の折、藤原実資は網代車を貸したとある。治暦四年（一〇六八）十一月

十六日の賀茂社への宣命使派遣に網代車を利用している。網代車の用途は広く、左遷や賀茂祭の見物、服喪中や婚姻、宣命使の派遣などに利用されている。陽明門に駐車された網代車については、藤原実資は奇異の目でみていることから、当該期に参内に利用されることは稀であったと思われる。

唐車

『西宮記』に唐車の記載はない。『小右記』の長和三年（一〇一四）十二月二十五日条は、藤原道長が檳榔の入手困難を伝えて、唐車はどうかと提案している。藤原実資は、檳榔は毎年張り替える必要がないことを返答している。この記述からは、藤原実資の乗用した牛車が檳榔毛車であったことがわかる。京楽真帆子は、政界のトップにある藤原道長が摂政藤原兼家も乗車した格の高い唐車に乗りたいたのだと述べている。⁽¹⁴⁾ 唐車は、永祚元年（九八九）三月二十二日の春日大社への行幸に際し、摂政藤原兼家が新造したことがわかる。しかし、ただ乗りたい欲求だとするだけでは、藤原道長と藤原実資との問答の真意は読み取れないであろう。まず唐車は、寛和元年（九八五）九月十九日、堀河院から円融寺に遷御した円融法皇が乗車したのが初見とみられる。そのことから、唐車が出家の上皇が利用したものとみることができる。天皇が讓位すると、臣下が馬や牛車などを献上する例であり、円融上皇には太政大臣藤原頼忠と左大将藤原朝光、春宮大夫藤原為光らが馬、右大将藤原濟時は牛を貢上し、左大臣源雅信も牛車と馬を献上していることが『小右記』によって知られる。唐車と檳榔毛車との前後関係を考察してみると、唐車は檳榔毛車より後進、つまりは新型の牛車であることになる。藤原道長とすれば、入手しにくい檳榔の葉を手に入れてまで檳榔毛車を製作するよりも、製作しやすい唐車への変更を提案したのではないだろうか。要するに、藤原道長が藤原実資に唐車に乗ってはどうかと持ちかけたのではないだろうか。しかし、『小右記』の長元三年（一〇三〇）八月二十二日条に藤原実資が檳榔の葉を入手した記事があり、檳榔毛

を入手し得る立場の藤原実資は、檳榔毛車は毎年張り替えるものではないとして唐車の乗車を断ったのだと思われる。

また円融法皇が正暦二年（九九一）二月十二日に崩御し、その年の内にキサキである皇太后藤原詮子が出家して東三条院となる。東三条院は長谷寺に詣でる際に「からの御車」、つまり唐車に乗ったことが『栄花物語』に記されている。そのほか藤原実資に唐車を勧めて以降、藤原道長は寛仁二年（一〇一八）三月十三日に小式部の下向に際し、唐車を与えている。寛仁二年（一〇一八）三月十三日の石清水臨時祭に藤原道長は唐車に乗車し、同年四月二十一日の賀茂祭にも唐車に乗車している。藤原道長はこのとき太政大臣を辞任しており、前摂政の身分である。藤原道長の娘藤原妍子は故三条天皇のキサキであり、その娘禎子内親王著袴の際、唐車に同車している。また妍子の姉藤原彰子も、母源倫子の六十賀の際に唐車に乗車している。

後三条天皇は讓位のものち、延久五年（一〇七三）正月八日の母陽明門院への参観に唐車を利用している。⁽¹⁵⁾また白河上皇は摂政の車を差し出すよう命じ、藤原師通は車副二人に牛童を加えて奉進することを了承している。

『後二条師通記』の応徳三年（一〇八六）十二月一日の記事は、翌日檳榔毛車が献上されたことが記されている。寛治元年（一〇八七）二月五日、鳥羽殿の完成にともなう御幸に、白河上皇は「唐車、檳榔総」を利用している。その後も積極的に唐車を利用し、唐車は白河上皇の移動手段となっていることがわかる。後白河天皇讓位の際は、御幸料の御車は大殿藤原忠通が調べ献上したと、『兵範記』の保元三年（一一五八）八月十七日の記事にはある。またこのことは藤原師実が応徳三年（一〇八六）に白河院に車を献上したことによるとあり、摂関家の故実であることを知る。

唐車は上皇や法皇、女院などが利用し、臣下の立場では摂関家の前官の立場にある者が利用している。宇多上

皇は檳榔金飾を利用したが、円融法皇以後の上皇や法皇の車は唐車といえる。

半蔀車

半蔀車は『西宮記』に記載のない牛車である。その初見は、『扶桑略記』の寛治二年（一〇八八）二月二十二日、白河上皇が高野山に御幸した際の摂政藤原師実の牛車とみられる。その後、殿下藤原師実は奈良に赴く際にも「ハしとみ御車」に乗車したことが『後二条師通記』の寛治五年（一〇九一）十二月二十一日の記事にみられる。長治元年（一一〇四）四月十八日の賀茂祭では、白河法皇が半蔀車に乗車し、十二月二十八日には藤原宗忠が密儀として半蔀車に乗車している。天仁二年（一一〇九）十一月二十二日は典侍が半蔀車を利用している。天永三年（一一一二）四月三日、藤原師実は院の召しに応じて半蔀車を差し出している。半蔀車の出現期は十一世紀であり、事例からは半蔀車は京外に赴く際に利用されたといえる。平徳子の入内の際に半蔀車を利用して驚かされているのは、本来入内に利用されてきた牛車とは異なるからである。

八葉車

八葉車は『西宮記』に記載のない牛車である。嘉保二年（一一〇九五）四月十七日の齋院御禊の前駆を平時範らが務めたおり、「八葉網代」であったことが『大日本史料』（第三編之三）「飾抄」に記載されており、それが初見と思われる。「飾抄」は八葉文の大小を問題としているが、「八葉網代」とあることから、八葉車とは網代車のことでもある。嘉承二年（一一〇七）四月十四日の齋院御禊の際にも網代八葉車、小八葉車が利用されている。

輦車

輦車については本論第三部第八章および第九章でも述べており、十三世紀に到るまでに輦車ばかりでなく輦車宣旨自体もみられなくなることは、すでに指摘している。輦車のゆくえは、絵図からも追えるようである。

二条兼基所持の牛車絵図には輦の絵様も収められており、中世撰関家に輦車の絵図が残されたことを、徳仁親王・木村真美子が明らかにしている。⁽¹⁶⁾牛車の製作準備過程で描かれた可能性を持つ牛車絵図は、中世を通じて九条家や西園寺家にも残されたが、西園寺家の分家である洞院家、実泰の所持した牛車絵図に輦・唐車・一門の殿上人の時に乗用する車の絵様は含まれず、輦車の図は当該期に残されていなかったとある。

以上、史料に基づき金銀装車、檳榔毛車、糸毛車、板車、筵車、網代車、唐車、半蒔車、八葉車、輦車の考察を行なった。撰関期にはほとんどの牛車が出揃い、半蒔車は院政期に出現、網代車の亜種である八葉車は、塗色し八葉を散らしたものである。牛車は部材による多様性を持ち、その種類の多さは今後の検討課題といえる。

唐車は撰関家も所有した牛車の種類であるが、院政期には上皇の牛車は唐車に固定化する点は指摘できる。そして複数の臣下による、讓位の際の移動手段の献上の慣例は、後三条・白河・後白河の三代の上皇によって、撰関家による牛車の献上儀礼へと変化している。院政の成立と撰関家による牛車献上が繰り返された結果、牛車は院に吸収されることになったといえる。『方丈記』は、「又、治承四年ミ十月ノ比、ニハカニ都遷リ侍キ、(中略)家ハ壞タレテ、淀河ニ浮カビ、地ハ眼ノ前ニ畠トナル、人ノ心皆アラタマリテ、タダ馬・鞍ヲノミ重クス、牛・車ヲ用スル人ナシ」と、治承四年(一一八〇)の福原遷都後には牛および車は激減し、騎乗に変化したことを記している。⁽¹⁷⁾牛車を移動手段とした貴族が、福原遷都のために平安京から姿を消したことを評していると思われる。その後、後白河院は源頼朝の参院に際し、毛車(檳榔毛車)・庇車、束帯・直衣などの装束、劍の緒、隨身舎人の装束などを調進し下賜したことが『吾妻鏡』の建久元年(一一九〇)十一月三十日条に記されている。(以下、『吾妻鏡』の記述による)源頼朝は右大将家の直衣始に檳榔毛車を利用し(十二月二日)、右大将・納言辞任後は半蒔車に乗車して参院している(十二月九日)。十二月十三日は、御車三両(毛車)とあり、そのう

ち二両は鎌倉に送られ、以後將軍家は鶴岡八幡宮の社参に牛車を利用してゐる。將軍の居住地である鎌倉においても將軍家を中心とした牛車や輿が利用されている。源実朝の右大臣就任直前には、後鳥羽上皇より新装束・檳榔毛車・半部車が下賜されており、鎌倉將軍の移動手段は牛車であることを指摘できる。京楽真帆子は牛車を平安貴族文化の象徴と位置付け、牛車を軸として都の文化の展開を追うことを述べている。⁽¹⁸⁾平安京における乗車文化としているから、都とは平安京のことを指すのであろう。だがすでにみたように、中世前期は鎌倉においても牛車は利用されており、牛車は律令制的な身分秩序を有する者の象徴といえる乗り物であることが指摘できよう。本論では、馬・牛車からみた身分秩序について考察した。律令では官人の日常的な公事のための移動手段を規定しなかったが、天武朝において馬を官人層の移動手段に定めたことを明らかにした。下馬礼・車礼の考察では、路上の儀礼行為が社会身分によって行なわれる、身分秩序を維持する役割を担ったことを明らかにした。九世紀の牛車政策では、移動手段は天皇の許可を必要とすること、そして十世紀の牛車政策を経て貴族は、馬とともに牛車を移動手段として選択しており、以後、牛車は身分標識として機能することになる。牛車は、朝廷官位を有する者の移動手段として、日本社会に長く根づく身分表象となったことを明らかにした。

註

(1) 礪波護「唐代における僧尼拝君親の断行と撤回」(『唐代政治史研究』同朋舎、一九八六年、初出は一九八一年)五〇六〜八頁。

(2) 岡野浩二「天台僧延源の大威儀師補任について」(『寺院史研究』一四、二〇一三年)三二〜三頁。

(3) 桃崎有一郎「中世武家社会の路頭礼・乗物と公武の身分秩序」(『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣

出版、二〇一〇年）一三九頁。

(4) 水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）三〇一―三七頁。

(5) 佐々木文昭「平安時代中・後期の公家新制」（『中世公家新制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九九五年）七三―五頁。

(6) 京楽真帆子「平安京における牛車文化―ミヤコを走る檳榔毛車―」（仁木宏編『日本古代・中世都市論』吉川弘文館、二〇一六年）八四―五頁。

(7) 徳仁親王・木村真美子「『九条家車図』の成立をめぐって―附、学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』解題および翻刻―」（『学習院大学史料館紀要』一四、二〇〇六年）三―一〇頁、徳仁親王・木村真美子「『西園寺家車図』諸本の研究」（『学習院大学史料館紀要』一一、二〇〇一年）一一―三頁、および徳仁親王・木村真美子「忘れられた車図―陽明文庫所蔵『納言大将車絵様』および『車絵』について―」（『学習院大学史料館紀要』一一、二〇〇三年）二二九―三二頁。

(8) 高橋秀樹「貴族層における中世的「家」の成立と展開」（『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年）一一―七頁。

(9) 樋口健太郎「平安末期摂関家の「家」と平氏―白河盛子による「家」の伝領をめぐって―」（『中世摂関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出は二〇〇四年）一六二―八頁。

(10) 京楽真帆子註（6）前掲論文。

(11) 東海林亜矢子「母後の内裏居住と王権」（『お茶の水史学』四八、二〇〇四年）六一頁。

(12) 樋口健太郎註（9）前掲論文。

- (13) 筵張に雨よけの用途はあり、ほかに雨皮の存在がある。佐多芳彦「輦輿の雨皮」(『服制と儀式の有職故実』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九九四年) 三〇四〜七頁。
- (14) 京楽真帆子註(6)前掲論文。
- (15) 「為房卿記」東京大学史料編纂所データベース。
- (16) 徳仁親王・木村真美子「『九条家車図』の成立をめぐる―附、学習院大学史料館所蔵飛鳥井本『九条家車図』解題および翻刻―」(『学習院大学史料館紀要』一四、二〇〇六年) 一七頁。
- (17) 新日本古典文学大系(岩波書店、一九八九年) 七〜八頁。
- (18) 京楽真帆子註(6)前掲論文。